架せしと見えて、鎌倉権名寺元亨四年八月二十五日北條相摸守高時修理大夫貞顯が文書に、遠江國天龍河、下總國高野川橋事、任二先例一可レ致二沙汰一とのせ、現に村民次郎右衞門屋鋪の背後、古利根川中に古き杭今に存せり嘗てこれを拔んとて種々力を盡せしが、拔得ずして纔に杭の頭を切り、臼に作りて今に傳へり、又隣郡埼玉の内須賀村の傳へに、古の鎌倉街道とて、同郡久米原村の方より入り古利根川をこえ、下高野村に通ぜしよしをいへり、村内にて日光御成道及千住道の二條合せり、村に係ること御成道は長さ十七町餘、幅四間、千住道は二十五町餘、幅四間、江戸よりの行程千住往來の方は十一里餘御成道の方にては十二里に餘れり、民家二百十七、東は天神島村、西は下野村、南は茨島村、北は幸手宿なり、用水は村内琵琶溜井を用ゆ、古くは御料なりしを天明三年大久保加賀守に賜ひ今に替らず、庄名及撿地は前村に同し、外に延享五年神尾若狹守糺せし新田あり、

高札場

志手沼　幸手宿の界にあり、橋あり、志手橋と云、幸手宿にて作れり、〇古利根川西を流る形琵琶に似たるを以て琵琶溜井と呼、五所に圦樋を設けて、新方、八條、淵江、松伏、二郷半、西葛西、東葛西、幸手領等の用水に引けり、ことは埼玉郡增林村にも載す、

神明社二　一は村の鎭守なり、修驗著　〇天王社是も鎭守なり薩院持、一は光福寺持、

末社天神　應永の頃一色氏此邊を領せし頃、五ヶ所の天神を勸請せし其一なりと云、神扉村の條見るべし、

〇愛宕社眞福寺持　下同じ　〇羽黒權現社〇香取社觀藏院持　〇八幡社持前に同じ　〇第六天社光福院持

觀藏院　新義眞言宗、內國府間村正福寺末、不動山と號す、本尊彌陀を安ず、開山惠宥享保五年二月朔日寂す、

不動堂〇金剛院同末、明王山と號す、本尊不動を安ず〇光福院これも同末、開山光意寬永十二年七月三日寂す、本尊大日を安ず、〇神宮寺淨土宗、足立郡鴻巢宿勝願寺末、鷹尾山滿巖院と號す、古は能滿寺と號し、寺領若干ありしが、天文の頃兵火にかゝり且寺領を失ひし後、次第に衰微せしを元龜二年勝願寺不殘和尙中興して、今の寺號に改め、村名をも神宮寺村と稱せりと、今も石標などこの村名をえりしものあり、當時大寺なること知るべし、堂傍に三間四方ばかりなる池あり、當時大旱にても水涸れずと云、池上　薬師堂春日の作、長一尺二寸、鎌倉將軍頼朝建久年中この地に放に水神の小祠を安ず、鷹それけるを、薬師に祈念して鷹をかへせり、鷹の時、鷹尾山と名くべき由頼朝命ぜりと緣起に見えたり、因て鷹

樓鐘は近年の鑄造なり　〇眞福寺天台宗、幸手宿常光寺末、羽黒山と號す、本尊大日を安ず、開山滿巖元祿二年五月晦日寂す、〇菩薩院當山修驗、京都三寶院末、安波大杉明神

〇下高野村附持添新田　下高野村は、鷲宮鄉に屬す、庄名用水本田の撿地は上村に同じ、江戸より十一里、家數百二十三、東は杉戸宿、北は大島茨島の二村、南は古利根川を界ひ埼玉郡須賀村、西は下野和戸の二村なり、東西十五町、南北八九町、正保の頃より前島、天野、青沼三氏の知行にて、子孫今前島太郎左衞門、天野左近、青沼鐵太郎等の知行なり、この餘持添の新田あり、そこの撿地は寬延二年吉田源之助、稻守勘右衞門糺し、御料所となれり、又村の西に日光御成道係れり、東側長四百四十九間、西側は長二百五十三間、當村の地にして其餘他村なり、幅四間半より五間に至れり、又古へ杉戸宿より當村西の方を、日光往還貫きて御成道に合す、是萬治年中開きし所なり、古街道は屢水溢あるに因てなり、されと此古道も今騎西鷲宮への往還とす、

高札場三ヶ所

小名　堂ノ下　西北の方なり、古へ永福寺この所にありしと云、　小谷堀

古利根川　南方埼玉郡と當郡との境を流る、幅十五間に至る、　〇和戸橋古利根川に架す、長十一間幅二間半、公よりの修理にして日光御參の道に當れり、

御所權現社　永福寺の持、下同じ、　〇熊野社〇稻荷社二ヶ所は永福寺の持、一は村持、〇辨天社東大寺持、下四社並同、　〇木々子明神社祭神詳ならず〇第六天社〇愛宕社〇淺間社〇荏柄天神社幸手宿一色氏別業跡なりといふ、僅に除地を存して、餘は年貢地となる、專求院持、〇白山社全長寺持　〇山王社宗泉寺持

永福寺　新義眞言宗、平須賀村寶聖寺末、龍燈山と號す、小名堂の下にありし年代は傳へず、本尊彌陀は行基の作、長五尺七寸の坐像なり、開山詳ならず、後圓融院の御宇僧覺宥中興せり、明德三年七月廿三日第三世日尊、已が父因幡が罪業消滅の爲に、施餓鬼供養の法を修せしより以來、今も其法修せり、その日參詣の人群集するをもて、土俗施餓鬼寺とも稱せり、境內に因幡池とて小池あり、日尊始て施餓鬼の法を修せしとき、龍燈現せしより當寺の山號とせりと、今按に因幡池は當時因幡か屋敷の內にて、日尊施餓鬼を修せし奇瑞ありしにより、寺を移して龍燈山と名付しなるべし、當時施餓鬼の緣起、及ひ閻魔王日尊に示すの偈等あれど、妄誕怪異取に足らず、

地藏堂　位牌堂　鐘樓新鑄の鐘なかく、　〇全長寺禪宗曹洞派、幸手宿寶持寺末、

高野山と號す、開山は本寺五世義山、元和二年六月七日化す、開基は一色善十郎直春なり、本尊正觀音の坐像なり、

白山社　鐘樓萬治年中の鐘は破損し、〇宗泉寺同宗同末、醫王山と號す、

本尊藥師の坐像を安ず、當寺も義山が開く所にして、一色氏の菩提所なりしと傳ふ、　〇專求院淨土宗幸手宿聖福寺末、本尊阿彌陀、元一色氏の念佛堂にして、專心庵といひしが、後に一寺となれり、　〇東大寺來復山と號す、本山派修驗、聖護院門跡配下にて年行事役を勤む本尊不動立像、智證大師の作なりと云、往昔は草堂にてこの本尊を安置せしが、文治中に西行法師奥州に下らんとしてこの堂を拜す、時に寒氣に侵されて暫憩息し、病いゆる時たまたま至日に逢、依て來復山と號し、去て奥州に赴く、幾程なく東大寺の重源上人勸進の爲め下向の時、西行の所緣に依て此地に久しく滯留す、遠近の人來集し、此堂を呼て東大寺と す、よりて南都の堂宇にならひて結構す、此堂を呼て東大寺と而來法燈をかゝげ

西行法師を開山とし、重源上人を第二世となす、第九世道秀は菅原氏にて、元弘の頃京師より來てこの地に居る、正慶二年新田義貞に與し、鎌倉に攻入、高時滅亡の後義貞黃金米穀をおくり、境內八町の地を寄附し、堂塔を再建す、これを中興とす、應安三年に寂す、初文治二年開闢せしより、嘉吉三年住僧觀圓に至るまで百四十八年、淸僧にて相續し、道秀よりこのかたは修驗となり、子孫相續、今の道顯に至るまで二十一世なりと云、道秀が玄孫道明が記せし緣起あり、その文に、下總國葛飾郡來復山東大寺者、往昔智證大師刻彫之風童尊像、所安置于艸堂松林地也、文治二丙午年、西行法師下向于鎌倉謁賴朝公、傳和歌道、去而將入于奥州、遊歷總武之間、初冬過此地日、降雪盈尺、薄食乏勞倦辛苦、不圖到于此阿遮羅堂、一首詠曰、須天波天々美波奈幾毛乃登於毛邊登毛、由幾乃不留比波佐武久古曾阿禮、凛冽難堪肌寒疾痛意僵臥戶外、明日幸有禮明王者、視之猶如死者、急告村老、與湯藥及衣服、於是少愈、因問其名、衆民憐之、日饋飲食、西謂里人能養予、々亦可施法、則說十界一如諸法實相之理、雖然如聾啞更不肯、□□又方便而談往生極樂之事、於斯皆起信念佛師之給仕、敢請爲造作一廬、令往于此地、曰予欲爲南都大佛再興往見秀衡疾愈速去、曰然則我等亦奉小財、願納受之、曰東大寺重源者、他日來宜供養之、西之疾及於冬至之頃悉愈、衆喜祝之、西莞爾戲曰、天地一陽來復、日添一線長、野僧亦元氣來復壽歷千歲、終當名此松林謂來復山矣、衆知西之不可久住之志、密使工人彫西之像、々成而目眞也、會西見之、西大嗔曰、嘗有圓位號、雖爲木像何留于□穢土乎、提携彼像拋擲大地而出、唯顧庭苒一古松樹走去而已、□村人呼此樹而名西行見回松云云、厥後重源巡行諸國到于此來復山、因西之言寓于此艸堂、勸進近里遠村、自爾以來目曰東大寺也、重源初來時笈掛彼松、或曰笈掛之松矣、抑開山於西行、創寺於重源處々也、寶德二庚午年冬十二月　釋道明書之、高師直歌曰、美知以曾久、遠知古知比登毛古末登女天、美加邊利末津遠美加邊羅佐羅女也、

半鐘　文龜年中の鑄造なり、本堂後にかく、鐘銘來復山夫當境文治中西行法師逢雪病漸復、而戲曰來復山、亦重源律師捧牒來而勸進、故號東大寺、固由來尙不可有無磬鐘、因命鳧氏鑄以鎭阿遮羅草堂、名曰、蒲罕見汝、有口能鳴、十界咸益、四邊自驚、聽音免苦、求法傳聲、收練永耀、口致升平、文龜辛酉晚冬葛飾郡來復山菅原朝滿、

什寶　不動畫像一幅　巨勢金岡筆

正親町院宸翰一幅　後陽成院宸翰一幅

詠春日祝言　和歌　周仁

君か代は千よともさゝしうらいとの、八百萬代の神にまかせて

聖天像一體　正親町三條家不知名寄附　天滿宮畫像一幅　土佐光信筆　鎌倉將軍源賴朝書翰一幅

小僧下山之時御同意一人右□□

五時講出仕狀之以東以下方沙汰を□徒僧力者等も今日可上候也恐々謹言

四月二日　賴朝花押

西行法師木像一體　古緣起に載る所、眞像是なり、西行拋擲せし時破裂せしまゝにて藏せり、

重源上人畫像一幅　南部東大寺より來りし物にして、本院眞像寫なりと云、　西行法師自筆和歌一幅

詠草花末和哥　藤原義淸

おみなへしたれに心のむすほれて、猶とけやらぬは

なのしたひも

糂粃瓶一口　懷劍一柄　月山作　虎狩畫一幅　古法眼元信筆　魚獵畫一幅　文徵明筆　見返松題辭一軸　朝散太夫林信充作　轉眄松銘一幅　東都西城侍讀鳴鳳卿作

東照宮　庭前にあり、御神體は御畫像なり、束帶にて御腰上ばかりを出せり、白髮の御姿御老後の御像と見ゆ、今は憚りて寶庫に秘藏し、假に幣帛を御神體とす、

見返松　門前にあり、其說既に緣起に見ゆ、今は枯て後植つきし木也、

舊家者甚左衞門　氏は新井にて、先祖伊勢守源貞と云もの、小田原北條氏の家人なり、故有て致仕し、後一色氏に從ひしが、一色氏沒落の時其子當村に來りて土着し、今に至て子孫相續すと云、幸手宿名主右馬之助も、先祖を伊勢守源貞といへば、當家と同家なることは疑ひなけれど、其傳を失へり、嚮に一色宮內大輔が年忌を修せし時、丹波氏より尋來り、系圖を所望して持去、白銀上下など與へて謝せしと云、されば當家の方却て正統なるもしるへからされど、系圖を失ひたれば今より考ふべからず、先祖の遺物なりと云槍乘鞍を藏せり、

○下野村附持添新田　下野村は、庄名用水、元祿の撿地、持添新田のこと等前村に同じ、江戶より十一里半、戶數三十五、東は茨島村、南は下高野村、北は上高野村、西は古利根川を限て埼玉郡太田吉羽村なり、當村も御料たりしに寬永元年今の地頭山高新右衞門、鈴木市左衞門が祖先に賜へり、日光街道村內を貫けり、

高札場

小名　美濃輪

古利根川　村の西を流る、これ郡境なり、

香取社　村の鎭守なり、福正院持、下二社同じ、○天神社○第六天社○八幡社是も鎭守なり、村民持、

福正院　新義眞言宗、埼玉郡南篠崎村普門寺末、藥王山と號す本尊大日、開山榮叶慶長元年創設し、寬永二十年二月寂す、

藥師堂○瑞光寺　禪宗、京都鷹ヶ峯源光庵末、白花山と號す、本尊釋迦開山隱之道顯享保八年七月起立し、同十四年七月朔日寂す、○不動堂　村民持

○天神島村　天神島村は、村內天神社池中の島にあるを以て起れる村名なり、庄名用水、及撿地等前村に同じ、江戶より十二里、戶數四十五、東は平須賀村、西は上高野村、南は吉野村、北は上吉羽村なり、東西四町、南北十町、こゝも御料にて、元祿年中今の地頭大久保荒之助久津見錠五郎、三浦五郎左衞門が先祖に賜はれり、

高札場

天神社　村の鎭守なり、村名の條にいへる天神社これなり、神體坐像長一尺六寸許、運慶の作、日本三體の一なり、緣起及土地の傳說を考て折衷するに、應永の頃一色氏、田宮幸手の舊名なりに居住して、この邊を領せしとき、幸手宿、平須賀、上高野、神扇、及當所すべて五ヶ所に天神を勸請して守護神とす、當社は荏柄天神を勸請せりと云、古棟札あり、此棟札文字を彫あけしものにて、字體木理等まで、いと古色なればその圖を左に出せり、

梵字　奉再興天滿宮應永七庚辰年　二月廿五日　天神坊中興良算

當時は社地の四邊に水あるを以て、菅靈嶋と號す、この沼元は平須賀、倉松、與瀬を通じて三沼ありしと云こと緣起に見ゆ、與瀬と云はこの天神嶋なるべし、天正の末に水溢して利根川の堤崩し時、此邊一圓に汎濫して社地のみ水中に現れたり、水に溺しものこゝに打寄せられて死せざりしも有しは、天神の擁護によるなるべし、時の領主一色宮内大輔直朝社を再建すと云、別當滿福寺新義眞言宗、平須賀村寶聖寺末、繪拇山と號す、本尊十一面觀音なり、

行福寺　江戸金剛院末、本尊大日、

一色宮内大輔屋敷蹟　村の中程なり、今畑となれり、天正年中一色宮内大輔直朝幸手宿にありて、當時天神社の再建の頃、しばゝゝ參詣すべき爲構へし屋敷なりと見ゆ、

○吉野村　吉野村は、鷲宮郷と唱ふ、庄名江戸よりの行程、用水、撿地の年代前村に異ならず、戸數二十四、東は平須賀村、南は上戸村、西は茨島上高野の二村、北は幸手宿なり、東西の里程は他村入會たれば辨し難し、南北は八町に餘れり、當村も古御料にて元祿十一年に始て村を五分し、猪子佐太夫、松波六左衞門、小出靱負、岡野主水の四人に賜ひ、今も其子孫猪子英太郎、松波五右衞門、小出又五郎、岡野吉之丞なり、殘る一分は今も御料所なり、大島新田に當村の飛地あり、

小名　畑株　村の西を流る、幅五六間、土橋二ヶ所あり、一は境橋といふ、長六間、一は沼橋といふ、長九間、

上郷落堀

天神社　下野村福正院持、下二社同じ、○辨天社○八幡社蕎麥嶽明神社　祭神を詳にせず、宮内寺持、

宮内寺　新義眞言宗、平須賀村寶聖寺末、八幡山と號す、本尊藥師、　八幡社青龍權現社　○三光天合院　宗、幸手宿常光寺末、本尊は大日なり、　地藏堂　村民持

○茨島村（バラ）　茨島村は、寛永年中幸手宿の民新井平左衞門槃闢せしと傳ふ、鄕庄の唱、用水、撿地等前村に同し、江戸より里數十一里を隔つ、戸數五十一、東は下高野村西は下野村、南は吉野村、北は大島村なり、東西十町、南北二町許、始は御料たりしか何の頃か大久保氏に賜はりしより、子孫荒之助に至れり、村の中程日光往還貫けり、道幅六間、

高札場

小名　將監谷　上新田

稻荷社二　村の鎭守なり、一は下高野村東大寺持、一は楊柳寺持、

楊柳寺　新義眞言宗、內國府間村正福寺門徒、茨嶋山と號す、藥師を本尊とせり、　天王社　楊柳觀音堂

○上戸（カミト）村　上戸村は、鄕庄の名江戸よりの行程、撿地の年代前村に同じ、戸數二十、東は安戸村、西は吉野村、南は大島新田、北は平須賀村なり、東西五町、南北四町に足らず、用水は琵琶溜井より引り、正保の頃は御料所なり、後竹本、三宅、森川の三給となり、子孫竹本治左衞門、三宅惣太郎、森川鉾太郎に至れり、大島新田の內に當村の飛地少くあり、

高札場三ヶ所

惡水落堀　西の方吉野村境を流る、字上鄕落堀と唱ふ、幅八間、土橋二ヶ所を架す、堀に傍て堤あり、高六尺

香取社　村の鎭守なり、正明院持、下二社同じ持、○天神社○愛宕社○山王社　村民持

正明院　新義眞言宗、平須賀村寶聖寺末、古秀山と號す、本尊大日、

○大島村　大島村は、鄕庄の唱、江戸よりの里數、用水撿地前村に異ならず、正保の改に大島新田伊奈半十郎御代官所と載たり、其後村となりしなるべし、中古三宅、森川の二氏に賜はり、今子孫森川鉾太郎、三宅惣太郎に至れり、この惣太郎が知行は一たび御料所となり、再び三宅氏に復せる由をいへり、戸數二十七、東は大島新田西は茨島村、南は下高野村、北は吉野村なり、東西四町南北四町半、

高札場

稻荷社　村の鎭守なり、下高野村東大寺持、

大島院　禪宗曹洞派、幸手宿寶持寺末、北野山と號す、本尊大日、　天神社

○大島新田　大島新田は、川邊鄕に屬す、もと安戸沼として渺々たる池なりしを、享保八年江戸柳橋に住する商人清兵衞と云もの槃闢せり、清兵衞は大島を氏とす、故に村名となれり、天明七年清兵衞五十回追福の爲に建し墓誌に、此槃闢の顚末を記せり、其祖先は美濃人、大島藏人義繼の後胤、太井田太兵衞義氏とて鷹飼をもて業とせしが、台德院殿の御時此地に移り、田地を給り、義氏の孫に至て本姓大島に復し、其男九郎兵衞、其子清兵衞、元文三年六月八日沒し、江戸靈巖寺に葬ると見えたり、庄名江戸よりの里數前村に同し、戸數三十三、東は佐左衞門村、西は大島村、南は倉松村、北は安戸村なり、東西十一町、南北六町餘、天明三年大久保安藝守に賜はり今子孫加賀守領す、撿地は延享三年神尾若狹守糺せり、

高札場

稻荷社　村民持

○杉戸宿附持添新田　杉戸宿は、日光及び奥州の街道にて、足立郡千住宿より第五の驛亭なり、庄名前に同じ、鷲宮郷に屬す、江戸より十里半、古は杉戸村と號せり、

元和二年人馬の繼立を命せられ、宿驛となりしより村を改て町と唱へ、既に正保元祿二度の改にも町と載せたれば、宿の唱は其後のことなり、當所は人足二十五、人馬二十五疋を定數とし、北の方幸手宿へ一里二十五町、南の方埼玉郡粕壁宿へ一里二十一町、其餘同郡岩槻町へ三里、久喜町へ二里、下總國關宿町へ二里、同國寶珠花村へ二里の間を繼立てり、依て一萬坪の地子を免除せらる【前太平記】及【源平盛衰記】に載たる杉の渡と有は、則當所のことにて、渡と戸の唱へ同しきを以て、後戸に改めしなどいへど、彼條は上野より武藏に入路の渡りにて、今此所より國界までは若干の里程を隔ち、且埼玉郡向古河村に杉の渡蹟と云地あり、地理のつひて、爰にはあらて、恐くは彼の所その古蹟なるべし、四隣東は清地、倉松の二村、南は古利根川を隔て埼玉郡百間村、西は當郡下高野村、北は大島新田なり、東西十三町、南北十七町程、街道は南北に通せり、家數三百三十、多く道の左右に連住せり、毎月五十の日を以て市をなし、村民時用のものを交易す、用水は琵琶溜井を引て耕植せり、古より御料所にて、撿地は元祿十年酒井河内守改む、隣村倉松村に當所の飛地あり、又明和三年伊奈備前守撿せし持添の新田あり、

高札場　宿の中程にあり

小名　上杉戸　當所に街道より西に分れて、上高野村に達する一條あり、古道と唱ふ、此傍に枝さし掩たる一樹あり、土人這松と呼べり、　新町　下町　中町　上宿　雅樂河原組　與左衛門　舍人　內藏　九軒茶屋

古利根川　宿の南を流る、川幅二十四間、

香取社　東福寺持　○神明社　神明院持　○愛宕　香取合社　寶性院持、以上の三社は宿の鎭守なり、○第六天社　同院の持下同じ、○天神社　○稻荷社　二一は寶性院持、一は村民持　○荒神社　村民持下同じ　○八幡社

寶性院　新義眞言宗、埼玉郡百間村西光院末、杉戸山と號す　本尊胎藏界の大日を安せり、當寺は古郡中幸手宿の城主一色宮內少輔義範建立して不動坊と號せしが、元和二年敎誡と云僧今の院號に改しとのみ傳へり、一色氏のことは幸手宿を始、近村居蹟の條々其傳散出たれば、合せ見るべし、　不動堂　鐘樓　元祿五年の鐘なりしが、損せしより寬政七年鑄改めり、　○眞藏院　同宗、同門徒、八幡山と號す、慶長十九年の草創なりと云、本尊大日、　○神明院　同宗、東大輪村密藏寺門徒、普照山と號す、本尊胎藏界大日、　○東福寺　同宗、內閣府間村正福寺末、香取山と號す　榮眞と云僧元和九年草創し、其頃は門徒なりしが、文化十一年僧祐敎法流相續せしより、寺格改り今の如く末寺となれり、本尊不動、　○善德寺　禪宗　曹洞派、小淵村淨泰院門徒、慈眼山と號せり、　○田中寺　天台宗、開山全鐵寬永六年造立す、本尊正觀音、

埼玉郡慈恩寺村慈恩寺門徒、長壽山と號す、寬永元年光海といへる行人當寺を開き、貞享五年寂せり、本尊大日、

稻荷社　辨天社　金毘羅社

○清地（セイチ）村附大壽院新田　清地村は、鄕庄の唱、撿地の年代、用水等前村に同し、江戸より十里、民戸百四十九、東は堤根村、南は古利根川を隔て埼玉郡百間村、西は郡內杉戸宿、北は倉松村なり、東西十九町、南北五町、昔は御料所なりしが、元祿十一年酒井日向守、三宅傳左衛門、高田乙次郎、能勢武左衛門四人に賜り、今子孫酒井彌門、三宅鑄之助、高田斧吉、能勢龜之助知行せり、其餘持添とせる大壽院新田と云あり、寬延二年吉田源之助、稻守勘右衛門撿地す、

高札場四ケ所

小名　三本木　爰に一里塚あり　上清地　下清地　九右衛門新田　豐後　麹町

古利根川　南を流る、幅二十間、此川に土橋を架す、清地橋と唱ふ、長十三間、幅九尺なり、百間幸手二領にて作る處なり、

近津明神社　村の鎭守なり、神體詳ならず、來迎院持なり、下三社ともに持同、　○辨天社　○金山權現社　○雷電社　○神明社　倉松村延命院持　○天神社二一は延命院持、一は來迎院持、　○八幡社　萬福寺持下同　○於泥權現社　泥中より出しに名付と云、神體詳ならず、　○香取社　村の鎭守なり、　○稻荷社二一は來迎院持、一は村持、

來迎院　新義眞言宗、平須賀村寶聖寺末、光照坊花光山と號す　本尊不動は大師の作と云、立像なり、大師は弘法にや、開山宥休慶長十五年八月八日化す、　觀音堂　鐘樓　享保六年鑄造、○萬福寺　新義眞言宗、埼玉郡百間村西光院末、醫王山と號す、本尊藥師、　○至寶院　當山派修驗、蓮本尊不動、　○藥師堂　至寶院持　本尊を安ず、

新編武藏風土記稿卷之三十五　終

新編武藏風土記稿卷之三十六

葛飾郡之十七　幸手領

○倉松村　倉松村は、江戸より行程、鷲宮郷田宮庄に屬す、家數五十七、東南は清地村、西は杉戸宿、北は大島新田なり、東西十三町、南北八町半、御入國の後は御料所にして、享保元年天野某、前島某、青沼某の三人に賜はり、今子孫天野左近、前島太郎左衞門、青沼鐵太郎等か知る所なり、撿地は元祿十年酒井河内守糺す、用水は琵琶溜井より引沃けり、又杉戸宿大島新田に飛地二ケ所あり、

高札場三ケ所

小名　本村　江畑　倉成

惡水落堀　隣村より倉松落の名起れり、幅四間程、享保十五年の堀割なりと、然るに不動院野村の傳に、萬治二年堀割て、近村三十村の組合惡水落となすと云、當村萬治の傳へはなし、流末は樋堀牛嶋二村の間より古利根川に入、又大嶋新田附廻し堀あり、幅三間同年の堀割と云、又字惡水五ケ村落し大善堀と云あり、幅二間堀割年代詳ならず、

香取社　本地十一面觀音と云　○天神社○鹿島社○八幡社○稻荷社

神明社○熊野社以上延命院持　○雷電社清地村來迎院の持

延命院　新義眞言宗、平須賀村寶聖寺末、食松山地光寺と號す、長享元年宥覺といへる僧開きて、大永元年三月二十一日寂す、本尊地藏を安す、本　觀音堂　鐘樓寶曆元年鑄造の鐘をかく、○諏訪院同宗、同末、護法山と號す、本尊十一面觀音を安す、　○全休庵眞言律宗、江戸湯嶋靈雲寺の末、正德五年四月了山坊といへる比丘尼開きしと云、本尊地藏を安せり、　地藏堂

○堤根村附持添新田　堤根村は、民家二百八、東西十七町許、南北十三町餘、四境東は蓮沼村、西は清地村、南は古利根川を隔て埼玉郡百間村、北は當郡幷塚村なり村の南邊に日光街道係れり、幅五間許、又清地村界に一里塚あり、當村古より御料所にして、明和年中村內を若干をさきて松平大和守に賜はりしか、文化四年又御料に復せり、撿地の年代、庄名、江戸の里程、用水等は前村に同じ、新田あり、享保十六年伊奈半左衞門撿せり、外に持添新田あり、是は寬延二年吉田源之助稻守勘右衞門糺せり、爰も開發以來御料所なり、

高札場

小名　藏久新田　源內新田　諏訪新田　上分新田　幸崎新田　藤搦新田　宮內新田　三ツ又新田

倉松落　村內を流る、幅五六間、長七間の土橋を架す、

香取社三　一は村の鎭守なり、神主渡邊大和持、二は村持、　○大龍權現社村持下同じ

稻荷社諏訪社○八幡社○鹿島社○第六天社

馬頭院　新義眞言宗、粕壁宿最勝院門徒、旦照山と號す、本尊馬頭觀音傳教大師の作と云、開山宥盛慶安二年四月十一日○醫王院同門徒、瑠璃山と號す、本尊藥師、○眞乘院同宗、叱鬼山と云、平須賀村寶聖院門徒、本尊不動を安せり、　○九品寺禪宗曹洞派、小淵村淨春院末、滿聚山と號す、本尊阿彌陀、開山宅道元祿十三年三月朔日寂す、　○天然寺淨土宗、埼玉郡大泊村安國寺末、應用山と號す、本尊阿彌陀、開山仰譽寬永十年八月十四日寂す、

○本鄕村　本鄕村は、江戸よりの行程九里半、民戶六十七、南は小淵村、北は堤根村、東は不動院野村、西は古利根川を隔てゝ埼玉郡百間東村なり、東西十五町、南北八町餘、村の中程を日光往來貫く、長八町餘、幅四間程、又村の東よりに關宿往還係れり、古より御料所の外小淵村不動院の寺領交れり、元祿の撿地、及用水は前村に同じ、又明和三年伊奈備前守の改めし新田あり、

高札場

小名　木村　倉附　隼人

古利根川　西の方埼玉郡の界を流る、幅二十五間許、○食松落村の東を流る、幅五間許、長六間、幅九尺の土橋を架す、

鷲明神社　村の鎭守なり、別當嶽之坊小淵村不動院の配下、開山權大僧都龍大元和四年十二月十二日化す、此頃は開山の名を以て龍大坊と唱へしが、第三世より三嶋院と改め、其後又今の如く嶽之坊と改むと云、本尊不動、○香取社○天神社共に嶽之坊の持なり、

廣養寺　禪宗曹洞派、小淵村淨春院末、無量山と號す、開山泰宕宅道延寶四年五月十二日寂す、本尊釋迦、

秋葉社

○小淵村附持添新田　小淵村は、田宮庄に屬し、江戸への行程、用水、本田の撿地は前村に同じ、村內百餘尊權現の緣起に據れは、當時今の古利根川殊に大河にして、當所は水底深き大淵なりしゆへ、亘淵と號せしより、地名にをはせしを、後に文字を假借して小淵と書改といへり民家百十四、東は不動院野村、南は八町目村、北は本鄕村、西は埼玉郡梅田村にて、古利根川を境とす、東西八町、南北十五町、村內日光道かゝること十五町餘、此道の岐道當村にて別れ、下總國關宿城下に達するものあり關宿道と呼ふ、古より不動院此地を領せしは勿論なれど其餘の領主は傳へす、御入國の後は御料と彼寺領入會なりしに、元祿十三年御料の內を分ちて酒井日向守に賜ひしより、今は御代官所の外酒井彌門が知行と、不動院領

入會へり、後年開きし新田は寶曆三年高階傳次郎撿地す其餘僅の新田ありて、寶延二年吉田源之助稻守勘右衞門改め、當村の持添とす、

高札場

小名　本村　島株

古利根川　當郡と埼玉郡との境を流る、幅二十五間許、

百餘尊權現社　村の鎭守なり、祭神詳ならず、別當宮本院、本山派修驗、村内不動院配下、信濃國本田善光の後裔本田光淨開基し、其後文明三年本田四郎三郎正淨と云者、祖先の先蹤をしたひて住職となり、再建せし由、緣起に載たり、按に本田善光がこと、もとより慥ならざることは世の知る處なれど、今姑緣起の儘を記す、　○山王社○天王社○神明社以上三社

宮本院持

不動院　本山派修驗、京都聖護院末、關東修驗年行事職大先達なり、役流山と號す、本尊不動は役行者神變大菩薩のなた作りと稱す、刀斧の痕凡作にあらざること知らる、開山直參法印秀圓天文十三年二月二十九日寂す、北條氏政其外古文書を藏す、御入國の時も先例に依て年行事職元の如く命ぜられ、慶安元年寺領百石の御朱印を附せらる、今も東照宮御下知狀及御書を藏せり、

東上州年行事職之事、聖護院御門跡可被相任御證文條、異儀有間敷候、仍狀如件、

天正八年庚辰正月十九日　氏政(花押)

不動院

定

於西上州、其方年行事職支配內、或背國法、或亂山伏之法度、至自由之輩者、早可有言上、隨事體可被處罪過之由、所被仰出、仍如件、

天正五年七月三日　跡部大炊助奉之

工藤長門守

不動院

傳馬參疋可出之、不動院に被下、可除一里一錢者也仍如件、

天正十二年申六月晦日　塀和伯耆守

自岩付沼津まて宿中

聖護院宮下知狀

關東八州諸修驗中之儀、德川殿ゟ被得御內意候處、如有來聊以不可有御別儀之旨、嚴重之御內證候間、諸年行事堅被存其旨、同行中ゟ可有傳達之儀、簡要被思食之由、依御門跡仰執達如件、

天正十九年二月十八日　法眼(花押)

法印(花押)

不動院

玉瀧坊

東照宮御下知狀

修驗中年行事職之事

右任聖護院門跡被定置先例、領掌不有相違者也、仍如件、

天正廿年正月廿三日　御朱印

不動院

又東照宮の御書

遠路爲音信、飛脚殊陣中祈念之守札、幷下緒到來、祝着候間、全阿彌可申、謹言、

十月十日　御璽印

不動院

就當表在陣、爲音信卷數幷扇子一合到來、祝着候、恐々謹言、

七月廿三日　大納言(御花押)

不動院

右の御書は、名護屋御在陣のとき出されしなるべし、慶長十八年五月五日、本山當山兩山伏出入有之、於御前裁許、武藏不動院有御追放云云と、【駿府政事錄】に見ゆ、後にのせたる榊原式部大輔康政の返翰に、公事初て承り候なと記したるは、此訴訟德院殿の御聽に達して、東照宮御直裁の沙汰に及ばざる時のことなるべし、

以上

御使札披見、本望之至に候、御峯入に付而御上洛御太儀に候、然者眞言棠與之御公事之儀、先度初而承候、全阿彌口上之樣子申上被承候、何樣にも內府樣御諚次第に御坐候、我等領分之儀、何方に置次第に可申付候、次に一束一本送給候、令祝着候、恐々謹言

七月廿八日　榊式太

康政(花押)

不動院　御取　蟲くひ

大猷院殿寺領御朱印

當院領武藏國葛飾郡本鄕村之內百石事、任先規寄附之訖、全可收納、幷寺中門前山林竹木諸役等、免除如有來、彌不可有相違者、守此旨可抽國家安泰懇祈之精誠者也、仍如件、

慶安元年十月廿四日　御朱印

不動院

寺寶　常憲院殿御筆鴨に一軸　菅丞相筆經文殘闕一軸　兆殿司筆靈照女畫一軸　聖護院忠譽親王筆海嶼水雲岐水一軸　中院筆一軸　聖護院道承親王筆老子乘牛圖一軸　相阿彌筆山水畫一軸第六世賴榮へ水戶殿より御緣組あり、殊に光圀卿の御歸依にて、中興ありしと云、されば光圀卿書翰數

通あり、其一を左にのす、此餘公卿堂上等の書多し、

かへす〳〵ことのほか寒く候まゝ、風も御ひき候はぬやうに、かねての保養專にそん候、

今度はい領のすそ分申候へば、御禮として御文のやうなかめ入まゐらせ候、まづ〳〵寒氣に成まゐらせ候ても、そこもと家内いづれも御ぶじのよし、珍重にぞんじまゐらせ候、御老母樣よりも、御文御嬉しくぞんじまゐらぜ候、頃日不動院み戸迄御出候へども、わづらひ故御めにかゝらず、いか計御殘多存まゐらせ候、次而も候はゝ、よろしくたのみ入候、我等氣色もしたひに□□候まゝ、御きづかい候まじく候、めでたくかしく、

十一月五日　　おみき御娘御返事　西山　より

祖師堂　八幡社　天神社　愛宕社　山王社　稻荷社

○淨春院　禪宗曹洞派、常陸國行方郡上戸村長國寺末、士峯山と號す、開山梅室門英、開基一色宮内大輔公保寛正五年二月十七日卒す、公保の事幸手宿の條に委し、慶安元年九月寺領十石の御朱印を賜ふ、本尊釋迦を安置す、

鐘樓　近き年鑄造の鐘をかく、

淺間社　地藏堂　○觀音院　本山派修驗、京都聖護院末

安永二年正月行事職を許さる、小淵山正賢寺と號す、本尊正觀音、應安二年住持玄通が書し緣起有に據は古き像なるべし、中興開山は尊慶と云、年代を知らず、仁王門　太子堂　○玄勝院　天台宗、幸手宿淨光寺末、本尊大日を安置す、

○不動院野村附持添新田　不動院野村は、江戸より行程十里餘、元和二年の開發なり、古へ隣村小淵村不動院の寺領などにて、村名もかく呼へるならんと土人の傳なり又昔空間の原野にて屬する處もなく、不動院より人を出し草など刈取しかば、今の如く云習はし遂に村名となりしならんとも傳へり、民家百二、南北十一町程、東西は隣村に入會て辨し難し、四境東は大塚村、西は小淵、本鄉の二村、南は八町目村、北は本鄉村なり、用水は上高野村の溜井を引來れとも、この水涸れは村内倉松安戸の惡水をせきあけて用水ともなせり、古より御料所なり、撿地は近村と同く元祿の改あり、後寶曆二年野呂伊右衞門、明和三年伊奈備前守新田地を撿せり、外に持添の新田少くあり、

高札場

小名　德右衞門耕地　六右衞門耕地　四郎右衞門耕地　茂兵衞耕地　久太郎耕地　修理耕地　掃部之助耕地　善兵衞耕地　長左衞門耕地　嘉右衞門耕地　次郎右衞門耕地　此十一の耕地に蒙る名は、當時開發せしもの共の呼名ならんと云傳ふ、

安戸落　○倉松落　共に幅五六間許、此二水は萬治二年堀割て、近村三十ケ村の組合惡水落しとせり、

香取社七　一は村の鎭守なり、大乘院持、餘六社は村民の持、○稻荷社　村民の持下　○天神社　○雷電社　○大杉明神社　大乘院の持

大乘院　新義眞言宗、大塚村延命寺末、光劍山と號す、本尊不動、中興開山宥辨寬文十二年六月寂す、

福院　同宗、埼玉郡粕壁宿最勝院門徒、北林山と號す、本尊十一面觀音、中興開山を弘榮と云、寬永十六年示寂す、

○觀音寺　同宗、同門徒、開運山と號す、本尊觀音、

附持添新田　

○八町目村　八町目村は、田宮庄と唱ふ、江戸より行程九里、昔村民前といへるもの開發し、後又元和年中若狹と云もの次て開きしと云、民家百二十、西は小淵村、北は不動院野村、南は古利根川を限りて、向は埼玉郡粕壁宿、東は樋籠村、及び庄内古川を限りて、下總國葛飾郡上柳村なり、東西十五町許、南北五町程、日光街道村内を貫く、長百間許、幅四間程、古より御料所にして、撿地は寬永四年伊奈半十郎、元祿十年酒井河内守等糺す、同十二年酒井日向守に賜はり、今子孫彌門か知る所なり、外に寬延二年吉田源之助、稻守勘右衞門、明和三年伊奈備前守が撿せし新田あり、是は御料所にして本村の持添なり、

高札場

小名　本村　新田　五町目

古利根川　埼玉郡と當郡の界を流る、川幅二十五間程、この間に長十六間の板橋あり、當村及粕壁宿の持、

○倉松落　村の中程を貫く、幅五間許、長六間、幅五間程、土橋を架す、○安戸落　村の北よりを流る、川幅五間、長五間、幅二間程、土橋を架す、○庄内古川　村の東下總國界を流る、川幅六間許、此にも土橋あり、九尺の土橋を架す、長五間餘、幅九尺許、

香取社　小名五丁目の鎭守なり、粕壁宿最勝院の持、棟札あり　中央に永祿十卯年十二月とあり、年號の兩邊に寄進人の姓名等しるせしと見ゆれど、文字剝落して唯香取八幡兩社のよし、かすかに見ゆ、今は全く香取のみを祀れり、

仲藏院　新義眞言宗、埼玉郡粕壁宿最勝院末、神林山と號す、本尊正觀音を安ず、中興開山賢弘、慶安三年遷化、法流開山寬傳安永六年九月寂、

香取社稻荷　天王　○東福寺　同宗、同末、菩提山と號す、本尊阿彌陀行基のさくと云、中興開山元泰貞享三年三月遷化、法流の祖　○寶藏院　本山上に同じ、利祐尊寶曆七年二月十七日寂す、本尊藥師、中興開山眞寬元祿二年三月十五日寂す、

○樋籠村　附持添新田　樋籠村は、民家五十、東西八町許、南北は隣村に犬牙して分ちがたし、四境南は牛島樋堀二村西北八町目村、東は新川村、及ひ庄内古川を隔てゝ下總國葛飾郡上柳村なり、古より御料所なり、外に持添の新田は寶曆二年野口猪右衞門、明和三年同五年伊奈備前

守同八年伊奈半左衞門、寛政六年小出大助等撿地す、爰も御料所なり、本田の撿地庄名及江戸の行程は前村に同し、

高札場

小名　柳原　樋堀　向島

庄内古川　村の東の方を流る、川幅十間許、下總の國界なり、○安戸落堀村内にて庄内古川に落つ、川幅五間許、長七間、幅二間の土橋を架す、天神社村の鎭守なり、村持、　末社稻荷　大杉明神○白山社○稻荷社共に村民の持

○大塚村　大塚村は、江戸より里數十一里、民家三十六南は八町目村、北は蓮沼村、西は不動院野村、東は下總國葛飾郡舘村なり、東西八町餘、南北十町餘、用水は上高野村溜井より引來る、古は御料所にて、撿地は元祿十年酒井河内守糺せり、享保年中松下伊賀守に割賜はりし處は、今松下舍人知行す、又猿樂觀世新九郎が給地ありこの餘明和三年開きし新田は伊奈備前守撿地す、

高札場三ケ所

小名　小左衞門新田

庄内古川　村の東下總國と當國の堺を流る、事は惣新田村に辨す、○安戸落堀村の中程を貫く、幅四五間、

香取社二　一は村の鎭守なり、共に延命寺持、下二社持同じ、○八幡社○天王社

延命寺　新義眞言宗、平須賀村寶聖寺の末、醫王山と號す、本尊大日、中興開山宥俊寛永十九年九月二日寂す、又本寺寶聖寺の開山をも宥俊と云、應永の頃の僧なり、たまゝゝ同名なりや疑ふべし、

○蓮沼村　附持添新田　蓮沼村は、江戸より行程十里、民戸二十八、東は庄内古川を隔てゝ下總國葛飾郡倉常村、南は當郡大塚村、西は提根村、北は才羽村なり、東西十一町餘、南北四町許、用水は埼玉郡羽生領本川俣用水路より分ち引く、古は御料たり、爰も享保年中松下伊賀守に賜はり、今子孫舍人知行す、撿地は前村に同じ、又提根才羽二村の内に飛地あり、この外庄内古川の傍に當村持添新田あり、撿地は寛延二年吉田源之助、稻守勘右衞門等糺せり、村の南より東へ廻りて關宿往還かゝれり、幅九尺許、

高札場

小名　寄合　元祿の國圖には、蓮沼村枝鄕寄合新田と記て分ちのす、今村民は左にあらす全く村の小名なりと云、

照市　是も前と同く枝鄕とあれと、小名なりと云、

庄内古川　村の東の方を流る、川幅四間、○安戸落堀幅五間、土橋を架す、長七間幅九尺、何れも村の鎭守なり、一は龍寶寺持、二は村持なり、

香取社三

龍寶寺　當山派修驗、江戸青山鳳閣寺末、慈眼山觀音院と號す本尊坐像の不動を安せり、開山光慶寬延五年化す、

○幷塚村（ナラヒ）　附持添新田　幷塚村は、田宮庄に屬す、江戸より里數十里餘、家數七十二、東西十三町餘、南北六町餘、東は庄内古川を隔てゝ下總國葛飾郡椿村、南は當郡才羽村、西は清地村、北は佐左衞門村なり、用水は琵琶溜井より引沃けり、當村古より御料所なりしか、三分の一を割て元祿十一年柘植五左衞門が先祖に賜はり、又殘れる御料の地は半を天明三年大久保加賀守に賜はり、今御料の外大久保氏の領分、及柘植氏の知行交れり、撿地の年代前村に同し、此餘持添新田二ケ所あり、共に御料所なり、爰は寛延二年吉田源之助、稻守勘右衞門、明和五年伊奈備前守撿地せり、

高札場

小名　本村　上才羽　中組

庄内古川　村の東を流る、水除堤あり、高さ一丈、堤上は關宿往來なり、○安戸落堀中程を流る

○神扇落堀　東方を流る、○倉松落堀　西の方を流る、三所共に幅五六間、幅九尺より一丈に至れり、

稻荷社二　村持下同し、○香取社四○山王社　以上村の鎭守なり

西方院　新義眞言宗、埼玉郡百間村西光寺末、安養山と號す、本尊阿彌陀、○大德寺　淨土宗、足立郡鴻巢宿勝願寺末、羽貞山と號す、本尊彌陀、○實相院　天台宗、幸手宿常光寺末、本尊大日、○光明院　當山派修驗、江戸青山鳳閣寺配下なり、○龍藏院　是も同配下なり、五大山と號す、本尊不動を置、○隼野山と號す、不動を本尊とせり、

○才羽村　附持添新田　才羽村は、江戸より行程、庄名、本田の撿地等前村に同じ、外に二ケ所の持添新田あり、爰の撿地も前村に同じ、民戸八十四、東西九町許、南北十三町餘、東は庄内古川を隔てゝ下總國葛飾郡椿村、西は郡内提根村、南は蓮沼村、北は幷塚村なり、用水は北側中鄕南側の三用水かゝれり、御料私領入會り、私領三給となりし年代は傳へされど、近村の知行所に據て推に、酒井彌門か先祖日向守及柘植五左衞門が先祖に賜りしは共に元祿十一年にて、松下舍人が先祖伊賀守に賜ひしは享保年間なるべし、

高札場　村の中程にあり、

小名　米野谷（コノヤカツ）株　寄合株

安戸落堀　川幅四間、土橋二ケ所を架す、何れも長六間横九尺、

八幡社　鎭守なり、村持下同し、○香取社

松原寺　禪宗曹洞派、越前國永平寺末、月光山と號す、本尊釋迦、○源長寺　同派、江戸高田寶性寺の末　佛東山と號す、本尊地藏を置、○勢至堂　村持

○佐左衞門村　佐左衞門村は、村民喜六か先祖の伯父を松田佐左衞門と號する時は、彼が開闢せし村なるにや、喜六の許に所持せる寛永十八年田地讓渡の券書に、その名をのす、民戸九十四、東西凡二十五町、南北三十五町許、東は廣戸沼村、南は幷塚村、西は安戸村、北は遠野村なり、用水は北側中郷兩用水を引沃けり、古より御料所なり、庄名江戸よりの行程、元祿の撿地等すべて前村に同じ、飛地二ケ所、共に大島新田の耕地にあり、一は明和三年伊奈備前守、一は寛保三年柴村藤右衞門撿地せり、

高札場

神扇落堀　村の東方を流る、川幅五間許、土橋あり、○安戸落堀　西南の方にあり、幅五間許、土橋二を架せり、

八幡社　村の鎭守なり、松田寺の持、下二社持同じ、○香取社　○稻荷社

松田寺　新義眞言宗、山城國醍醐報恩院末、醫王山金剛院と號す、本尊彌陀の立像を安ず、按に村民喜六は松田氏なり、恐らくは松田氏の開基にして、氏を寺號に用ひしならん、開闢の年代を傳へず、鐘樓　元祿年中鑄造の鐘をかく、○阿彌陀寺　松田寺末なり、本尊阿彌陀を安ぜり、

○廣戸沼村　附持添新田　廣戸沼村は、庄名撿地の年代等前村に同じ、江戸よりの行程十里、民戸十二、東西十九町南北一町程、東は長間村、南は佐左衞門村、西は遠野村北は中野村なり、用水は古利根川の枝流北側用水を引沃けり、古より御料所なり、又佐左衞門村に當村の飛地あり、外に持添の新田あり、享保十六年筧播磨守撿地す、是も御料所なり、

高札場

小名　窪田耕地　神出耕地

鹿島社　鎭守なり村持　○寮村持

○遠野村　遠野村は、江戸より行程十一里、民戸三十、東西十町餘、南北三町餘、東は佐左衞門村、南は安戸村西は平須賀村、北は神扇村なり、用水は北側中郷兩用水の組合なり、當村古より御料所なり、元祿八年其內を裂て小出淡路守、猪子三十郎、松波藤右衞門、岡野主水が先祖に賜はれり、庄名撿地は前村に同じ、後年開きし新田あり、寛保三年柴村藤右衞門撿地す、

高札場

神扇落堀　村の東北を流る、幅四間程、

八幡香取合社　村の鎭守なり、內國府間村正福寺の持、

無量院　新義眞言宗、平須賀村寶聖寺末、勢至山聖德寺大坊と號す、本尊は聖德太子木の立像、御自作と云傳ふ、當寺昔は嶋中川邊領木立村光明院の末なりしと、寶聖寺の末寺帳に見えたり、彼光明院古洪水にあひて廢せし時、住僧末寺をひきひて寶聖寺に移轉せり、當寺もこの時より寶聖寺の末となれり、猶其寺の條見るべし、

社　彌陀堂　大同元年の草創にて、飛驒匠の建立と云傳り、

○安戸村　安戸村は、鷲宮鄕に屬す、庄名江戸よりの行程、元祿の撿地は前村に同じ、家數六十、東は佐左衞門村、西は上戸村、南は大島新田、北は平須賀遠野の二村なり、東西十八町、南北四町、用水は琵琶溜井より引沃けり、元祿十一年小堀土佐守、島田右京亮、牛込忠左衞門に賜ひ、今其子孫小堀織部、島田重次郎、牛込鑛吉知行す、

高札場三ケ所

小名　本村株　中原株　二本大株

惡水落堀　村の南境に係れり、幅五六間、安戸落と唱ふ、不動院野村の傳に、萬治二年堀割て、近村三十村の組合惡水落となすと云、當村にはこの傳へなし、

大黑院　八幡社觀音寺持　○香取社　二共に大黑院持　新義眞言宗、平須賀村寶聖寺末、瑠璃光山藥王寺と號す、本尊藥師、○觀音寺　同末なり八幡山普門院と號す、十一面觀音を本尊とす、

○平須賀村　平須賀村は、庄名江戸よりの里數、撿地前村に同し、民家十七、東は遠野、神扇の二村、西は天神島、吉野の二村、南は安戸、上戸の二村、北は神明內村なり、東西十町餘、南北三十町餘、用水は北側用水を引沃けり、當村は古より御料の地たりしが、慶安元年寶聖寺領に分ち、殘る地を元祿十一年五分して、今の地頭進鬼太郎、稻葉主稅、原田左近、土岐內記、松野長十郎等が先祖に賜はれり、

高札場五ケ所

小名　本村　新田　吉岡　赤木

香取社　村の鎭守なり、萬願寺持、

寶聖寺　新義眞言宗、大和國初瀨小池坊末、大鱗山光明院と號す、寺領十三石の御朱印は、慶安元年賜へり、此寺始は木立村光明院末の小刹にて、山號もなかりしにや傳へず、元より起立の年歷も詳ならざれど、鷺宿と云僧應安二年光明院宥俊に受法し、當寺の住職となりしといへば、それより前の起立なる事知らる、其後光明院水災に遇て、堂舍以下悉く流失せること有て、住職宥俊本末の因を以て當寺へ移住せしか、其後光明院再建の事に及ばず、たゞちに當寺を中興し、兩寺を合せて一寺となし、山號院號は彼光明院の號に從ひ、富影山光明院と稱せしに、其後又故有て今の山號に改む、又光明院は元大利にて、大永年中迄四十六寺の本山なりし由、其時の寺記に載たり、然るを水災の後、やうやく當寺へ合せて中興せる如く衰微に及ひしか、多くは離末となれり、宥俊は應永三年二月十日寂す、今是を開山とす、宥俊或宥儁に作る、一色次郎某か當寺へ出せし寄附狀を藏す、次郎は幸手宿一色の族なるべし、

寶聖寺退轉に付而、爲寺領參貫文之所付置候、但寺內諸役可爲不入者也、仍如件、

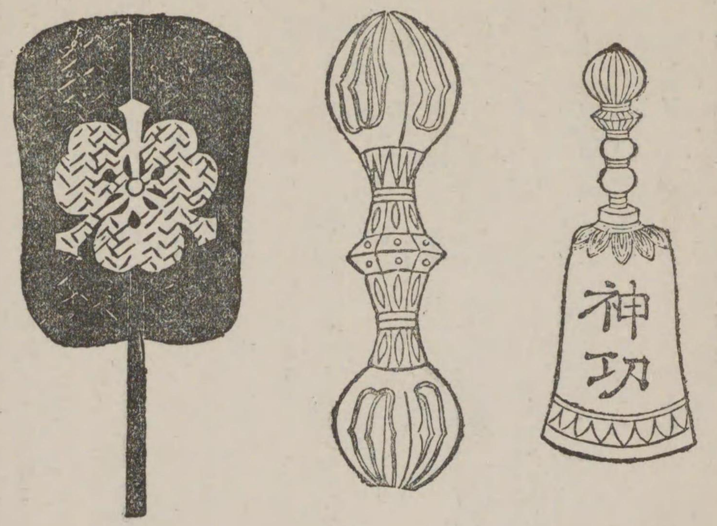

慶長三年戊戌
拾月十日　　一色次郎照忠花押

寶聖寺

寺寶　松虫鈴一　當寺住僧宥位が記せる大永五年の緣起に、弘法大師の遺物にて、其後平將門謀叛降伏の時も用ひしものなりと云へど、古色に見ゆれば其圖を上に出す、五鈷一　これも宥位が記せる大永五年の緣起に八幡宮の神寶にて、弘法大師の感得せし遺物なりと、其圖は上に出せり、緣起中或說を低書す、日鈴鈷二物は、住僧宥俊木立村より持來ると、中古天朗法印桐ヶ作村葬事の導師として、彼鈴鈷の二物を持て赴きしに、眞田戸（マツタト）の川風波にあひ、二物共に水中に沒せしと云傳へもあれば、今の什物は模作せしものならんと云、　軍配團扇一　平將門追討の時、俵藤太秀鄕が持しものと云へど據はなし、金地に黑劔酸醬の紋あり、これも宥俊當時に持來りしものと、其圖左に出す、　清瀧社　天神、熊野合社　不動堂　大日堂　鐘樓　天和二年鑄造の鐘を掛く、　庵　馬頭觀音　○萬願寺　寶聖寺末、日光山と號す、本尊大日、○文殊院　同末　月光山と號す、○德麟寺　天台宗、八甫村寶泉寺門徒、本尊藥師、　愛宕山と號す、本尊大日、

○神扇（カミアフギ）村　神扇村は、古天神の社地のみ、平野村新田に續ける岡にて廻り三方はみな沼地なりしを、萬治元年開發し、平須賀、遠野二村の民等移りて村落をなせしと云、元來この天神は平須賀村持にして、ことに開發のこと、彼村と遠野村にて企しにより、平須賀村の枝鄕となり、既に元祿の改にも平須賀村枝鄕と載せ、後に至て枝鄕の二字を省き全く別村となれり、村內天神の神體扇を持てる像なればとて、神扇をもて村名となせり、江戸より十二里、鷲宮鄕に屬す、民戸四十二、東は平野村、西は平須賀村、南は遠野村、北は下吉羽村なり、東西八町、南北五町半、開發以來今も御料所なり、庄名用水撿地の年代は前村に同し、

高札場

惡水落堀　神扇落と唱ふ、幅五間、流末井塚村內にて庄內古川に合せり、

天神八幡合社　村の鎭守なり、寶聖寺の持、天神は扇を神體とす、社傳に、當社は應永年中幸手宿の城主一色宮內少輔、此邊を領せし頃天神を勸請し、其後又八幡を合祀せりと云、當村及幸手宿平須賀上高野天神嶋五村の天神は、當時一色氏の勸請にて、五ヶ所の天神と唱へし抔村民の傳へり、されど幸手天神嶋二所の天神社にはこの傳へなく、上高野平須賀二村にては廢せしにや社もなし、

褒善者三次郎　母に事へて孝ありしにより、享和元年御代官中村八太夫聞え上て、白銀七枚、母にも月俸一口を賜はれり、時に三次郎歲四十九、

新編武藏風土記稿卷之三十六　終

新編武藏風土記稿卷之三十七

葛飾郡之十八　幸手領

○長間村　附持添新田　長間村は、田宮庄に屬す、江戸より十二里家數四十、東は並塚村、南は廣戸沼村、西は中野村、北は惣新田村なり、東西十八町、南北十町、北側用水を引沃く、正保の頃は御料所なり、寬文年中久世大和守領分となり、元祿年中牧野備後守に替賜はり、寶永四年上りて山田十太夫、鵜殿十郎左衞門二人に賜はり、今子孫山田佐渡守、鵜殿十郎左衞門知行す、撿地は寬永十四年伊奈半十郎糺せり、村の飛地隣村廣戸沼村の內にあり、又古江戸川蹟に持添の新田あり、寬政七年小野田三郎右衞門改て御料所に屬す、

高札場二ヶ所

小名　本田　蛭子（ヒルコ）

香取社三　一は東光院持、社傍に末社を建つ、牛頭天王稻荷を合せ祀れり、一は南藏院持、一は村持、三社共に村

の鎭守なり、

東光院　新義眞言宗、平須賀村寶聖寺末、日照山金剛寺と號す、本尊彌陀、○南藏院同末、普門山と號す、正觀音を本尊とす、

○惣新田村　惣新田村は、櫻井鄕下河邊庄に屬す、正保の改國圖には惣新田と載せ、元祿の國圖には村の字を加へ記せり、江戸よりの行程前に同し、家數二百六十二、東南は古川跡を隔てゝ下總國葛飾郡中島、花島、屛風、細野、椿の五村、西は本郡下吉羽、平野、中野、長間、並塚の數村、北は又下總國關宿町なり、東西七町、南北三十町餘、正保の改に牧野佐渡守知行と記せは、其頃は關宿城付の村なること知らる、後御料所となり、寶曆七年村內を裂て小堀下總守に賜ひ、餘は文化九年稻垣氏に賜ひしより、今其子孫小堀織部稻垣兵庫知行し、其餘は御料所なり、撿地は寬文四年蜂屋善右衞門、岡本助九郎田那村佐平次等糺せり、

高札場二ケ所

小名　一ツ谷組　東川組　澤目喜組　杉山組　六軒組　中瀨組　二階組　中新田組　菅島組　三田組　九郎右衞門新田

利根川　村の西北を流る、上流權現堂村より此邊までを一に權現堂川とも呼ぶ、幅百間許、○江戸川村の東北にかゝれり、利根川の下流にて、村の北下總國關宿町番所前より二流となり、一は常陸川と唱へて下總國に流れ入、一は此川にて分流せしより、下を江戸川と唱ふ、江戸通船の川なれば此名あるなるべし、川幅七十間許、○古川村の東下總國界にて江戸川より分る、今は水あせて葭萑のみ茂れり、當所にては古川の名のみにて川幅も定かならず、下流に至りて村々水落入一條の川となり、庄內古川と唱ふ、按に此所は今も國界なれば、往昔下總の地を當國に屬せし頃の本流にて、中古江戸川堀廣けしより此川次第に潤、今の如くなりしなるべし、

香取社十　何れも村の鎭守なり、一は正福院、三は下宇和田村滿藏寺、二は高須賀村觀音院、一は下總國關宿福壽院、三は同國目○戸隱社二共に正福院持下同じ、○天神社○稻荷社四一は正福院、二は下宇和田村滿藏寺、二は下總國槇野地村蓮花院持、

正福院　新義眞言宗、下總國關宿福壽院末、醫王山滿藏寺と號す、本尊藥師、

天神社　太子堂

鐘樓　寬政元年鑄造

○學圓寺　淨土宗、下總國葛飾郡椿村倉常寺末、照應山と號す、本尊彌陀

○能滿寺　同宗、同國飯沼弘經寺末、本尊彌陀、

○蓮性院　天台宗、同國關宿日應寺門徒、本尊大日、

○三學院　當山派修驗、伊勢國世儀寺末、香取山と號す、本尊不動、

東陽寺　普化宗、多摩郡青梅鈴法寺末、本尊藥師、

藥師堂　○庵九宇　何れも彌陀を安す、共に正福院持、

附持添新田　中野村は、田宮庄に屬す、江戸よりの里數前村に同じ、民戸二十五、東は長間村、南は廣戸沼村、西は神扇村、北は平野村なり、東西六町、南北四町、北側用水を引沃く、正保の頃は御料所なり、寬文年中久世大和守に賜ひ、元祿年中牧野備後守領分となり、寶永四年今の地頭鵜殿十郎左衞門、吉田鐵次郎等か祖先に賜へり、撿地は寬永十四年伊奈半十郎改む、此餘持添の新田あり、寬政七年小野田三郎右衞門糺して御料所に屬す、

高札場

小名　仕手（シテ）　前新田

山王社　村の鎭守なり、

藥王院　禪宗曹洞派、幸手宿寶持寺末、本尊藥師を安す、

香取社

附持添新田　平野村は、古き村にて文永十二年金澤越後守顯時か、久良岐郡金澤稱名寺へ出せし文書に、下總國下河邊庄前林河妻兩鄕、幷平野村、右件所々所レ讓二與藤原氏一也と載たれは、始顯時か領知にて、藤原氏の者へ讓りしを稱名寺へ寄附せしと見えたり、今は田宮庄に屬する由なれと、近鄕多く下河邊庄の唱へあれば、當時其庄の內なるべし、江戸よりの行程、用水撿地の年代等前村に同じ、民戸三十二、東は惣新田村、西は神扇村、南は中野村、北は下吉羽村なり、東西八町餘、南北五町餘、爰も正保の頃は御料所なり、寬文年中久世大和守に賜ひ、元祿年中牧野備後守に賜ひ、寶永四年遠山三郎右衞門に賜はり、今子孫遠山三郎右衞門に至れり、持添の新田あり、撿地の年代前に同し、

高札場　里正の屋敷の傍に建り、

小名　芝原　須賀間

八幡香取合社　村の鎭守なり、香福寺持、

○平野明神社　仁德天皇を祀れりと云、持上に同じ、下同じ、

○香取社

香福寺　新義眞言宗、內國府間村正福寺末、八幡山と號す、本尊阿彌陀、

○西福寺　淨土宗、四本願寺末、慈光山と號す、本尊彌陀を置く、

○高須賀村　高須賀村は、戸數十八、東は惣新田村、西は平野村、南は中野村、北は下宇和田村なり、正保の頃は牧野佐渡守領分にして、後御料となりしが、延享四年より一橋殿領知となり、今に然り、撿地は元祿十年酒井河內守改め、其餘の新田は享保十六年篦摺守糺せり、江戸よりの里數前村に異ならず、用水は川俣用水を引沃く、

高札場

香取社　村の鎭守なり、觀音院持、下同じ、

○天神社

觀音院　新義眞言宗、下總國關宿不動院末、大悲山と號す、本尊不動、

鐘樓　鐘は享保十七年の鑄造なり

觀音堂

○上宇和田村　附持添新田　上宇和田村は、田宮庄に屬す、正保の改には宇和田二村を出し、牧野佐渡守知行と記せり、【元祿國圖】に上下の分ちあり、江戸よりの里數、用水等前村に同じ、民家二十六、東は下宇和田村、西は木立村、南は下吉羽村、北は權現堂川を隔てゝ下總國幸舘村なり、當村何の頃にや今の地頭戸田門三郎か先祖に賜はれり、撿地は寛永十四年岩瀨源右衞門、落合兵太夫等糺せり、外に利根川の邊に流作場あり、寛政七年久世丹後守糺せしより、後御料所となれり、

高札場

利根川　村の北界を流る、幅百六十間許、川に添て堤あり、又權現堂川とも云、

香取社　村の鎭守なり、金剛寺持、　末社八幡

金剛寺　新義眞言宗、下總國關宿江戸町不動院の末、明王山と號す、本尊不動、　觀音堂

○下宇和田村　下宇和田村も、庄名江戸よりの里數、上村に同し、戸數二十四、東北の二方は惣新田村、西は上宇和田、下吉羽の二村、南は高須賀村なり、東西一町半南北七町餘、正保の改に伊奈半十郎御代官所とあり、然るを延享四年より一橋殿領知となれり、撿地は寛文四年蜂屋善右衞門、岡本助九郎、田那村左平次改め、新田の地は享保十六年伊奈半左衞門糺せり、外に新田二あり、一は延享元年堀江荒四郎か開きし流作場にて、一は上村新田と同時に高入となる、

高札場

香取社　村の鎭守なり、滿藏寺持、　○神明社眞乘院持　末社　稻荷

滿藏寺　新義眞言宗、下總國關宿不動院末、瑠璃山と號す、本尊不動、　天神社　大師堂

○眞乘院　同末、虛空山と號す、本尊虛空藏を置、　大師堂

○木立村　木立村は、庄名及江戸より行程前村に同じ、東は上宇和田村、西は上吉羽村、南は平須賀村、北は權現堂川に限りて、對岸は下總國幸舘村なり、戸數六十二東西十三町許、南北は隣村に犬牙して町數辨しかたし、田間には北側用水を引沃けり、正保の頃は御料所にして後今の地頭戸田門三郎か先祖に賜れりと、撿地は元祿十年酒井河內守糺せり、

高札場

利根川　幅百七十間許、川に添て堤あり、こゝに寛永八年より樵夫及耕作人等の爲に、對岸下總國幸舘村に通する渡船始れり、是伊奈半十郎が免許なり、

香取社　村の鎭守なり、幸手宿滿福寺持、　○八幡社正覺院持

正覺院　新義眞言宗、平須賀村寶正寺末、鎌足山と號す、本尊藥師、　○金剛院同末、金剛山と號す、本尊藥師、　○淸光院同宗、幸手宿正福寺末、鈴木山と號す、本尊阿彌陀、　○一乘院天台宗、八甫村寶泉寺末、築留山と號す、本尊藥師、　○妙法寺法華宗、甲斐國身延山末、社元山と號す、本尊三寶祖師を安す、

○上吉羽村　附持添新田　上吉羽村は、庄名及江戸よりの里數、用水撿地前村に同し、戸數六十五、東西五町、南北八町、東は神明內村、西は權現堂村、南は天神島村、北は利根川に限りて、向は下總國元栗橋村なり、正保の頃は御料所なり、後延享三年今の地頭小堀織部、山高力藏か先祖に賜はれり、外に寛保三年神尾若狹守か糺せし流作場あり、

高札場

小名　輿瀨新田　小七新田　此二新田は、元祿十年檢地の頃開き、元祿改の圖には上吉羽村枝鄕と記せり、今は全く小名となれり、

利根川　村の北界を流る、幅百六十間程、堤を設く、

香取社二　一は村の鎭守なり、福藏院持、一は村民持、　○八幡社是も鎭守なり、○醫王院持、

神明社福藏院持　○愛宕社大乘院持　○氷川社幸手宿滿福寺持、下二社同じ、　○荒神社○天神社○第六天社村民持下同じ　○稻荷社

福藏院　新義眞言宗、內國府間村正福寺末、普光山妙音寺と號す、開山秀覺元和二年三月創建せり、本尊不動、

○醫王院　同宗、平須賀村寶聖寺末、東光山東秀寺と號す、本尊藥師、開山賢尊元和八年起立す、　○大乘院當山修驗、近江國梅本院配下、本尊不動を安す、

○下吉羽村　附持添新田　下吉羽村は、庄名及江戸よりの里數用水等上村に同し、民家五十、東は惣新田村、西は平須賀村、南は平野村、北は上宇和田村なり、東西四町、南北十五町、爰も正保の頃は御料所なり、後寛文年中久世大和守に賜ひ、元祿の頃牧野備後守に替賜ひ、寶永四年其內を三分し松平五郎左衞門、川勝藤兵衞の二人に賜はり、殘れる地は御料所なり、今御料所の外二氏の子孫松平甲之助、川勝龜之丞が知行交れり、撿地は寛永十四年伊奈半十郎糺せり、外に持添の新田あり、寛政七年小野田三郎右衞門撿地せり、

高札場

香取社二　一は村の鎭守なり、地藏院持、一は多門院持、

地藏院　新義眞言宗、平須賀村寶聖寺末、松林山と號す、本尊地藏慈覺大師の作、　鐘樓延享元年鑄造の鐘をかく、　○多門院同末、本尊阿彌陀、　○隆光寺羽黑行人派、江戸日本橋音羽町普門院配下、大日を本尊とせり、

○神明內村（シベウチ）　神明內村は、元祿改の圖に志邊內村と記す庄名及江戸よりの里數、用水撿地の年代等前村に同し、民家六十一、東は木立村、西北は上吉羽村、南は平須賀

村なり、東西二町、南北十三町、正保の頃は御料所なり後いつの頃か今の地頭筒井七郎右衛門、山高力藏か先祖に賜はれり、又少許の新田あり、寛文四年畠山半之丞大河内三郎右衛門改む、

高札場

香取社　村の鎭守、慈眼院持、下同じ、○藏王社○香取社上吉羽村福藏院持、

慈眼院　新義眞言宗、平須賀村寶聖寺末、本尊不動を置、○願泉寺淨土眞宗、京都東本願寺末、谷中山善照院と號、本尊阿彌陀、開山を願正と云、○淨誓寺同寺末、通光山平親院と號す、本尊阿彌阿、　鐘樓元祿六年の鐘をかく、　藥師堂○西教寺淨誓寺末、本尊彌陀、開山了圓寛永十八年十月起立す

○庵阿彌陀を安ず、幸手宿聖福寺持、

○權現堂村　權現堂村は、江戸よりの行程前村に同じ、村内に熊野、若宮、白山の權現を合祀せし舊社あれは、此村名起れりと云、民戸六十六、東は上吉羽村、西は内國府間村、南は天神島村、北は高須賀村、艮の方は利根川を限て對岸下總國元栗橋村なり、東西九町、南北二十町、東の方に一條の道あり、幸手宿より當所河岸場への往來なり、元祿十年酒井河内守撿地す、正保の頃は御料所なり、享保年中小堀下總守に賜りしより、今子孫織部が知行なり、

高札場

小名　大膳新田　村民大膳といへるもの開發せり、内國府間村舊家角右衛門が所藏せる、伊奈駿河守忠次より幸手新宿野原太郎左衛門に與へし慶長四年の文に、新田の儀は開次第御扶持被下者也云々と見ゆ、この頃開きしにや、檢地は本田に同じ、

利根川　此邊にては權現堂川とも云、幅百五十間許、内國府間村より入り上吉羽村に通ず、川に傍ひ堤あり、長五百三十間、高さ一丈餘、當所は水流屈曲の所に當り、水勢の突掛殊に勵しく堤の修築堅固ならざれば保ち難し、されば水涯に許多の杭をたて、其樣丸馬出しの如く、別に堤を築て流水を防ぐ、是を土出しと唱、其數第一番より八番に至る、又平常俵千俵繩三千房を貯へて非常に備ふ、此堤公の修理にて、當村及八甫千塚圓藤内松石高須賀内國府間上吉羽木立上宇和田十村組合なり、天正四年初て築く、其時人足割付の書面も近頃迄有しと云、河岸場あり、權現堂河岸と唱へ、問屋六軒ありて船九艘を置、江戸迄水路凡二十五里、内國府間村舊家角右衛門か所藏せる、伊奈駿河守忠次より幸手新宿野原太郎左衛門へ與し慶長四年定書の内に、權現堂河岸の名見ゆ、是より前の名なること知らる、○新川嶋川の末流なり、古は外國府間村内をへて當村に入しが、享保十二年堀替ありて、高須賀村より村内に入て、利根川に合せり、幅十二間許

熊野若宮白山權現合社　村の鎭守なり、正智院持、この社古大社にて、村名の起りしと云も、此權現三社なり、

正智院　新義眞言宗、内國府間村正福寺末、熊野山と號す、本尊阿彌陀、藥師、觀音の三軀を安ず、

舊家者吉十郎　氏を卷嶋と云、世々里正を勤む、先祖卷嶋主水助北條氏直に仕へ、氏直沒落の後當村に來りて村民となれりと云、氏直より賜はりし感狀、及青貝の馬柄杓を藏す、

右先年御眼前にて、關宿に簗田敵之刻合戰、其時眼前にて高名見屆候條、此先々知行之印判ならへて無相違被下候事、以上、

間釜之内にて、十貫文之所出置候、急度切開、來夏中及支度、無二無三一途に一方被可走廻者也、仍如件、

天正十七年己丑奉之　岩崎修理亮

五月晦日　船澤紀伊守

卷島主水助

右間釜は、則今の間鎌村なるべければ、先祖主水助北條家より彼村の内十貫文の地を賜ひしことしらる、

○内國府間村（コブマ）附持添新田　内國府間村は、田宮庄に屬す、江戸よりの里程前村に同し、【正保國圖】既に内外兩村を分ち載す、村内名主角右衛門が先祖、遠藤石見淸吉といへるもの、幸手宿の城主一色宮内大輔か臣なりしか、天正二年當所に來り開發して農民となれりと云、尙角右衛門が條に辨せり、民戸六十四、東西六町餘、南北十三町許、東は權現堂村、南は幸手宿、西も同宿の内にて小名波寄村、北は高須賀村なり、日光街道村の中程にかゝれり、長十四町餘、道幅四間程、往古は幸手宿の城主一色氏の所預なりしなるべし、御入國後は御料所にして、天明三年大久保加賀守に賜はれり、撿地は元和元年、寛永元年の二度伊奈半十郎、元祿八年に酒井河内守糺せり、用水は八甫村より古利根川を引けり、外に延享元年菅沼久次郎、廣木三郎兵衛が撿せし持添の新田あり、

高札場

小名　長戸呂　中新田　内記新田　本村

比丘尼沼　幸手宿と當村入會の所にあり、比丘尼の名下の正福寺の條に出す、

八幡香取合社　村の鎭守なり、成就院持、○神明社幸手宿妙觀院持　○湯殿權現社常照院持　○辨天社正福寺持　○天神社村持

正福寺　新義眞言宗、山城國醍醐無量院末、香水山楊池院と稱す、中興開山秀宥、醍醐山道場澄惠が徒なるを以て、永正八年八月今の法流となりしより、今に至て連綿たり、本尊不動は弘法大師の作、此像もと境内大師堂の本尊にて、本堂には定朝の刻める阿彌陀勢至觀音を本尊とせしが、中興の時より今の如く本堂の上の間に移せり、此本尊享保九年佛工康壽上古の物なりと鑒定す、世に是を虞跛哩色と云、又毗首羯摩の作ともいふ、　大師堂　淸瀧社

白山社　鐘樓安永三年鑄造の鐘をかく、　寺寶　花鬘一唐銅なり、此花鬘は村内比丘尼沼ヨリ、昔比丘尼大牛に乘りて出現す、見る人恐懼し往來の妨となりしかば、中興秀宥法力により其牛をとらへ、鎖をもて繫げり、村民悅び後にかの鎖を圖の如き花鬘に作り、菩提を祈るなと、信ずべきことならざれど、傳るまゝを記せり、圖は左にのす、

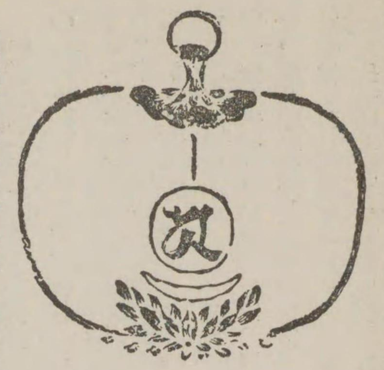

祖遠藤石見清吉は隣宿幸手の舊主一色宮内大輔に仕へし由、酒井雅樂頭阿部豐後守等より、主人一色右京への答書を所藏せり、外に伊奈忠次より幸手新宿野原太郎右衞門に與へし文書等を藏せり、この太郎右衞門子孫絶し時より家藏となれりと云、元祿の頃までは野武士と號し、今も家に野太刀一振を藏す、馬切丸と銘す、先祖戰場にて人馬を一打に切落せし故の名なりと云、

○外國府間村　外國府間村は、江戸より十二里餘、民戸四十九、南は高須賀村、北は小右衞門村、西は中里村、東は利根川を限りて對岸下總國元栗橋村なり、東西二町半程、南北六町餘、皆畑なり、村の中程に立場あり、日光御成道南北に貫けり、長さ八町程、幅五六間古より御料所にして、延享四年一橋殿領知となり、今に替らず、

成就院　正福寺末、本尊藥師　醫王山藥師寺と云ふ、開山慶賢、　觀音堂十一面觀音なり、行基の作、○常照院　天台宗、八甫村寶泉寺末、田宮山如來寺と云、開山忠海　本尊阿彌陀を置、

舊家者角右衞門　氏を山田と稱す、もと遠藤氏なり、天正二年當所に來り農民となり後世々名主を勤む、先

検地は近村と同じく元祿の改、後延享元年神尾若狹守糺せし新田あり、又同時に開きし流作場もあり、共に御料に屬す、

高札場

小名　立場

利根川　村の東を流る、幅百二三十間、渡船場あり、對岸元栗橋村に達す、脇渡場と唱ふ、○惡水落島川の末流なり、享保十二年高須賀村より權現堂村の方へ堀替ありしより、爰は水かれて僅に古の樣を存せり、

熊野社　村の鎭守なり、寶藏寺持、下同じ、○雷電社

寶藏寺　新義眞言宗、內國府間村正福寺末、本尊阿彌陀、

○上川崎村　上川崎村は、田宮庄に屬す、もと上中下を都て一村にして、正保改定の國圖には三川崎村と記し、【元祿國圖】に、初て上中下三村を分ち記せり、江戸より十二里、戸數四十五、東は中川崎村西は外野村、南は埼玉郡靑毛村、北は當郡東大輪村なり、東西九町餘、南北十一町、用水は北側用水を沃けり、當村正保の頃は御料所なり、検地は元祿十年酒井河內守糺せり、同十四年久津見又助の先祖に賜ひ今もしかり、

高札場

天神社　村の鎭守なり、藥王院持、下同じ、○香取社○山王社○第六天社正蓮

持寺

正蓮寺　禪宗曹洞派、幸手宿寶持寺末、池頭山と號す、本尊彌陀、開山義山元和二年六月七日寂す、開基は一色宮內大輔直朝なり、白山社　阿彌陀堂○藥王院新義眞言宗、猶下に辨せり、東大輪村密藏寺末、瑠璃光山と號す、本尊不動、開山秀專寬永六年七月寂す、藥師堂

舊家者傳左衞門　世々名主を勤む、氏を渡邊と號す、所藏の系圖に、祖先は一色公深七代の孫、一色宮內大輔直朝、天文中足利晴氏及義氏二代の間隨從し、後に幸手庄に蟄居し、慶長二年十一月十四日卒す、法諡大虛院月庵嵐雪と號す、村內正蓮寺の開基たり、其子義直は義氏逝去の後東照宮に召出され、旗下の士一色右京某が祖なり、弟政義は當村に住し、渡邊をもて氏とし、元和二年三月朔日死す、治林寺轉翁正輪と法諡す、これ傳左衞門が祖なり、所藏の武器等は享保中火災に罹れり、

○中川崎村　附持添新田　中川崎村も、庄名江戸より里數、元祿の撿地前村に同じ、戸數五十二、東は下川崎村、西は上川崎村、北は千塚村、南は埼玉郡靑毛村なり、東西八町、南北八町餘、用水は村內にて古利根川の水を沃けり、地頭は久津見又助及石卷七郎左衞門なり、村內持添の新田あり、寬保二年開きし地にて御料所なり、

高札場

小名　中島耕地　天沼耕地　堤耕地　下川原耕地　古利根川　村の南を流る、幅六間許、　香取社　村の鎭守なり、上川崎村藥王院持、○八幡社村民の持　禪宗曹洞派、幸手宿寶持寺末、池頭山と號す、本尊彌陀、開山義山元和二年六月七日寂す、開基は一色宮內大輔直朝なり、猶下に辨せり、白山社　阿彌陀堂○藥王院新義眞言宗、東大輪村密藏寺末、瑠璃光山と號す、本尊不動、開山秀專寬永六年七月寂す、藥師堂

舊家者傳左衞門　世々名主を勤む、氏を渡邊と號す、所藏の系圖に、祖先は一色公深七代の孫、一色宮內大輔直朝、天文中足利晴氏及義氏二代の間隨從し、後に幸手庄に蟄居し、慶長二年十一月十四日卒す、法諡大虛院月庵嵐雪と號す、村內正蓮寺の開基たり、其子義直は義氏逝去の後東照宮に召出され、旗下の士一色右京某が祖なり、弟政義は當村に住し、渡邊をもて氏とし、元和二年三月朔日死す、治林寺轉翁正輪と法諡す、これ傳左衞門が祖なり、所藏の武器等は享保中火災に罹れり、

○中川崎村　附持添新田　中川崎村も、庄名江戸より里數、元祿の撿地前村に同じ、戸數五十二、東は下川崎村、西は上川崎村、北は千塚村、南は埼玉郡靑毛村なり、東西八町、南北八町餘、用水は村內にて古利根川の水を沃けり、地頭は久津見又助及石卷七郎左衞門なり、村內持添の新田あり、寬保二年開きし地にて御料所なり、

高札場

小名　中島耕地　天沼耕地　堤耕地　下川原耕地　古利根川　村の南を流る、幅六間許、　香取社　村の鎭守なり、上川崎村藥王院持、○八幡社村民の持　禪宗曹洞派、幸手宿寶持寺末、池頭山と號す、本尊彌陀、開山義山元和二年六月七日寂す、開基は一色宮內大輔直朝なり、猶下に辨せり、白山社　阿彌陀堂○藥王院新義眞言宗、東大輪村密藏寺末、瑠璃光山と號す、本尊不動、開山秀專寬永六年七月寂す、藥師堂

舊家者傳左衞門　世々名主を勤む、氏を渡邊と號す、所藏の系圖に、祖先は一色公深七代の孫、一色宮內大輔直朝、天文中足利晴氏及義氏二代の間隨從し、後に幸手庄に蟄居し、慶長二年十一月十四日卒す、法諡大虛院月庵嵐雪と號す、村內正蓮寺の開基たり、其子義直は義氏逝去の後東照宮に召出され、旗下の士一色右京某が祖なり、弟政義は當村に住し、渡邊をもて氏とし、元和二年三月朔日死す、治林寺轉翁正輪と法諡す、これ傳左衞門が祖なり、所藏の武器等は享保中火災に罹れり、

○中川崎村　附持添新田　中川崎村も、庄名江戸より里數、元祿の撿地前村に同じ、戸數五十二、東は下川崎村、西は上川崎村、北は千塚村、南は埼玉郡靑毛村なり、東西八町、南北八町餘、用水は村內にて古利根川の水を沃けり、地頭は久津見又助及石卷七郎左衞門なり、村內持添の新田あり、寬保二年開きし地にて御料所なり、

高札場

小名　中島耕地　天沼耕地　堤耕地　下川原耕地

古利根川　村の南を流る、幅六間許、　香取社　村の鎭守なり、上川崎村藥王院持、○八幡社村民の持　禪宗曹洞派、幸手宿寶持寺末、池頭山と號す、本尊彌陀、開山義山元和二年六月七日寂す、開基は一色宮內大輔直朝なり、猶下に辨せり、白山社　阿彌陀堂○藥王院新義眞言宗、東大輪村密藏寺末、瑠璃光山と號す、本尊不動、開山秀專寬永六年七月寂す、藥師堂

舊家者傳左衞門　世々名主を勤む、氏を渡邊と號す、所藏の系圖に、祖先は一色公深七代の孫、一色宮內大輔直朝、天文中足利晴氏及義氏二代の間隨從し、後に幸手庄に蟄居し、慶長二年十一月十四日卒す、法諡大虛院月庵嵐雪と號す、村內正蓮寺の開基たり、其子義直は義氏逝去の後東照宮に召出され、旗下の士一色右京某が祖なり、弟政義は當村に住し、渡邊をもて氏とし、元和二年三月朔日死す、治林寺轉翁正輪と法諡す、これ傳左衞門が祖なり、所藏の武器等は享保中火災に罹れり、

○中川崎村　附持添新田　中川崎村も、庄名江戸より里數、元祿の撿地前村に同じ、戸數五十二、東は下川崎村、西は上川崎村、北は千塚村、南は埼玉郡靑毛村なり、東西八町、南北八町餘、用水は村內にて古利根川の水を沃けり、地頭は久津見又助及石卷七郎左衞門なり、村內持添の新田あり、寬保二年開きし地にて御料所なり、

高札場

小名　中島耕地　天沼耕地　堤耕地　下川原耕地　古利根川　村の南を流る、幅六間許、　香取社　村の鎭守なり、上川崎村藥王院持、○八幡社村民の持　禪宗曹洞派、幸手宿寶持寺末、池頭山と號す、本尊彌陀、開山義山元和二年六月七日寂す、開基は一色宮內大輔直朝なり、猶下に辨せり、白山社　阿彌陀堂○藥王院新義眞言宗、東大輪村密藏寺末、瑠璃光山と號す、本尊不動、開山秀專寬永六年七月寂す、藥師堂

舊家者傳左衞門　世々名主を勤む、氏を渡邊と號す、所藏の系圖に、祖先は一色公深七代の孫、一色宮內大輔直朝、天文中足利晴氏及義氏二代の間隨從し、後に幸手庄に蟄居し、慶長二年十一月十四日卒す、法諡大虛院月庵嵐雪と號す、村內正蓮寺の開基たり、其子義直は義氏逝去の後東照宮に召出され、旗下の士一色右京某が祖なり、弟政義は當村に住し、渡邊をもて氏とし、元和二年三月朔日死す、治林寺轉翁正輪と法諡す、これ傳左衞門が祖なり、所藏の武器等は享保中火災に罹れり、

○中川崎村　附持添新田　中川崎村も、庄名江戸より里數、元祿の撿地前村に同じ、戸數五十二、東は下川崎村、西は上川崎村、北は千塚村、南は埼玉郡靑毛村なり、東西八町、南北八町餘、用水は村內にて古利根川の水を沃けり、地頭は久津見又助及石卷七郎左衞門なり、村內持添の新田あり、寬保二年開きし地にて御料所なり、

高札場

小名　中島耕地　天沼耕地　堤耕地　下川原耕地

門、能勢榮太郎か知る所なり、庄名檢地の年代は前村に同じ、

高札場

小名　上耕地　下耕地

島川　村の北界を流る、幅十七間、川に傍て水除の堤あり、

香取社　村の鎭守なり、寶性院、眞乘院の兩寺にて預れり、　○稻荷社寶性院持　○淺間社眞乘院持　○八幡社泉藏院持　○天神社法藏寺持

寶性院　新義眞言宗、東大輪村密藏寺末、高雲山と號す、本尊正觀音、開山順宗寬永十二年八月晦日寂す、　○

眞乘院　同宗、內國府間村正福寺の末、無量山と號ぜり、開山秀雅貞享年中化す、本尊阿彌陀、　○藏行寺

天台宗八甫村寶泉寺末、地眞山と稱す、本尊　○法藏寺　淨土宗、

大日、開山林閒寬永十四年二月二日寂す、本尊阿彌陀、

幸手宿聖福寺末、太子山と號す、開山傳譽元和二年二月八日化す、本尊阿彌陀、　○泉藏院本山修驗、幸手不動院配下な り、本尊不動、　○持寶院當山修驗、江戶青山鳳閣寺の配下、本尊は不動なり、

○東大輪村　東大輪村は、庄名及檢地の年代、用水等前村に同じ、江戶より行程は十三里、民戶六十九、東西二十四町、南北五町餘、南は外野村、西は西大輪村、北より東へ廻りて八甫村なり、當村正保の頃は御料所なり、元祿十一年本多市正、松平喜兵衞に分ち賜はり、今子孫本多主稅、松平喜兵衞の知る所なり、村內に幸手宿より中山道熊谷宿への脇往還係れり、

高札場

八幡社　村の鎭守なり、末社稻荷　愛宕

密藏寺　新義眞言宗、山城國醍醐無量壽院末、東光山と號す、本尊不動を安ず、慶安元年寺領十石の御朱印を賜はれり、

天神社　藥師堂　鐘樓　元祿八年の鑄造の鐘をかゝぐ　○蓮花院密藏寺末、柏葉山醫王寺と號す、本尊藥師、　八幡社　○眞藏院同末、大日山東玩寺と稱す、本尊大日、　大日堂　○妙性寺法華宗、下總國葛飾郡中山法華經寺の末、性理山蓮經院と號す、本尊祖師の木像を安ず、

○西大輪村　附持添新田　西大輪村は、民戶八十一、東西五町餘、南北二十町餘、南は外野村、西は古利根川を隔てゝ埼玉郡鷲宮村、東北の二方は東大輪村なり、元祿十一年戶田八郎兵衞、小出淡路守、岡野平左衞門、猪子三十郎、松波六右衞門に裂き賜ひしに、天明三年戶田氏の知行は大久保加賀守に替賜はりしより、今大久保加賀守領分の外に、小出又五郎、岡野平三郎、猪子英太郎、松波五右衞門等知行せり、江戶よりの里程、庄名、檢地の年代、用水等の事は前村に同じ、此餘持添の新田あり、延享四年神尾若狹守、逸見出羽守等檢地して高入となりしより、御料所なり、

高札場

小名　原耕地　下手耕地

古利根川　村の西を流る、故に土人は西川とも呼ぶ、幅六間、

鷲明神社　村の鎭守なり、圓明院持、　末社第六天　天神　雷電　稻荷

迦葉院　禪宗、山城國鷹峰源光庵末、天王峯雞足山と號す、本尊十一面觀音を安ぜり、當寺古は庵室なりしを、默山元轟中興して一寺となせり、元轟は寬曆十三年十一月五日化す、其碑境內にあり、天明四年四辻大納言公亨卿の撰する銘文あり、中興開基は村民兵右衞門、埼玉郡騎西町の忠兵衞の二人なり、兵右衞門は白石氏にして、元文五年三月九日死し、法名寶鏡院自覺榮賢と稱す、忠兵衞は齋藤氏にて、享保二十年正月二十五日死す、不二院一翁空山と追稱す、秋葉社　天王社　白山社　山門　宇治黃檗山の山門を摸して造れる所なりと云、

鐘樓　寬曆八年鑄造の鐘をかく、　○圓明院　新義眞言宗、東大輪村密藏寺末、牟尼山と號す、本尊不動を置く、

法流の祖秀意は元祿十三年十一月寂す、

○外野（ソト）村　外野村は、古へ西大輪村の內なり、元祿の改に始て西大輪村の枝鄕と載たり、其後又枝鄕の唱をすてゝ、全く別村となれり、庄名及檢地の年代、用水等前村に同し、江戶より十二里餘、民戶三十、東は上川崎村、西方は西大輪村、北は東大輪村、南は古利根川を隔て埼玉郡野久喜村なり、東西四町、南北五町餘、元祿十年今の地頭三浦熊藏が先祖に賜はれり、

高札場

古利根川　村の南郡界にあり、川幅六間、板橋を架せり、外野橋と唱ふ、長七間許、

香取社　村の鎭守なり、勝藏院持、下同じ、　末社稻荷　辨天　○八幡社

勝藏院　新義眞言宗、東大輪村密藏寺末、慈光山と號す、本尊不動、　辨天社

○八甫（ハッポ）村　附持添新田　八甫村は、江戶より十三里餘の行程なり、相傳ふ、天正年中の開發にして、初は甫を浦の字に作れりと云、當時古利根川は大河なりしと云へば、古へ此邊八つの浦ありしにや、又村老の傳へに、往古はこの邊大河にて、或時帆影八つ見へしより起る名なりと、甫帆通用せしにや、これも據はなし、埼玉郡向古河村の民與右衞門所藏の文書に、この地のことを載たり、其文左に出す、

以上虫くひ

小手指宿へ着候　以下虫くひ

於此儀は、明鏡に聞かせ候、一八甫迄上船者、商船及卅艘之由申、其直に彼船も上候條、別に咎無之候之條、早々可被戻候、一八甫之儀は、當知行に候、然者無體に他之船可通子細に無之候、今迄此穿鑿爲如何不被申、向後者一改可申付候、誰歟船通共改而可承候、恐々謹言、

六月三日　　氏照花押

布施美作守殿

按に、此文書大抵永祿天正の頃のものなるべし、八浦とかきしは是より以前のことにや、又文書中商船三十餘艘云云とある類、古利根川の大河たりしことはしらる、又小手指宿云云と見えたるは、下總國葛飾郡小手指宿村なるべし、民戸百七十二、東西二十六町餘、南北六町に餘れり、東は千塚村、南は東大輪村、西は古利根川を隔て、埼玉郡鷲宮川口の二村にて、北は島川を界ひ、當郡新井島川高柳の三村なり、古は北條陸奥守氏照が所領なりしことは、前の文書にて知べし、御打入の後は御料所にして、近き頃までかはらざりしに、文化九年地を裂て黒川左京、三枝大學に賜はりしより、今御料の外二氏の子黒川權九郎、三枝政三郎の知行なり、庄名及用水撿地の年代等すべて前村に同じ、又本村持添の新田あり、延享五年神尾若狹守、逸見出羽守撿して高入となれり、村の東西に日光御巡道あり、本街道の內高須賀、外國府間邊水溢の時は、則幸手宿よりこの道を成せられ、栗橋宿へ通ず、

高札場

小名　本村　宮田　新田

古利根川　村の西郡界を流る、幅六間、○島川村の北にあり、幅十二間、川に傍て堤あり、高さ一丈餘、渡船場二ヶ所あり、一は鳩川村、一は新井村に達す、

鷲宮社　村の鎭守なり、金剛院持、下三社同じ、　末社稻荷　天神○稻荷社二

○諏訪社○羽黒社寶泉寺持○神明社光嚴寺持

金剛院　新義眞言宗、東大輪村密藏寺の末、不動山金剛寺と號す、開山金剛房秀憲慶安五年十月八日化す、本尊彌陀

不動堂　觀音堂○光嚴寺禪宗、曹洞派、埼玉郡鷲宮村靈樹寺末、瑠璃山藥王院と稱す、本尊釋迦、開山鯤山良鯨慶安五年二月十七日寂す、　藥師堂　白山社　鐘樓延寶元年鑄造

の鐘を、○寶泉寺天台宗、東叡山末、普光山天王院と稱す、開山盛傳慶長十年八月九日化す、本尊藥師、觀音堂○觀音寺寶泉寺の末なり、龍光山慈眼院と稱す、本尊大日を置、開山重海萬治二年正月十九日寂せり、　觀音堂　虛空藏堂

褒善者渡邊七左衞門　村の名主を勤む、文化十二年東照宮二百回御忌の時、公より栗橋宿へ人馬休息の小屋を修理あるべきを、己が所持せる竹木を以て彼地へ小屋を造りしにより、時の御代官中村八太夫公へ聞へ上しかば、其身一代苗字を免さる、これより前文化十年六月金六十兩を出し、房川渡船永く續べきの助をせしにより、御代官山田茂左衛門その奇特を褒賞せり、又同年十一月下總國葛飾郡行德領鹽濱園堤石垣修理の費を資けんとて、金三百兩を納し時も御代官竹垣三右衞門よりエントウウチ褒賞ありしと云、

○圓藤內村　圓藤內村は、正保及元祿改の國圖には、圓達內村と書せり、江戸よりの里數十二里半、民戸二十四東西七町、南北二町、東は內國府間村、西は八甫村、南は千塚村、北は松石村なり、古は御料所なりしを、元祿年間小堀下總守、島田次右衞門、牛込忠左衞門に賜り、今其子孫小堀織部、島田十次郎、牛込鑛吉等知行せり、村の飛地幸手宿の內にあり、撿地の年代用水庄名等前村に同し、

高札場三ケ所

島川　村の北にあり、幅十二間、

香取八幡合社　村の鎭守なり、　末社稻荷○第六天社村持下同じ○荒神社○雷電社

寶積院　新義眞言宗、內國府間村正福寺の末、觀音堂

惠日山延命寺と稱す、本尊大日、

○松石村　松石村は、庄名及撿地の年代、用水前村に同じ、江戸よりの行程十二里、民戸二十、東は高須賀村、西は新井村、南は圓藤內村、北は狐塚村なり、東西二町南北三町、古は御料所なり、元祿年中今の地頭都筑靱負都筑十左衞門、大久保莞之助か先祖に賜はれり、當村の飛地下川崎村の內にあり、

高札場

島川　村の北を流る、幅十二間、

香取社　村の鎭守なり、殘光寺持、　末社稻荷○山王社村民の持下同じ、○稻荷社　殘光寺　淨土宗、普照山と稱す、本尊阿彌陀、　地藏堂　鐘樓享保十八年鑄造の鐘をかく、

○高須賀村　高須賀村は、江戸の里程十二里半、民家五十九、東西八町餘、南北十町、南は內國府間村、北は外國府間村、艮の方權現堂村、西は松石村、東は利根川を隔て、下總國葛飾郡元栗橋村なり、村の中程を日光街道貫り、道幅四間、古は御料所にして、延享三年一橋殿領知となりしか、寬政十年再び御料所に復せしより今に然り、庄名用水撿地の年代は前村に同じ、

高札場

小名　堤外　堤內

利根川　村の東を流る、幅百五十間許、川に傍て堤あり、高さ一丈餘、○島川村の西北にあり、幅十二間長十九間の土橋を架す、出羽橋と呼、

香取八幡合社　村の鎭守なり、　末社稻荷二

常福寺　禪宗曹洞派、幸手宿寶持寺の末、海現山と號す、開山は元和六年二月四日化すとのみ傳へり、本尊藥師を安す、

白山太神宮山王合社秋葉天神稻荷合社○庵地藏を置

新編武藏風土記稿卷之三十七　終

新編武藏風土記稿卷之三十八

葛飾郡之十九　島中川邊領

（上河邊新田）

○栗橋宿　栗橋宿は、江戸より十四里の行程なり、慶長年中下總國栗橋村の民池田鴨之助、並木五郎平と云もの願ひ、伊奈備前守忠次の指揮によりて開墾せしが、民家次第に增加しつひに宿並をなせり、故に下總國の方を元栗橋村と云ひ、當所を新栗橋と云、正保改の國圖には上河邊新田と記し、傍に栗橋町ともにと細書し、別に又新栗橋町の名をも載せたり、後一村となりしは當所次第に繁昌し、いつしか上河邊新田の名を失ひ、其地を概して今の名となりしにや、初め上河邊の唱ありしは、下總國下河邊に對せし名なりしにや、當宿は日光御成道川口町より第八の宿驛にて、長さ十町餘、千住道よりは第七の驛に當れり、人馬の繼立は元和二年より始り、當宿及下總國葛飾郡中田宿にて半月つゝ替りて司とり、人馬二十五人、二十五匹を定數とし、下總國古河へ二里、當郡幸手宿へ二里三町、其餘埼玉郡加須町へ三里、同郡鷲宮町へ一里半の人馬を繼送れり、民家四百十九軒、多く街道の左右に櫛比し、宿驛及び諸商をなして生業とす、又一六の日市を開き、穀物其外諸品を鬻けり、村の四境南は小右衞門村、西は伊坂村、北は古利根川を隔てゝ埼玉郡中新井村　東は利根川を隔てゝ下總國中田宿なり、東西六町餘、南北二十三町許、天水の地なり、正保のものには伊奈半十郎御代官所とあり、今も御料所なり、撿地は元祿十年酒井河内守糺せり、

高札場小名上町にあり、

小名　上町　中町　下町　三ッ俣　船戸　鍛冶町

（房川渡）

利根川　當宿と下總國との堺を流る、幅二百十四間、川に傍て堤あり、○渡船場房川渡と云利根川の渡にて、川の向は下總國中田宿なり、宿内常蓮寺は、元栗橋村寶泉寺持の庵にて、法華宗なり、故に法華坊と云、其坊前の渡なれば坊前渡しの稱ありしを、いつとなく今の字に改むと云、日光御社參の時は、爰に船橋を架し、堤上に御茶屋を搆ふ、こゝより望めば向は中田の宿驛連り、松間よりかすかに粉壁の見ゆるは古河の城墻なり、又富士、筑波、日光の三山三方に屹立し、眞に一名區なり、其圖は後に載す、此川にて產するもの鯉、鮒、鱒、鮫、さい、いけなの類にて、味ひ最美なり、又南の方に農民往來の渡しあり、對岸中田宿へ達す此渡のことは寛永八年伊奈半十郎忠治より出せる、利根川通船の記錄にも見えたり、

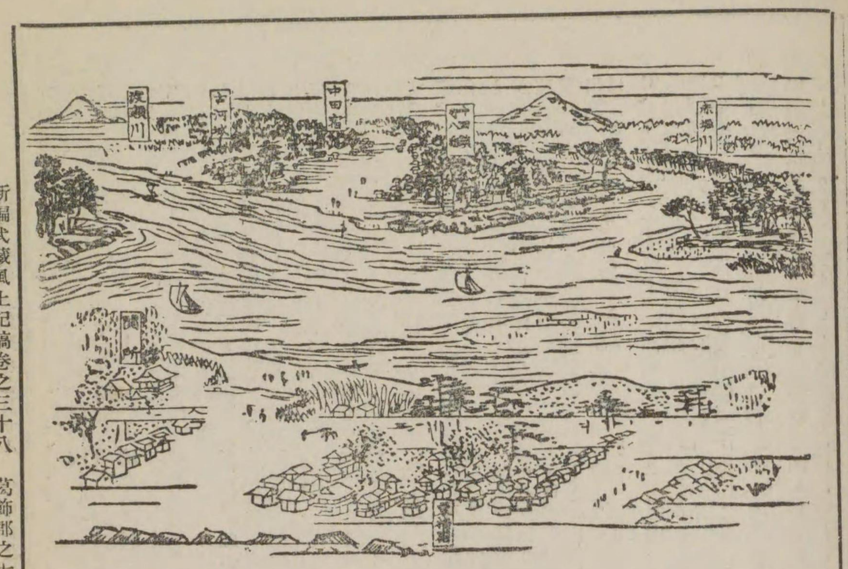

關所　利根川堤上にあり、其置れし年代詳ならず、見張番所を搆へて往來の旅人を改む、是を房川渡中田御關所と唱ふ

往來改の條目を記せし高札を建、往古のことを傳へず、關所番人四人あり、是は寛永元年今の加藤木工兵衞、足立十右衞門、富田定右衞門、嶋田源次郎の先祖御抱となり、世々在住してこれを勤む、此内後年外御關所より來りし者も有と云、

牛頭天王社　宿の鎭守なり、福壽院の持、慶長年中利根川洪水のとき、水溢を防んとて村民等堤上に登り居たりしに、渺々たる水波の中に鯉魚と泥龜とあまた圍み、神輿とおぼしきもの流れ來れり、引上みるに全く神輿にて元栗橋の天王なること、偶つとへる彼村民等も見認得たりしかば、衆皆奇異の思ひをなし、かゝる亂流の中に傾寢の患なく、鯉魚泥龜の類圍て當所に來れることは、これ神靈の然らしむる所ならんとて、則爰に勸請し、是より後每歲六月に、此神を祭れる月なれば、村老はさらなり兒童　末社稻荷　雷電○八幡社二共に村民持下同じ○稻荷社五○白山社

深廣寺　淨土宗、下總國飯沼弘經寺末、無涯山單信院と云、本尊阿彌陀佛を安ず、開山廣譽閑榮慶安二年五月四日寂す、開基村民五郎平は、今の名主五郎平が先祖なり、明曆元年十一月十八日死す、法名梅香院光盛と云、境内に六面塔二十一基を建たり、共に高さ一丈四尺餘、面ことに彌陀の名號を鐫れり、是は承應二年當寺第二世單信和尚、伊豆の大嶋よりの大石二十一を舟に載來りしに、ある日海上にて船すゝまず鰐魚の支ふる所ならんとて一つを水中に拋ち、殘る二十を載來りて建立せり、其後明和年中に至りて時の住僧精譽滿山、其志を繼で一基を建、かの單信が願を滿足せりと云、鐘樓　天和元年第五世誓譽が代、鑄造の鐘をかく、武藏國葛飾郡川邊庄と鐫れり、されば此頃までは此庄名を唱へしなるべし、○淨信寺　同宗、足立郡鴻巢勝願寺の末、無量山歸命院と云、開山乘譽玄徹永正二年八月二十八日寂す、

此僧奥州宮城郡昌繁寺の住職なりしが、一寺を建立せんことを志し、寺を辭して當所に來り、歸命院といへる庵室をとり立、一寺となせり、よりて是を開山と稱す、其後慶長年中伊奈備前守忠次の三男僧となり、日譽源庭と云、村民又右衛門の先祖梅澤太郎右衛門、この源庭を請し、若干の寺地を廣め堂宇を再建せしかば、即ち太郎右衛門を開基と稱す、日譽は元和元年三月十四日寂、太郎右衛門は慶長四年二月五日死す、法名梅香芳清と云、本尊觀音、慈覺大師の作、此像は出羽國最上の城主鮭延越前守護佛なりしが、鮭延の家下總古河へ御預となりて家斷絶のとき、家臣籠宮氏宮内兵五郎同武兵衛等と相謀りて當寺に納むと云、

天神社　稻荷社　鐘樓　貞享二年鑄造、○の鐘をかぐ、

福壽院　新義眞言宗、下總國葛飾郡元栗橋村眞相院末、天王山長榮寺と號す、本尊不動、開山俊盛正保四年二月二十四日寂

天神社　三峯社　不動堂　觀音堂　○常薰寺　法華宗、下總國中山法華經寺末、高林山梅香院と云、本尊三寶祖師を安ず、傍に毘沙門の像を置、是は武田信玄の守護佛なりと云傳ふ、當寺に納めし由來詳ならず、開山常修院日常正安元年三月二十日寂、中興開基は今の名主の先祖池田鴨之助、法名光明院常薰と云、慶安元年十二月十九日死す、法名を寺號にせしものなり、此寺往古庵室にてありしことは、既に利根川渡船場の條に出せり、　七面堂　鐘樓　寛延二年に鑄し鐘、地震のために破損せし故、寛政九年鑄改めり、

○顯正寺　淨土眞宗、京都東本願寺末、幡谷山破邪院と云、此寺は常陸國幡谷の城主、幡谷次郎左衛門尉信勝剃髮して圓空と號し、同所光念寺と云天台宗の寺に住す、其頃親鸞上人同國稻田にあり、圓空夢の告によりて上人をたづねゆき、隨身して唯信と改め、幡谷にかへり光念寺を一向宗の道場とす、其後兵火にかゝりて衰微せり、然るに下總國中田新宿村藤の森と云所に、聖德太子の刻める阿彌陀か安ぜる堂あり、靈驗あらたなれども、させる堂宇のいとなみもなければ、則光念寺をこゝに移し、幡谷山破邪院顯正寺と號し、その阿彌陀を本尊とす、然るに當村名主先祖池田鴨之助、信仰のあまり當所へ引移せりと云、されども下總國中田にも今其舊跡に顯正寺とて、わづかの庵室のこれり、唯信坊は弘安二年三月十一日寂す、中興開山利圓寛永十九年二月十八日寂其後古河城主松平周防守、石州濱田へ國替のとき、時の住僧歸依により石州へつれゆき一寺を建立し、是をも顯正寺と稱と云、○觀音堂　馬頭觀音を安す、是は古へ佐竹右京太夫此あたりを通行の時、俄に馬やみて斃れしかば、村民等に命じて納めしむ、後に村民等相謀りて其埋める所へ小堂を營み、佐竹家より此像を請ひて安置する所と云、○地藏堂　村民持、是は天明三年信州淺間山焚燒のとき、利根川にて橫死する者あまたありしを埋めしと云、

褒善者又右衛門　梅澤を氏とす、元和八年四月台德殿日光御社參の時、利根川滿水殊に大風にて、當所船橋危くみへければ、先祖太郎右衛門人夫を率ひ水中に入て粉骨を盡せし故、其功勞を賞し、伊奈半十郎忠治より貞宗の刀及扇子を與へり、其後利根川兩邊開發の事半十郎より聞へ上け御免を蒙りしかば、やがてこの太郎右衛門に命じて開發のことなりぬ、由てこの邊御成の時中田宿大塚の上に御駕をすへさせられ、開發せし新田の限に狼煙を揚げ、開發の地境及廣さの辨別を上覽に備へしかば、太郎右衛門の功を賞して御墨付を賜ひ、繼で川邊堤の修築をも命ぜられし由、後この人半十郎が家臣となり、名主役を兼勤しが、萬治年中子孫小右衛門が時に至り、其弟彌五右衛門といへるものに役義を讓りしより、彌五右衛門が家代々役義をつとめて、今の又右衛門に至れり、先祖太郎右衛門が賜はりし御墨付は燒失して今は傳へず、○舊家者與四右衛門氏を池田と稱す、大職冠鎌足の苗裔、池田大炊頭正親の末葉、本國美濃の者にて、觀應の頃下總國元栗橋村に來り農家に降ゐ、慶長年中鴨之助と云もの、村民五郎平と謀りて當所を開發すれば、則光念寺をこゝに移し、幡谷山破邪院顯正寺と號し、その阿彌陀を本尊とす、然るに當村名主先祖池田鴨之助、信仰のあまり當所へ引移せりと云、されども下總國中田にも今其舊跡に顯正寺とて、わづかの庵室のこれり、唯信坊は弘安二年三月十一日寂す、中興開山利圓寛永十九年二月十八日寂其後古河城主松平周防守、石州濱田へ國替のとき、時の住僧歸依により石州へつれゆき一寺を建立し、是をも顯正寺と稱と云、○觀音堂　馬頭觀音を安す、是は古へ佐竹右京太夫此あたりを通行の時、俄に馬やみて斃れしかば、村民等に命じて納めしむ、後に村民等相謀りて其埋める所へ小堂を營み、佐竹家より此像を請ひて安置する所と云、○地藏堂　村民持、是は天明三年信州淺間山焚燒のとき、利根川にて橫死する者あまたありしを埋めしと云、

褒善者又右衛門　梅澤を氏とす、元和八年四月台德殿日光御社參の時、利根川滿水殊に大風にて、當所船橋危くみへければ、先祖太郎右衛門人夫を率ひ水中に入て粉骨を盡せし故、其功勞を賞し、伊奈半十郎忠治より貞宗の刀及扇子を與へり、其後利根川兩邊開發の事半十郎より聞へ上け御免を蒙りしかば、やがてこの太郎右衛門に命じて開發のことなりぬ、由てこの邊御成の時中田宿大塚の上に御駕をすへさせられ、開發せし新田の限に狼煙を揚げ、開發の地境及廣さの辨別を上覽に備へしかば、太郎右衛門の功を賞して御墨付を賜ひ、繼で川邊堤の修築をも命ぜられし由、後この人半十郎が家臣となり、名主役を兼勤しが、萬治年中子孫小右衛門が時に至り、其弟彌五右衛門といへるものに役義を讓りしより、彌五右衛門が家代々役義をつとめて、今の又右衛門に至れり、先祖太郎右衛門が賜はりし御墨付は燒失して今は傳へず、○舊家者與四右衛門氏を池田と稱す、大職冠鎌足の苗裔、池田大炊頭正親の末葉、本國美濃の者にて、觀應の頃下總國元栗橋村に來り農家に降ゐ、慶長年中鴨之助と云もの、村民五郎平と謀りて當所を開發す

其子與四右衛門より代々此名を襲ひて、開發以來怠慢なく本陣役を勤めり、

○間鎌村（カマ）　間鎌村は、高柳庄を唱ふ、江戸の行程及撿地前村に同じ、民家二十一、東西六町、南北四町、東は間鎌新田、南は佐間村、西北は松永村に接す、用水は高柳村より羽生領村々の惡水を引用ゆ、權現堂村名主吉十郎が所藏の文書に、間釜之内にて十貫文之所出置候云々、天正十七年卷島主水助殿とあり、主水助は北條家に仕るよしなれば、御入國前は此人の領せし所とみゆ、正保のものには伊奈半十郎御代官所とあり、夫より引續御料所なりしか、延享の頃一橋殿領知となりて今に替らず、

高札場

稻荷社　村の鎭守なり、村持、

○間鎌新田　間鎌新田は、庄名江戸よりの里數、用水、撿地等前村に同じ、民家二十四、東西六町、南北四町、南は佐間新田、北は小右衛門村、東は廣島村、西は間鎌村、開發以來本村と同く御料所なりしか、今は一橋殿領知なり、

高札場

天神社　村の鎭守なり、村持、

○廣島村　廣島村は、下河邊庄を唱ふ、江戸より行程、

撿地、等前村に同じ、用水は島川の水を引用ゆ、民家三十、東西十町、南北十二町、東は小右衛門村、西は川原代村、北は間鎌村、古より御料所にして、元祿年中久津見又助に賜はり、今其子孫健次郎が知る所なり、

高札場

天神社　村の鎭守なり、　○八幡社　持同じ、○六所明神社　伊坂村金剛院持、　迎盛院持、○神明社　川口村圓光寺持、　大日堂　○香取社三一は遠藤内村寶積院持、一は狐塚村泉福寺持、

金剛院　新義眞言宗、東大輪村密藏寺末、　地藏堂　自在山と號す、本尊不動を置、

○小右衛門村　小右衛門村は、庄名用水撿地前に同じ、江戸より十三里の行程なり、民家九十五、東西六町、南北二十六町、東は外國府間村、西は廣島村、南は中里村北は栗橋宿、艮の方は利根川を隔てゝ下總國元栗橋村なり、村の東の方堤通りは、日光道にして長さ千六百間程かゝれり、御入國の後より御料所にして、今猶しかり、

高札場

小名　御馬口洗場　日光御社參の時、御馬の口を洗ひし所と云、　栗橋川邊栗橋宿によりたる方なり、　遠上（トウカミ）　切戸下　大島

尼坂　日光道の中にあり

利根川　村の東北の國界を流る、川幅百二十五間許、

香取社　村の鎭守なり、○稻荷社眞光寺持、下同じ、○辨天社○香取八幡合社

眞光寺　新義眞言宗、下總國元栗橋村實相院末、不動山梅正院と云、本尊不動を置

○中里村　中里村は、庄名江戸の行程、用水撿地等前村に同し、民家六十五、東西七町、南北十町、東は外國府間村、西は廣島村、南は狐塚村、北は小右衞門村なり、古より御料所にして今も替らず、

高札場

小名　上　中　下

香取社二　村の鎭守なり、共に狐塚村泉福寺持、

寶藏院　新義眞言宗、東大輪村密藏院の末、摩尼山如意輪寺と云、本尊不動を安ず、

○狐塚村　狐塚村は、庄名江戸の行程、用水撿地等前村に同し、民戸二十五、東西二町、南北十一町餘、東は松永村、西は河原代村、南は新井村、北は中里村なり、古へより御料所にして、今も替らず、

高札場

小名　池田　中道上　新田前　沼通り　古堀

島川　村の東を流る、川幅十二間許、川に傍て堤あり、又此川に渡船場あり、水原のことは鴻川村の條に辨ず、

鹿島社　村の鎭守なり、泉福寺持、

高秀寺　淨土宗、足立郡鴻巢勝願寺末、專稱山阿彌陀院と號す、本尊阿彌陀を安ず、鐘樓延寶三年鑄造の鐘を置、○泉福寺　新義眞言宗、內國府間村正福寺末、月光山藥王院と云、本尊藥師を置、鐘樓かく、延寶九年の鐘をかく、

○新井村　新井村は、高柳鄕田宮庄を唱ふ、江戸よりの行程、用水撿地等前村に同し、民戸三十七、東西十五町南北二町餘、東は狐塚村、西は島川村、南は島川を隔てゝ八甫村、北は川原代村なり、古より御料所なりしが、元祿十四年酒井玄蕃に賜はり、今子孫彌門の知る所なり、

高札場　里正の宅前にあり、

小名　新田耕地

島川　村の南を流る、川幅十二間、川に傍て堤あり、又渡船場あり、川の向ひ八甫村に達す、

香取社　村の鎭守なり、東福院持、

東福院　新義眞言宗、內國府間村正福寺末、香意山觀音寺と號す、本尊不動を置、

○島川村　島川村は、鄕庄の唱へ江戸よりの行程、用水撿地等前に同し、民戸二十三、東西六町餘、南北四町許東は新井村、西は高柳村、南は島川を限りて八甫村、北は川原代村なり、古は御料所にて、元祿十四年松平氏に賜はり、今子孫喜兵衞が知行所なり、

高札場

小名　新田

島川　村の南を流る、川幅前に同じ、水元は埼玉郡羽生領の惡水落なり、元祿改定の圖によれば、古利根川の枝流にて當村より分れしかば、島川の名は起りけるが、其後いつの頃か、當領高柳村より對岸埼玉郡北大桑村へ堤を築き、門樋といふものを設て、惡水を落せり、事は北大桑村に辨じたれば合せ見べし、又この下流古は高須賀村、外國府間村等をへ、權現堂村に至りて利根川に入しが、享保十二年今の如く堀替ありて、高須賀村內より直に權現堂に達し、利根川に合す、元祿改の圖に據ば當村と八甫村の邊に橋を架せり、今は爰に渡船場ありて往來を便せり、

八幡社　村の鎭守なり、照明院持、

照明院　新義眞言宗、東大輪村密藏寺末、西方山阿彌陀寺と號す、本尊阿彌陀を置、

○河原代村　河原代村は、江戸より行程十四里、民戸四十一、東西十七町餘、南北五町許、東は狐塚村、西は佐間村、南は高柳村、北は廣島村なり、用水は高柳村より古利根川の水を引、古より御料所なりしが、元祿十年酒井河內守撿地の後、久津見又助、榊原次郎右衞門に賜はり、今其子孫久津見錠次郎、榊原權助知行せり、

高札場

小名　荒堀組　上　下

香取社　伊坂村迎盛院持、村內の鎭守なり、

福壽院　新義眞言宗、東大輪村密藏寺門徒、本尊不動、運慶の作、不動山と號す、開山宥海元和五年四月寂、○寶光院同宗、內國府間村正福寺門徒、彌陀山と號す、本尊阿彌陀を置、運慶の作、開山秀意寬永元年十一月寂、

○高柳村　高柳新田　高柳村、高柳新田は、元一村の地にて、この新田は元和六年開發せり、もとより四方の地形犬牙して分ちかたし、よりて合せ書せり、東は佐間村、南は島川を隔てゝ八甫村、西は古利根川を隔てゝ埼玉郡北大桑村、北も同郡間口村なり、東西二十七町、南北五町許、民戸本村は百十四、新田の方は二十七軒あり、江戸よりの行程、用水、本田及新田の撿地等前村に同し、按に近村、島川、新井、間鎌等高柳鄕を唱ふれば、爰も同鄕に屬して其本村なるべけれど、今は其鄕名を失へり當村二所共に正保の頃は御料所なり、後酒井但馬守が先祖に賜はり、今に替らず、

高札場二ヶ所　一は本村、一は新田にあり、

古利根川　村の西北を流る、○島川南の方を流る幅十二間、幅三十間餘、川に傍で堤あり

香取社○荒神社○天神社　以上三社密藏院持

寶聚寺　禪宗臨濟派、埼玉郡久喜町甘棠院末、荷玉山と號す、本尊釋迦を置、鐘樓慶安二年鑄造の鐘をかく、○吉祥寺　同宗、同末なり、海雲山と號す、本尊觀音を置、○密藏院　新義眞言宗、埼玉郡南篠崎村普門寺末、本尊不動を安ず、○金釋寺　羽黑行人派、下總國葛飾郡本栗橋村行念寺配下、本尊大日を安ず、

○大日堂　寶聚寺密藏院兩寺持、○大林寺　禪宗臨濟派、埼玉郡久喜町甘棠院の末、招賢山と號す、本尊釋迦を置、これは新田の方にあり、

○佐間村　佐間新田　佐間村、佐間新田も、其地形交錯して境界辨し難し、よりて相合せてこれを記す、東西十五町、南北二十五町、東は河原代村、西南は高柳村、北は間鎌村なり、民家本村は七十一、新田は二十五、用水は羽生領の惡水を引、江戸の行程撿地は前村に同じ、古は御料にて延享年中本村新田ともに一橋殿領知となりしを、寛政九年本村の內を裂て御料に復し、其餘は今も一橋殿領知なり、外に元文五年堀江荒四郎が撿地せし流作場新田あり、こゝは御料所なり、

高札場二ヶ所　本村及新田にあり

古利根川　村の北方にあり、幅三十間許、川に傍て堤あり、

八幡天神稻荷合社　定福院持、古は大社なりし由、元祿改の國圖、當村と覺しき邊に八幡社とあり、當社のことにや、

定福院　新義眞言宗、下總國香取郡前林村東光寺末、八幡山と號す、開山行清、本尊不動を置、○正福寺　新田の方にあり、天台宗江戸上野佛頂院末、龍光山晉仙院と號す、本尊大日、

○松長村　松長村は、天正年中今の名主七郎右衞門が先祖慶長といへるもの紀州より來りて開發せりと云、下川邊庄を唱ふ、江戸より行程、用水撿地等前村に同じ、東は間鎌村、南は佐間村、北は伊坂村、西は埼玉郡中新井村なり、東西五町、南北八町餘、民戸二十九、村內に一條の道あり、日光御社參脇往還なり、古より御料所なりしが、延享四年一橋殿領知となり今に替らず、外に延享元年神尾若狹守が糺せし流作場新田あり、安永元年までは御料にて、同き二年其內を裂て酒井隱岐守に賜ひ、今子孫但馬守知行す、

高札場　里正宅前にあり、

古利根川　村の東を流る、幅三十間許、是當郡と埼玉郡との界なり、

熊野社　村の鎭守なり、名主七郎右衞門が先祖、慶長本國紀州より寫して勸請する所なり、寶藏院持下四社持同し、

○星宮明神社○天神社○香取社○稻荷社

寶藏院　新義眞言宗、下總國香取郡前林村東光寺末、醫王寺と云、本尊不動、開山賴存寬永十六年二月十八日寂す、藏師堂　藥師は慈覺大師の作、太子堂　木像運慶の作、

○伊坂村　附持添新田　伊坂村は、江戸より行程前に同し、東北は小右衞門村、及び栗橋宿、南は間鎌松長の二村、西は古利根川を限り對岸埼玉郡中新井村なり、東西五町餘、南北十町程、天水の地なり、民戸四十九、村內に古

の鎌倉街道かゝれり、外に松長村より栗橋宿への通路あり、爰は日光御社參脇往還なり、古より御料所にして今も然り、撿地は元祿八年酒井河內守糺し、外に持添の新田は明和三年伊奈備前守撿せり、

高札場

小名　寶侍戸（ホウシト）

三島千勝五靈合社　村の鎭守なり、迎盛院持、下二社同し、　末社稻荷　天神

子の權現○雨の宮社○淺間社○香取社　經藏院持　末社愛宕

○一言明神社　同持祭神詳ならず

迎盛院　新義眞言宗、內國府間村正福寺末、本尊彌陀慈覺大師作、中興開山宥海寬延元年十一月晦日寂、

藥師不動堂○經藏院　同宗、下總國香取郡前林村東光寺末、愛宕山と號す、本尊地藏、

靜女墳　小名寶侍戸に在り、この邊古の鎌倉海道なりしと云、少しく築上げたる墳にて、老杉一樹たてり、高さ五丈餘、圍二丈二尺餘、其枝四方に彌蔓すること凡十五間、前に靜女墳の三字を彫し石碑あり、享和三年中川飛驒守忠英造る所なり、相傳ふ文治年中源義經其兄右大將賴朝の勘氣を蒙り奧州下向の後、其妾靜女跡を慕ひ當所を過て、下總國葛飾郡下邊見と云所まで行たりしに、義經はや奧州にて討れたりと聞て悲歎に堪ず、薙染して後世を弔んとて、夫より立戻り、（下邊見に思案橋靜川など云地名今に存せり）、又當所に來りしが、俄に病て空くなりしかば、この地に葬り、一株の杉を栽て標とせる由、又下總國中田宿高了寺、元當郡高柳村にありし頃、かの靜女の骸をそこに葬りしが、後其寺を今の處に

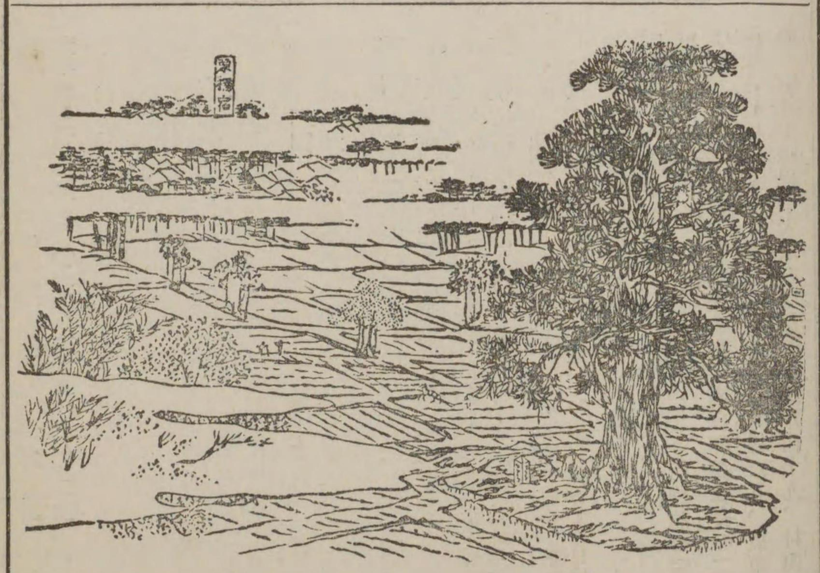

靜女古墳圖

移し、寺號も高了と改と云、嚮に靜女が後鳥羽院より賜はりし舞衣、及び其外の什物緣起等猶彼寺にありと云、今按に靜女終焉の事、古記に所見なし、姑寺傳のまゝを記す、

新編武藏風土記稿卷之三十八 終

新編武藏風土記稿卷之三十九

荏原郡之一

郡圖

總說

（義名）荏原の郡は、其名義の起りしゆへを詳にせす、【和名抄】を閲するに、郡中に荏原鄉あれば、鄉より起りし郡名なるもしるへからす、是豐島郡に豐島村、入間郡に入間村、高麗郡に高麗本鄉あるの類なるか、或は古へ武藏野の内にても、此地は荏草を多く植し處なれば、かくいへりとも言傳ふ、相模國鎌倉の郡に荏草の鄉なともあれは、其傳る處故あるに似たれと、まさしきことを知らず、當國幡羅郡、備中國後月（シヅキ）郡、伊豫國浮穴郡等にも荏原鄉あり、果して荏の多きを以て名つけしや、又別に故あるにや知へからす、此郡名は國史等に現はるゝものをいまた見す、【萬葉集】に、天平寶字七歲乙末二月廿三日、武藏國部防人安曇（アヅミ）宿禰三國かまいらせし和歌の作者に、荏原郡物部歲德、同郡上丁物部廣足が詠する所を載たり、これ等古き書に顯るゝの初とせんか、【和名抄】に、江波良と訓せしかは、其唱ふる所は古今同しきと見えたり、【武藏風土記】に、或は江原に作るよし見ゆ、又一書に緣原永原なとかけりとも載す、何れ唱ふる處は同事なることしるへし、かの記に云、荏原郡は東の方霞關を限り、西は佐目井戸の岡を限り、南は宇佐野を限り、北は藤佐岡を限ると云々、又【大八洲記】云、西は金洲崎を限り、東は常盤木の森、或は大戸港を限り、南は渡世川を限り、北は佐也岡を限ると云々、是等の地名も今を以て考へしるへからさる者多し、又後の世にも、たまさかに存すると覺しき地名は、其所に辨すれはこゝにのせす、又風土記に云、當郡の內に入浦二箇所岡三箇所河一川流一宮社七箇所寺五宇澤三と、是も今を以て其所を考へ知かたし、ことに風土記の書は古書なりといへとも、ことごとく信用すへからさるものをや、按に此郡は古へ田多き所なりしにや、【和名抄】に、載る所の鄉名多くは田を以てせり、蒲田、田本、滿田、御田、木田、櫻田是なり、今は田地尤すくなき郡なり、桑田の變は後の世よりはかりかたし、郡の方位は、圖にもあらはすごとく、大凡東の方は品川の海邊を限り、南に至りては多磨川の流をおひて橘樹郡にとなり、西の方に當りては多磨郡を境とし、北は豐島郡におよひて江戸の地に接せり、郡の周廻をいはゝ凡十五里に及ひぬ、その內豐島郡にかゝること三里半ほと、海濱にそふもの凡四里なり、橘樹郡に接せし所凡四里半、多磨郡は三里餘りなり、東西へ二里半ほと、多磨郡の境瀨田村より海岸の方大井村に至れり、南北へは三里に近し橘郡の境、古川村より豐島郡の境目黑村に及ふ、巽より乾に至り四里餘、多磨郡の境松原村より海邊の方羽田村を限る、艮より坤の方へは二里半、是豐島郡の境、上高輪村より橘樹郡の境下野毛村に至るなり、すへて郡中の地勢をおすに、東の方海濱に近よりては三分ヶ一平地にして、餘はみな水田、土性も眞土かちなり、西北の方へつゝきては、村々すへて高低の岡つゝきなれは、田畠原野山林多く、土性も平地の方にくらふれは大に異にして野土黑土なれは、穀物に宜しからす、是を細にいはゝ、大井村より南の方新井宿、一の倉、堤方、池上の村々皆岡つゞきなり、又池上村より南西の方も、久ケ原、峯村、鵜ノ木村、治部村に至りてはことに小山がちなり、こゝより海濱の方へは一圓平地にして、數十村あり、其內大井村はもつとも海岸にそひたる村ながら、其內に小高き岡もあり、是よりは海きはまで凡七十八町許にて廣平の

（境四）

（勢地）

正保年中改定圖

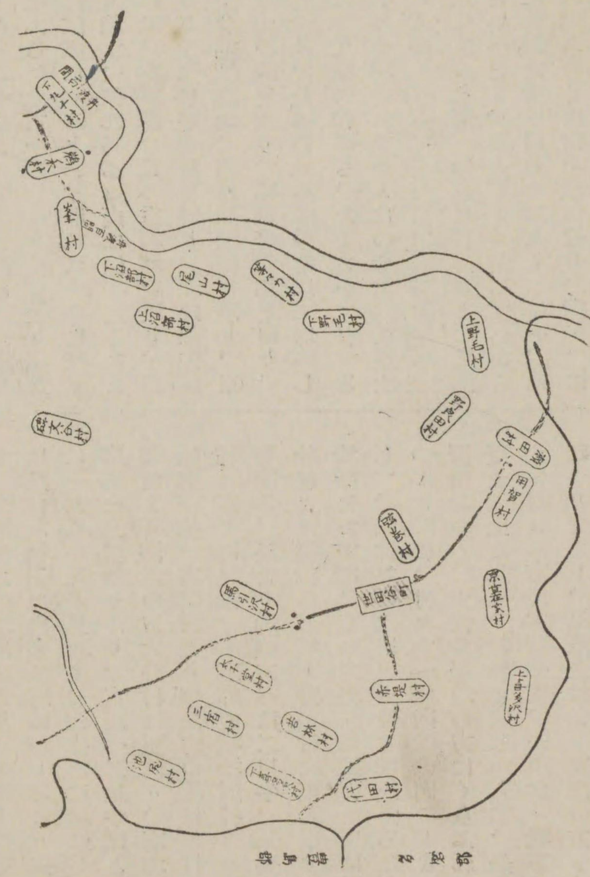

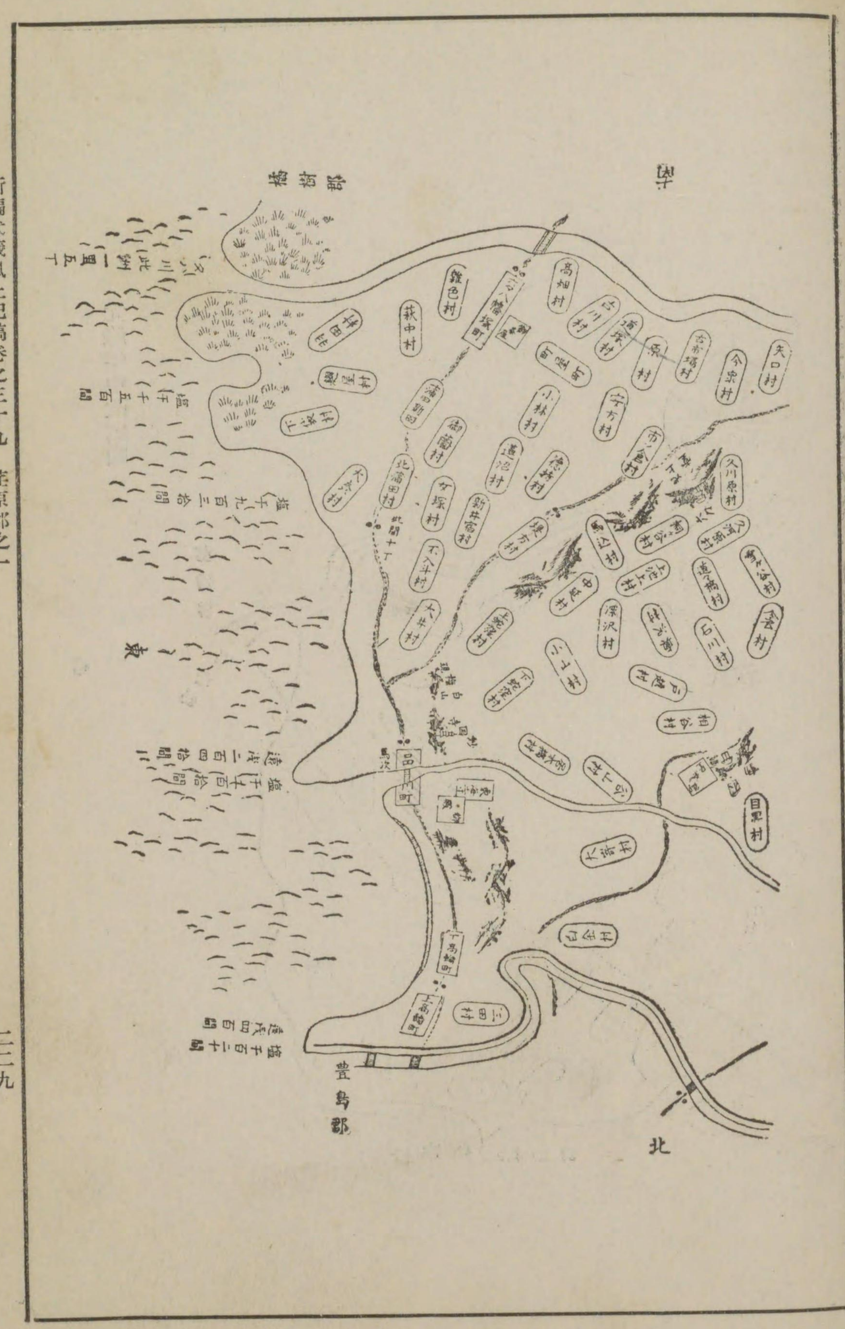

元祿年中改定圖

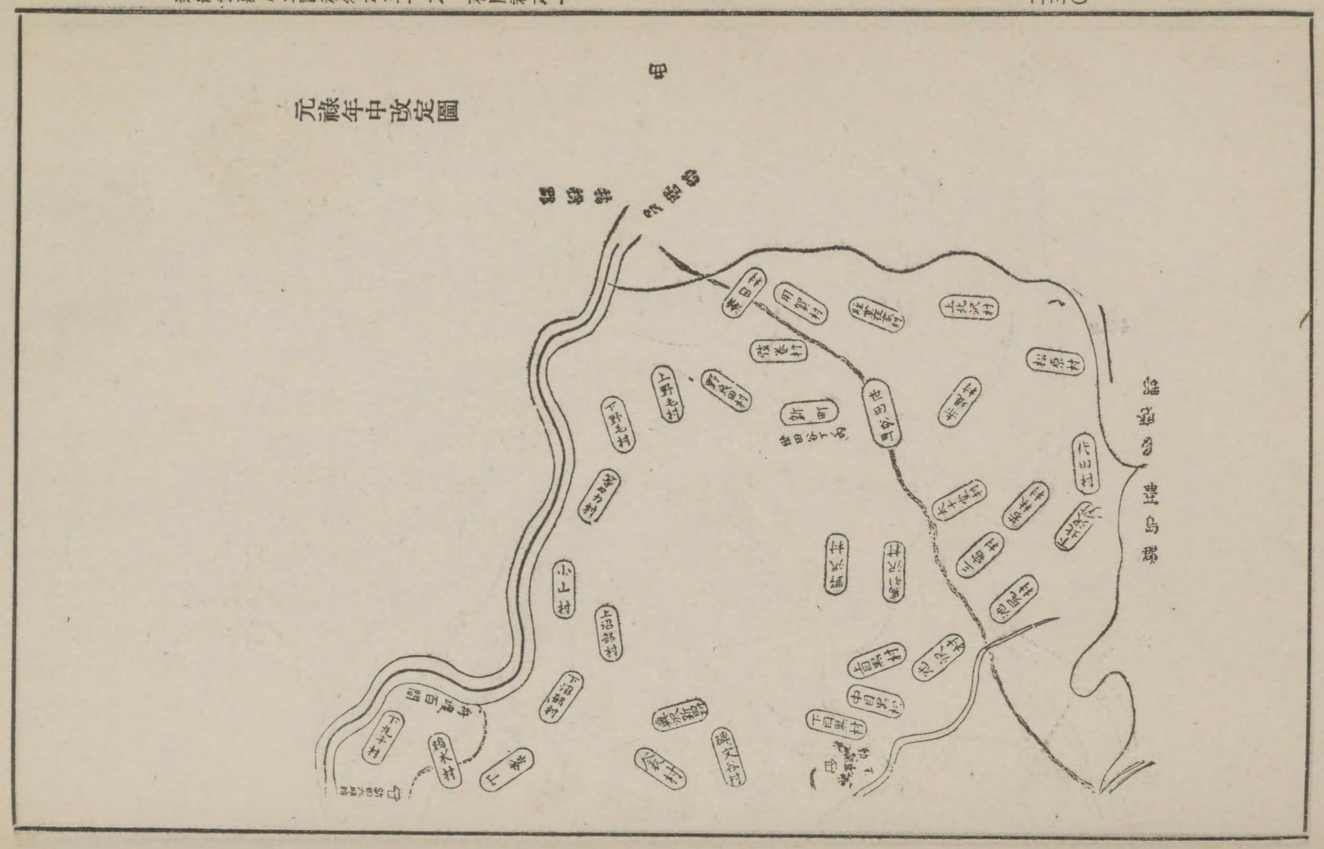

地なり、かの村々より西北の方は皆岡つゞきにして、郡の境に至る、又目黒川の左右に水田ありて、其幅四五十町許にて、品川の方海濱まで、行程一里あまりもうちつゞけり、この目黒川より豐島郡によりたる岡には、諸家の下屋敷或は商家などあまたありて、江戸の方につゞけり、又郡中にかゝる東海道の一條は、橘樹郡より豐島郡の方へつらぬけり、此道は往古よりいはゞ海岸の變遷、驛家の移轉あまたゝひ、其地形もたかひしなるへし、されはさま〴〵に傳る處あれと、是なんまさしき舊蹟とも今より定めかたし、又其傳ふる處も村々の次第につきて、其所に辨しぬれはこゝにはのせす、此外にも江戸より橘樹郡の方へ相模街道と云もの一二條あり、是は全く間道にして、させる街道とも云がたし、又風俗なども他郡にことならされは、さしてしるすへき事なし、

【倭名鈔】所載合鄉八並驛家

蒲田　加萬田と註す、今北蒲田村新宿村と分れて二村あれは、正しく此所なるへし、【三代實錄】に、蒲田神社をのす、是も此地にたてる社なるにや、猶其村の條に辨せり、

田本　多毛止と註す、今此鄉名は村名小名等に殘るものを聞す、

滿田　上音下訓と註す、【武藏風土記】に、滿田鄉、公穀三百七十二束五字田出す、梅柑等云々、又滿田寺といひし寺院も此鄉中にありしと云、その所を傳へす

荏原　江波良と註す、是も何の邊にや詳にせす、今は村名にものこらす、

覺志　加々之と註す、此鄉名も其名の存することを聞す、

御田　唱を註せす、【風土記】云、御田鄉、或は箕多、公穀三百六十七束、假粟三百十九丸と云、今見に三田と唱ふる地あり、又古へ馬込領小山、谷山兩村の地頭、高木喜左衞門正永に賜りし寛永二年の御朱印に、武藏國荏原郡彌陀鄉百石云云とあり、文字は違ひたれど、すなはち御田鄉のことなるべし、左あらんには小山、谷山村邊まて及ひし鄉名にて、寛永の頃獨唱へしこと知へし、

木田　木多と註す、或云、今上北澤・下北澤の兩村あり此所なるへしと、此說は北と云より起りしものと見ゆれと、甚おほつかなし、

櫻田　佐久良田と註す、【風土記】云、櫻田鄉公穀四百六十三束三字田、號櫻田者、以其鄉之岡及野櫻樹多

也云云、今豐島郡に屬す、猶其地にて辨せり、

驛家　今の荒井宿は、もし古の驛家のあとなりや、荒蘭崎などの地名を考へ合すれば、さもありしにやと思はる、されど證とする所なければ、強て說をつくへからす、

中古所唱保

六鄉　明德二年足利氏滿下總國大慈恩寺へ與へし寄附狀に、武藏國六鄉保內大森云云、同寺應永十一年の文書にも、六鄉保內大森とあり、又鎌倉鶴岡八幡社藏同七年の文書に、六鄉保內原鄉なと見えたり、【小田原役帳】に、六鄉內大森、或は六鄉鎌田なと記せり、是に據は永祿の頃は鄉名に唱へしにや、今領名となれり、

中古所唱鄉

千束　池上、奥澤、同新田、道々橋、中延、雪ヶ谷等の六ケ村、中古此鄉に屬せしと云傳ふ、僧日蓮の文書に、千束鄉池上と記せしものあり、又中延村八幡社別當法蓮寺藏長治二年の舊記に、千束鄉中延村と記せり、今馬込村小名に千束村あり、是其名殘にして、當時馬込村も此鄉に屬せしならん、

大井　【土岐家譜】に載る、貞治五年將軍義詮の文書に武藏國大井鄉不入讀村云云、大井村鹿島社寛正四年の鰐口にも、大井鄉と彫りたれは、古大井不入斗村邊に唱へしこと知へし、

世田ヶ谷　鶴岡八幡社藏永和正長等の文書に、武藏國世田ヶ谷鄉內弦卷村云云、【吉良家譜】に、治部大輔治家足利持氏より武藏國世田ヶ谷鄉を賜ふと云、世田ヶ谷村勝光院天正十九年の御朱印、及同村豪德寺延寶七年の鐘銘にも世田ヶ谷鄉とあれば、延寶の頃迄この鄉名を傳へしと見ゆ、今領名に唱ふ、

品川　南品川妙國寺藏永享明應永正等の文書數通に、南品川鄉と記し、又同所海晏寺寶德之文書、及大崎村民家所藏天正の文書に品川鄉とあり、是に據に南北と別ち、或は品川鄉とのみも唱へしと見ゆ、是も今領名にあり、此餘保名の條に云明德應永等の文書に、原鄉大森鄉など記せと、古は某の村を某の鄉と記せしもの儘あれは、是等は正しく鄉名なりしとも云かたけれは、姑く爰に省けり、又應永年中足利滿兼の文書に、武藏國鎌田鄉と書し、郡名を載さるものあり、鎌田と號する地當郡及ひ多磨郡にあれは、何の地をいへるにや未考證を得す、

今所唱鄉一

衾　此郷名は今唱ふるもの、たゝ衾村の一村のみなり其餘唱ふる所なければ、今より考ふへからず、猶衾村の條に載、

今所唱庄一

菅苅　この莊名をかうふる村々、今二十七村あり、是を圖に據て考ふるに、郡の西の方半はこの庄名を唱ふる村々なれは、其左右の村は今傳へすといへとも大樣此庄の內なるへし、但東の方の諸村は、庄名を帶る處一村も聞えされは、爰にも古くは庄名ありしならん、今は其名を失せしと見ゆ、後世領の名を專らとし、鄉庄の名はあなかち用ゆるに及はされは、かく唱へをたに失ひしもの見えたり、又【武藏風土記】に、荏原郡赤坂庄あれと今其處を傳へす、豐島郡に赤坂の地あれはもし其邊をいひしにや、猶其地にしるせり、領の名も【東鑑】等に出て、近き頃定められしものと思はされと、鎌倉の頃は庄の名盛んに行はれしかは、領は自ら聞えさるやうになりしにや、されは後の世に又領の名を改めたゝされ、今に至りて專ら是を唱ふることゝ成しなるへし、されと其糺されしも天正十八年御打入の頃にや、未たまさしきことを聞す、

今所唱領五

六鄉　合村三十四
馬込　合村十三
世田ヶ谷　合村三十
品川　合村十三
麻布　合村五

闔郡合村九十五

右件の村は、今現在の數なり、此餘後年御府內の町並となり、猶其町に屬する耕地あり、今是を某町在方分と記せり、正保年間の改に七十九、元祿年中改正には上下の村を分ちて九十八村とす、前に比すれは增加すること十九、今又元祿の改より村數減したるは、後年御府內町地に屬せられたる村ある故なり、

山川　附海

多摩川　多摩郡岡本村より、當郡瀨田村に至り、下野毛等々力、小山、上沼部、下沼部、峯下、丸子、矢口、古市場、今泉、原、古川、高畑、八幡塚、羽田の諸村をへて、羽田鹽師町にて海に注く、川の廣狹は其村々に載す、下は此に倣へ、

呑川　水源は郡中世田ヶ谷領深澤村より出て、わつかなる流なれと、衾、石川、雪ヶ谷の三村を歷、道々橋村

に至て千束溜井の餘水合して一流となり、池上堤方に至る、この村內にて市倉村の方へ分流あり、すへて水源の近き處より此邊に至まて、深澤流といへり、是より下蒲田の方に至て呑川と唱ふ、下蒲田村にて六鄉用水の枝流合し、又一流となり、御園、女塚、新宿、北蒲田、下袋の村々を經て、北大森村にて海に入、

內川（ナイ）　此川は呑川の分流にして、堤方村より分る、北の方大森村を經て海に沃くり、

立合川　水源は當郡碑文谷、桐ヶ谷邊の谷々より、出る水あつまりて小流をなし、中延、上下蛇窪等の村に至ても猶細流にして、川の名もなし、大井村に至て始て立合川の名あり、同村內濱川町に至りては濱川ともいへりそれより海に入、

目黑川　水源は多磨郡より出て、二條の流となり、共に玉川上水の分水にして、一條は烏山用水と云、世田ヶ谷の方を流る、一條は下北澤村より代田村の方を流れ池尻村にて又二流合し、上目黑村へ流る、此村にて蛇崩川といへる小流合し、中目黑、下目黑、谷山、桐ヶ谷、上大崎、下大崎、居木橋の村々を歷、南北品川の界を流れ、獵師町にて海に入、

蛇崩川　水源は當郡の內用賀村にて僅の流なり、上目黑

（濱川）

村にて目黑川に合す、

澁谷川　豐島郡下澁谷、下豐澤二村入會の地より本郡の界に入、郡內白金村の地先より郡界を延亘し、三田村に至て再ひ豐島郡に入、此川古は三田村より二派となり、其一流は郡界を流れ、今の本芝町入間川に續けり其變革は豐島郡に辨す、

海　當郡の入海は羽田辨天の出崎より、北の方芝の川口迄、海涯四里ばかりの間、その樣譬へば月の片われのごとく、丸き形をなせり、東の方は上總下總の二國に向ひて、其間は十里餘を隔てたれば、天晴る時にあらざれば、雲に掩はれて彼國の山々も見えず、固より入海のことなれは、風波も穩にして、ことに風收りたるときは水面平にして席を舖るが如し、羽田浦のあたりには獵師町あり、漁人あまた往て網を下し、釣を垂て漁獵の利を得ることは、其條下に詳なり、昔は此邊にて鹽をやくこともありしが、今はやみたりといへり

水利

六鄉用水　土人或は次太夫堀といへり、慶長の頃小泉次太夫吉次と云し人、仰をうけて堀らしめしかばかく呼へりと云、水源は多摩郡和泉村より多摩川を分水し、同郡の內五六ヶ村をへて岡本村にかゝり、それより當

郡瀨田村に入、上野毛、等々力、小山、上沼部、下沼部、峯、鵜の木村に至り分流して二條となり、一すぢは久ケ原、德持の二村を歷て堤方に至り、一すぢは矢口、安方、道塚に至りて數條となり、其分流六鄕領の田地に沃けり、

品川用水　元祿四年評定所にて命せられ、多磨郡境村にて多磨川を分水し、郡內品川領南北品川、上下大崎、上下蛇窪、桐ケ谷、戶越、居木橋、大井、二日五日市等十一村の用水とす、境村より水路八里餘、南品川宿にて目黑川に沃く、水路を疏鑿せらるゝ時御靈屋料、及び私領の廢地となりしをば、官より其代地を出されすべて五條の分流を穿ち、水路に添し境、下仙川、鳥山、廻り澤、世田ケ谷新町の五村に高札を建られ、又境村及下仙川、粕谷、船橋、廻り澤の四村に惡水を通する圳樋を伏られ、當領上蛇窪、大井二村の地に圳樋を造らしむ、今に至る迄すべて官より修理を加へられ人夫は組合の村々より出せり、

三田用水　元は三田上水と唱へ、下北澤村にて玉川上水を分流し、三田芝の邊に掛りし水道なり、然に享保七年十月この上水を止られ、元圳を閉切られしにより、其餘流を水田に沃きし村々、用水なきを憂て、其由御代官伊奈半左衞門に願ひ上、同九年官の許を蒙て上水の舊渠を用ひて、故の如く多磨川の流を分ち、郡內馬込領谷山村上中下目黑村、品川領北品川宿、上下大崎村、世田ケ谷領代田村、麻布領白金村、今里村、三田村、及豐島郡麻布領中下澁谷村すへて十三村の用水とす、水源下北澤村より水路二里餘を流れ〻南北品川宿の界より目黑川に入る、水源の圳樋は官より修理を加へられ、人夫は組合の村々に課す、其餘白樋、埋樋、升形等は入費を賜り、足らさるときは村民等私財を出して修理すと云、

新編武藏風土記稿卷之三十九 終

新編武藏風土記稿卷之四十

荏原郡之二　六鄕領

六鄕領は、郡の南方なり、多磨川の涯、八幡塚、高畑、古川、町屋、道塚、雜色の六村、古は一村にして六鄕村といへりと、士人の口碑に傳へたり、此說によれば六つの鄕と云義を村名とせしなり、古くは村名、或は小名をも鄕と呼しことまゝ見えたり、又延寶の頃の紀行に載す今の六鄕の渡より上つかた、六鄕の流落合て東海に朝宗す、故に此名ありと、今は是等の說も其地にては傳へず何れ六鄕とさす處は八幡塚邊より起りし唱なり、領名と云ことは古書には見及はす、鎌倉時代の書には所見あれは、其頃よりは專唱へし所もありしなるへし、然るに御入國後、御城下四方の近郊へ屢御遊歷ありしにより、領名を以地の界域をわかたれ、御遊歷ある時は其所の領內より、人夫を出すことあり、當郡も御城下に郊たるを以いつれの地にも皆領名ありとす、されば此邊の領と唱ふ（六鄕と云ことゝ）るは、【東鑑】なとの頃、定められしとは其趣もちかひ、古きことにはあらさるへし、故にその領名の字は、古への鄕庄の名を用ひて領名とせしも多からん、六鄕の名元より來ること久し、應永七年鎌倉公方源滿兼鶴岡社領寄附狀に、武藏國六鄕保とあり、保と云も保伍の保にて、鄕領などの如く唱へしこと、古書にまゝ見えたり、又【小田原北條家分限帳】のする處、六鄕殿及び行方與次郎、蒲田助五郎、太田新六郎等所領の內、六鄕の名見ゆ、且六鄕の內極樂寺谷六貫五十文なと云あり、今鄕中を尋るに、極樂寺谷と云地名なし、其餘疆域も今とはたかひあり、多くは多磨川涯の村々、瀨のかはりたるによりて變革ありし地なり、又今の品川領及び馬込領の內にも、六鄕の地はありしなり、猶その條下につきて見るへし、今は領內村數三十四村、皆鄕庄の唱へを失ふ、四方の疆界は南の方多磨川を界として、東は羽田村の出崎より、西の方へ二里二十九町餘、多磨川の岸屈曲して、西北へ欠入たるごとく斜めに、鵜の木村の境に至れり、こゝより北の方へ十三町餘の間は、世田ケ谷領に隣れり、西北の隅より東の方領內荏井宿までは、皆馬込領に隣りて、この間五十五町餘、その堺ひ、はなはだ犬牙せり、品川領との堺ひは、總て品川領の內大井村にとなりて、東の方

海に至るまて九町餘に及へり、それよりは海岸屈曲して南の方羽田村の湊橋まて五十二町餘なり、領内の中央よりは東へよりて、東海道の往還南より北へつらぬけり、此往還領内にかゝること五十三町餘なり、これも昔の街道とは變革ありしことは、其村々の條下に出せり、

○八幡塚村　八幡塚村は、郡の南の境多磨川の涯にあり、江戸日本橋より行程四里、村名の起りし故は、鎭守八幡の社地に八幡塚と號する塚あるによれり、然るに永祿二年の【小田原分限帳】には、當所を六郷と記し、又天正十九年八幡社領の事を記せし文にも、荏原郡六郷とあり、土人も古は六郷村と唱へしと云傳ふれは、今の村名は後世に起りしこと知へし、正保の頃の國圖に、六郷八幡塚町とあれは、この頃は既に今の地名を唱へしなり、猶領名の說と照し見へし、家數百五十二軒、東は雜色、羽田萩中の三村に錯り、南は多磨川を隔て、橘樹郡川崎、堀の內、大師河原、川中島等の數村に隣る、その內川崎宿の內には飛地段別十町餘あり、西は高畑、古川、原の三村に堺ひ、北は新宿、町屋、道塚の三村に接す、總て四方の境堺大略はかくの如くなれと、其實は八十餘箇所の飛地隣村に散在して、其堺別ちかたし、東西凡十三町、南北十八町餘、なへて平にして水陸の田相半せり、村內

（古東海道）

東海道の往還南北へ貫ぬけり、村民多く其左右に軒を連らぬ、相傳ふ昔は此街道今の所より東の方に、はるか隔てゝありしを、元和九年台德院殿御上洛の時、今の地にかへつくられしと、今もとの道を古街道と稱して其形殘れり、當所の開けしはいと古きことなるへし、林春齋六郷橋吟自註に、土人の話をのせて此地は畠山重忠居住の所なり、重忠は當國の甲族にして、鎌倉へも屢往來せしなれは、別館なと設しもしるへからすといへり、此等のことも年代もふりたれは今より考ふへからす、又【東鑑】等には、所見なきことなり、小田原北條家分國の頃は、行方彈正明連が世々の領地なり、【小田原分限帳】に六郷大師河原共に三百六十一貫二十四文の地を、行方與次郎領せしよしを載せたり、與次郎は明連が始の假名なり、これより子孫修理亮義安、彈正直清に至るまで知行せしに、北條家滅亡に至りて其地を失へり、御入國の後は長谷川七左衞門が御代官所となり、其後伊奈半十郎忠治かはり、夫より子孫半左衞門忠克、半十郎忠常、半十郎忠篤に至れり、此頃元祿八年織田越前守信久奉行して撿地せり、忠篤歿して後半左衞門忠順職をつき、其子半左衞門忠達に及ふ、此時新墾の田あり、筧播磨守撿地して貢稅をさたむ、時に享保十八年なり、其後半左衞門忠通、備前守忠宥、半左衞門忠敬、右近將監忠尊に至るまで支配せり、忠尊罪ありて職を失ひてより、大貫次右衞門光豐支配す、其餘八幡社領十八石は、天正十九年より今に至るまで別當寶珠院進退す、

小名　梅泉街道より西の方なり、　大沼耕地街道より東にあり、　浮面耕地村の北、新宿村境にあり、　小沼耕地街道の東にあり、此所にも村民の宅地數軒あり、　燒塚村北の境にて、西の方隣村へ挿入たる地なり、こゝにも民家七軒ばかりあり、相傳ふ昔雷火の爲に燒失せしとき、灰燼をあつめて塚を築きし故こ名おこれりと、　浮島往還より西の方多磨川の邊にありわきて高き地にもあらざれども、洪水の時近鄕の人家軒をひたすに至れども、此地に水溢のことなし、故に浮嶋と字せしと云、

多磨川　村の南を流る、西の方高畑村より流れ來り、羽田村と橘樹郡大師河原村との間に入る、此間川幅せはき所にて七十間、廣き所にては百十間に及へり、或人の考に、永祿の頃は此川川崎大師河原筋の村々より南を流れしと、されども永祿十二年信玄亂入の時、當所の橋を切おとせしこと【小田原記】に見えたれば、此說もうけがたし、　○六鄕渡　附橋迹、東海道の往還にあり、川を渡て橘樹郡川崎宿へ達す、此所に昔は橋あり、其はしめて造りし年代はしらざれと、永祿十二年信玄當國へ亂入のとき、北條家の侍行方彈正、甲州勢を止めしことありて、この後三六鄕橋をやきおとして、慶長五年の夏東照宮ふたゝひ橋を造らしめたまひしこと、當所八幡宮への御願文に見えたり、寛永十餘年たへたりしを、二十年林春齋京都より歸り來り、此所を過て古詩を賦せしこと【癸未紀行】に載す、○六鄕橋吟　俗說、畠山重忠當居ニ于此一、雖レ不レ考ニ于舊記一、然重忠者武州甲族、而屢往ニ來鎌倉一、則不レ可レ無ニ其理一、故首句及レ此、河崎東畔六鄕里、俗稱重忠居ニ

此村一、重忠武州七黨長、攻城野戰報ニ君恩一、攀龍附鳳勇功士、往事悠々ニ遺蹤皖、橋去ニ江城一五里許、田者入者日頻繁、閭閻列侯會同處、輿馬劒矛僕從喧、異域來朝投化者、萬歲高呼可ニ汗尊一、士農工商幾多過、皆是名走衆利奔、可レ笑尾生約ニ女子一、何用禪徒弄ニ胡猻一、玄霜搗盡嘲ニ裴氏一、丁卯吟成憶ニ許渾一、菊花過後自レ斯出、顧視ニ江城一殆消魂、早梅開時自レ斯入、跋及ニ江城一、望ニ衞門一、三月遠征幸歸府、今日數井不レ可レ言、年經て損せしにより寬文二年、天和三年等造り改められけり、此時の橋は長百十一間、幅四間二尺ありしといへり、其後元祿元年七月二十一日洪水の爲に流れ落てより、永く廢せられ、其後船渡となりて當村の持なりしを、寶永六年より川崎宿の持となる、元祿より以來年々に兩岸欠いりて、今は川幅潮滿る時は百四十間、潮涸〇作場渡　六鄕渡の下流にありて、對岸は長百十一間、幅四間二尺ありしといへり、其後元祿元年七月二十一日洪水の爲に流れ落てより、永く廢せられ、其後船渡となりて當村の持なりしを、寶永六年より川崎宿の持となる、元祿より以來年々に兩岸欠いりて、今は川幅潮滿る時は百四十間、潮涸〇作場渡　六鄕渡の下流にありて、對岸は多磨川の飛地へ通ず、村持の船渡也、〇多磨川分水　六鄕用水の支流なり、水上にて所々に引用ひし餘水なれば、年々涸水の患あり、〇堤　川の涯にあり、長十町餘、

芝野　二十三歩餘

村の東側にあり、社地社領の內にあるをもつて別に除地なし、當所及ひ高畑、古川、町屋、道塚、雜色等六ヶ村の總鎭守なり、【武州式內神社考】には、當社を稗田神社とす、然るに稗田神社と稱するもの當所ともに四社あり、芝田町八幡社、蒲田村八幡社、及ひ鵜木村名主五郎右衞門か宅地に祀れる鵜森明神、この三社も皆稗田神社なりと云、かくの如く所々にあれば、いづれをそれともさだむへからざれど、蒲田村八幡社は、神祇管領吉田家より稗田の號をゆるされしと云ときは、これを是とすべきにや、當社のつたへに當所八幡宮は、右大將頼朝の建立にして、祭神三座ありと、又云、頼朝の高祖義家奥州征伐の時、鶴ヶ岡八幡宮に祈請ありて、この地に旗をたてられしに、立願空しからざりし吉例あ

八幡社

ればとて、頼朝もまた奥州下向のとき、この地に旗をぞたてられける、さてこそ勝利ありしかば、凱旋の後新に建立ありしとぞ、これ建久二年の事にて、當時棟札今に存せりと、或はいふ奥州征伐のときの勸請にあらず、石橋合戰敗北の後、安房國より上總國へ渡海ありて、ふたゝび旗をあげたまひしとき、當所に旗をたてられ、やがて開運の後、鶴ヶ岡八幡をこの所へ勸請して、神輿の内に來由を書記し、かたく封じて納めおかれしともいひ、又は頼朝の勸請にあらず、竹内某建立せしともいひ傳へり、いづれの說を得たりとせんや知べからず、この後も世々修造ありしとて、棟札存せり、【小田原記】に、永祿十二年武田信玄亂入のとき、六鄕の行方彈正己か屋敷の近所なる、八幡を要害にかまへて守りしとあるは、當社のことなり、御入國の頃東照宮御遊獵の次、當社へ詣でたまひ、明る十九年十一月社領十八石の地を御寄附あり、其文左の如し、

寄進八幡、武藏國荏原郡六鄕之内拾八石之事、
右令寄附訖、彌可抽武運長久精誠者也、仍如件、
天正十九年十一月日　御朱印

又慶長五年納めたまひし御願書の寫あり、

祝事　六鄕頼胤
敬供再拜々々
敬白祝事

維當來慶長歲次五上章困敦月並十月二日、日數三百五十餘箇日、謹敬白、
夫八幡大菩薩者、扶桑朝庭之本主、累代明君之肇祖、爲守四海、爲利衆生、顯三身尊容、撥三所權現、簾而今月今日欲奉初渡武州荏原郡與橘郡境河新橋、其趣意祝奉宣狀、抑此龍淵者、稱玉河、玉則崑崙合浦寶器玉也、河則三峽四瀆瀨氣流也、南七社靈廟、新顯朱雀瑞、北三社寶殿、惟示玄武相、東巨海疊波浪、臻青龍城、西士峰積素雪、移白虎粧夫雖非屋宅四神相應、黃河盡善盡美、雖爾都鄙往還津、雖似七里灘勝景峻、貴賤萬民抱苦辛、因茲征夷大將軍從一位右大臣源朝臣家康、抽呂一心淸淨誠、此河欲渡掛馬類山檜杉南峰槁梓拽欻召大工召鍛冶、不日不月成功事訖、煥巍々乎、日域無雙、鷹齒百餘間、古今希有橋也、□□惟未曾有、恐虹漲之橋不異者歟、故緇素同幼長均牛馬共、歡喜歡喜、踊躍踊躍、抃躍至不耐手足、殊雖巨海深、羅睺阿修羅王脚能極其底、雖蘇迷高、威神力大士手能取焉、擲他方、此故巨海深非深、蘇迷高非高、題橋功德者、不及蘇迷高、不足蒼海深、不可量不可思、廣大無邊、不暨算數譬喩所也、傳聞釋尊忉利天上於善法堂、摩耶報恩經說終、下天閣浮砌持地菩薩從忉利雲上下界金銀水精三橋渡、大梵天王執蓋、帝釋持幢幡覆世尊、四天王圍四隅色欲二界天人多摩羅拔香多迦羅香薰燒曼荼曼珠寶華雨世尊善哉善哉、金銀水精三橋嘆德者、雖異丸聖時、橋功德先蹤呂同、因茲大將軍酬此良因、壽算彌含彭祖七百歲嘆、持無邊福祚、苗裔倍啓周家八百年眉、誇無際長樂、豈圖當家逾遂日繁花榮無萎、威風倍增月、四海彌々郵、奉愕三寶冥道、展供養梵席、崛數口僧侶、備梵唄歌讚法味、崇八幡三所垂迹、和光神威奉渡初此新橋、國家安全武運長久、逆徒退散、衆望滿足、芳助奉備焉者也、故爭野丸足以度之初乎、誠貴哉、八幡大菩薩、本地者西方過十萬億佛土、極樂世界敎主阿彌陀如來號之因位昔發四十八願、引接他方衆生果位、令三輩九品淨土、引導娑婆群類、故一念稱名、淪滅八十億劫生死重罪、除十惡五逆輪轉業因、餘衆生□假權者、神現六道、流轉丸夫交殊、修羅鬪諍睹恚、飜柔和忍辱、淨刹令至誓者也、爾者則依此

法樂莊嚴威光、上梵天帝釋四大天王、天龍八部五類、天下焰魔法皇、五道冥官堅牢地神司命司祿、俱生神、内海外海龍王童衆、山神木神、江海神、天吳山祇、河伯部類等、悉哀愍納受、可加權護、總鳥卯朝庭、大小神祇別東守護二所三嶋鶴岡、殊當國六所大明神、當鄕諸神祇等、法樂莊嚴納受、是故天長地久、御願圓滿、國土豐饒、朝家彌安寧乎、伏願冥顯加威、權現合力、敵軍敗北、胡笳遽確、凶徒誅戮要丹祈、應冥慮、可奉加守護、併大菩薩若無哀感者、本迹悲願無信乎、殊幕下士卒、君臣平而誇恩澤、身體竪固、彌遊繁榮園、百年桂无凋、子孫信嘯生長庭、千歲松翠茂、加旃大工鍛冶等、盡力人夫族、依此法樂惠、五體安全、壽福增長、二世所願充者乎、兼亦來緣諸衆感神德、聞道俗應佛恩、尙亦鄕中康哉無事化矢極枷、五穀熟誇一莖五菓樂、馬歸花山陽牛放桃林野、民捫泰一曲歌、恰還堯舜禹湯昔、豈空乎依祝奉宣趣蓋呂如斯、敬供再拜再拜謹言、

慶長五年庚子六月二十三最上大吉日

征夷大將軍從一位右大臣源朝臣家康敬白

按するに、此祝文文勢を味ふるに後人の擬作ともおもはれず然るに東照宮從一位に叙し給ふは、七年壬寅正月六日にして將軍宣下右大臣に轉ぜられしは八年二月十二日なり、年代齟齬す、想ふに此祝事を修せられしは、新橋功畢五年の後にありといへとも、造畢の年月を追記して寄納せられけるにや、今已に考へからず、又按ずるに祝事に與りし頼胤といへるは八幡神職などにや、

○表門南に向ふ、前に石橋あり、それより多磨川岸堤の邊に至るまで二町あまりの間、左右に松杉及ひ雜木ならびたてたり、門前の往還堤に傍たるもの昔は東海道の大路なりとぞ、この海道今の地へうつされしより、往來の人もまれなるにより、今は門を設けたるのみにて、常に戸ざししたり、

鳥居表門の内にあり、裏門海道に向ひて建り、今は出入この門よりす、

鳥居二基共に石にて作る、

本社二間に三間、祭神三座なりしかど、今は一座となれり、社記に云、いつの頃か祭禮の時、三座の神輿を各船にして多磨川に漕出せしに、一座の神輿を載せし船大師河原の邊、大野の鼻と云所にて、船底より水さし入て水底に沈み、そのありかを失へりかくて神輿は波浪のためにゆられて、上總國八幡の岸につきたりしを、彼所の人取あげ、社をたてゝ祭れりとぞ、又一座はことに荒神にして、土人しばしば祟を受しにより、衆議して神體を毀ち土中に埋みしと云、共にいぶかしき說なり、されば今神體は只一座となれり、祭禮は年ごとに六月十五日なり、その式は神輿を舁出し、往還をわたす、又獅子頭の假面三箇を持出づ、其餘白木綿の割手三尺ばかりなるものを、竹の先につけこれを御旗絹と唱てかつぎめぐる、これ頼朝出陣の時の旗に擬せるなりとぞ、この祭禮昔は年々八月十五日に行れて、神輿は隣村羽田村より船に奉じ、多磨川を漕めぐりしかど、前にいへるごとく一座の神輿水に沒せし時より、今の日にあらため、舟をもやめしとぞ、又旱魃の時は獅子頭をいだして雨を祈るに驗ありと云、當社に世々造營の棟札の文の寫あり、其年代は建久二年、永享七年、享祿四年等三度にて其中享祿の札には地官行方半左衞門殿、代官串田式部殿御代なりとありと云、

拜殿五間ニ三間半　旗懸杉本社の傍にあり、頼朝奥州征伐の時爰に白旗を建られし所なりと云つとふ、

東照宮御宮客殿の前にあり、石にて造る、相傳ふ御入國の後、しばしは當社へわたらせられしより、當時境内に御殿たてり、年經て後廢せられたれど、猶御座の地を欽慕し奉りて御宮をつくりしと云、

熊野稻荷合殿境内にあり、小祠、

八幡塚本社に向て右の方林の中にあり、前にいへる荒神の神體を埋めたるしるしの塚なり、村名もこの塚により起りしことは已に前に見えたり、

別當寶珠院社地よりは往還を隔て西側にあり、新義眞言宗、御幡山建

長寺と號す、本郡高畑村寶幢院末山なり、寺傳に開基辨榮承應二年七月寂すと見えたれど、これは中興の人なるべし、天正年中の記錄に、當寺の號已に見えたれば、古き開闢ならん本尊阿彌陀如來、客殿に安す、立像にして長三尺餘なり、

○天照太神宮　除地一畝五歩、八幡社の東堤の下にあり、元祿年中の水帳に載せたれば、それより前の勸請なることは勿論なり、近き頃石像の神體をつくりて、小祠の中に安す、祠前若干の歩數をへだて、堤の下に鳥居をたつ、村内東陽院持、

○氷川社　除地二畝六歩、往還の西にあり、小祠なり　これも元祿年中の水帳に出せり、東陽院持

○加茂社　往還の西にあり、勸請の年代詳ならず、小祠なり、東陽院持、

○稻荷社　字町家前にあり、小祠なり、百姓庄右衛門持、これも小

○稻荷社　字屋敷にあり、祠六尺に八尺、百姓茂兵衛持、

○天神社　除地二畝二十歩、字浮嶋にあり、本社九尺に二間、拜殿九尺に二間、土人浮嶋天神と呼ぶ、此地洪水のときも水の溢るゝことなきは天神あるゆへなりと云、勸請の年代詳ならず、村内寶珠院持、

○畑明神社　雜色村の内にある飛地、字田村と云ふ所にあり、昔新田義興の家人畑某矢口にて敗軍し、此地まで遁れ來りて自害せり、土人これを神に祝ふと云つたふ、今百姓彦右衛門宅地の内にあり、

觀乘寺　年貢地一段九畝十八歩、街道の東側にあり、法華宗安房國長狹郡小湊誕生寺末、日經山東光院と號す、開山善惠院日經上人、寛永元年創建す、その後も本寺はなかりしに、承應三年より小湊末となれり、境内の地もとは高木伊勢守守久陣屋の跡なりとのみいひ傳へて、當寺を開きしばかの人の建立せしにもあらずといへり、本尊三寶祖師客殿に安す、この祖師の像はもと本郡下袋村圓龍寺の本尊なり、元祿年中かの寺廢して後、當寺へうつせしとぞ、臺座の裏に元和十三年追孝下袋村綱嶋勝右衛門と記す、按ずるに元和九年にて改元あり、十三年と云は誤りあるべし、　寺寶

題目一軸　日賢上人の筆にして、慶長五年日教上人へ附屬せし一軸なりとぞ、日教はその傳いまだ考へず、

祖師堂　門を入て左にあり、四間四方、祖師の座像は木像にして、長五寸、この像天明八年六月二十六日六鄕の渡に流れよりしを、土人とりあげ多摩川岸に假堂をつくりて安ずるに參詣の人日々多かりければ、土人議して當寺へうつせしと、

○東陽院　境内除地一段三畝二十八歩、街道より西の方にあり、新義眞言宗、同郡高畑村寶幢院末、慈雲山安樂寺と號す、開基は榮尊法印、寛永二十一年二月二十七日寂す、本堂は近き頃回祿にかゝり、未再造に及ばずして其跡に寶篋塔をたてたり、本尊大日如來は今庫裏に安す、

觀音堂　境内にあり、三間半四方、　稻荷祠小祠

○地藏堂　街道より東の方にあり、三間半四方、側に墓所あり、ともに村持にして除地なり、村にて庵室をしつらひ僧をおひてまもらしむ、

○裝束塚　雜色村の境にあり、里人相傳ふ昔八幡の神體一座をこゝにうづみしるしの塚なりと、されどおぼつかなき傳へなり、別に故有べし　除地四畝なり、寶珠院持、

○雜色村　雜色村は、郡の巽の方にて江戸日本橋より四里の行程なり、昔は六鄕村の内にて、其頃は此地を東鄕と呼べり、今の村名いつの頃起りしや詳かにせず、八幡塚村と同く分村せりと云、四方の境界多くは犬牙してわかちがたけれど、大略は東の方羽田、萩中の二村につゞき、南は八幡塚村に錯り、西は町家、道塚の二村に境ひ北は蒲田、新宿二村に及ぶ、東西七町、南北六町餘、村の西の方に東海道往還あり、南より北へつらぬけり、其内全く村内にかゝるもの二町餘、往還の首尾は南北ともに各々一町餘の間は、路の中央を界とし、東は當村にして、西は八幡塚なり、民家六十二軒、多くは街道の兩側に軒をつらねてすめり、村内土地平にして、水田少く陸田多し、御入國以來御料所にして、八幡塚と同じく伊奈氏累代預り奉れり、元祿八年織田越前守檢地す、寛政年中よりは大貫次右衛門光豐支配せり、

小名　上厨子（カミヅシ）村の南なり　下厨子　北の方なり　西厨子　文字の如く村西を云、東厨子　これも東の方なり、

天神山　村の西北、百姓八郎右衛門が構への内にあり、昔この地へ天神を勸請せしことあり、今はその宮居もなし、されど此名のこれり、纔に一畝半ばかりの間にわだかまれり、山と云ほどのことにはあらじ、

○萱野　七段六畝

○附洲芝地　多摩川の涯にあり、昔は廣かりしといへど、今は多く崩れ入て存するもの少し、

大沼用水　村の乾の方に南堀と云流れあり、夫を引分て村内にそゝぐ、是を大沼用水と云、水源は多摩川より出つ、村内を流るゝこと五六町、

○榮木用水　これも南堀より分る、八幡塚村の境を流るゝこと一町餘にして、所々の耕地にそゝぎ、それより村北に至ること二町ばかりにして多摩川へ入れり、村内この二條の用水はあれど、水上にて多くの水田へそゝぎたる餘水なれば、常に乏きを患ふ、年旱するときは水涸るにより、御代官所へ訴へ官吏の指揮を得て僅に用

○堤村の南より巽の方に至る、長四百二十間、仰普請所なり、水を引ことを得ると云、

○圦村の南にあり、長三間横九尺、

八幡社　除地六畝十二歩、西厨子の内小沼耕地と云所にあり、勸請の年代詳ならず、社は九尺に二間、前に鳥居をたつ、年々九月十六日祭禮を行ふ、村内寶泉寺持、

○第六天祠　八幡社より坤の方四五町ばかりにあり、小祠なり、村民佐右衛門持にて、寶泉寺のあづかりなり、

稻荷社　小祠

○御嶽社　東厨子の内榮木耕地にあり、九尺四方の祠にて、前に鳥居をたてり、鎭座の年代つまびらかならず、祭禮は年々九月十六日、村民平内持、

疫神稻荷合社　○熊野社　上厨子の内にあり、本社二間に九尺、前に鳥居をたつ、祭禮年々九月十五日、是も鎭座の年代詳ならず、村民竹次郎持、

稻荷社　小祠なり

○牛頭天王社　東厨子にあり、社九尺四方、北に向ふ、前に鳥居をたつ、鎭座の年代等つたはらず、祭禮は是も年々九月十五日、村民の四郎右衛門もち、

稻荷社　小祠なり

寶泉寺　境内六畝七歩、東厨子の堤下にあり、新義眞言宗、本郡高畑村寶幢院末、自性山蓮耀院と號す、開闢の年代詳ならず、中興開山は祐賢大和尚、寛永九年二月二十三日寂す、其後いつの頃か回祿に罹りて堂宇以下のこりなく烏有せしかば、時の住僧曩嚴和尚と云し者力を盡して再造せり、故に此和尚をも又後の中興とす、本堂六間半に五間、本尊大日如來の木像を安す、又辨天の像あり、昔は別に堂ありしが損壞の後廢して當寺に移せり、堂跡は畑となりたれば、今に辨天屋敷とゝ

○地藏堂　除地一畝二歩、字榮木にあり、二間半に三間半、南に向ふ、本尊長三尺許、木佛なへりと、

○森入道塚　村の巽の方にこれも南堀より分る、八ばかり、徑り地の上にて五間餘、雜木おひしげりたる古塚なり、入道の事實を記せしものは村内寶泉寺にありしかど、丙丁の災にかゝりて烏有せり、今村内及び高畑村に森一黨と號して、森氏の百姓墓延するときは、彼入道はそれらか祖先の内にてやあるらんと云り、然るに昔より

此塚を人おそれうやまひて敢て近づくことなく、草木のおひ茂りたるも其まゝにしてかりとることなかりしが、近き頃森一黨の内喜左衞門といふ者、この地の主なりけるに、或時おもへらく、入道は若我先祖などにや、或はしからんには自からあばきたればとて子細あるべからずと、試にあばき見んとせしとき、忽祟ありて其事は果さず、是高貴の人の墓などにやあらんと、いよいよ土人おそれあへりけるとぞ、按ずるに森入道と號せし人は、季光入道西阿の外は所見なし、西阿は寶治の頃の人なること【東鑑】【百練抄】等の書に載て、毛利入道とも、又は通じて森入道とも記せり、然るにかの入道は著名の人なれば、其塚のかくまで世にうづもれてあるべきいわれなし、されど入道五代の孫備中守師親は、多磨郡山田村廣園寺を建立せしこと、見に寺傳あり、かゝることを以て考ふるに、先祖季光入道の頃より、此ほとりに采地ありしか、もし然らんには村民其人を追慕のあまり、遺器などのありしを埋めて、私にいとなみし塚なるにや、この事附會に出んか、又百姓等に今も森氏を名のるものあるは、彼入道か家人の後にてわたくしにかゝる名のりをせしも知べからず、戰國のならひにかゝることもまゝあれば、いさゝか事の似たるにより、のちの搜索のために爰に記せり、

○萩中村　萩中村は、郡の巽の方なり、江戸日本橋より行程四里に餘れり、家數二十軒、東南は羽田村に隣り、西は八幡塚村につゞき、北は北蒲田、新宿二村に堺ひ、東西二町ばかり、南北一町餘の小村なり、すべて平地にして、水田多く陸田少し、元祿十年織田越前守命を奉じて撿地せり、當村も近郷と同く御入國の後より伊奈半十郎が代々の御預所なりしが、今は大貫次右衞門光豐が御

小名　天當耕地　村の南の方、羽田村の境にあり、　宮前耕地　神明社前なり　塚田耕地　河原耕地　大道下　江川耕地　松の木耕地　村の東の方なり、　野境耕地　これも東の端にあり、當所と羽田村との境に穢多小屋三軒あり、　神明前　村の乾の方なり、神明の社ありし、故にかく名つく、

多摩川分水　新宿村の境より流來り、北の方神明の社前をへて耕地へそゝぎ、すべて村内を流るゝこと百五十五間にして、松の木耕地と云所にて二流となり、その一流は村西の耕地へそゝぎ、一流は村の南を流るる事二三町にして、羽田村惡水と落合て品川の海に入、

神明社　除地一段二畝十一歩免除畑五畝、村の乾にあり、此地を神明前と呼ぶ、本社八尺、拜殿二間に一間半、ともに南に向ふ、社前三十歩をへだてゝ鳥居をたつ、鎭座の年代詳かならず、祭禮年年九月十六日執行す、村持、

稻荷社　本社の右に○稻荷社除地一畝免除畑二十一歩、村の北境にあり、小祠村内秀明寺持、

大神宮　村の南にあり、百姓源左衞門持、小祠、○白山祠　村の東穢多小屋の邊にあり、小祠前に鳥居をたつ、

秀明寺　除地四段、村の西南の隅にあり、新義眞言宗、高畑村寶幢院末、川明山と號す、開山開基及び創建の年代詳ならず、本堂五間半四方、相傳ふこの堂は京師より工匠を招き下して造りしとぞ、實に其さま普通の堂と同じからず、本尊聖德太子の像、作佛とのみ云傳へて彫刻の人を傳へず、世人崇信して參詣の人多、　寺寶曼陀羅　此曼陀羅は何人の畫と云事を傳へず、此邊に住せし賈人の奉納せしなり、其由緒を尋ぬるに、賈人はもと故紙を買ふことを家

業とせし、貧窶のものなり、一日此一軸を買得て當寺へ寄附せしに、利益の聞えありて、參詣の人日々に多く、賈人もこれが爲にあまたの利潤を得て富を致すに至れり、當寺太子の世に聞えしも、其實はこの曼陀羅の利益によれりとぞ、

古碑　境内にあり、光銀大德明應九年四月十六日と刻せり、

○羽田村　羽田村は、郡の巽の方海岸にそふ地にて、鄕庄の名を傳へず、其村名のよつて起る所を詳かにせず、村の四境は東より北へかゝり海面なり、西は雜色村、南は多磨川を堺とし、川向は橘樹郡稻荷新田なり、北は萩中、濱竹の二村に隣り、乾の方は八幡塚村の飛地にさかふ、村の廣は東西凡二十八町程、南北凡四町にして帶のごとく海をめぐれる地なり、民家は多く西北の方に住して二百七十軒あり、昔天正十八年までは北條の家人行方彈正が世々領せる所なり、故に北條家より與る文書に、そのことをのせて行方修理亮、同與次郎等が假名をしるせり、御入國の後は御料所となり、正保の頃も伊奈半十郎支配せり、その後のことは詳にせず、今大貫次右衞門か支配する所なり、また江戸湯島根生院の領とて、わつかに一石六斗あり、これは彼院領初郡内六鄕領久ケ原村にありしを御用地となり、其替地として天和元年當所を賜はれり、又村名の外に十二石五斗二升餘の地を、元文年中綱差の事を承る源太郎といへる者の、願によりて新に開墾の事ありしかば、やがて神尾若狹守が撿地してかれが作德にたまへり、其所は西南の方雜色村の境にあり、此所は里正のあつかる所にもあらず、又別に民家もなく元より當村の内なれば本村に屬し、その所を名つけて源太郎請とよべり、すべて此邊海畔なれば土性忤鹵にしてわづかに眞土ましりなり、男女農作のいとまには專ら漁獵を業とし、貝など拾ひて江戸にひさき生産の資とせり、撿地は元祿八年織田越前守承りて糺せしなり、新田は享保十七年を初にて追々うち出せり、

高札場　村の堺と獵師町の内西町の間四辻にあり、

小名　上田（カミ）　村の西によりてあり、此邊すべて西馬場耕地東馬場耕地ともいへり、ふるくは馬場ありし所と見ゆ、其故を傳へず、

海老取　村の南の方、川緣より海老取川にかゝればかくいへり、

天當耕地　村の西南の方を云、

駿河耕地　坤の方、

久我耕地　村の中央、

尾崎耕地　前のつゞき西の方、

野崎　鷹取　野東の方を云、古く此所にて屢御放鷹ありしゆへこの名ありと云、

多摩川　村内南の方をふる事、二十八九町許、○用水雜色村より當村にして海にいる、川幅八十間あり、○用水雜色村より當村に入、四町許をへて字東馬場と云所に至り三流となり、一流は萩中村の堺を流るゝこと凡六町、一流は多摩川堤の下を流るゝこと、また六町はかりにて田場へかゝり、夫より北の方みのや耕地にて海へながれいる、

○多摩川水除堤　西の方雜色の堺より、屈曲して海老取川に至り、亦北の方麴屋村堺より猶北へかゝり

海老取川の西流にて前の堤に續けり、是をみのや堤と云、長凡二千二百六十間程、公より修補を加へらる、

神明社　除地一段一畝、久我耕地と新耕地の間にあり、本社五尺に六尺、神體は木の立像なり、長二尺餘、拜殿三間に二間東向なり、祭禮は九月十六日におこのふ、　○山王社　除地一畝、村の中央往還の端にあり、尤小祠なり、南向自性院のもちなり、　○稻荷社　除地二畝四歩、字西馬場の耕地にあり、小祠東向、本住寺の持、　○神明社　除地六畝宮地二十八歩、免田六畝、字駿河耕地にあり、小祠にて東向、本住寺のもちなり、　○稻荷社　是も同所なり、萩中村秀明寺の持なり、　本住寺　年貢地五畝七歩、西北の方西馬場耕地と東馬場耕地との堺にあり、朗長山と號す、法華宗にて池上本門寺の末寺なり、開祖は佛乘院日惺聖人なり、慶長三年七月六日寂せり、此寺上古此地にありしを、一旦故あつて尾張國へうつり、其後また此所に再造せり、かの國にも今に本住寺と云大寺ありといへり、【張州府志】云、本住寺は愛知郡東寺町にあり、長壽山と號せり、法華宗にて池上本門寺の末寺也、元武藏國荏原郡六鄕にあり、永祿三年六鄕の城主行方修理大夫及び妹尾三河守等力らを合せて創建なし、本門寺十一世日現上人をもつて開山とせり、なかごろ兵亂のわざはいに遇ふて荒廢の後、尾州の人加藤某と云もの同國淸須に移して堂舍をたつ、其後また今の地にうつせり、美濃尾張二國の池上派の司をなせりと云々、按ずるに彼書に云所と、この寺に傳る所と略同じといへども今も、尾張國に本住寺あるを以ておもへは、再び當國へ移せし後かの國にも猶本住寺ありて、是より、二寺となりしなるべし、こゝに開祖は日惺上人といへど、恐くは中興にて、再び此地に移りし時のことなるべし、本尊は三寶祖師の木像にて、長六寸ばかりなり、本堂七間に六間東向、　七面堂　本堂の右にあり、三間に二間、本尊は木の立像にて、長七八寸許なり、　○正藏院　境内免除地二段一畝八歩、字西町と云所にあり、喜修山了仲寺と云、新義眞言宗にて高畑村寶幢院の末なり、古き寺なりといへと開山を詳にせず、昔の本尊不動明王は傳教大師の作なり、寶德二年僧都重仙が住職せし時修補を加ふ、其後文祿四年中興法印乘信と云し人又修復せしなり、此本尊今は別に堂中に安置して、大日如來を是にかへて本尊とせり、木の座像にて一尺餘なり、客殿は九間に七間半、庫裏客殿の左にあり、八間に五間、當寺の境内は慶安三年洪水の患ありて、其頃多磨川にかけ入しかば、其堺もさだかならず、されどもとより除地なりしにより、元祿八年の秋に至り請奉りて、織田越前守が撿地を受ていよいよ除地となれり、　淡島明神八幡春日合社　本堂の右にあり、社は二間に二間半なり、此淡嶋の像弘法大師の作と云、文祿年中よりこゝにたてりと緣起あれど、信用すべきことなければ略せり、　○自性院　除地四段三畝十二歩、字西町の中央にあり、常榮山本覺寺と號す、高畑村寶幢院の末なり、本堂東向にて十一間に七間なり、本尊は不動愛染の兩明王なり、共に座像長三寸ばかり、開山は詳ならず、中興開山は法印惠朝といへりと、　牛頭天王社　境内にあり、除地九畝二歩免田一段一畝二十二歩、當村及獵師町の鎭守なり、本社一間四方、拜殿三間に二間、鳥居二基たてり、神體は本地佛藥師如來の立像なり、長三尺許り、稻毛領平村の八幡神主小泉氏社役をつとむ、祭禮は六月六日より十一日まで、神輿を渡せり、　稻荷社　社地の内にあり、尤小祠、　○黃楊地藏（ツゲ）　道の傍にあり、堂は四間に三間なり、本尊石の地藏尊、長二尺許立像なり、近き頃松平大隅守某故あつて此堂を建立せしと云、里人の說によれば大隅守病ありし時、夢の告ありて此地藏尊に立願しければ忽其病いえしにより、悅にたへずかく造立せしと云、其詳なる事をしらず、つげ地藏といへる名をおびしもかの夢の告ありしによりてなり、後は堂の傍に黃楊の木など植て、文字もかくしるせるなり、是も　○地藏堂　除地十二坪、四辻にたてるゆへ土人羽田辻堂といへり、今は阿彌陀佛を本尊とすれど、元は地藏尊なりし故地藏堂と唱ふ、堂の中に西國三十三番の札所の觀音あり、ともに長八寸許、　○眞珠院跡　字仲町と云所にあり、金生山と號せり、昔高畑の寶幢院の門徒なりしが、いつの頃にか廢寺となりて、今其跡年貢地五畝二十一歩正藏院の持たり、

舊家百姓市左衞門　氏を增田と云、此村の里正をつとむ、獵師町に住める四郎兵衞が分家なれば、かの條に合せ見るべし、

○羽田獵師町　獵師町は元羽田村の内なり、是も天正十八年までは北條の家人行方與次郎が領せし所なり、其頃の文書あり其文によれば此邊唯羽田浦と稱せり、其後やゝ田地も出來て人家ましければ、總て羽田村と呼しとみゆ、獵師町といへるはかの枝鄕にて、全く後のことなるべし、正保の頃改定の國圖等には羽田村とのみ記して、獵師町は見えず、其頃は伊奈半十郎が支配せる御代官所なり、又元祿年中改められし圖には、はや羽田村同獵師町と並ひ載せたり、是によれは正保の後元祿の前に獵師町の名は出來しこと知べし、元より羽田村に混すれば、今其堺界をばさだかに云がたし、總て東の方海に傍たるところは、獵師のみ多くあればかくいくり、家數三百軒餘なり、こゝも今は大貫次右衞門が支配所なり、因みに云此所に平田船十五艘、茶船と云もの三十八艘、是は皆極印をうちて分てり、昔元和年中大阪の役に軍船を多く出せしゆへを以て、今にかく極印を賜へり、其文字は言の字をほれり、故に御免言字御極印船といへり、

海老取川　此川は多磨川の枝流にして、字野崎鷹取の間を流る幅八間ほど、長三間餘、南北へ通し北は海岸へそゝげり、　○扇ケ濱　此浦の内なり、辨財天の社ある所を要嶋といへり、（要島）　○扇ケ濱の名によれりと云、されど要嶋の名ありて扇ケ濱いできしも知べからず、

辨天社　東町の内要嶋にあり、其所を鷹取ともいへり、山を金生と稱す、社は三間四方南向なり、神體は如意寶珠にて海中より出現せり、此如意寶珠は昔上の宮にありしを、後此處に宮居をたてゝあがめ祭りしより、こゝをば下の宮と呼り、上の宮と稱するものは、此所より遙に隔りて別當龍王院の境内にあり、此神體の事は上の宮におさむる緣起にのす、其の條について見るべし、又前立に辨天の像あり、木の座像にて長二尺許、脇に十五童子たてり、是は尤近き頃のものなり、境内に鳥居二基たてり、一は柱間二間にて西向なり、前に多磨川の流を堀入、小橋をわたせり、一は柱間七尺同じ向なり、昔は此より南の方へさして六十間あまりの大門道あり、其半に石の鳥居ありしが、年々霖雨の頃川のほとり凡六七十間かほと欠入しかば、今は其鳥居も立へき地なければ、其儘河のほとりに横たはれり、何の頃か海岸を石にてたゝみしかば、今は川欠の患もなしと云、祭禮は正月五月九月十四日に行へり、　末社宇賀神社　本社の南にあり、わづかなる祠なり、廻りに駒よせたてり、神體は木の寶珠の中に宇賀神の木像を安ぜり、　白山社　小祠本社の西にあり、鳥居もたてり、　高燈籠　社の巽の方にあり、此燈籠へ火を點ずるといへり、近き頃は僅かにかたばかり殘れり、　○稻荷社　字鷹取にあり、辨天の西にして其社へまふずる道の傍にあり、社ははづか一間に二間

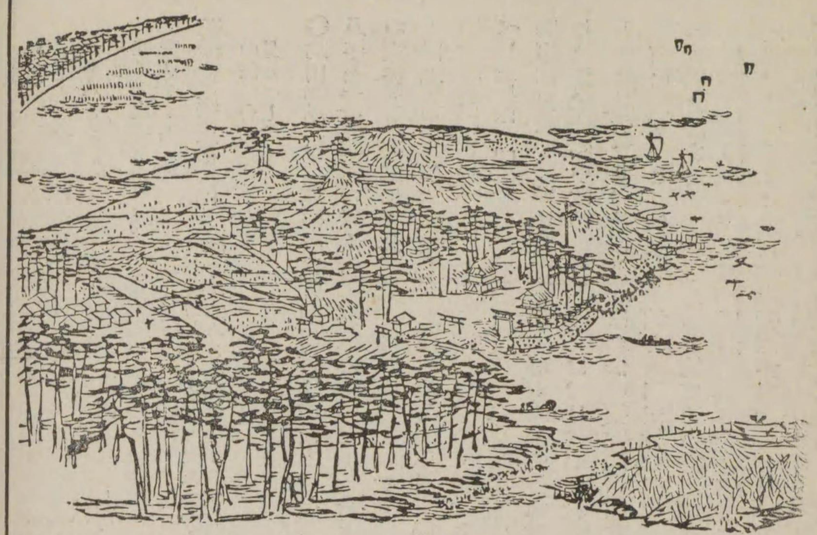

辨天社地眺望圖

南向に鳥居たてり、幅一間土人呼て白魚稻荷と云、漁人白魚を取ころ初て得し時は、まづ此社に供ふる故にかくいへり、

○稻荷社 除地二十歩、字馬場耕地にあり、小祠南向なり、

○辨天社 除地一段一畝六歩、字西町にあり、拜殿二間に一間半、本社は一間四方なり、神體は弘法大師護摩の灰を以て作りし像なり、長一尺ばかり是を羽田辨天の上の宮といへり、社傳云、昔僧龍海と云しもの、ある夜の夢に辨天の告ありて、いくほどなく如意寶珠を得たり、其故を尋ぬるに、當國多磨郡日原山の麓に弘法大師の草創ありし大日の堂あり、其所の靈水の中より一顆の寶珠わき出、いつしか多磨川の流に從ひて羽田村の邊にとゝまれり、其頃水中に光を放つものありて晝夜やまず、里人も殊にあやしみ思へり、然るに龍海ある夜不思議の夢の告ありて、かの玉を得しかば大に悅びこのまゝ置べきにあらずとて、まづ小祠を營みて是を祭り、傍に一宇をたてゝ別當所とす、後威光山龍王院と號せり、今是を上宮と云、又夫よりあまたの星霜を歷て、別當海譽が時に至り、堂舍悉く荒廢せしかば、修理を加へて舊にかへさんことを思ひたちけれど、おのが力らに及びがたければ、心にもあらでやみぬ其頃里人海老名太兵衛某と云し者、有信の人にて、やがて本願主となりて村民等をかたらひ、又漁人など催したてゝ、たがひに力らを合せ幾ほどなく思ひのまゝに修補なれり、又海譽ある夜の夢に、一老翁來り告て云、今江戸の御家人有馬純政が家に、弘法大師の作れる辨天の像あり、汝是を請得て此所に安置せよと、まさしく告ぐると見しかば、海譽奇異の思をなし、やがて江戸におもむき、純政が屋敷を尋ね、告のまゝに其事の由を述てかの像をこひしかば、純政もかねて所持せしことなれば、たやすくうけかひ、やがて家人堀山孝良を使者として彼像を此社におさめしと云、是は上宮に安置す、事は緣起に詳なれど、うけがたき事多ければ、其大意をとれり、又「辨天祠記」といへるもの當社にあり、其記す所はまたことなり、其記に云、此辨財天は弘法大師の刻する處にして、往古より此に鎭座あり、

其後建武の兵亂の時、盜賊の爲に侵掠せられ、宮殿等も破壞に及び、たゞかたばかり殘りて、わづかの草堂の内に安ぜり夫よりあまた年歷を經て、高橋重言と云し者夢の告ありて、新像を刻みておさめしと云、是によれば大師の刻せし像は、兵亂の時失しにや、何にも其傳ふる處詳ならねど、暫くこゝに記し置く、

天神社 本社へ向て左の傍にあり、小祠にて、東向なり、

別當龍王院 威光山常樂寺と號す、新義眞言宗にて、高畑村寶幢院の門徒なり、開基の人を詳にせず、中興は法印融惠といひて、弘治三年入院せしよし寺の舊記に載たり、其餘の事跡は傳へず、海譽法印と云ひし僧を後の中興といへり、是は尤後の世の人なれど、堂舍再造せし功あれば、かく稱せるなるべし、此人は寶曆三年三月十四日寂せり、本堂は四間半四方なり、

觀藏院 境内年貢地、字仲町にあり、海照山東照寺と云、新義眞言宗にて、是も高畑村寶幢院の門徒なり、本堂南向四間半四方、本尊は地藏尊、木佛座像にて長一尺許、開山は詳ならず、

稻荷社 除地一畝、堂に向て右の方にあり、社二間に三間、南向、内陣は三間許、石の鳥居立り、

○長壽院 除地九畝二十四歩、字西町にあり、山を長久と號し、寺を無量と云、是も新義眞言宗にて、寶幢院の門徒なり、本堂は三間半四方にて北向なり、本尊阿彌陀如來を安す、開山は寬覺法印と云、時代詳ならず、

○長照寺 除地二段三畝十二歩、朗羽山と號す、法華宗にて、池上本門寺の末寺なり、開山は日惺聖人、慶長三年七月六日寂す、本堂は七間に六間、北向にて、本尊は三寶を安す、又太閤秀吉の守本尊なりしとて、開運妙見大菩薩を安す、相傳ふ此尊像は故あつて秀吉より老臣增田右衞門尉に與へらる、彼が子孫ゆかりにつき此村に來り、世々土民となりてをれり、今の增田四郎兵衞が家是なり、其祖先某なるものかく民間に落下りて賤き身となりて、かゝる靈佛を守護せしは恐れありとて、やがて此寺へ納めしと云、

鬼子母神堂 門を入て左にあり、堂は三間に二間半、木の立像にて長一尺二寸、

舊家百姓四郎兵衞 增田右衞門尉長盛が末葉なりと云、其事歷の詳なることを傳へず、

○百姓清左衞門 伊東を氏とす、伊豆の伊東の末葉なりとのみ傳へて、是も詳ならず、

○百姓茂兵衞 潮田氏にて世々此處に居て漁獵のことをなせり、北條家盛なりし頃は、行方氏の旨をうけて魚を取てまいらせたり、今に北條の頃の文書等を持ったふ、又別に文書もあり、其傳ふる故は詳ならず、按するに橘樹郡に潮田村と云地名見ゆ、もし此所より出し人にや、

文書七通

羽田浦磯邊にての獵、不有相違（可成カ）、或沖中へ舟を出、或他鄕へ就漕行者、如法度可爲領主之罪科者也、仍如件、

戊辰八月十日（戊辰ハ永祿十一年北條氏虎印）　笠原藤左衞門奉

行方左馬允殿

羽田浦令退轉付而、當年來年船々方定之事

貳艘　船　七人　舟方　以上

右當年來年者、貳艘七人嚴密可走廻、其外義は被成御赦免候、至于子年は、舟々方出來所浦節體（マヽ）とも、以御撿使之見屆可被仰付者也、仍狀如件、

壬戌八月三日（永祿五年北條氏虎印）　遠山新四郎奉之

行方與次郎殿　羽田百姓中

□□日光之間□倉崎地自宇都宮□立人衆、□下之壬生手前、折角之由申越候、向彼地及一行候、爲物主奥州引勢之間、佐倉當番之外之者、一騎一人着到無不足、各可罷立候、於何事も、奥州如作事、可走廻、着到に付於不足之者は、可處越度候、打立日限奥州可被申屆候、其筋目一刻片時も遲參候付而は、可爲越度候、無遲々參致候樣可被申付候、恐々謹言、

九月十八日　　氏直花押

遠山犬千世殿

正木四十錢棟別、去年致進納候間、來年雖可被爲取候、隔年之定を相止、定納之內、半分配每年可出之、然者自當年家數卅四間半、此分銀七百十一文、當月晦日を切而可納候、軒足之事者、如法度可相調、若無沙汰付而者、代官百姓等可被處罪科者也、仍如件

永祿三年庚申北條氏虎印

庚申九月朔日

善三　代官百姓中

埼布施善三ナルベシ

態以使申入候、仍其後者不申承候、我等儀者長々小田原に在留、一昨日此方へ令歸宅候、然者今度於小安鄕、人足所用に付、吉原長門所へ申處、從貴殿人足等御合力之由申事候、近比忝存候、當城之事者、程近之儀に候間、節々互可申承候、雖些少候三種壹荷令進之候、誠以御使にて申入首尾迄候、委者吉原主馬允口上に申含候、恐々謹言、

二月廿一日　　遠右直景花押

行彈御宿所

米拾五貫文　品川　以上

右於品川、拾五貫文之分米を可買代物、只今渡遣候、如世間納法少も無非分、五日之內買調、御左右可申上者也、依如件、

北條氏虎印

卯六月十五日

奥津殿　櫻井殿

急度以使者申屆候、連々可有其聞候、越前へ累代相談之以筋目者、□當方へ押懸證人被越候、依之至に賀州へ中、朝倉左衞門督出張、今明日候　輝虎手前に相待候、無據候間、境目雪中與云、其國寒天之時分與云、其內相構手透に、今月三旬向賀州進發人定之處、其口備大切之段被告越候間、抛諸事越山相極候、今日出馬候、今般之義は味方中越山以前に、廐橋之地へ打立調義之相定、大途和意此一事候、萬々兩使有可口上□、恐々謹言、

二月廿四日　　輝虎花押

成田左衞門次郎殿

新編武藏風土記稿卷之四十終

新編武藏風土記稿卷之四十一

荏原郡之三　六鄕領

○麴屋村　麴屋村は、郡の巽の方東海道往還の東にあり江戸日本橋より三里餘の行程なり、民家すべて百十一軒東は海にそひ、南は羽田濱竹の二村に隣り、西南は萩中村におよひ、西は蒲田新宿の二村に接し、東北は大森村につゞき、東西六町餘、南北十町にあまれり、御入國以來御料所にして、伊奈半十郎が世々の御預所なり、元祿十年織田越前守信久命をうけて撿地す、その後新墾の地出來しにより、安永元年天明五年の二度は伊奈半左衞門撿地して貢稅をさだめり、當村もまた今は大貫次右衞門支配せり、

小名　西厨子　中厨子　中江名厨子　濱竹厨子　村の南の方なり、　東厨子

萱野　二町六段六畝五歩

土產　海苔　梨實

神戶橋　下袋村への往還にあり、その村の條下に出す、　○堤　海邊の潮除堤なり、長五百三十一間餘、野崎新田の下にも又長三百十二間餘の堤あり、いつの頃より成しにや詳にせず、　○中江名堀　二流あり、一流は新宿村の境にて分水し、村北へいり村内を流るゝこと五六丁にして、羽田村の境より南にをれ、惡水堀と合て海にいる、又一流は村西を流れ、北にわかれて屈曲すること七町ばかりにして海にいる、二流ともに水田にそゝぎ、また村民等がかしき爨のりやうに用ゆと、　○惡水堀　これも新宿村の方より來り、村內十王堂の後にて二流となり、一流は村南を流るゝこと六丁餘にして海にいる、一流は村の中央を五六丁ばかりながれ、羽田村の境にて北にをれ、中江名堀と合て海にいる、此二流もまたかしき爨の用に給す、　○圦樋四箇所　字北前圦、中圦、鹽場圦、南前圦等なり、四箇所ともに御普請所なり、

神明社　除地六畝六歩、西厨子にあり、村民久左衞門と云もの造立せしと云のみにて、鎭坐の年代詳ならず、本社九尺に八尺、拜殿三間に二間、ともに南に向ふ、前に鳥居をたつ、兩柱の間八尺、祭禮九月十六日、　末社水神社　本社に向て左にあり、　歯久作權現社　本社に向て右にあり、祭神を詳にせず、　末社稻荷社　同ならびにあり、　稻荷天神疱瘡神相殿　本社の後にあり、　○神明社　除地二畝三歩、中厨子にあり、本社八尺四方、拜殿三間に二間ともに南に向ふ、前に鳥居をたつ、兩柱の間八尺、是も村民久左衞門が創建せしといふ、その年代は詳にせず、祭禮年々九月十六日、　末社稻荷社　本社に向て左にあり、小祠、　○神明社　除地一畝十二歩、濱竹厨子にあり、本社二間に九尺、前に鳥居をたつ、鎭坐の年代詳ならず、百姓長左衞門と云もの造立せし社なりと云つとふ、祭禮前に同じ、　末社稻荷社　本社に向て右にあり、小祠、　○神明社　除地一畝十歩、中江名厨子にあり、本社九尺に八尺、村民太郎兵衞と云もの造立せし社なり、祭日前に同じ、　○神明社　除地一畝十歩、東厨子にあり、本社九尺に八尺、祭日前におなじ、　○釋護子社　村の中央耕地の畔にあり、祭神及び勸の年請月詳ならず、小祠、

十王堂　除地三畝九歩、村の坤の方にあり、わづか三間半四方の草庵なり、閻魔王の像長一尺八寸、作しれず、阿彌陀の木像あり、座像にして長二尺ばかり、淨土宗川崎の一行寺持なり、水帳に嘉吉二年一心と云僧の開基せし由を載せたり、是によれば古き頃よりの堂なり、　古碑三基　境內墓所にたてり、明應三年甲丑八月逆修妙永禪尼、大永五年三月廿七日正賢禪門、天文八年己亥十一月十二日道珍禪門と刻せり、　○法性庵　中江名にあり、五間半四方の庵室なり、本尊三寶祖師、法華宗の僧法性院日住法師開基す、日往は寶永二年十一月十九日寂すといへば、造立の年代もおしてしるべし、村持、　○庚申堂　除地十五歩、村內北境の蹊邊にあり、石像の庚申を安ず、此堂ある故にこの邊を字して庚申づかとよぶ、　○大塚　中江名耕地にあり、高一丈三尺あまり、九尺四方許の間に盤れり、寶永四年富士山焚たりしとき、雨散せし砂をかきよせて塚とせりと云傳ふ、此說おぼつかなし、別に故あるべし、除地一畝二十六歩に及べり、　○藥師塚　藥師免畑四十二歩、東厨子にあり、村民利右衞門が地の內なり、高一丈八尺ばかり五間四方の間に盤まる、冢上に藥師堂の三字彫し碑をたつ、昔所々より貝殼を持來りてすてたりしが、年を積て終に一丘となりしゆへ、一名を貝塚ともいふ、今に至りては冢上に松杉雜木など繁茂せり、

○下袋村　下袋村は、郡の巽の方にあり、家數七十軒餘

村內に散在す、東北は大森村にとなり、東より西へは麴屋村に堺ひ、西は新宿村に至り、北は蒲田村に及べり、東西六町半、南北四町餘、村內西へよりては本田多く、陸田は大抵宅地の廻りのみにあり、當所は小田原北條家の頃は行方彈正が領地なりといへり、さもあるべけれと永祿の頃は荒野などにて所務もなかりしにや、分限帳にはのせす、いく程もなくやうやく開けしと見えて、元龜年中鎭守の棟札には村名をのせたり、今の田畑は多く御入國の後に至りて、小泉次太夫吉次等が開きし所なり、故に村內の小名大抵新田と稱せり、吉次が開墾のことを司りしは慶長元和の間なり、その後寛永四年十一月三日吉次の子次太夫へ當村をたまはりてより、世々知行せりその時の御朱印今子孫官兵衞正賀が家に藏す、件の御朱印にも村高大半は開發の由を載せられたり、

小名　四人新田　七人新田　八人新田　大袋　川新田

神戶橋　村の西の方惡水堀に架す、長五間幅九尺、御普請所なり、橋邊當村と麴屋村と犬牙の地なるゆへ、御修造の時は二村より人夫を出、　○彌五右衞門橋　大森村より當村へ往還の間に架す、これは大森村の農夫彌五右衞門と云もの造りしゆへに、この名ありといふ、　○多磨川分水　六鄕用水の支流なり、　○呑川　村の北の方大森村の堺を流る、村內の惡水をおとし、又村民朝夕炊爨の料に汲用ゆ、川幅わづかに三間餘、蒲田村より入て當村の境をすぎ大森村に入、

八幡社　除地三段五畝、村の東の方にあり、本社九尺に七尺、拜殿二間に三間、ともに南に向ふ、前に石の鳥居をたつ、年々八月二十七日神酒を供して祭る、別當は近鄕八幡塚村の勸榮院なり、社地に庵室あり大榮院と號す、別當所より僧を置て守らしむ、當社勸請の年代は詳ならず、別當所に古き棟札を藏す、札の表には題目南無八幡大菩薩と記し、下の方に下袋村氏子中、左右に元龜四年癸酉卯月一日、背面に行方望千代及び代官齋藤帶刀賢吉、大工野村治部丞等の交名を注せり、されば行方氏當村を領せし頃の勸請なるべし、　○春日社　除地五畝、村の東の方なり、年々正月七日を祭日とす、小祠なり、

圓龍寺跡　村の中央にあり、これも行方彈正領地の頃開闢せしならん、法華宗にて妙海山と號せり、元祿年中法律をおかせし罪により、住僧を放逐せられ、寺を廢せられしと云傳ふ、今は墳墓のみわずかに古きあとを存せり、

○東大森村　西大森村　北大森村　大森村は、郡の東に在て海邊に傍し地なり、今東西北の三村に分つ、是は元祿八年織田越前守信久承りて撿地せし時、あまりに廣き村なればとてかく分ちしとぞ、其時民家の數を以て限をなしたれば、其家の受る所の地もとより犬牙せしを、其儘三村となしたれば、境堺分ち難し、家數は西大森村二百軒、東大森村三百軒餘、北大森村百八十軒餘、合せて七百軒に餘れり、東は海に傍南は蒲田下袋の二村に隣り西は市の倉、新宿、堤方の三村に接し、北は不入斗村に

堺ふ、東西十町餘、南北十七町に餘れり、江戸日本橋よりの行程三里、當所の地名は明德二年鎌倉公方氏滿の文書に始て見ゆ、其中に陸奥五郎が領せし跡の由を記せば猶古くより開けし地なることをしらる、

奉寄　大慈恩寺　武藏國六鄉保大森鄉陸奥五郎跡事

右六十六基之內、爲下總國塔婆料所令寄附之也者、早守先例可被致沙汰之狀如件、

明德二年十二月廿五日　　左兵衞督源朝臣花押

此後應永年中に至りても、同寺の領なりしを、蒲田入道押領せしとき、又鎌倉滿兼よりの下し文あり、

下總國大慈恩寺雜掌申、六拾六基之內當國塔婆料所武藏國六鄉保內大森永富兩所事、永安寺殿御代御寄附之處、江戸蒲田入道以下輩致押領狼藉云々、惡行之至頗招重科歟、不日退彼狼藉人等、寺家全知行之樣可加扶持之由、可令下知守護代之狀如件、

應永十一年九月廿五日　　花押

中務少輔入道殿

これより後のことは記錄にも見へず、文明十二年太田持資入道道灌上洛のとき、江戸城を出たつとてこの地をすきしこと【平安紀行】に見えたり、云、大森といふもりの陰に休らひて、

大森の木の下かけのすゞしきに、しるもしらぬも立どまりけりとあり、此頃は森もしげりたりと見ゆ、地名の起りもかゝる故にや有けん、是より小田原北條家分國の頃は、六鄉殿領知廿五貫廿四文、その餘澁谷又三郎が知行六拾五貫四百文の地この所にありし由【分限帳】に見えたり、御入國の後は御料所にして、伊奈半十郎が家にて代々預りたてまつれり、正保元年半十郎忠治撿地して貢稅を定めしと云ときは、此前開墾の地などもありしにやこの後元祿八年及ひ安永八年に撿地あり、元祿の度の事は前に見へたり、安永の度は新田のひらけたるにより、時の御預半左衞門撿地して貢稅のことを沙汰せしとぞ、寬政年中より大貫次右衞門光豐かはりて支配せり、村內すべて平地にして水田多し、もとより海濱なれば昔は漁鹽の利あり、すでに正保中の記錄には鹽を貢せしことも見ゆ、いつの頃よりか鹽やくことはやみしかと、漁獵は今も事とせり、且東海道の往還かゝれるを以て、村も大抵にきはへり、其往還は南北につらぬき、蒲田村より不入斗村の境まで長十七町に餘れり、これも元和以前は今の道より東の方へなゝめにをれてありしとぞ、其跡こみちとなりて田間に存せり、今羽田辨天へ往來の人かよふによりて、土人は此を辨天道と呼へり、

小名　小花和（ハナワ）村の東の方なり、元祿八年の水帳には、小場繩と記せり、されど【小田原分限帳】に、六鄉殿領地の內三貫四百文六鄉の內小花和とあれば、小花和の方ふるき歟、土人或は此地を本村とも呼ぶ、小名何れも三村にまたがれり、ゆへにわかちて記すことをあず、下も同じ、　谷戸　海道の裏通りなり、　谷戸宿　宿とばかりも呼ぶ、海道の南の方新宿村の境三町ばかりのあひだなり、この所往還のたてばあり、　南山野谷戸宿の北の方一町ばかりの間を云、　北山野　南山野より北の方（二町ばかり、內川橋までの間なり、　南原　內川橋より北の方へ五町ばかりの間なり、北原南原の內字中原に接して北往還の西の側をば八幡原と呼ぶ、

澤田谷戸宿の西南にあたる、　前方　村の西南の方へ三町ばかり、不入斗村の境に至、にあり、

堀の內谷戸宿より東の方にあり、此地に貝殼塚とて二ヶ所の塚あり、呑川の岸にそひたる地なり、　川端　堀の內小花和の間、座頭橋の左右にあり、前瀨嶋向瀨島など云字あり、　穢多村西大森の內川端り家數十二軒、田數一段三畝二十一步、此地に白山權現の祠有、　厨子と云所にあ

內川　村の西新井宿村より流れ來り、東して海にいる、川幅或は三間或は六間、○呑川下袋村と北蒲田村との間より來り、村內十町ばかりを流れて東の方海に入、昔は座頭橋の邊より巽の方、前野浦と云所を過て海に入しが、元祿十六年の地震に變遷して今の如くなりしといふ、川幅五間或は七間に及ぶ、○內川橋東北の境にあり、內川に架するゆへ此名あり、ながさ八間はゞ三間也、　○彌五右衞門橋呑川に架す、東大森の地と下袋村との堺にあり、これも呑川に架す、長六間幅四尺、○次長六間幅五尺、○座頭橋西北の方にあり、太夫堀村の西境より來る、　○瀨島堀これも玉川の下流を分水す、寶永三年よりこの用水ひらけしと云、　○浪除石垣不入斗村の境より、南の方へ長百八間の間はふるくよりの石垣にて、村內小名北原より南原までの浪除長三百九十六間の間は、延寶七年新につくらしめられしといふ、

御鳥見屋敷　一段五畝二十二步、東大森村の內宿の前にあり、享保三年おかる、此よりさき北大森村の內に御鳥見屋敷ありしを、貞享三年廢せられ、元祿元年其地を村民に給へり、すべて此邊は御遊獵の地なれば、鷹寄土手も四ヶ所のころつくらしめられしといへり、

產物海苔　郡中海岸の村々にては、いづれよりも田づれと、當所にて始て製せしより、他の村々にても製することとはなりしといへり、此を取具をひゞと云、其ひゞと云ものは、麤朶あまた水中へたてならべ、潮の凋るをまちて其枝へ海苔多くまつはりつきたるをとるなり、ひゞを施す地は當所に十五ヶ所あり、孰れも五十間に三十間ばかりの間なり、此もふるくより起りしことにもあらず、昔は石貝などに付しものを拾ひとり來りしに、享保頃麤朶つみたる筏に海苔のまつはりしを見て、それを學びてひゞを設けはじめしとぞ、今江戸にてもてはやす淺草海苔といふ物も、もと當所の產にて、それを淺草へ運び、かしこにて製せしにより其名を得しといへり、○鰡（ボラ）○撥尾（スバリ）○王餘魚（ヲレイ）其餘海物多し、當所漁獵のことも年久しきことなり、貞享年中獵師十八人の者へ幟を植ることを免されて、いよいよ漁獵を事とせり、享保十二年二月二十二日有德院殿御遊歷のとき、王餘魚撥尾等を奉りけり、同二十一年にも御遊歷のとき、ふたゝび鰡撥尾など獻じたりければ、御褒賞ありて下され物ありしと、同年御遊獵ありて鳥を射留させたまひしかど、彼鳥御矢をおいながら海面をさして飛去りけり、頓て漁人等に命ぜられければ、追かけて件の鳥をとらへて奉り、又漁獵の魚をも獻ぜしにより、此時も賜　○麥藁作物小兒の玩物等に種々のものもありしといへり、

に是を大森細工と呼ぶ、○和中散賣藥所　世に大森和中散と呼ぶ、頗著名なり、總て三家あり、今長左衞門、忠次郎、久三郎と云、皆海道の西側に藥舖を開けり　長左衞門は西大森村小名中原町に居、江戸より入口なり、藥舖の名は志位壽朴と稱す、由緒書を見るに、祖先を四位左近太夫賢明とて、永正九年家を襲ひ、攝播二州の內にて食邑若干領し、攝州西の宮に住す、天文二十二年六十三歲にて歿す、或云賢明は、後奈良院御時の醫師なりと、其子右近太夫賢照は、天文二十一年家を繼、天正十八年八月十八日六十五歲にて死す、其子善太夫賢夷、其子長左衞門淨正、年十六にして東遷し當村に土著す、其後藥を賣初し年月は詳ならず、或は寶永の頃なりとも云り、地藏院宮の筆跡二軸、西宮蛭兒緣起一卷、元祖賢明所持の短刀刃長七寸四分銘信國、薙刀刃長一尺五寸五分銘定□、鎗刃長一尺二寸包定作等を藏す、忠次郎は東大森村小名谷戶宿に居て、三舖の中央なり、先祖は梅松庵六郎左衞門と云、抑和中散は元和の頃より東海道草津石部の中間、江州栗太郡六地藏村にて製劑し、諸病に驗あるを以世に行はれ、俗に梅木和中散と呼もの凡三舖あり、中に居るものを是齊と云、彼六郎左衞門は是齊の支子にて、元祿十年東に來て當所に土著し、本家に擬して品川河崎の中間に藥舖を開き、和中散を鬻んことを、時の御代官伊奈半左衞門に願ひ、評定所にて許可せられしと云、六郎左衞門後に受領して長谷川大和大掾藤原資信と云、今に藥舖の家號は其名を襲へり、享保五年十月二十五日有德院殿品川邊御放鷹の時、雨を避給ひて其家に御休憩ありしを始として、後しばし御休息或は御膳所を命せられ、文化六年まで凡二十六度駐蹕せらるゝと云、故に居宅破損の時は官より修理を命せらる、店前往還の東側持地の內に、二間四方の藥師堂あり、本尊は長二寸許の木像なり、先祖六郎左衞門本國に在時、夢中に感得す、前立は長六寸許、此地に土着せし時造立すと云、久三郎は南の端北蒲田村に住す、祖先雲達は醫員森某の弟子なり、江州梅木の本家に所緣あるをもて、其藥法を受得し、正德元年初て西大森村小名南原町に藥舖を開きしと云ふ、享保三年正月二十二日、有德院殿品川邊の御遊にしばし渠が家に休憩せらる、其子小左衞門北蒲田村の民忠左衞門に職を讓り與てより、今の所に移りしとなり、其子久三郎屋敷中に、梅樹數株ありしを以て思立、近隣の梅數多を移して植添けるにぞ、家號をも梅木堂と名づけ呼ぶ、花の頃は頗壯觀なるをもて、文政三年二月三日今の內府公品川御遊の時駐駕せらる、

第六天社　除地十二歩、西大森村の中央にあり、社二間に九尺北に向ふ、前に鳥居を立、例祭九月二十一日、北大森村密乘院○貴船社　除地五畝二十九歩、村の南にあり、社は二間四方、東に向ふ、末社持下同、

稻荷社小祠　○貴船社　除地五畝、村の東の方海道の邊にあり、本社九尺四方、拜殿二間四方、共に南に向ふ、社前を隔つること二十歩、村の許にて石の鳥居あり、柱間九尺、○貴船社　除地二畝六歩、村の東南の方下袋村の境にあり、社は三間に二間、前に石鳥居を立、社地に古松樹一株あり、大さ三圍餘、土人云當所第一の古木なりと、これ村名の條【平安紀行】を引て、此頃は森も茂りたる云云と云、其頃よりのものなりにや云云、

末社稻荷社　○寄木明神社　除地七畝十五歩、村の北の方海道より西へ入りてあり、相傳ふ中古彌陀の立像海岸へ流れ寄しを、取上て神に祭れり故に寄來と號すと、本社九尺四方　拜殿三間半に二間、祭禮年々九月十五日、社地の北方に社を守れるもの、庵室あり、○富士淺間社　除地七歩、村の北の方にあたれり　社は九尺に二間、前に鳥居を立、○天神社　除地一畝二十七歩、村の南海道の東側にあり、小祠なり、前に鳥居を立、○稻荷社　年貢地三畝、祠は二間四方、○第六天社　除地一畝五歩、以上八社は共に東大森村の內なり、村の東南の端にあり、本社六尺四方、拜殿二間に九尺、前に鳥居をたつ、○第六天社　除地八歩、北大森村の內にあり、小祠○八幡社　除地一段三畝二十六歩、北大森村の內南の方へよりてあり、北大森及西大森二村の鎭守なり、本社は破壞していまだ造營に及ばず、拜殿四間に二間、前に鳥居をたつ、勸請の年歷はつまびらかならず、

末社稻荷社○諏訪社　除地二十歩、村の中央にあり、これも北大森村に屬す、祭禮は年々九月二十三日な○辨天社　除地二十一歩、北大森村の內にて第六天社の傍にあり、社は九尺に二間、

大林寺　除地一段六畝二十四歩、西大森村の內にて村の南の方にあり、法華宗、池上本門寺末にて長號山と號せり、開山は日位上人長享二年九月四日寂す、客殿六間に五間半、本尊三寶祖師を安す、

七面堂　境內にあり、○德淨寺　除地一段九畝十八歩、小名南原の內海道の東側にあり、是も西大森村に屬す、淨土眞宗にて江戶麻布善福寺の門徒なり、昔は西本願寺の末寺なりしが、いつの頃よりか善福寺に隸せり、海松山と號す、舊記によれば海榮山とあり、いつの頃にか改めけん詳ならず、村內嚴正寺第十一世祐惠上人、寬永四年起立せしかど、その頃は福藥坊と號し、わづかの庵室なりしを、第三世の住持敎傳の時より一寺とはなりたり、本尊彌陀の立像を客殿に安す、長三尺ばかり、惠心僧都の作なりと○藥師堂　除地三畝十二歩、是も西大森村の內にて云傳ふ、村の東の方にあり、淨土宗の僧心譽單西起立せり、この單西は享保十年九月二十一日寂せりといへば、古き堂にはあらず、堂は四間四方、本尊は長一尺八寸の立像なり、弘法大師の作なりと云傳ふ、前立の像は惠心僧都の作なりとぞ、この藥師如來いかなる故にか淨岸院殿の御崇信ありしにより、その頃は世にも聞えありて參詣の人多かりしといへり、今金襴の幡あり、是淨岸院殿の御寄附なりと云、目黑村祐天寺持、

稻荷社　かまひの內にあり

地藏堂　これも○嚴正寺　除地三段四畝十二歩、村の東の方にあり、東大森村に屬せり、淨土眞宗、江戶麻布善福寺末、柳紅山と號す、開山法圓上人文永九年八月十二日開闢す、昔は海岸寺と號せしを、祐惠上人の時今の寺號に改めしことは下文に出せり、寺傳云、法圓上人は北條陸奧守重時の五男にして、幼名を時千代といふ、箱根別當所にて薙染して名を重圓と改む、寬元元年の春叡山に登り、兩界秘密の灌頂を承け、十八歲の春より南北に名師を尋れ、名を法圓と改め、淨土の敎を奉ず、當寺を草創の後寺務三十年を歷て、正安三年二月十五日七十三歲にして寂すと、按ずるに北條系圖に重時六男一女ありて法圓を載せず、幼稚にして出家せしにより畧して記さゞる歟、第二世法密上人は法圓の兄左近太夫茂時の子なりといふ、茂時も系圖には見えず、重時の子に赤橋太夫、將監長時、鹽田左近將監義政二人ともに男子一人ありて、法密のことは見えず、法密はやく密敎を奉持して奧旨を極めたり、其法力により當所旱魃の時雨を祈り、霖雨の時晴を祈りしに、驗をえざる事なければ、土人呼て權化の聖人とぞ云ける、第三世は法樹上人貞治四年十月寂す、四世法善は明德元年二月寂す、五世法性上人は赤橋相摸守盛時の支族なりと云、盛時がことも系圖に載す惟赤橋相摸守長時、及びその孫相摸守久時あり、盛時はもし是らの內の初の名にや、法性は應永三十一年九月寂せり、第六世了意は法性の兄赤橋權太夫重祐の子なり、應永二十八年十一月京都へ遊學し、大谷本願寺存如上人の說法を聞て、終に眞宗の奧旨を聽き、存如の門に入てその敎を受ること三年、時に伯父法性入滅せしと聞て、故郷に歸り當寺に來りしに、法性の遺命ありて寺務を相續す、是より宗旨を改て眞宗とはなれり、開山よりこのかた淨敎を奉ぜしことすべて百三十年に及べり、了意は應仁二年四月寂す、それより第七世了祐、第八世祐圓、第九世祐良にいたるまで、三代は血脈相續せり、永祿十年祐良寂して後嗣子なきにより、三代は血脈相智といふ上人を養子とす、祐智本姓は平氏なり、元龜元年織田信長本願寺と合戰の時、己が門徒をひき具してぞ大阪へ馳上り、數度の軍功あり、其後天正十七年小田原北條家本願寺の門徒をにくみ、寺々の分國にある限りは破却せんとす、祐智いかに

にもしてこの難を遁れんとせしに、剩へ時の代官行方修理亮深く法華宗に歸依し、他宗をにくみ、近郷の寺院を沒收し、財寶を奪ひとり、盡く法華宗派の寺院に寄附す、此時寶物をも過半失へり、しかのみならず明る十八年二月房州の里見義隆、按ずるに【里見家譜】に義隆と云人は見えず、義堯を誤りしるせし歟、されども義堯にては年代たがへり、義頼なるべし、當所へおし渡り、神社寺院以下を燒討にし、又家財雜具をも奪ひとりしかば、わづかに殘りし財寶をも此ときことごとく失へり、今いさゝか寺寶の存するは、家族彌五郎と云ものかひがひしく持去しものなり、此後祐智は慶長六年三月寂しければ、其子祐惠寺務をつく、同八年正月二日の夜、夢寐の間何人ともしらず歌をよみてこたへり、その歌の心は寺號海岸の字には崩るゝの緣ありて不吉なれば、嚴正の字にかへて然るべしといへり、さめて後奇異のおもひをなし、やがて其年の十月より今の寺號にあらためり、祐惠より後今に至るまで血脈相續せりとぞ、客殿七間四方、本尊阿彌陀如來を安ず、又寺傳に云享保年中有德院殿この邊御遊獵ありし時、しばしば當寺へわたらせ賜ひけり、後和中散をあきなふ大和がもとに御休息所を營ましめ賜ひしかば、其事やみしとぞいふ、

寺寶九字名號一幅　弘法大師の筆なり、第二世法密上人、正應四年紀州高野山より、故郷へ歸らんとするとき、師の僧さずけしといへり、

獅子假面三頭　法密上人の作なり、此假面の來由は永享元年の夏、當所旱魃の時、土人の願により雨を祈りしとき、法密自ら三寸三分の稻荷の像を彫刻し、境内に小祠をたて安置し、又藁をもて龍頭を作りて祈願し、彼龍頭を海上に放ちければ忽一晝夜の間大雨降れり、これよりしばしば雨降て、同三年には春より夏に至るまで霖雨せしとき、土人密師の雨を祈りしにより驗はありけれど、霖雨の患にたへずなどつぶやきしにより、密師此獅子の假面をつくりて、一七日の間淨土三部を轉讀し、その後土人をあつめかの獅子頭を戴きて舞はしめければ、一時に雨やみ雲はれしとぞ、この假面は獅子頭とは稱すれど、麟龍などの頭ににせてつくりなせり、此より獅子舞永例となりて今に年々執行せり、

六字名號一幅　蓮如上人の筆なり、第六世了意の師存如上人より了意へ授けしといへり、

親鸞上人自筆和讃一軸　第七世了祐、文明十年十一月山科本寺へ詣しとき、蓮如上人より賜はれり、

鐘樓　客殿の西南の方にあり、安永元年新鑄せし鐘なり、銘文も刻したれど考證に益なければ畧せりと云、

太子堂　客殿の西北にあり、二間四方、太子の像は立像にて長三尺計りなり、

善仁寺　門に入て右の方にあり

佛照寺　善仁寺に向ひてあり、

○北蒲田村　北蒲田村は、古へたゝ蒲田とのみ號せしに其後此村の内今の新宿村わかれてかの村を蒲田新宿といひしかば、此村は北の字を加へて唱へをわかてり、その地は郡の南の方によりて東海道の往還にかゝれり、江戸日本橋より行程三里に及べり、家數百十八軒、東は大森麹屋の二村にてさかひ、南は新宿村に續き、西は御園、女塚の二村に及び、北は堤方と大森村とに接す、南北六町半、東西十三町餘、土地平にして水陸の田錯はれり、抑當所の開けしは尤往古よりのことなるべし、【三代實錄】に當國蒲田神社のことを載せたれば、貞觀の頃より前開けし地なりしなるべし、又世々の記錄に此邊の中の地名を鎌田としるせし物あり、これをも當所の地なれど文字を假借してかく記せしか、或は當郡の西の境の邊、

多磨郡の内にも鎌田村あれば、もしくはかの地のことをいへるか、夫も知べからず、治承年中源頼政宇治にて敗死せし後、家人下河邊藤三郎、頼政の首をたづさへて下總國古河へ下らんとして、當國六郷の東南鎌田といふ所にて不思議の夢を見たること、【中古治亂記】に見えたりこれは當村のことにや、六郷の東南といへるは方位あたらざれど、地理をしらざるものゝ大略を記したれば、たかひあるにや、ことに此事跡は古きものには沙汰なければ、おぼつかなけれどしばらく爰にのす、又應永十七年の頃鎌倉公方滿兼、武藏國鎌田郷を大草三郎兵衞入道に賜ひし文書あり、此も多磨郡の鎌田なるやしるべからず小田原北條家分國の頃は、鎌田にて二十貫文地を圓城寺某領せしよし、【分限帳】に見えたり、御入國の後は御料所にして、正保の頃は伊奈半十郎支配せしと云、元祿年中江戸大塚護國寺へ御寄附ありてより、今に至て彼寺にて領せり、

小名　鼬前耕地（イタチマヘ）　村の東北の間にあり、　北前　同じならびにあり　神戸（カウト）　北前になりて　古町田　村の東の方の耕地なり、　イサゴ田　村の西北のさかひによりてあり　扇田　同じ並びにあり、　三平田（サヘタ）　これも扇田のならびなり、　外川田　村の西のはてにあり、　内川田　村の西の方より南のかたへかけてあり、　大屋舖　今或は梅屋舖とも呼ぶ、海道の西の方にありて、二三丁四方の地なり、その内に又小名御屋敷と呼ぶ所あり、上杉式部大輔憲幸舘跡の邊なればかく唱ふるならん　砂田　大屋舖の並びにあり、　小沼　海道の西の方を云、　馬場　小沼の邊圓頓寺の門前なり、行方彈正當所に居住せしころ、馬埒のありしあとなりと云傳ふ、　彌次右衞門新田　海によりてあり、寛文四年の頃開墾せしかど、元祿十六年水溢のために荒廢して萱野となりしを、寶曆七年ふたゝび村民彌次右衞門と云もの開墾して水田となりしゆへこの地名あり、

呑川　堤方村の方より來りて、この村を流るゝこと千六百間ほど、川幅四間より五六間に至る、○女夫橋　當村と新宿村との界にある用水堀に架す、長七間幅三間、むかしは板橋なりしに、安永四年御修造のときより土橋となれり、○多磨川分水　六郷用水の枝流なり、村内を流るゝこと千二百間計り、其間枝流數條あり、○埋樋二　一は字内川といふ所にあり、長一間横三尺、一は字神戸にあり、長一間横四尺、○堰枠　字若宮と云所にあり、横一丈一尺五寸、高五尺、この所は村内の地なれども、大森堤方と三村組合の堰なり、この堰寛政十二年までは圦樋なりしを、御修造ありて堰枠となる、

土産梅實　當所の土性わきて梅樹によろしきを以て、陸田の間或は民家のかまへのまわりなどに、數百本をうへ置て産業の助とす、其實肉厚く核小にして他の産する所と味大に殊なり、花もすぐれて淸白の一種なり、もとこれ梅實のために植し野梅なれど、花の盛なる頃はさながら雪などの木にふりかゝりたるごとくにして、目を悅ばしむるにたれば、いつとなく其聞ありて、安永天明の頃よりは江戸より來り見るもの多し、

八幡社　除地二段一畝十歩、海道より西の方にあり、當社は【延喜式】神名帳に載せたる蕪田の神社なりといふ、それ

（神田神社）

も古記錄の徵とすべきことあるにもあらず、又古くより人の口碑に傳へたりといふにもあらず、近き頃住せる別當寺の僧おもへり、神名帳に當郡葛田神社のことを載せたれど、後世たえて沙汰なし、猥て郡中を搜索するに、それと覺しき大社もなし、しかるに此社の前の地を古へより神戸と唱へ、神戸橋などいへる橋もあり、是は全く後の世にたてし八幡の社につきてともおもはれず、いかさま往古より神社のありし地なるへし、よりておもふに當社この葛田神社なるべければとて、頓て神祇管領吉田家へ其ことを告て、判を請しに、吉田家にてもさもこそあらめとて葛田の號を許されしとぞ、是は【武藏風土記】に、葛田八幡の社をのせて、神戸巫戸などあるよし見ゆれば、かく云にや、それより此社を古への神社なりと云、されど又郡内三田町八幡社、八幡塚村八幡社、及び鵜の木村名主五郎左衞門が宅地にある祠等皆古の葛田神社なりといへり、かくまちまちにしてことに明證もあらざれば、いづれをそれともさだめがたし、今は吉田家の判もあれば、しばらく當社をもてそれと云べきにや、それも千百年の後のことなれば、いかにとも今より定めがたかるべし、抑葛田神社のことは、【延喜式】神名帳に、武藏國荏原郡葛田社とありて、小社のよしを注せり、又【武藏風土記】に、葛田八幡、圭田五十八東三字田、所祭應神天皇也、武内宿禰荒木田襲津彦等也和銅二年己酉八月十五日始行神禮、有神戸巫戸等と見えたり然るに今當社の祭神は天照太神八幡春日の三座なり、いづれも木像にしてその彫刻はなはだ古質なり、太神は鉾を逆に杖つきて巖の上に立たまふ容なり、八幡は左の御手に弓をとりたまひ、右の御手にて御はかせの柄に手をかけたまへる立像なり、二軀ともに長二尺七八寸、試に佛師をして觀せしめに、刀痕はなはだあらし、とかくに鎌倉將軍家の時代より以上のものならんといへりしとぞ、春日の像は新宿分村の時わかちて彼村の鎭守とせりとぞ、この社傳によれば、彼【風土記】にいへる祭神とおなしからざれば、それも疑なきにあらず、本社一間に一間半、拜殿二間半に二間、數歩をへだてゝ石鳥居をたつ、兩柱の間二間、社地一叢の木立しげりて寂寞たり、側に小池あり、溝を設けて社地を廻らす、祭禮は年々正月十五日、神樂を奏して祭る、當社古は神主金子某と云もの、社内をあづかりしに、故ありて寬文の頃より榮林寺の持となれり、

寶物叟假面一枚　龍頭一箇　鉾一本　右いづれも古物なり、

末社稻荷社本社より左の方にあり、棟札に天和三年正月九日とあり、わづかなる祠なり、

稻荷社　おなじならびなり、

妙正明神社　同じならびなり、祭神詳ならず、

稻荷社　三ケ所いづれも小祠にて前の三祠とむかひたてり、

○神明社　除地二十四歩、海道より西の方一町ばかりにあり、

○天滿宮　除地一畝六歩、海道の東の方二町ばかり村持、本社一間四方、拜殿二間に三間前に鳥居をたつ、鑛座の

○諏訪社　除地四畝六歩、海道より東年代詳ならず、村持、

○稻荷社　除地九歩、これも海道より東の方二町半ばかりにあり、社は二間に三間半、前に鳥居をたつ、村民持、

○稻荷社　除地二十六歩、海道より西の方十本社三尺四方、拜殿一間四方、

○第六天社　除地一畝二十四歩、是も海道の町ばかりへだてゝあり、祠は六尺持前に同じ、

○第六天社　除地一畝二十四歩、是も海道の西にあり、祠一間四方、村民持に三尺、拜殿一間四方、村民持、

○第六天社　除地一畝九歩、是も海道の西の方十四町ばかりにあり、わづかなる祠なり、村持

圓頓寺　除地二段五畝、海道より西の方八幡社前の邊にあり、法華宗、池上本門寺末、性光山と號す、開山は日澄上人なり、寺傳に云、この地は北條の家人行方彈正が舘跡にて、【小田原記】に、六鄕には彈正住せりといへるは當所のことなり、小田原沒落し、彈正も討死して後、菩提の爲一寺を建立して、小田原沒落し、彈正も討死して後、菩提の爲一寺を建立して、彈正が法諡の字を用ひて山號寺號とせりと、然れば開闢の年代もおそらくは天正慶長の間にありしならん、されば日澄上人は開山として招請せしのみにて、その實は中興開山

日藝上人の創建せしなるべし、此上人は寬永二十年二月朔日寂すといへり、客殿七間に五間半圓頓寺の三字を扁す、本尊は三寶祖師、

三十番神堂　門を入て左の方にあり、わづかなる堂なり、

正直清墓　客殿に向ひて左の方にあり、碑面に性光院殿圓安行頓日方居士と彫り、側面右の方に天正十八庚寅年三月十五日、相州小田原陣打死、俗名平姓行方彈正、居屋舖六鄕地頭境内永除地と刻し、右の方に北蒲田村性光山圓頓寺中興開基本法院日藝上人建立とあり、しかるに直清が討死せしを三月十五日といふもの疑ふべし、小田原陣は三月二十七日秀吉發駕ありて、先手の勢同月二十九日豆州山中城を攻しことと合戰のはじめなれば、三月十五日は對陣に及ばざる前なり、今按するに五月十五日の誤か、日藝此碑を建立せしは許多の年を歷て後のことなるべければ、其時文字の形のちかきによりて誤り記せしならん、又按ずるに行方氏はもと上杉の家人にて、後に北條家に屬し、久しく六鄕の地頭なり、世系の詳かなることは傳はらざれど、土地に付て考るに、享祿の頃行方半右衞門と稱し、天文の末に彈正と稱す、これは父子か又は同人か、それも又知べからず、永祿のはじめ與次郎と稱し同十二年甲斐の信玄此邊に亂入せしの時、八幡の社地えたてこもりし頃は、彈正明連といひしものに見えたり、此もとの彈正が子なるべし、永祿の末に左馬允と稱せしは同人か或は明連が子歟、元龜年中に望千代といふ名見えたり、是は修理亮が子なるべし、天正年中に修理亮義安と聞えしは、この望千代かことなるべし、直清は義安が子なり、相傳ふ行方氏世々法華の敎を信じて、いたく他宗を誹謗し、其領内に他宗の寺院あれば、畢く改宗せしめ、其從はざるものは破却せしと云、行方の事蹟は今すべてかんがふるによしなしと云、種梨梅行方彈正が、庭前に手自ら○妙典寺除地二段六畝、海道の西にあり植し木なりと云つたふ、

法華宗、池上本門寺末、寶光山と號す、開闢の年歷をつたへず、古は天台宗にて寺號をも妙田寺とかきしに、本門寺第五

（古蹟）

世日饒上人當寺へ住せし時より、改宗して寺號をも今の字にかきあらためしとぞ、上人は下總國葛飾郡鳳早庄千駄堀と云所の人にて、俗姓は明石氏なり、同鄕の僧能海僧都の門に入て薙髮し、台敎を奉ず、それより當國入間郡仙波村の僧詔海法印の付弟となりしかど、台敎の意その心に滿てりとせず、終に願師に飯伏して法華宗となり、池上及比企ヶ谷身延三ヶ寺の學頭となり、一寺ことに三年の說法を勸業す、その後當寺を中興して能化となりしかは、都鄙の諸化あまた來集りて敎をうけしとぞ、其後正長元年九月六日入滅す、かゝる有德の人なれば今は當寺の開山と定めり、本堂九間に六間半、本尊三寶を安ず、

三十番神堂　門を入て左にあり、堂の大さ九尺四方、

昆沙門堂　同所にあり、九尺四方、

○榮林寺　年貢地九畝十歩、八幡宮の側にて圓頓寺の隣なり、法華宗、池上本門寺末、長光山と號す

開山寺如院日好は寬永三年四月二十九日寂すと云、客殿五間に六間、本尊三寶を安置せり、

古蹟蒲田神社跡　其地詳ならざれども、蒲田の神號あるときは當所にありしならん、式外の神社なれど、【三代實錄】に貞觀六年八月十四日、武藏國にある從五位下蒲田神社を官社に列せられしこと見えたり、今その古蹟を尋るによしなし、この神社五位の神位あるときは、其神田もありしならん、當村八幡宮の邊を神戸と號すれば、或は神田の跡なるも知べからず、されど八幡宮別當榮林寺の說には、此神戸を葦田神社の神田とするときは、今しひて考へなすに及ばず、

○滿田寺　跡　これも所詳ならず、【武藏風土記】に、當郡滿田鄕滿田寺今郡中に滿田と云鄕なし、或は云滿と蒲と字體の近く似たれば、誤りて滿に作りしならんと、されど【和名抄】に、滿田蒲田の兩鄕を出せば、此說も信用しがたし、ことに【風土記】も後世なりしものと見ゆれば、いかにあるべき、しばらく爰に記して後ちの考をまつ、

ぶ、今は名のみにてすべて陸田となれり、按ずるに憲幸の事實は、【上杉系圖】其餘諸記錄中に所見なし、【小田原分限帳】に、六郷殿といふあり、江戸廻六郷大森分、小机筋星川夏成共、向星川六郷内小花和、河越筋關折以上百拾五貫三百六十四文諸役を課せずと載す、六郷殿は憲幸の子息式部大輔氏幸と云人なりといへり、又當所妙典寺過去帳に、清天院朗忠日杉天文十二壬子十月十四日、當寺大旦那上杉六郎殿とあり、これ憲幸がことなるべし、然るに天文十二年は癸卯にて、壬子は二十一年にあたれり、十二年とあるは字の誤なるべし、【上杉系圖】に、憲幸といふ人見えされば考ふべからず、たゞ橘樹郡稻荷新田の農家に、憲幸が事蹟をしるせしものを藏せり、その文を閱するに、後人の手になりしものと見えて、疑はしきこと多し、されども他の記錄なければ、其大畧を摘みて記せり、上杉式部大輔憲幸は、管領憲政の子にして、荏原郡北蒲田に在城せり、憲政沒落の後當城も北條家の爲に陷りしにより、家老荒金新右衞門國貞、同六郎左衞門貞經等隣郡大師河原に城を搆へて、小田原勢を防き、海には戰艦を置て房州の敵に備ふ、然るに憲政より城を明て北條家へわたすべしと命じければ、止事を得ずして小田原と和睦せり、やがて北條家指揮して、彼憲幸を上總國姉ヶ崎の人松原某と云ものにあづけられて、彼地へ赴く、此時荒金兄弟も從ひ行けり、こゝに松原一人の女ありしを、憲幸へつかへしめけるに、その腹に女一人まうけしが、とかく上總の住居よろづ心にまかせずもとの如く、武州へ還住のことなかのぞみしかば、北條家許容してふたゝび武州へむかへ、藤崎と云所に舘をしつらひて姑く居住せり、その後里見義堯鎌倉へ亂入の時、憲幸行向ひて防戰し、たゝかひ負て自殺せり、其後八王子にありし憲幸が幼息、廣君と稱せしを迎へ元服せしめて、式部大輔氏幸と稱し六浦の武田某と云人の婿として、北條家よりすべて進退せりといへり、又按ずるに上杉憲政が上州平井を沒落して、越後へ赴きしは天文二十年十月の事なり、その時嫡子龍若丸わづかに十三歲なり、憲幸當時已に一方の大將として城を守りしことなりしが、もとより其餘の古記等も乏しければ、考ふるによしなし、たゞし應永十一年九月の文書に、永安寺殿の頃より下總國の塔婆料に當國六鄕の内大森永富の兩所をつけられしに、江戸蒲田入道以下押領狼藉のやうを訴へしことあり、是によるに六鄕のほとりにて蒲田を以て氏とせし人は、恐らくは彼百姓等が先祖の内にして、此所の住人なるべし、又【小田原分限帳】に、蒲田助五郎と云人あり、此近村堤方村を領せしよしなのすれば、是等も其同流なるにや、はた彼下總守が父にもやありけん知べからず、かくはいへど正しき證もなければ、分明ならず、

○新宿村　新宿村は、もと今の北蒲田の地を合せて一村なり、其頃はすべて蒲田村と唱へしに、いつの頃よりか分ちて二村とす、それより北蒲田、蒲田新宿と唱へを分てり、それも正保の頃は已に二村に分ちしこと、國圖等にも見えたれば、それよりは古き世のことなり、新宿と云はもとこれ字なり、相傳ふ今の北蒲田の内、小名古町田と云所に、人家並びたてりしにより町と唱へしに、其人家當村の地へうつり住しによりて、新宿の名おこれり町と宿とは大抵意も近ければ、新町といはずしてたまたま新宿と唱へしなるべし、然るに蒲田新宿といへば、二村のことく聞ゆる故、明らかに分てるため後又蒲田の二字を省けりと云、家數五十八軒、東は下袋村に交はり、南は八幡塚村に隣り、西は御薗村にさかひ、北は本村につゞく、東西十町餘、南北七町ばかり、土地平らかにして水田多し、土性は眞土にして或は砂の交はれる所もあり、東海道の往還南より北へつらぬけり、長は四町半に餘りて、其左右には農商軒を連ねたり、分村の後も伊奈半十郎か御預所なり、寛永二十一年同人撿地して貢稅を定む、元祿七年江戸小石川護國寺へ御寄附ありてより、今も彼寺にて領せり、東海道往還の中東の方によりて穢多村あり、家數十五軒許、此所に白山權現の祠あり、不入斗村最德寺を請て祀をなす、

呑川　村の北の方にかゝれり、川〇夫婦橋　呑川に架す、海道の幅四間より五間に至る、北蒲田の境にあり、長七間幅三尺、

八幡社　海道より一町許西の方にあり、宇佐八幡宮を勸請せしと云のみにて、其年歷を傳へず、されども社頭に古木あまた生茂りたるさま、古社なることは疑ふべからず、村の鎭守なり、本社七尺に六尺、神體は立像にて世尊の像に似たり、左手に軍配團扇をとり、右手に卷物を持つ、總て朽やつれて殊勝に見ゆ、寺傳には行基菩薩の作なりといひ傳ふ、拜殿三間に二間、前に鳥居二基をたつ、一は木にして一は石なり、村うち妙安寺もちなり、

末社第六天社　稻荷社以下二社わづかなる祠にて、社前の兩側にたてり、

古塚社地に入て右の方にあり、塚上に老松四根ありて、廻りに注連をはり置けり、土人に問に昔何物か神靈あるものを埋めし印の塚なりといひ傳へて、塚の邊を蘆毛の馬に乘て過るときは、必落馬すといへども其故をしらずといへり、隣村北蒲田榮林寺の云傳へによれば、彼村八幡宮神體三座の中、春日の像一軀を分ちこゝに移して當村の鎭守とせしに、神靈あらたにして、土人の信仰なきものにと云ときは、憲政の子にあらざること知るべし、又天文二十年北條家に屬して、明る二十一年十月討死せしといへば、わづか中間一年の間に、上總へ下り、女子を設けて又武州へかへりしと云は、尤疑ふべし、されど他の考にそのふるものなければ、しばらく疑を存して後考を俟つ、

（舊家）

舊家百姓權兵衞　權兵衞が氏は蒲田云、鎭守府將軍平長文より出づ、良文の子村岡五郎忠通が庶流の後孫に、江戸を氏とするものあり、その族に蒲田新八郎致重と云て、古河公方義氏につかへ、又小田原北條家に屬して當所の地頭たり、後下總守と改め、又入道して重蓮と號す小田原沒落の後は流浪して當所に居住し、慶長十三年三月二日歿す、時に年九十餘歲、村内妙典寺に葬あり、下總入道が子に九右衞門と稱せしものあり、この人嘗て御當家へ召出されれ、大猷院殿の御時までも仕へ奉り、御上洛の時も供奉せりとぞ、後いかなる故にか家廢せりと云傳ふ、按ずるに蒲田氏のことは實に此村の舊家なるべし、村名の條にのするごとく蒲田といへる地名のいでゝきしは、往古よりのことならん、それを氏とせる當村の住人なれば、其家のおこりしこともまた古き世のことなるべし、今の百姓權兵衞が家に傳ふる處を聞に、蒲田氏は村岡五郎の庶流江戸氏より分れしものといへば鎌倉の頃當國に名だたる、江戸川越等が一族のことならん、思ふにそれよりふるく一家をなせしものと見えたり、又江戸が一族といはんにも、別に蒲田氏ありて、江戸より出でその家をつぎしもしるべからず、又もとは蒲田村より分れし新宿村にも、現に蒲田を以て氏とせる百姓あり、それが傳ふる所も聞に、昔此地に可滿多丸と云ものあり、その末流に蒲田左近太夫政祐と名のりし人、初て此村に住せり、其子左近太郎實政は、齋藤別當實盛か外孫にて、一旦かの家をつぎて齋藤氏となりしが、又もとの姓に復して蒲田氏をなのる、其子孫なり、事は新宿村の百姓新五郎が傳にのす、思ふに此兩家もと一家にして、かくつとふる所まちまちなるにあらずや、されどそれらのことも【江戸系圖】【齋藤系圖】等にはさらになき

はまゝ崇りありしにより、恐れて此地に埋みしといふ、此說うけがたけれども、しばらくしるせしなり、○熊野社除地二畝、海道のにしにあり、○神明社除地一畝、是も海道の西なり、安方村遍照院持、小祠高畑村寶幢院持、

妙安寺　境内一段四畝、鎭守八幡宮の東隣にあり、法華宗、池上本門寺末、行方山と號す、相傳ふ、永祿の頃當所の地頭行方修理亮義安が後室、圓光院妙安尼夫義安が戰死の後兄齋藤政賢が屋舖の內に庵室をむすべり、此則この地なり、尼平生法華宗を信じ、本門寺第十二世佛壽院日現上人に歸依せり、天正十七年妙安尼沒して後庵室について寺を興し、玄首院日健上人をして住持せしむ、日現ねば勸請開山とせり、故に義安が家號を山號とし、尼の法名を寺號とせりとぞ、客殿七間半に六間半、本尊三寶を安ず、又釋迦如來の像あり、これは紀州養珠院殿の寄附したまひし像なりといへり、

天神社門を入て左にあり　七面堂同邊にあり、　開基圓光院墓客殿の前にあり、五輪の石塔なり、正面に圓光院殿妙安日行大姉と刻し、傍に天正十七年十月三十日と彫る、

舊家百姓新五郎　新五郎は齋藤氏なり、もと可滿田丸と云もの、子孫にして、其末流に蒲田左近太夫政祐と云ものあり、此人當村に居住せり、齋藤別當實盛が女をめとり、其腹に次男左近太郎をまうけしに、實盛討死の後、外孫なれば實盛が名跡をつぎて、一旦齋藤左近太郎實政と號せしかど、後蒲田家嗣子なくして子孫斷絕せんとせしにより、實政復姓し、蒲田氏の嗣となれり、されども子孫皆齋藤と號するは、實政が外族のゆかりある故なるべし、その後の事詳ならず、系圖に載る所かくの如くなれども、齋藤系圖等には此事見えず、二十六代の後武兵衞政賢に至りて此地に住せり、政賢が妹は時の地頭行方彈正義安が妻なり、政賢が子を武兵衞政範と云ふ、その子武兵衞政清、又その子孫武左衞門政純、左衞門太夫政成に至れり、政成は天正十八年二月十五日歿すと云ときは、これよりさきの代も年代はおして知べし、政成の子武兵衞政本の時、東照宮御打入ありしかど、古より居住の地なればとて、かれが屋舖は永く貢稅を除かれたり、これより今の新五郎に至るまで世數十代に及べとも、血脈連綿せり、かゝる舊家なれば世々御鷹場の御用をつとめ、ことに享保年中には、有德院殿この邊御遊歷のとき宅地へ渡らせたまひしこともありしと云傳ふ、右にいふ所は彼が先祖武兵衞政清が弘治二年七十二歲にして手寫せし系圖にのせし所と、彼が家にて語りつたへし說とを合せてしるせり、

藥師堂かまひの內にあり、天文年中先祖武兵衞尉政賢が建立せし所なりといふ、　御手掛松藥師堂の側なる森の中にあり、雙生の松なり、有德院殿その木のかたちを愛したまひ、あまたゝび御手をかけさせたまひしゆへ、かく名づけて今に至まで培養を加ふ、

○濱竹村　濱竹村は、郡の巽に寄たる方にて、海道よりは東の方なり、鄕庄の名を傳へず、蒲田新宿村の枝鄕と云、東は麴屋村羽田村にさかひ、南は萩中村、西は下袋新宿村入會なり、北は一圓に麴屋村に隣れり、此村はいつの頃よりか護國寺の寺領となれり、今も猶しかり、按ずるに護國寺の領となりしは、元祿の頃のことなるべし其以前はいかなる人の領所なりしや村人もつたへざれば知べからず、殊に正保の頃の圖にも沙汰なき村名なれば全く蒲田新宿村に屬して別に一村の名はたゝざりしなり【元祿鄕帳】には、新宿の枝鄕と載、其名の起りし所以も

傳へず、わづかの地にて東西三町あまり、南北二町ばかり、民戶もやうやく十一軒なり、地形は平かにして田多く畑少し、

用水　多摩川の分水にて、新宿八幡塚村の境より出て、村の南の方を流れ、羽田村萩中村のかたへ達し、村をふること二町ばかり、川幅○惡水堀麴屋村境を流るゝこと都て二三町ばかりにして海へいる、

稻荷社　境內見捨地村の中央にあり、社二間に二間半、西向なり、前に石の鳥居をたつ、社のうしろに宮守居宅あり

三間半に二間　末社天神社小祠なり、社南向なり、　稻荷の社の傍にあり、堂は九尺に二間半なり、內

觀音堂　に石の觀音の立像あり、長二尺五寸ばかりなり、

新編武藏風土記稿卷之四十一　終

新編武藏風土記稿卷之四十二

荏原郡之四　六鄕領

○高畑村　高畑村は、郡の南西の方多摩川の岸にそひてあり、江戶日本橋より行程四里餘なり、家數四十九軒、もと雜色村の民こゝに來りて開墾せし村なれば、多くはかの村民の一族なり、東の方は八幡塚村にさかひ、南は橘樹郡南河原、堀の內二村に隣り、多摩川を界とす、西の方も橘樹郡小向村に隣りて、こゝも多摩川を界とし、また小向村にも當村に屬する所わづかあり、これは芝原にて、いまだ新墾のことに及ばず、此餘多摩川の對岸に新田ありしかど、今は大抵出水のために崩れ入て其地を失へり、北の方は古川、町屋の二村に接す、東西十三町、南北十町、村內すべて卑下の地にして自から平かなり、水利あしければ水田少し、土性は多く眞土にして、多摩川にそひたる方は砂交り、村の開闢は古き事にはあらされども年代を傳へず、元祿八年近村と同く織田越前守信久

命を承りて撿地せり、其後新田そこばく出來しにより、享保十八年ふたゝび筧播磨守撿地す、當所御入國の後より伊奈半十郎忠治が支配せし所にして、其子孫世々あづかり奉りしに、寛政のはじめより大貫次右衞門光豐かはれり、

高札場　東海道の往還より、五丁ばかり西の方、堤の邊にあり、

小名　宮後耕地　東海道の西側の邊なり、　堀内耕地　村の東の方なり、

多磨川　古川村の方より流れ來り、村の南境を百五六十間ばかり流れて、八幡塚村の方へ入る、川幅凡百間、川のうちにいつの頃よりか寄洲いできて、いまは水田を開く、畝數三町一反四畝四歩あり、〇六鄕用水瀨田村より分水す、土俗に〇堤多磨川に添てあり、長四百五十六間、次太夫堀と呼ぶ、高六尺、土人は多磨川水除と呼ぶ、

〇惡水石圦　堤の間にあり、長六間高二尺、幅もこれに同じ、

神明社　見捨地三畝二十二歩、村の西の方にあり、わづかなる祠なり、祭禮年々九月十六日神樂を奏す、村内泉藏院のもちなり、〇稻荷社　見捨地二十四歩、同所にあり、此も小祠泉藏院の持、〇天王社　見捨地一畝十八歩、村の西北の境にあり、小祠なり、祭禮年々六月七日、是も泉藏院の持なり、〇御嶽社　見捨地三畝二十三歩、村の中央にあり、祭禮年々正月十一日神樂を奏す、八幡塚村の東陽院持、〇第六天社　見捨地二十歩、南北の村境にあり、村民持、〇辨天社　見捨地一畝十九歩、西の方へ寄たる小祠なり、泉藏院のもちなり、

〇水神社　見捨地三畝二十九歩、村の南多磨川の岸にあり、小祠なり、是も泉藏院持、〇天滿宮　見捨地一畝十七歩、村の西の方に〇熊野社　見捨地一畝二十歩、堀の内耕地の内なり、八幡塚村東陽院の持、何も勸請年歷等詳ならず、

寶幢院　境内一萬五千坪、村の西方古川村の界にあり、新義眞言宗、山城國醍醐光臺院末、大綱山光明寺と號す、開山行觀上人は保元元年六月九日示寂すと云のみにて、其詳なることは寺傳を失す、しかるに鵜の木村光明寺の傳へによれば、行觀上人はかの寺第三世の住持にて、鎭西派の淨敎を奉せし人なり、當寺草創の來由をたづぬるに、行觀平日おもへり、鵜の木村光明寺はもとこれ高野大師、鉢をとどめし地にして、淨土の道場となりしこと、法のためとは云へども、大師の靈さこそ本意なくやおぼすべきなれば、近鄕に眞言の寺院を起立して、その志を達すべしと、終にこの地をしめて一寺を建立し、自も此ところに幽棲し開山となれり、第二世は本意のことく眞言の僧を招待して寺を讓り、後に埼玉郡大相摸の邊へ轉住して入滅せりと、かゝりければ寺號も院號もたゞ鵜の木にては寺號を以て行はれ、當寺は院號をもて行はるゝを異とす、山號はいかなる故にか金の字をあらためて綱の字を用ゆと、遙の後小田原北條家分國の頃、寺領を寄附せしといふ、今にその頃の文書四通を藏す、氏康氏直の文書二通、その餘二通は板部岡江雪が奉りの由をしるして、虎の朱印を押す、御入國の後東照宮より寺領十一石御寄附の御朱印を賜ひしより、今もかはらず、　門　兩柱の間七尺、大綱山の三字を扁す、門前五六十間　本堂　八間に六間ばかり左右に大木のならびたてるあり、

如來の立像、長二尺二三寸ばかり、　寺寶　弘法大師像二軀　惠心僧都のさくなりといひつたふ、　地藏菩薩像一軀　理現大師像一軀　不動明王像一軀　愛染明王像一軀　觀世音菩薩像一軀　大黑天像一軀　肉付佛舍利一粒　弘法大師自筆書讃一軸　三日月

地藏菩薩畫讃一軸　弘法大師筆　南都東大寺妙澤和尙筆一軸

不動明王畫讃一軸　弘法大師筆　不動明王畫讃一軸　興敎大師筆

紺紙金泥兩部曼陀羅二幅　興敎大師筆　釋迦涅般曼陀羅一幅

金胎兩部曼陀羅一幅　八祖畫讃八幅　光明曼陀羅一幅

十二天畫像一幅　鐘樓　門を入て右の方にあり、二間四方、鐘の徑三尺三寸五分、銘文あり、大綱山鐘名、寥廓心空、一念業風、投十方寶、鑄百錬鐘、裟婆教體、音澤圓通、呼唾長夜、召衆楚宮、罪見形滅、我聞名融永掛日月、無始無終、傳燈大阿闍梨法印辨榮、武州荏原郡六鄕光明寺寶幢院、延寶九辛酉天霜月吉旦、　辨天社　本堂の右の脇にあり、九尺四方、傍に小池あり、　熊野社　門を入て右にあり　神明社　門前農家の背後にあり、

稻荷社　是も門外にて境内南の方の地につきてあり、此社は當寺の地守なりや、寺傳云、小田原北條家此稻荷を崇尊あり、寺領を寄附ありしも、其實は此祠へ寄進ありしなりと、今は此所林樹茂りて社の四方をおほへり、〇泉藏院　境内除地二段九畝、寶幢院より少し西へ寄てあり、新義眞言宗、寶幢院の末寺なり、西光山福泉寺と號す、開山開基詳ならず、中興開山は法印惠俊慶長二年七月十三日寂せり、　客殿六間に四間半本尊大日如來を安す、作知れず、座像にして長一尺二寸許、境内の北に往來ありて、其北に墓地あり見捨地五畝十八歩あり、

〇古川村　古川村は、郡の西の方多磨川に傍てあり、古は當村總て多磨川の流なりしが、いつの頃にか川瀨今の所にかはりたるにより、其跡へ村落をなしたれば古川と云名は起れりと云傳へたり、其初は八幡塚村に屬せし地なりしが、かの村の民開墾せり、此故に今も猶かの村の飛地所々にあり、開墾の年代はつたへざれ共、八幡塚、雜色以下の五村と當村とを合せて六鄕の唱も起りし事は領の惣說に云る如くなれば、古き村なるべし、家數三十三軒、東は町屋村に隣り、南は高畑村に接し、又南より西へは橘樹郡小向村に隣れる所は多磨川を界とす、北は道塚村にさかふ、東西五町、南北三町半、村內すべて平地にして、土地低きゆへ、やゝもすれば水溢の患あり、されども用水の便あしければ水田少くして陸田多し、土性は眞土にして五穀に宜し、又百姓等梅柿銀杏の類をおのかかまへの內に栽て、其草實をとる、當村古のことは傳へず、御入國の後は御料所にして、伊奈半十郎が家にて世々あづかり奉れり、元祿八年撿地のことあり、織田越前守信久奉行す、その後いつのころか森川某わづかに三斗三升六合の所務をたまはり、今其子孫森川玄蕃にいたりても同じ、御料所のかたは寛政のはじめより、大貫次右衞門光豐支配せり、

小名　屋原耕地　東の方なり、　藥師前耕地　南の方　志田耕地　西の方　內合耕地　北の方

多磨川　村の西南を流る、村の西原村の方により八幡塚村の飛地あり、其邊より來り村の地三百間許の間を流れて、

高畑村に入、川幅六十間ばかり、○六郷用水道塚村の臥極より引分　○堤多摩川の水溢に備ふ、長三百十二間、御普請所なり、

諏訪社　除地三畝十二歩、堤の傍にあり、小祠なり、　○稲荷　祭禮は年々九月二十七日、村内安養寺持、

社　除地三畝、村の中央にあり、小祠、是も安養寺持、○天王社除地四畝六歩、村の西の境にあり、これも小祠なり、祭禮は年年六月七日、是も安養寺持、何も勸請の年代をつたへず、

薬師堂　除地五反九畝五歩、村の南の方によりてあり、緣起を閲るに、和銅三年行基菩薩の草創にして、本尊は長五尺五寸、脇士彌陀釋迦の座像は各長五尺二寸、其餘十二神四天王仁王等に至る迄、皆一刀三禮の作佛なり、天平五年三月聖武天皇后皇子を降誕ましましけるに、この皇子皇后の御乳を含み給へば、御乳汁つきて出ず、しかのみならず他人の乳をばたえて含たまはざりしかば、天皇驚かせ給ひて諸寺諸山に御祈ありしかど、更に其驗なかりしにより、行基を召て詔ありしかば、やがて奏聞ありけるは、當所薬師佛の靈驗これ著し、銀杏の木を御奉納あらば御願立所に成就すべしと、かくの如く銀杏を納め給ひしかば、其夜皇后靈夢を蒙りたまひ夫より御乳滿足したまひけり、さてこそ叡感斜ならず、御堂御造立の宣旨ありて、七堂伽藍善美を盡せりと、銀杏樹奉納のことは、境内かの樹の條に出せり、されど是等の說はかの野僧の愚夫愚婦をまどはすは、虛誕の說にして齒牙にかけてとかう論ずべからず、もしこゝろみにいはゞ【皇胤紹運圖】に光明皇后の御腹には、皇子基王と孝謙天皇とのみおはせしかど、孝謙帝は養老二年の降誕にして、基王は神龜四年に生れさせ給ふと云ときは、緣起の說虛妄なる事しらるべし、又按【續日本紀】に、天平五年五月辛卯勅ありけるは、皇后御惱によりて枕席を安くし給はず、年月を經て御療養かすを盡し給へともいさゝかその驗を得給はず、御祈禱の爲强竊二盜を除きて大赦を行はるゝの由を載せたり、是によれば皇后御病氣御平愈の御願ありしといはゞいはん歟、されども御惱にて御禱などありしは常のことなるべし、是浮屠氏例の附會に出たる說なる事勿論なり、又緣起に、永祿の頃までも昔の如く七堂伽藍の靈地なりしに、時の地頭諸宗責伏の宗派にて當寺の繁榮をそれみ、堂塔を破却し、本尊以下を地上にすて置て風雨にさらしけるにより、堂宇ながく廢失せりと云り、按に永祿の頃六郷の地頭行方彈正明連、法華宗に固執し、他宗の寺院の已が領地に在るかきりは、法華の敎に歸伏せしめ、其從はざる者は堂宇を廢し僧徒を追捕せしと、此邊の語り傳へにも云なれば、當所を破却せしも行方が所爲なるべし、其後領主もかはりければ、其頃の別當榮傳と云者、假に五間四面の堂を造りて三尊を安置せり、それより百五十六年を經て正德六年に至りて、今の堂は建立せしと云、大さ六間に五間、すべて茅葺なり、醫王堂の三字を扁す、薬僧高泉の筆、　門兩控鰐口に延寶六年戊午天九月八日と彫刻せるなり、

作なり、南に向ふ兩柱の間二間、控の間各一間、　鐘樓門をいりて右のかたにあり、鐘の徑二尺五六寸、享保辛丑の銘文あり、文中考證すべきことなし、　銀杏樹二株堂の前兩側にならびたてり、二株共に古木にて、大さ三圍ばかり、老樹ゆへ所々にうろあり、枝ごとに癌の如く肉たれさがりたり、俗に是を乳といふものなり、幹も昔は數十丈ありしなるべけれど、今は地上一丈餘上より朽おれて、薬生ひ出しもの直幹してしげりあへり、產婦乳の乏きとき、この木に祈れば驗あり、又病者にも奇特ありといひ傳ふ、樹下に石標をたてゝ枝葉を折とることを禁止す、緣起によれば光明皇后御乳を祈りたまひしとき、行基の奏聞により此木を舟中へ植しめられ、海上へ流しやりたまひければ、當所藥師堂の前なる入江に著せり、土人驚きみたるに天皇より納め給ふよしなせる札をつけたり、よりて二根を堂の前になら植しかば、舟は夜中にたちまち水底に沈みけると云へり、是もうけがたき說なれども、古木なることは疑ふべからず、

杉　薬師堂に向ひて右の脇にあり、させる古木と云にもあらざれども、大さ一圍に餘れる樹根にわづかのうろありて、水わき出す、是を薬師の靈水と稱す、　五智如來堂杉樹の東にありて、薬師堂と並べり、四間半に四間二尺、如來の像五軀、及び閻魔の像を安ず、　青龍權現社堂に向て左の方にあり　わづかなる小祠なり、

稲荷社　同じ並にあり、左の方、　裏門表門のならびにあり、　別當安養寺　境内五段七畝二十三歩、薬師堂の東の地につゞきてあり、新義眞言宗、高畑村寶幢院末、醫王山と號す、當宗の開山永傳法印永祿十一年二月三日寂す、昔は他宗なりしと云傳れど詳にせず、　寺寶　牛王木版行基菩薩彫刻なりと云、其文に醫王印云云、以下漫滅して讀かたければ略せり、　石地藏門外松の並木の中にたてり、頗る古き物なり、

○**道塚村**　道塚村は、郡の南多摩川の涯にあり、村内に小鳥塚と云古塚あり、その邊古の鎌倉街道の古蹤あり、かゝるゆへを以て村名起りしならんと土人いへり、家數三十八軒、東は原村の飛地、及び新宿村に接し、南は町屋、古川の二村に隣り、西は原村の本村にさかひ、北は小林、安方の二村に隣る、こゝも小村にして東西五町、南北四町、田多くして畑少し、元祿八年織田越前守撿地す、當村も御入國の後伊奈氏世々の支配所なり、寛政四年より大貫次右衞門支配所となれり、その餘江戸市ケ谷薬王寺領交はれり、

小名　油山南の方をいふ　辻東の方をいふ　芝原同じ邊なり　キミ田耕地これも同邊にあり　志多田耕地西よりをいふ

六郷用水　村の北小林安方二村の方より流れ來り、村内所々の水田に沃く、

日月宮　除地八畝十六歩、村の西の方にあり、鎭坐の年月を詳にせず、社二間に二間半、前に石の鳥居をたつ、兩柱の間九尺、祭禮正月十五日、年々神樂を奏す、村内大樂寺持、　末社　天神社社地に入て右の方にあり、三歩、薬師堂の東の地につゞきてあり、新義眞言宗、高畑村寶幢院末、醫王山と號す、當宗の開山永傳法印永祿十一年二月三日寂す、昔は他宗なりしと云傳れど詳にせず、　寺寶　牛王木版行基菩薩彫刻なりと云、其文に醫王印云云、以下漫滅して讀かたければ略せり、　石地藏門外松の並木の中にたてり、頗る古き物なり、

○**道塚村**　道塚村は、郡の南多摩川の涯にあり、村内に小鳥塚と云古塚あり、その邊古の鎌倉街道の古蹤あり、かゝるゆへを以て村名起りしならんと土人いへり、家數三十八軒、東は原村の飛地、及び新宿村に接し、南は町屋、古川の二村に隣り、西は原村の本村にさかひ、北は小林、安方の二村に隣る、こゝも小村にして東西五町、南北四町、田多くして畑少し、元祿八年織田越前守撿地す、當村も御入國の後伊奈氏世々の支配所なり、寛政四年より大貫次右衞門支配所となれり、その餘江戸市ケ谷薬王寺領交はれり、

小名　油山南の方をいふ　辻東の方をいふ　芝原同じ邊なり　キミ田耕

稲荷社　同じ並にあり、左の方、　裏門表門のならびにあり、　別當安養寺　境内五段七畝二十三歩、薬師堂の東の地につゞきてあり、新義眞言宗、高畑村寶幢院末、醫王山と號す、當宗の開山永傳法印永祿十一年二月三日寂す、昔は他宗なりしと云傳れど詳にせず、　寺寶　牛王木版行基菩薩彫刻なりと云、其文に醫王印云云、以下漫滅して讀かたければ略せり、　石地藏門外松の並木の中にたてり、頗る古き物なり、

○**稲荷社**　村の南の方見捨地の中に勸請す、小祠なり、是も大樂寺の持、

大樂寺　境内除地段別六段三畝八歩、村の西の方にありて、日月宮社地のつゞきなり、新義眞言宗、高畑村寶幢院末金剛山願照院と號す、ふるき寺なりと云ひ傳ふるのみにて、開山開基の事詳ならず、境内古木のもとより掘出せしとて、正和文保の頃の碑あり、是等によれば古き世よりの寺にてありけん、又土人の話に小田原北條家の頃、かの行軍の兵卒等暗夜にこの地をすぎて、笛もなかりしかば、此堂宇へ放火し前途を照して通りしにより、一旦荒衰へたりと、亂世のならひかゝる事もありしにや、中興開山は法印祐長と云、寛永十八年十一月二十一日示寂す、客殿五間に六間、本尊阿彌陀如來の座像、四尺餘なるを安ず、　觀音堂門を入て右の方に、古碑十一基共に、境内古木のもとより出しと云、正和六年二月日、文保元年、同六年二月日、建武十三年十二月日、康永四年二月、貞和二

年丙戌十一月廿三日、文和□□、貞治□□、應永三年、同十年、延□三年十一月等の古碑なり、○小鳥塚村の東南の方用水堀の涯にあり、或は獨鈷塚とも呼ぶ、二三歩の間にわだかまりたるわづかの塚なり、土人此塚に觸るゝものあれば必祟ありとて、敢て近づく者なし、此塚の由來の事につきて樣々の說あれども、皆無稽の妄說にして信用するに足らず、塚の下用水の涯通は古の鎌倉街道の古跡なり、當村の名も此塚より起りしなど云事は前に見えたり、

（道古倉鎌）

○町屋村　町屋村は、郡の南の方にあり、江戸日本橋より行程四里半、村の西北に古街道といへる所あり、その道はいかにも小徑にして、用水の涯にそひて、道塚村の內小鳥塚と云所へ通す、此道古は旅人など往還せし所にて、町屋もありしならん、よりて此村名起りしなるべしと土人いへり、今も用水の邊に本村をはなれて民家四五軒簇をならべたり、これらそのなごりならんとも云り、されどさせる證なければ信しがたし、家數すべて三十六軒、東は雜色村に隣り、その間に東海道の往還あり、南は八幡塚、高畑の二村に接し、西は古川村に及び、北は道塚、八幡塚、蒲田、新宿の四村に接る、東西四町南北二町ばかりの小村なり、もとは高畑雜色等の村に通して八幡塚村の內にありしことは已にまへに見えたり、されば今も村內に八幡塚村の飛地二ケ所まであり、この邊すべて眞土にして平地なり、土地低きゆへにやゝもすれば多摩川の水溢れて水損の患あり、撿地は元祿年中織田越前守がうけたまはりしとのみ傳へたり、恐くはこの邊の村々と同じく乙亥年の撿地たるべし、御入國の後より伊奈氏代々の支配所なりしに、今は大貫次右衞門光豐が御代官所なり、

小名　中町耕地北の方　塚ノ宮耕地東の方　西耕地西の方なり、

稻荷社　年貢地二畝、村の北の方道塚村の境にあり、社は二間四方、前に鳥居をたつ、村內藥王寺持、○稻荷社除地一歩、村の北の方にあり、小祠是も藥王寺持、○稻荷社年貢地二十四歩、村の北耕地にあり村民持、

藥王寺　除地三畝十四歩、村の東の方へよりてあり、新義眞言宗、高畑村寶幢院末、東暉山と號す、開山を法印宥範と云、延寶五年五月二十六日寂す、客殿六間に四間半、本尊藥師如來を安置す、座像にして一尺三寸作しれずと、白山權現社境內に入て右の方にあり、二間四方の社なり、此權現は靈驗の聞えありしにより、別に除地三畝あり、又社領として古より免田三畝ありと云、白山權現社是も同邊にあり、小祠、

○御薗村　御薗村は郡の東にあり、鄕庄の唱へを失へり、相つとふ中古此地あたりに月村宗觀と云もの居宅を構へ、小名久根下耕地に彼人花園を作りしことあれば、村名をかく唱へりと、又傳へに北條の家人行方彈正が花園ありしゆへに名づけしと、按に月村氏のことは舊家の條に載する如く、世に聞ゆることなし、しかのみならず行方氏この邊の領主たりしことは、ものにも載せたれば、

行方氏の花薗によりて名を得たりと云ものも、いはれなしとせず、江戸日本橋より行程三里半、東は新宿村に隣り、南は原村に接し、西は小林村により、北は蓮沼、女塚、北蒲田の三村にさかふ、東西五町、南北二町、民戸二十軒、地形夷かにして土性は眞土なり、水田多く陸田少し、用水は六鄕用水を引もちゆ、土地低によりやゝもすれば水損の患あり、この村開發の年歷を知らず、御入國の後正保のころは御料所にて、伊奈氏の支配なりしに元祿八年織田越前守承りて撿地のことをなせり、おなじ頃村內の地を割きて江戸大塚護國寺へ御寄附あり、其後別に御代官所の內をさきて、增上寺御靈屋料につけさせらる、其餘は元祿七年七月江戶淺草大護院に賜はりてより今は三箇寺入會の領所となれり、

小名　早道場村の中央にあり、中古此處に月村宗觀の馬場ありしと云、　久根下耕地村の北にあり、此地は月村氏花園をつくりし跡にて、村名もこゝよりおこりしことは前に見えたり、　神之田耕地村の南より西へわたりて、此小名ありと、　前田耕地是も南の方を云ふ、　逆川（サカサ）耕地東方新宿村の境にあり、

呑川　村の東の方北蒲田村の境を通す、村內を經ること十間餘、川幅三尺許、○六鄕用水西の方小林村より入り女塚村に通ぜり、

熊野社　除地十步、村の東にあり、小祠、南向村民の持、○石居神社（ジャゴ）小林村の境にあり、年貢地、西の方へよりてあり、社九尺に七尺、祭禮は每年十一月朔日をもて行へり、村民の持、

○月輪靈神社　村民甚五左衞門の構のうちに、竹木生茂りたる古塚あり、相傳ふ此像は本家八郎右衞門の先祖月村宗觀の墳墓なり、安永七年塚上に社を建て、私に月輪靈神と崇めたりと、其時の棟札に月輪氏入道天正三乙亥歲八月二十八日、勸請、年月安永七戊戌稔八月二十八日云云とあり、此文の意解しがたし、案に村民八郎右衞門が所持の三寶祖師の像は、入道宗觀逆修の爲につくりしとて、其年月をしるせしも、この棟札と同じ、これによれば宗觀の卒年も定かならずして、たゞ其ありし世のことを傳んがために、同じ年月をしるし置しならんと土人もいへり、さもありしにや、或は云宗觀、實は月輪氏にて、ゆゑある人の支族なり、亂をさけ民間にかくれしとき、しばらく月村を氏とす、故に神に祀るに及て、實の氏を神號とせるなりと、さだめて其たしかなる事をきかず、

舊家百姓八郎右衞門　月村宗觀の子孫なり、此家に持拂とせる三寶の臺座の裏書に、施主月村入道宗觀爲七分全得逆修奉造立、天正三年乙亥八月二十八日とあり、是等の事をもて考れば、此八郎右衞門は月村の子孫と云正しきことならん、さもあれ家系を失ひたれば慥なることを知らず、土人の話によれば、宗觀この家にゆかりあるをもて、天正の頃世の亂を遁れて此に居りしなど云へども、別に徵とすべきことなし、宗觀が所持せし太刀一振此家にあり、長二尺八寸五分、銘は末行とあり、　○百姓甚五左衞門是も八郎右衞門の分家なり、宅地內に月輪靈神社のあることは前に見えたり、

○小林村　小林村は、多摩川の涯へよりてあり、家數わ

つかに二十九軒、村内に散住す、東は御薗村に隣り、南は原、道塚の二村にさかひ、西は安方村に接し、北は蓮沼村に及へり、東西五町餘、南北三町餘、水田多くして陸田少なし、當村開墾の年代を詳にせす、按に【岩松文書】文永三年のものに、小松村の名を載す、當村のことならんか、されと埼玉郡菖蒲領及ひ新方領にも同名あれは、定かに云かたし、御入國の後は伊奈半十郎忠治か家にて世々預り奉れり、撿地もありしよしその時の水帳あれとも、年歷を傳へす、元祿年中の事なるか、いまは大貫次右衞門光豐支配せり、又東海寺領あり、寛永年中御寄附ありしといふ、

小名　堀ノ内　堀上　鎌田屋敷　此地にむかし鍛冶住しといひ傳ふ、鎌田はそのものゝ氏なりしにや、　野登川

六鄕用水　安方村より入て所々の水田にそゝぎ、餘水は道塚村及御薗村等にいる、

若宮八幡社　除地七畝、村の東南の方にあり、當所の鎭守なり土人の傳へに、此所を小林の鄕と云ふ名によりて鎌倉八幡を勸請せりと、その年歷は傳はらず、村内金剛院持、

金剛院　境内二段、村の巽の方にあり、新義眞言宗、同郡高畑村寶幢院末、惠日山廣大寺と號す、開闢の年代詳ならず、村の記錄に慶長の頃小林坊といへる庵室のこと見ゆ、當寺の舊名なりといふ、本尊金剛戒大日如來、客殿に安置す、

寺寶　不動畫像一幅　智證大師病中に描きし像なりといひ傳ふ、　觀音堂　客殿の前にあり、九尺四方、觀音の木像長二寸、春日の作といひ傳ふ、

○女塚（ヲナヅカ）村　女塚村は、村内に處女の塚あるゆへに此名起れり、郡の南の方によりてあり、家數三十一軒、東は北蒲田村に接し、南は御薗村にさかひ、西は蓮沼鵜の木の二村にとなり、北は堤方村に及ふ、東西三町、南北七町、村内すへて眞土にして平なれは、やゝもすれは水溢の患あり、古より御料所にして、元祿八年織田越前守撿地す、いまは大貫次右衞門光豐支配せり、

小名　南厨子　北厨子　西厨子　逆川耕地　村の南を云、

五反田耕地　村の北を云、

六鄕用水　水源は多磨郡和泉村より多磨川を分つ、其支流此邊に至りては當村及び御薗村にて用水となす、

八幡社　除地四畝、村の東南にあり、當村及び御薗村の鎭守なり、鎭座の年代を傳へず、棟札に慶長十九年落成のよしを記せり、此頃始めて造立せしにや、本社六尺四方、拜殿二間に九尺、前に石の鳥居をたて、八幡宮の三字を扁す、祭禮年々正月十日神樂を奏す、村内妙成寺持、

妙成寺　除地七畝十八歩、八幡宮の西にとなれり、法華宗、池上本門寺末、能榮山と號す、開山淨地院日進寛水十二年三月朔日示寂す、本尊三寶祖師客殿に安置す、

（古驛路考）

○女塚（ヲナヅカ）　除地一畝六歩、村の南にあり、一坏の小墳なり、小笹雜木おひ茂りて寂々たり、村老のつたへに、往昔當所に長者あり、その女の死しけるをこゝに葬りしと、又云いづこの人とも知らず美婦人この地にて害せられしに、里人あはれみてこゝに埋めし印の墳なりしと、かゝるいひ傳へのみにて其年代もつたへず、とにかくにさだかならぬことあり、村名の由來する所なれば、別にゆへある人の墓なるべし、

○新井宿村　新井宿村は、郡の東北の方によりてあり、或は荒藺宿とも書り、古歌には荒藺ケ崎、荒藺ケ磯なとゝよめりしも此所なりと、古老の話に昔は此村海岸にそひてありしといへは、其頃は海道も村内に懸りしならん、按【和名鈔】當郡櫻田鄕の次に驛家とあり、已に總說にもいへる如く、郡内別に驛家の迹とおほしき所もなし當村は古き村と云ひ、殊に古海道ありし所と云ふときは昔より驛を置れし地なるにより、新井宿と號するにあらすや、又同書に都筑郡店屋鄕の次に驛家をのせ、橘樹郡縣守鄕の次にも驛家あり、當郡より北の方には豐島郡廣岡鄕の次に餘戶ありて、その下に驛家をのす、以上三郡の驛家今その在所の迹を傳へされとも、大抵他所を以て考へ、また今の里數を以てはかれは、四里許りをへたてゝ一驛を置れしと見ゆ、これを推てしはらく【和名鈔】の驛家のついてを考るに、相模國高座郡鹽田鄕のほとりの驛家より、都筑橘樹郡の驛家に達し、それより當所に至り、その次には豐島郡の驛ありて、下總國葛飾郡豐島鄕の邊の驛に通せしならん、この考の當否はしらされともその里程はほゝ牴觸せさるに似たり、よりて今も宿の名はのこりしと見ゆ、家數百十五軒、東は不入斗村にさかひ、南は大森村に接し、西南は市の倉村に及ひ、西は馬込村に隣る、東西十町、南北十八町餘、西北の方はすへて高くして南の方は低し、水陸の田相半はせり、村内に一條の路あり、東の方大井村よりいりて西へつらぬき市の倉村に達す、これを池上往來と稱す、當村古の事は傳へす、小田原北條家分國の頃は、梶原日向守五十一貫文を知行せしよし【分限帳】に見えたり、それより天正十八年まで地頭たりしやさたかならず、御打入の後木原七郎兵衞吉次に賜ひてより、累世知行して今の專三郎吉長に至れり、

小名　根岸　この地名は古くより唱へしにや、【小田原分限帳】に太田新六郎か知行六鄕の内根岸梶原分十六貫文とあり、當村梶原日向守が知行なれば、【分限帳】に根岸と云へるは恐くはこの地なるべし、　根河（ネカハラ）　村の中原央なり　藥研坂　或は八景坂とも云へり、村の東の方にあり、　山王　八景坂の邊にあり、此所に山王の宮たてり、故に此唱あり、　南　村の南の方にあり　澤尻（サワシリ）　これも南の方の耕地をいふ

多磨川分水　村の西市の倉村の界より流れ入、村内所々に引分ちて水田にそゝぎ、餘水不入斗村にいる、

陣屋　池上往來の西八景坂の下にあり、　木原屋敷陣屋の擂地頭木原專三郎が陣屋なり、

けり、二町四方ばかり、地頭專三郎が別業なり、かまへの内すべて林木繁茂し、藥草なども自ら生ぜり、この邊を荒蘭ヶ崎と號して其名世にきこえたるゆへ、江戸の人遊ぶもの多し、猶古蹟の條ととらし見るべし、

山王社　社地々頭除地七畝廿歩、大井村の界によりてあり、當社あるを以此邊を土俗に山王村と呼ぶ、本社九尺四方幣束をたて、神體とせり、拜殿二間に二間半、

前に石の鳥居をたつ、勸請の年代詳ならず、　末社　稻荷社本社に向て左にあり、

別當圓能寺　社地の内にあり、別に年貢地一段十五畝十七歩を加へて境内とす、新義眞言宗、馬込村長遠寺末、海光山と號す、開山の年代を傳へず、第四世中興開山權大僧都法印永範延寶元年七月二十一日寂すと云ときは、創建年歷の大畧推て知るべし本堂六間に四間半、本尊不動尊を安す、又聖觀音の像あり、多磨川南北札所第三十一番なり、近江　○神明社八景坂のうへにあり、國長命寺觀音に擬せりといひつたふ、

本社二間に九尺、山上にあり、昔はいまの社の所より背後の方小祠のあるところにありしと云へり、南の方にあたれり、この所は社前山の半腹に鳥居をたつ、勸請の年歷を傳へず、村内圓能寺持、　末社　稻荷社社にむかひて右にあり、わづかなる祠なり

○春日社村の南の方池上道の東側にあり、本社九尺に二間半社前三十歩を隔て、鳥居をたつ、村内善慶寺持、

末社　天神稻荷疱瘡神合社本社に向ひて右の方にあり、

善慶寺　境内一段四畝十二歩、地頭免除、池上往來のかた不入斗村の堺にあり、法華宗、品川本光寺末、法光山と號す、昔當所の人增田三郎右衞門と云者、中老僧和泉阿闍梨日法上人に歸依して當寺を建立す、時に正應四年三月二十八日なり、其後世々の住僧連綿として身延山の末寺なりしに、第十二世經王院日好上人の時勝劣派の教に歸依し、遂に離末して本光寺の末山となれり、本堂四間四方、本尊三寶及諸尊、四菩薩、四天王、文殊、普賢、不動、愛染、大黒天等の像を安置、　鬼子母神社本堂にむかひて左にあり、九尺四方、　稻荷社本堂の半腹にあり二間に一間、神體は三十番神の内の稻荷なり、寺の傳へに昔は社のみありて神體もなかりしに、いつの頃か何者のわざともしらず、今の神體を納めてありしとぞ、想ふに諸國巡禮のものなどが持來りしならんと云り、前に石階ありて、其下に鳥居を　熊野本社稻荷社より猶山上にあり、本社二間に一間たつ、　覆屋あり、元和年中日光御遷宮のとき、地頭木原木工はそのころ御大工の棟梁なりしかば、かれへ御造營のことを命ぜられ、落成の日、御禮式の飾に用ひられし胄を神體とし、御造營の餘木を以この社をつくり、熊野權現に祀れり、神體はいま別當に藏す、練鉢のごとく紙を以はりたてたる胄にて、四十八間の筋あり、すべて黑塗にして、星には金泥をぬり、錣は日根野形にして白糸威なり、吹返に御紋あり

寶物具　老石　木の葉石　二股竹　經文古寫此餘にも駒の玉、日取玉、水晶念珠、圖蟹芝草等もありしと社記に載たれども、いつの頃にか失して今はなし、　熊野新宮　本社とおなじ山つづきにて、南の方にあたれり、この所は善慶寺境内にはあらざれども、因みにこゝに出せり、社は二間半に二間、内陣九尺に一間、勸請の年代はつたへざれど本社建立より後のことなればちかき社なるべし、社前に鳥居をたて其前に　末社　疱瘡神社本社に向ひて左にあり、小祠、　天神社これも石階あり、わづかなる祠なり、同じ所にあり、○桃雲寺境内地頭免除二段五畝二十二歩、八景坂の下にあり、曹洞宗、入間郡越生龍穩寺末、醫福山と號す、もと瀧泉寺と號せしに、地頭木原吉次が法諡の字を用ひて、今の號に改む、開山は龍穩寺第二十世撫州道大和尚、正保三年七月二十五日寂す、本堂六間半に五間、本尊釋迦如來の木像を安す、長一尺五寸許、

舶來の唐佛なり、　鐘古は鐘樓ありしならん、いつのころよりか破壞していまは廊裡の方にかけ置けり、銘文に、欽奉　寄進、武州荏井驛、藥師堂、醫福山、龍泉禪寺、銘曰、醫王擁出、敎化衆生、誓願不淺、覺悟病情、後世醫業、頂戴醫經、心腑雕鏤、二世仁行、寺破燈滅、鐘壺僧空、義久悲廢虔建佛隆、以斯功德、子孫無窮、其求永保、莫墮遺風、華鯨逆擊、聞品川濱、口天旅雁、迷岐行人、皆所歸向、其用尤詵、遠近僧俗、榮門長春、寬永二十一年（闕蓮貫泥灌歲貫鐘）初七日、木原木工允從五位　藥師堂本堂の右にあり、二間に三間半、寺の下行藤義久、　傳へにこの藥師の像は、昔此あたりの茅野の中より出現せしを、百姓等とり上て木原木工にそのよし達しければ、やがて當寺へ納めてその後免田若干を寄附せり、想ふにこれは寬永の頃のことなるべしと、然るに緣起には、專心僧都の作にして、元曆元年に至り、右大將源頼朝堂宇を造營して安置せりと、土中に埋るゝほどの事にして、その昔の事を誰か語り傳へけん、虛妄の說もとより辨をまたず、堂に鰐口を掛く、其銘文に、奉寄進藥師堂鰐口之事、慶長八年癸卯九月吉日、願主木原小七郎と彫れり、　桃雲寺碑境内背後の山上にあり、林春齋の銘文を刻す、其文に、武州荏原郡荒蘭崎者、木原氏累世之采邑、初鈴木氏吉次在遠州領木原邑、奉仕東照大神君、神君常稱木原、其後天野康景奉旨、使吉次改爲木原氏、造閻國一統之時、移住江府、掌營構之事、指揮官工、辱賜荒蘭崎、以爲食邑、既而老休號桃雲、其子重次其孫家次、承繼其事而共早世、家次子義久、幼而孤號木工、及壯長奉仕大猷院殿、以家事揚其名、加賜食祿、邑內有古寺、寺邊有堂安藥師佛、世傳自鎌倉移焉、義久暇日自江府來此采邑、相攸營宅地、移寺於其中、既而義久歿矣、其子義永號內匠、克其家受采邑、卜地於堂東、新築、吉次至義久、四世墳墓、而修復其寺、以桃雲名焉、其不忘遠之孝志、可以嘉矣、此地在江城之南三里、而路自品川通、輿馬絡繹其前面、亘東西有田畝、萌動秀實、耕耨收藏、各不違時南則房總之海、水天一色、遠帆千里、浩浩無限、鈴森之神祠不入斗大森之民戶、相接於辰巳午之間、而六鄉之橋、矢口之渡、斜連於未申酉之際、而多摩川之長流溶溶漾漾、西則池上之蘭若高聳、巍然乾隅、則高岡堆堆岡有古松、歌林所謂荒蘭崎之磯馴松者是也云、北則江城千門萬戶擊日蔽空、況其遠望士峯之雪於兌、遙指筑波之陰於震、勝景之多、壯觀之美、不易言也、擇此佳境以營冢域、則祖考之靈可以安幽魂乎、嗚呼義永彌勵其力、而守其分、不辱祖考之名、使此采邑與墳墓、共垂雲仍則孝道其庶幾乎、方今請建碑記其事、余與義永奕世相知、所居同閈、且感其報本之志、遂塞其求、系之以銘、銘曰、荒蘭之松、千歲其秀、桃雲之寺、泰風依舊、維祖維考、墳墓新就、不忘其先、永傳於後、寬文四年甲辰十一月二十日、木原內匠義永立之、

荒蘭崎舊蹟　土人の說に云ふ、今八景坂よりのぞみ見る村內及び人家のある所は、古はすべて海にて、そのころの海道は桃雲寺善慶寺などの背後の岡上にありしといふ、岡の形左右の裾をひらきたる如く出ばりたる所、古へ海岸の出碕にて、これを荒蘭ヶ崎と號す、宗祇法師の記に、芝の浦をすぎて、それよりあらゐといへる處へかゝりしよしをのす、是等にても古の海道のさま知るべし、そもゝ此地は往古よりの名所にして、【八雲御鈔】名所崎の部に、武藏あらゐか崎とあそばされしもこれなり、【萬葉集】卷十二、草かけのあらゐの崎の笠嶋を、見つゝや君が山路こゆらむ、信實の歌に、【興津風あらゐの崎による浪の、うちもたゆまずひとり戀しき【夫木集】爲家の歌に、秋の夜のあらゐヶ崎の笠嶋に、さし出る月は草かげもなし、同集今出川院兵衞が歌に、興津波あらゐヶ崎の鹽風に、吹よせられて鳴千鳥かな、或はあらゐヶ磯とよみし歌もあり、下の磯馴松の條に出せり、笠嶋はその所を傳へず、或は隣村磐井神社の邊なりとも云、其條につきて見るべ、○磯馴松迹善慶寺の背後熊野新宮のほとりにあり、古し、もとの古松存せり、これ古歌にもよみしそなれ松なりと云へり、想ふに古人の磯馴松と呼びしは、海岸におひしなみ木な

ねば、かくいひしならん、されば一もとにかぎりたるにはあらで、數十株ありしならん、それらの木の後世枯はてゝ、またま一もと殘りたるが、里人の話にその枯木となりしを、近きころ地頭木原兵三郎命じて伐らしめしに、大木なればそこばくの材木となりけれど、夫をば皆桃雲寺へあたへたりとぞ、【續後撰集】源家長の歌に、白浪のあらゐヶ崎のそなれ松かはらぬ色の人ぞつれなき、【千五百番歌合】に、正三位季經が歌に、興津浪あらゐの磯の岩におふる、松にも似たる袖のうへかな、裏書に、顯昭が判詞をのせて云、荒蔭ヶ崎とよめる歌、【萬葉】に侍れば、あらゐの磯も侍らむ、磯と崎とはかよはしてよめること多しと、しまか崎をしまか磯ともよめりと云々、また宗祇が【東路記】に云、芝の浦といへる所にいたり、この浦を過てあらゐといへる所にて、蘆まじりおふるあらゐのうちなびき、波にむすべる岸の松風、これらも磯馴松をよみしなるべし、

新編武藏風土記稿卷之四十二　終

新編武藏風土記稿卷之四十三

荏原郡之五　六鄕領

○不入斗村（イリヤマズ）　不入斗村は、古は多く不入讀村とかけり、諸國ともに此地名あり、その一二をいはゝ、遠江國山名郡、及同國城飼郡、上總國市原郡等に此村名あり、或云不入讀不入斗ともにその貢稅を國守へ收めさるの義なり中古以來不入の地と云は、それを下略せるなりと、今按るに此說得たりと云へし、上に出せる地を以考ふるに、遠江國山名郡不入斗村に、淺間の古社あり、これ【神名帳】に載せたる郡部神社なりといふ、又城飼郡不入斗村にも日向神社あり、上總國市原郡不入斗村は姉崎村に隣り、姉崎村は【神名帳】に載る所の海上郡姉崎神社ある地なり、この海上郡は後世廢して市原郡に屬せられたり、されはこの村名をおひし所には多く式內の神社あれは、其神田のあとなりしと見え、猶この類諸國に多かるへしこれを以推すに、當村にも式に載たる磐井神社ある地なれは、その神田のあとなりしにや、いま【三代實錄】によるに、從五位下磐井神社とあり、五位の位田八町なることは【田令】に見えたり、今當村をはかるに、東西南北ともに七町はかりなり、されとも神田のありしは往古のことにて、その頃は社地も今よりはひろかるへく、かつ田地のひらけたる地も今のことくにはあらさるへし、ことに海邊の地なれは、其變革もをしてはかりかたけれと、大抵社地をよひ神田八町の間を、あはせて一村とせしなるへし、當村今は鄕庄の唱を失せり、然るに貞治年中の文書によれは、大井鄕に屬せしよし見えたり、其頃は大井といふ鄕名ありて、この邊の村々その下に屬せしか、今も隣村に大井村あるは、其鄕名のはつかに殘りたるならん、當村郡中にては、東の方海邊に有て東海道往還かゝれり、南の方は大森村に隣り、西は新井宿村に接し、北は大井村にさかふ、家數百四十九軒、海道の左右及ひ田間に散在せり、村內すへて平地にして、土性は眞土に砂錯れり、水田多して陸田少し、元祿八年近鄕と同く縞田越前守撿地して貢稅をさたむ、其後も開墾の地多かりしにより、享保十七年筭播磨守撿地せり、それより後實曆十一年にも又伊奈半左衞門忠敬撿地せり、かくたひ々々に新田の地も廣かりけれは、今は村內に餘地あらさるはかりに土地ひらけたり、當村はあがりたる世よりひらけしことは、村名の起りによりても推て知るへし、然るにその後のことも、ふるき世のことは、しるせしものなければはしるへからす、【土岐家譜】に、貞治年中將軍義詮より土岐下野入道賴高へ賜ひし證文あり、其文に當所の名見えたれは左に出す、

尾張國海東庄、（除天龍寺管領地、）美濃國妻木鄕內笠原半分曾木村細野、同國多藝內春木鄕、武藏國大井鄕不入讀村地頭職事、任兄民部少輔賴重文和四年十一月六日讓狀、領掌不可有相違之狀、如件、

貞治五年八月三日　　將軍源義詮判

土岐下野入道殿

この文によれは、此ころ土岐家世々の領地なりしことしらる、此後關東戰國となりて土岐家もその所領を失ひしなるへし、【小田原分限帳】を閱するに、永祿の頃は北條家人數人にてわかち領せり、其人々には太田新六郎康資か知行五貫百三十二文は當村の內花井方牛久分とあり、花井方はいつれの地なりや今より考ふへからす、牛久分は下文に出せる牛久新次郎か知行の內にこもりたる貫高なるへし、又二十五貫十四文の地は、記吾か跡齋藤某か知行云々、この記吾齋藤ともに假名及ひ事實を傳へす、

又牛久新次郎か知行二十七貫九百文といへり、右の貫高をあはせていへは、ほとんと六十貫に及へり、正保の頃の村高にひすれは、わつかに其半に過るほとなり、されとこの餘に小田原藏人の高もありしやしるへからす、其後のことさたかならす、御入國の後には伊奈半十郎か御預り所なり、子孫あいついて支配せり、然るに寛永年中のことにや六石七斗餘の地を品川宿東海寺へ御寄附ありてより、今も彼の寺にて領せり、その餘は舊によりて半十郎か子孫預り奉りしに、半十郎忠篤かとき元祿三年ふたゝひ百七十九石餘の地を知足院へ御寄附あり、この餘半十郎か御預所も、あくる四年八月御代官間瀨吉太夫かはり支配せしか、いく程もなく同六年三月二十八日よりもとのことく、伊奈半十郎か支配所となれり、同八年三月知足院領は他の地にうつされて、當村の領地は又御代官所となれり、これより東海寺領の外はすへて半十郎か子孫世々支配せしに、寛政年中左近將監忠尊職を奪はれてより、後は大貫次右衞門光豐か支配所となれり、當村は海岸にあるを以て、あまたゝひ海中へ崩れ入て、その地を失ひしこと、鈴森八幡宮の神職か所藏せる繪圖にものせたり、又正保の頃改定ありし田園の簿に、濱屋敷一段一畝九歩とあり、これらの地も海へかけ入しにや、今は其地なし、かゝる變地猶多かるへし、それらも皆指て古き世のことにはあらざれとも、詳なることはすへて傳はらす、

小名　八幡町　東海道往還の中にあり、磐井神社の除地の内なり、同社の緣起に、貞觀元年當國の總社を當社に定められしよりこのかた、地名なも八幡といへりと、殊に信じがたし、　澤田南の方なり、　向北の方なり、　谷熊東南の方なり

玉川分水　村の西より流れ來る、水上は六鄕用水と同じ、この用水堀の内に堀樋二ヶ所圷樋一ヶ所あり、

鈴森八幡社　除地六段五畝七歩、小名すなはち鈴森にあり、古の磐井神社是なり、社傳を閲するに人皇三十一代敏達天皇二年八月鎭座あり、祭神正面は應神天皇、左は大己貴神仲哀天皇、右は神功皇后姫大神なり、それよりはるかに星霜をへてのち、貞觀元年八幡大神宇佐宮より山城國石清水に鎭座のとき、六十六州ことに總社八幡宮を定めたまひしに當國にては此神社を總社とはきはめ給ひき、これは此年の九月風雨の災なからんことを、諸國の神社に祈りたまひしときも、此社に奉幣使をそたてられたりき、しかして後萬民有年の驗を得たりとて、やがて官社に列せられけると【三代實錄】に載たり、その條によるに、其頃は已に從五位下の神社たりしと見ゆ、されどその神位を賜はりしはいつの頃にかありけん、しるべからず、されば其頃より神田ありしことは論をまたざること、村名の條下にも出せり、或古記に圭田三十六束と云々、これ當所神田より收むる所の數なるか、この後數百年の間のことは、戰爭にて兵火の災など蒙りしかば、記錄をもことごとく失ひ、すべて傳はらず、小田原北條家分國の頃にや、内田周防とかいひし人神主たりと云傳ふ、御當代に至り撿地ありて門前の地を御寄附あり、その頃は門前の地もひろかりしならん、元祿年中神主森田勝明が記せし社前變革の圖

を閲するに、元龜天正のころまでは社地の廣さ、今の海道より百五十間餘も東の方に及びて、海崖に第三の鳥居あり、これより六十間餘西の方に第二の鳥居あり、又八十間餘を隔てゝ第一の鳥居ありしと、これらによれば今海中となりし處も、餘程廣平の地ありて、當社に附せられしならん、その後次第に海中へかけ入て、大にせばまれり、しかのみならず文祿慶長の頃は、昔の海道はことゝ〳〵く崩れ入て、又海中となりしにより、ふるき海道は往還の廣さにならひ、西へうつされたりしかど、猶年をおひてかけ入しかば、正保元年よりは又海道を西へうつされたり、それも年をへて又崩れいりしにより、その頃の代官などはからひて、このまゝにては如何になりゆかんもはかりがたしとて、寛文三年今の所へ海道を定められ、海岸へはたかく石垣をきづかれしにより、今に至るまで崩るゝことなし、されどかくのごとくしばゝ〳〵その地を失ひたれば、社地も古へにくらぶれば甚處れり、此にいふ海邊は、往古の所とはもとよりことなるべし、その舊蹟は荒井宿村に云ごとし、此所は一變せしよりのことなり、有德院殿の御代にておはせし時、しばゝ〳〵當所へ御遊獵のところ、當社へも御立寄あり、あるとき社地へわたらせたまひし次、社傳を御尋ありしに、時の神主一卷の緣起をとり出して台覽にそなへけるとそ、又同じ御時享保十一年に宮社御造營ありしにより、いよゝ〳〵繁榮に及びしといへり、按に社傳によれば八幡大神の社ありてより後、その社を磐井の神社ともいはひしにや、此事分明ならさるに似たり、往古此所に磐井の神社ありて、その神社の祭神もさだかならず、されば後に八幡の社にあかめしにはあらずや、是らのことも記錄等に明文なければしり　鳥居海道の西にあり、磐井神社の字を扁す、これは吉田兼隆卿の筆なり、第二第三の鳥居はいまはなし、されど海中に舊基朽殘りたるもの今に存せりといひつたふ、　拜殿鳥居の内にあり、四間に三間、

本社二間四面宮作なり、古は幣殿拜殿ともに本社にたてつゞきて、社内も廣かりしかど、近き頃再造のときより古のころこゝに遷すといふ、　神寶　鈴石一顆社傳に云、神功皇后韓國を征したまひしとき、長門國豐浦津海邊にて得たまひし含珠の靈石なり、色青くして形狀卵のごとく、石中に鈴の音あり、これをならせば鏘々たり、故に鈴石と名づく、皇后やがてこれを香椎宮に收め玉ひぬ、欽明天皇の御宇八幡大神宇佐宮に鎭座の時、この石をも同じく宇佐宮へうつされけり、聖武天皇の御宇石川朝臣年足を奉幣使として宇佐宮へさし下されしとき、不測の告ありて例の靈石を授けられしよりこのかた、その子孫につたへたるを、年足の嫡孫中納言豐人、延曆年中當國の任にあたりて下向ありし頃、神勅によりて當社へかの靈石を奉納せり、これより世々神寶として神庫に收むといへり、されどまのあたり見しと云ふ人もきかず、いかにやあるべき、山崎敬義が明曆の頃の紀行には、人の盜みさりて今はなしと云、まことなりや、

藥水　拜殿の側にある磐井なり、これ社號の起ることの緣なりといふ、當社へ祈願をたつるもの、妄の願望をおこしてこの水をのむときは、味變して鹽はゆし、その願の正しき時は淡くして清水なり、又病者これを服すれば效驗を得ること神のごとし、故に藥水と呼ぶ、今に清冷なること他の水にことなり、ことに海岸にして清水とぼしき所なれば、日々汲取もの多し、

末社　稻荷　猿田彦命　一色靈神　大國主神　宇賀娘命右五座を合祀す、三間に一間の祠なり、本社に向ひて右の方にあり、　天滿宮　豐宇賀娘命　猿田彦命　鹿島大明神　淡島大明神　菊理姫命右六座、合殿の祠は本社の南西の隅にあたりてあり、　鹿島社同邊に有　鳥石鹿嶋の祠のかたはらにあり、石の大さ四五尺ばかり、風折烏帽子の狀に似て、中央に鳥の形ある天然の石なり、これは書家松下司馬と云ものゝ秘藏せしを、享保のころこゝに遷すといふ、　笠島鳥石の側に池あり、纔の地なり、その中の嶋を笠嶋と

號す、これ古歌によめるあら井が崎の笠嶋といへるは是なりといふ、されどその地のさまいとせばしく、且ふるき地景ともみえざれば疊東なし、此笠嶋の　御成御殿蹟藥水の東のことは荒井宿の條にもいへり、

保十一年あらたにつくらしめ玉ひしが、その後破壞せしとき再造のことに及ばれず、今は、はやしのごとくなれり、

神主森田左京進致高　先祖より世々社務を司るといひ傳ふとその始のこと詳ならず、社傳に永祿天正の頃、内田周防とかいひし人神職たりしこと見ゆと云ときは、北條の頃は内田氏世々此社をつかさどりしにや、御入國の後寛文三年の頃、森田左京喜光といふもの神主たりしこと見ゆ、これ今の森田氏の元祖なりや、又元祿三年の記錄に、森田左京勝明とあり、これ喜光が子か、是より後のことにやの、兼て當社をあづかりしに、老衰にたへずして、田邊左京と云ものに當社の神職を讓れりと、此人森田が遺蹟をつぎてより、子孫につたへて世々神職となり、今の左京進致高にいたれり、かくのごとく中絕しければ、その家の世系もむかしのことはつたへずといふ、

別當密嚴院　境内除地二段五畝十八歩、社地の背後の方耕地なへだてゝあり

この所も昔は社地の内なりといふ、新義眞言宗、山城國醍醐三寶院の末、八幡山祈念寺と號す、開山は法印運譽時代詳ならず、第十一世中興開山法印榮定永祿十年寂す、相傳ふ當寺は往古より磐井神社の別當職たること神主よりふるしと、開闢の年代のふるきを以考ふるに、さもありしにや、又云、古は境内も廣くして、今の新井宿村の境鷲宮の邊、當寺大門の跡なりと云、同所原野の中に今も祈念塚といふ塚あり、これもそのかみ境内の地なりし故にその名殘れりとぞ、かゝる大寺なりしかど、いつの頃にか回祿にあひてより、その地闇魔堂　本堂に向ひて左にあり、二間四方、

（お七地藏）

藤源太郎が江戸の屋鋪にありしを、近きころ故あつてこゝにうつせり、　地藏堂　境内東の方裏門の傍にあり、堂は二間四方にして、石の地藏長六尺ばかりなるを安す、土俗これを於七地藏と呼べり、こは天和年中江戸本郷にすみて野菜を賣るものあり、その女年十七歳にして火罪に行はれたり、時人これをあはれみてその冥福のため建立する所なりと云、於七とは彼の名なり、

○稻荷社　除地二畝十八歩、村の東南の方大非村の境によりてあり、二間四方、勸請の年代詳ならず、

密嚴院持、

○鷲宮　除地一畝四歩、字向にあり、八尺四方、是も密嚴院持にて勸請の年代詳ならず、社傍に松樹三株たてり、

最德寺　境内二段四畝二十歩、字谷熊にあり、淨土眞宗、西本願寺末、明光山智惠院西蓮坊と號す、開山權少僧都永順は京都の人にて、俗姓は藤原氏なり、蘗染の後鎌倉に來り當寺を彼の地に開闢し、その後仁治二年入寂せり、それよりそこばくの世數を歷て、永頓上人の時、東照宮關東御入國ありしかば、やがて慕ひ奉りて鎌倉より當所へ移りしといひ傳ふ、中興開基了蓮律師は、享保の頃の人なり、本堂七間四面本尊阿彌陀如來は惠心僧都の作なりといふ、長二尺五寸、

專淨坊門外なり、門に向ひて南の方にあり、別に

○祈念寺　塚新井宿村の境にあり、九尺に二間ばかり、廻りはみな水田なり、これ密嚴院境内の名殘なり、ゆへにかの寺號を今もよべりといふのみにて、別に來由ありやその詳なることは知す、密嚴院持、

○堤方村　堤方村は、郡の東にあり、六鄕領に屬す、これも鄕庄の唱を失ふ、村名は土人の話に郡内池上村西南の方の耕地に小名内池と云所あり、往古は千束池の支流にありしか、やゝもすれば其水溢れ流れけるにより、此地に水除の堤ありしとぞ、當村はその堤の傍にあるをもて、地名おこれり、昔は文字も堤傍と書せしに、いつしか今の字を用るやうになりしと、されと永祿の頃にははや堤方としるしぬれは、それも古きことゝ見ゆ、彼堤の蹟とて、今も村内所々に小高き所あり、江戸日本橋より行程三里、民戸四十軒、東は市の倉、新井宿、大森の三村に交り、南は北蒲田村及鵜の木村の飛地に接し、西は德持村に隣り、久河原、桐ケ谷二村の飛地に境ひ、池上村少しくかゝり、北は池上、市の倉の二村なり、東西八町、南北は三町、或は八町にあまれる所もあり、北方は池上本門寺の地續にて、このあたりは地形高く、夫よりなたれに低し、土性は黑土野土砂交れり、東方に一條の往還あり、新井宿村より入、德持村に通す、村内に係ること五町餘、道幅二間半より或は三四間に及へり、是を稻毛道と云、此邊は畑少く田多し、用水は六鄕用水を引けとも、水利不便なれは旱損の患もすくなからす、【小田原北條分限帳】に二十七貫文六鄕堤方蒲田助五郎知行とあり、その後のこと詳ならす、御入國の後は御代官所なりしと云り、正保年中には伊奈半十郎か支配所なりし由しるせしものもあり、寛文年中伊奈半左衞門支配の頃增上寺領に賜はり、御料所入會となり、元祿四年より同き六年の頃まで御料は聞溺吉太夫、伊奈半十郎等たかひに支配し、其後おひ〳〵遷替ありて、今は御代官大貫次右衞門の支配と增上寺領ましはれり、

高札場　村の北の方淨國橋の傍にあり、

小名　十二天　東の方大森村の接地を云、此所に十二天の社あればかく云り、　子母澤耕地是も東の方なり、柴保澤共記す、名付し所以をしらず、　蒲田溝耕地是も東の方なり、　流耕地村の南を云、

林五ケ所　いづれも雜木茂れり、合せて七段一畝二十八歩、

千束流　稻毛道の北にあり、幅三間、池上より入り、村内養源寺前にてわかれ二流となり、一流東南の方へ通ぜる所は呑川と唱ふ、なを後の呑川の條下に出、

○呑川　村の中央にありせり、一流は東の方新井宿村にそゝぐ、

○呑川　この流また二流となり、一條は東の方へながれて大森村に入り、一は南の方へながれて蒲田村に入る、

○淨國橋　呑川に架す、長さ四間、幅九尺、破損の時は公より修理あり、その名義のゆへあるべきに似たれど今傳を失へり、

熊野社　除地六畝二十歩、村の北方本門寺境内に續きてあり、此地の鎭守なり、社九尺四面、南向、前に鳥居を建つ

柱間一間、毎年正月二十八日をもて祭禮をなせり、村民の持この社の後に小高くして塚の如くなるものあり、權現臺と云何れの頃か塚上の古松大風に吹おられし故、その根をほりしに古刀古器を得たり、されど異日祟りあらんことを畏れて、元の所へ埋めたりと

○若宮八幡社　年貢地、村の南にあり、村老の所へなり、

本社九尺四方、拜殿二間に三間、巽に向ふ、前に木の鳥居をたつ、兩柱の間七尺、增上寺領内の鎭守にて、村内か雲寺の持、

○十二天　（權現臺）

社小名十二天にあり、小祠、

養源寺　除地一段七畝八歩、村内にあり、當院は池上本門寺歷代の隱居所にて、彼寺の塔頭なれば開闢の由來等は本門寺塔中に○妙雲寺年貢地、村の北方養源寺の東にあり、法華宗、房州長狹郡小湊誕生寺の末山、玄性山と號す、開山智雄院日正は寛永十四年三月十八日示寂す本堂五間六間半、本尊三寶祖師を安ぜり、門柱間九尺、巽に向ふ、妙雲寺の三字を扁す、

三十番神社本堂に向ひ左にあり、本社一間四面、拜殿二間四方、神體束帶の像、三十體い　木下順庵墓此地は公のみゆるしたうけし墓地にて、村民をして守らしむ、順庵の事蹟は人も知りたることなれば畧せり、よりてたゞ男寅亮の撰せる行實、及びこの地に建る碑銘のみを左に錄せり、先考姓平氏木下、諱貞幹、字直夫、順庵、錦里、敏愼齋、薔薇洞皆別稱也、其先平家忠臣彌兵衞宗清之裔也子孫世世住伊賀柘植爲氏、四世祖有故而移居京師、改木下氏祖意春君有五男、先考實次子也、生而岐嶷、五六歲讀書學字聰明卓犖異常兒、鄉閭稱其俊逸、既而作詩屬文、往來公卿之間、題詠頗多矣、亦與五岳僧侶爲方外交、皆嘆其奇才、十三歲作太平頌、獻烏丸亞相藤公、因遂達天聽、世以國瑞、厥後受業於惺窩先生之門人尺五先生、先生有避田一頭之嘆、門友如貝原損軒、安東省庵、宇都宮遯庵、皆英豪也、推爲先達以矜式焉、夙興夜寐勤苦磨礲、學業大進弟子彌衆、嘗從但馬守柳生某、遊於江戶、道不合、決然而歸洛、屛跡讀書幾二十年、聲名動天下矣、當是時加藩嘗公、好學樂善殆有河間東平之風、遍招天下之名儒、講書論文聞先考之名欲聘、先考辭曰、余尺五先生之門人也、今先生之子永三見在、請先聘焉、嘗公喜其義、竟聘先考、嗣聘永三、初先考仕於嘗公也、定居京師、陪東武往北海、甚席不暖、往來絡繹嘗在東武日、閣老酒井公適至藩邸、聞先考之名、請而見之、先考獻小律一首、其餘列國侯伯欲接見者多矣、皆辭不往、先考年彌高、德彌邵海內之士耳熟其名、口映其行、幕府每有選擧之事、必以先考爲首、常憲公之初時、徵入侍、無幾令修國史、書成而上、賚賜褒其勞、爾後常憲公親講周易、每令先考侍其座、夏必賜以綈絺、冬必賜以綿襖、曾命先考講中庸、數令近臣勞其年老而不怠侍奉、而先考耿耿丹心、常憂報恩日淺也、其在朝也、終日整齊嚴肅、如不容者、其在家也、雖燕居私室、恒盛服端坐、人望之如神、天資至孝事父母、致其志、極其養、友愛兄弟、共被連床父母沒、行三年喪、撫育兄弟子猶己出、使役奴隷慈惠有恩、娶三宅濟庵君女爲配、先卒後不再娶、孤枕獨衾、如野僧然、平生一無嗜欲、食必淡泊、服必黃白、元祿戊寅冬十有二月二十有三日病卒于家、享年七十八、遺言以孝經一卷相隨、門人私諡曰恭靖、二男三女、長敬簡先卒、次寅亮、一女亦先沒、一女不嫁終身、一女嫁堀氏、不肖男寅亮謹撰、○木恭靖先生之墓、先生諱貞幹、字直夫號順庵、稱平允、生元和七年六月四日、終元祿十一年十二月二十三日、享年七十八葬武州荏原郡千束鄉堤傍村、私諡恭靖先生云云、○舊蹟

中正庵蹟稻毛道の北にあり、今廢て舊蹟となれり、

○德持村　德持村は、郡の中央にあり、六鄉領に屬せり今鄉庄の唱を傳へず、江戶日本橋より行程は三里半ばかり、東は堤方、蓮沼、市の倉、久河原四村に接し、南は蓮沼、安方二箇村に鄰り、西は峯、矢口の二村に依り、北は桐ケ谷の飛地、及道々橋池上久河原村等に係れり、東西八町、南北は九町にあまれる小村なり、東より西へ貫て一條の往還あり、是を稻毛道と呼ぶ、村内大概地形平かに、土性野土眞土相交れり、水田多く陸田少し、民家六十軒、この村開闢の年代をきかされど、御入國以前

開けし村なるへし、天正十八年此地を矢部掃部に賜ひしこと家譜にみえたり、夫も變り、正保年中は伊奈半十郎支配所となり、寛文の頃に至りて青山因幡守に賜へり、この頃同人撿地して貢稅を定めしかと、いく程なく領地をかへられて、ふたゝび御代官所となり、その後改て小長谷勘左衞門新井新兵衞等撿地せり、後增上寺御靈屋料となりて今も同じ、

小名　千本松辻子西方をいふ、古へ此邊松樹多かりし故名づけしと土人云へり、　砂田辻子西方なり　本村辻子南方蓮沼村の境を云、　宿辻子北の方稻毛道の内をいふ此あたり民家軒をならべ、其さま驛場に似たれば名とせり、

六鄉用水　社地一段四畝十四歩、免田二十二歩、小名本村辻子德乘院の地續きにあり、村の鎭守なり、勸請の年歷詳ならず、本社一間半四方、拜殿二間四方、前に鳥居あり、兩柱の間八尺、祭禮八月十五日村内、德乘院の持、　末社天神本社の右にあり、小祠、　稻荷社天神祠の並にあり、是も小○稻荷社社地十六歩、小名宿辻子にあり、小祠覆屋八尺四方、東向前に鳥居あり、兩柱の間八尺村民持、　○稻荷社社地五歩、小名本村辻子にあり、小祠にて東向、村民持、

德乘院　境内除地一段四畝、村の南にあり、新義眞言宗、高畑村寶幢院末、御幡山眞勝寺と號す、開山の年歷詳にせず、住僧の世代を記せるものに、天和三亥年五月十七日法印權大僧都賢□と云を初めに載す、開山は若此人にや、本堂三間四方、東向元の本尊は觀世音なりしかど、盜のため○微妙に失ひしゆへ、今は木佛の阿彌陀如來座像を安せり、

庵小名千本松にあり、二間半に三間、西向、いつの頃にか法華宗の僧を請して建立せり、本尊三寶を置く、本門寺塔頭覺源寺持

毗沙門堂庵の北にあり、堂一間半四方、毘沙門木像五寸相傳ふ三十年ばかりさきに、村民品川沖より此像を得しにより、堂を構へしと云ふ、

○蓮沼村　蓮沼村は、郡の東南によりてあり、六鄉領に屬し、鄉庄の唱を失へり、江戶日本橋を距ること三里半許、村名の起りは土人の語り傳へに、往古玉川この邊を流れ、艮の方不入斗村磐井神社の傍より海に沃きしに、いつの頃か水路變遷し、其蹟は沼となり、蓮多く生したれば、かく名つけたりと、今玉川の流は是より南方十七八町を隔て、郡内八幡塚村の南を通ぜり、桑田碧海の變素よりはかるべからざれど、往古此あたりを流れしと云年歷も、いとあかりたることなれば、たしかなることは考ふべからず、東は女塚村に境ひ、南は御薗、小林の二村に接し、西は安方、德持の二村に隣り、北は鵜の木村の飛地及び久河原德持の村々に至れり、東西凡五町、南北六町許、地平かに土性は眞土にて、畠少く田多し、民戶二十軒、いづれも西邊によりて居をなせり、嘉祿年中荏原兵部有治と云へる人此地を領せしよし、荏原氏は武藏七黨の中猪俣黨にもあれば、かの系圖を閱するに有治

の名未だ見えず、又中延八幡宮社傳に、清和源氏義家の庶流にも荏原氏ありといへり、これによれば有治はいづれの荏原氏なりや、今よりしるべからず、下の蓮華寺の條にも見えたり、それより遙の後、永祿の頃は行方彈正領所なりしと云、然るに【北條分限帳】には、二十五貫八百三十文六郷之内蓮沼鵜田新三郎と載せたり、行方が領地と入あひてありしにや、御入國の後は御料所と成てより正保元年八月九日新井孫兵衞、袴田善十郎の兩人撿地をなせり、其頃までも御料所にて、伊奈半十郎支配せり、其後增上寺御靈屋料となりて今もかはらず、

小名　木舟（キブネ）　村の北をいふ、往古玉川此邊を流れし時、木舟の渡といへる渡ありしゆへ名とせるよし、里人いへり、

棧舖島　村の中央蓮華寺の後背を云、古へ沼ありし時蓮花盛なる頃は、時の領主荏原氏及び近郷の人棧舖を設けて蓮花を賞せしゆへこの名ありといへり、

奥島耕地　村の北を云、

深町耕地　西の方を云、

一町免　寺下通（テラシタトホリ）　道下新田（ミチシタ）　村の南を云、

隨方前南境　東前通　村の中央なり

六郷用水　村内二流あり、一は安方村より入り、御薗女塚の方へ流る、一は久河原德持二村の方より來り、小林村境にて前流に合せり、

蓮花寺　除地二段、村の中央にあり、新義眞言宗、高畑村寶幢院末、福田山華光院と號す、寺傳に當寺は寬弘年中惠心僧都の草創なり、中興開山は蓮沼法師、俗稱を荏原兵部有治と云て、もと此地の領主なり、此人發心のゆへを尋るに、天性田獵を好みけるが、或時山野を經歷するの次、鴛鴦の雄を射殺せり、其夜彼鴛鴦の雌歌をよみて恨の心を述ぶると夢みたれば、明るを待て彼雄を殺せし地を見しに、果して雌もそこに死したりければ、鳥類といへどもかゝる感あることを便なきことに思ひ、これを善知識として菩提心をおこし、當寺に入て剃髮し、遂に中興の業をなせり、康元正嘉の頃、鎌倉將軍家宗尊親王より御敎書を下して、八町四方の地を賜はり、七堂伽藍を立たりと、鴛鴦のことはことに奇怪にわたれり、案に【沙石集】に、下野國安曾沼と云所にて鴛鴦の奇談ありしこと見え、又【佐倉風土記】にも下總國印旛郡阿曾沼にこの事を載す、其他信邊國にも是と同じことあり、されば寺傳も例の浮屠氏の附會せしことといふにたらず、

門南向　兩柱の間七尺　本堂四間四方、南向、本尊十一面觀世音、立像二尺六寸行基の作なると安す、相傳ふ天文年中近郷兵火の爲に燒かれし頃、此堂へも火をかけしに、しばしがほど燒ざりし故、うちよりてまづ本尊を取出し、側の蓮沼へ移せしかば、忽ち火災延ひて本堂及び其他の什寶悉く烏有となりしと、境内のせばまりしも此時のことなり、土人それより此觀音を崇て、火除觀音と稱し、今に至て村内火災の患なしと、又の傳へに、昔行方彈正此地を領せし頃、自ら法華宗を信ぜしが、他宗なればとて當寺を燒き拂ひしことありと、彼兵火のために烏有せしと云へるは、もしくは此時なりやたしかなること知らず、

熊野三社　本堂に向ひて左にあり、村の鎭守なり　社二間に一間、南向、前に石の鳥居を建つ、兩柱の間八尺、本地佛彌陀如來、藥師如來、觀世音等の木佛三體を安す、相つとふ嘉祿年中蓮沼法師熊野權現の靈夢によりて勸請せりと、

末社大神宮稻荷天神合殿　本社の東にあり、小祠にて西向、

○市ノ倉村　市ノ倉村は、大抵郡の中央にあり、古は市

野村と唱へしよし傳ふれども、已に正保の頃のものには今のごとくにしるしてあれば、改りしも古きことしらる家數二十八軒、東は新井宿村、及び馬込村に接し、南は堤方村にさかひ、西は六郷領の內久河原村に隣り、北は馬込領桐ケ谷村に至る、東西も南北も大抵四町にあまれり、土地高低あり、高き方に陸田をひらく、土性は野土黑土まじはれり、東の方地低く其內うちひらけたるかたは皆水田にして、土性は黑土なり、此村も鬪爭の年代はつたへされども、永祿の頃は已にひらけたり、【北條分限帳】に、一貫八百文六郷の內一の倉蒲田分太田新六郎知行とあり、此後のことさだかならず、御入國の後は御料所にして、伊奈半十郎が家にて代々支配せり、元祿八年織田越前守檢地す、寬政四年より大貫次右衞門光豐が支配所となれり、

內膳山　池上村の境にありて、もと村內の地なれども、近き頃は本門寺境內に屬す、故にその條下に讓りてこゝには略せり、

溜井池　村の西南の方堤方村の地續きにあり、東西四十間南北四十三間、池中に蓮あり水至て淺し、土人云、古は隣村桐ケ谷村の邊までおしなべて葭沼なりしにや、今に土中より葭の根の朽腐せしものをほり出すことあり、この溜井は沼の名殘なるべし、

○龍坎　溜井の內にあり、御普請所なり、村內の用水をここより引く、

樋　村の東の方にあり、是も御普請所なり、

貴船社　見捨地六步、村の西の方にあり、小祠なり、村內の修驗惠觀院の持なりしが、今は長勝寺に替れり、

○稻荷社　見捨地九步、是も小祠、長勝寺の持なり、

○八幡社　見捨地五畝二十六步、村の東の方にあり、本社二間四方、神體は木像にて長五六寸ばかり座像なり、拜殿二間に三間、前に石階四五十級ありて、其下に石の鳥居を立、兩柱の間七尺、家運八幡宮の五字を扁す、家運と號する故を詳にせず、村の鎭守なり、祭禮年々八月二十五日、村內長勝寺持、

長勝寺　除地一段一畝十二步、八幡宮の並びにあり、法華宗、房州長狹郡小湊誕生寺末、覺應山と號す、開山陽善院日緖上人、開闢の年代を傳へず、二世日言寬文十一年入寂すといへば、させる古寺にはあらず、本尊三寶客殿に安す

○安方村　安方村は、市の倉村の西に隣れり、南は原村に接し、北は德持村に境ひ、西は今泉矢口の二村なり、東西六町南北三町、水田多く陸田少し、土性水利等はすべて市の倉村に同じ、家數二十四軒、此村も開墾の年代を傳へず、村の舊記に慶長十四年八月十四日新倉莊左衞門大河滿右衞門大塚藤三檢地すとあれば、これより前の開墾なることはしらる、右の檢地にあつかりし三人、いづれも御家人にはきこへざる人なれば、恐くは伊奈備前守忠次が檢地せしにて、この三人は備前守の從者などにてもありしにや、寬永の頃までも御料所にして、忠次か子半十郎忠治支配せしが、東海寺開し後寬永年間近村と

同時にかの寺領となれり、

高札場　村の東の方にあり

六郷用水　村内にあり、

釋護子社（シャゴジ）　年貢地村の西北の方にあり、祭神詳ならず、村内遍照院持、○神明社　年貢地、村の南の方にあり、これも遍照院持、○第六天社　年貢地、村の南の方にあり、これも遍照院持、右いづれもわづかなる祠なり、

遍照院　除地四百四十坪、村の東の方にあり、新義眞言宗、高畑村寶幢院の末寺なり、光明山無量寺と號す、開山開基を詳にせず、境内に永享年中の古碑などあれども、もとより當寺にたてありし碑なりとも思はれず、寺僧歷代の名も傳へされば、始はわづかの庵室などにて、一寺となりしは近き世のことなるべし、

八幡社　村内にあり、本社五尺四方、拜殿二間四方、稻荷社　村内にあり、前に石の鳥居を建、小祠、

觀音堂　前に同じ、二間四方、

○原村　原村は、郡の南の方多摩川の涯にあり、家數三十七、東は道塚村につゞき、南は橘樹郡小向村に隣り、大抵多摩川を界とす、西は古市場村に接し、乾の方は今泉村に及び、北は安方村なり、この餘隣村道塚村の内に飛地あり、東西七八町、南北六町餘、村内すべて地低くして土性は黑眞土なり、當村のひらけしはふるき世のことゝ見えて、應永年中鎌倉管領滿兼より、鶴岡八幡宮へ社領寄附せられしときの文書にのする、六郷保の内原郷と云は此所なるべし、其文に寄進鶴岡八幡宮寺、武藏國入東郡内難波田小三郎入道跡事、右同國六郷保内原郷替所寄附之狀如件、應永七年十二月二十日、左馬頭源朝臣と載たり、御入國の後は御料所にして、伊奈半十郎が支配所なりしが、元祿四年閏八月間瀨吉太夫かはり、同六年三月二十八日ふたゝび伊奈半十郎が支配所となり、それより子孫世々うけつぎしが、寛政年中より大貫次右衞門支配す、

高札場　南の方多摩川堤のうへにたてり、

小名　志多田（シタダ）　耕地の岸を云ふ、

多摩川　村の南を流る、川幅凡八十間餘、この川の涯に堤あり、村内にかゝること長二百二十間ばかりなり、○渡　多摩川にあり、川の南橘樹郡小向村に達す、百姓もちの船渡なり、小向村持、○六郷用水　村内の用水とす、安方村より入て道塚村に通ぜり、

氷川社　見捨地十八歩、村の乾方にあり、鎭座の年代詳ならず、村内東福寺持、○稻荷社　除地十歩、村の東の方飛地にあり、○諏訪社　除地二畝二歩、村の北の方小祠なり、村もち、○諏訪社　除地二畝二歩、村の北の方にあり、前に石の鳥居をたつ、これも東福寺持、

東福寺　境内一段二畝十三歩、村の北の方にあり、新義眞言宗同郡高畑村寶幢院末、諏訪山無量院と號す、開山開基詳ならず、中興開基榮感天和元年四月二十五日示寂す、客殿三間に五間、本尊阿彌陀如來を安ず、立像にて長二尺三寸ばかり、

諏訪祠　村内にあり、小祠、○不動堂　除地一畝五歩、村の南にあり、堂は九尺四方、村民七郎左衞門持、

神明社　不動堂除地の内にあり、小祠昔は除地四畝八歩ありしが、川涯なれば崩入てその地をうしなふ、村民次、○觀音堂　除地三畝十二歩、村の中央にあり、堂四方、相傳ふ昔賊ありてこの本尊をぬすみ去りしが、不測の靈夢によりてふたゝび此所へ持來て安置せり、その後靈驗いよいよあらたなりといふ、村民七郎左衞門持、○地藏堂　除地二十四歩、觀音堂の側にあり、石佛に同じ、持、

新編武藏風土記稿卷之四十三　終

新編武藏風土記稿卷之四十四

荏原郡之六　六郷領

○古市場村　古市場村は、古より村内天神の社地にて、年毎に二度の市たつゆへに村名おこれりと云、其地は郡の南の方多摩川にそひてあり、江戸日本橋より行程四里にあまれり、家數七十六軒、東は原村に隣り、南は橘樹郡小向村にて、大抵は多摩川を界とすといへども、對岸にも村内の地ありて、民家三十軒ばかりはその地にあり西は矢口村に境ひ、北は今泉村に隣る、東西九町ばかり南北八町餘、多摩川の方へよりては陸田そこばくありて其餘は皆水田なり、土性は眞土にして砂交はれり、當村古より市のたつなどいへるを以考ふるに、ふるくひらけたる村なる歟、されど古老の傳へもなし、御入國よりこの方は御料所にて、今は大貫次右衞門光豐支配せり、撿地は元祿八年織田越前守承りてたゞせり、其後新田をひらきしにより、享保十八年ふたゝび筧播磨守撿地せり、

高札場北の方本村のうちにあり、

小名　多摩川の兩ケ邊（リヤウ）にあり　東耕地東の方なり、曾根分北の方なり、

本村耕地これも北の方　上臺耕地多摩川をへだて、南のかたにあり、　中耕地是も多摩川南にて、上臺耕地にならへり、　西洲耕地これも同じ邊にて、橘樹郡平間村の方へよりてあり、

多摩川　村の南を流るゝこと三百間ばかり、それも昔とはさまかはり、年久しくふるうちには、寄洲も出來て今は水田をひらき、田數一町六段七畝九歩ばかりあり、○渡多摩川にあり、對岸小向村に達す、渡船は小向村より出す、百姓耕作の爲には○六郷用水今泉村の境よりながれ來り、所々の水田にそゝぎ、末流は多摩川にいるなり、

天神社　見捨地四畝、多摩川の南小名上臺耕地にあり、わずかなる祠にて、前に拜殿あり、九尺四方ほど、勸請の年代を傳へず、祭禮は年々七月十日、十二月二十五日にて、古よりこの日社頭に市たちて、近鄉の人群集せり、村名もこれによりて起りしことは既に前に出せり、是によれば此神社も古代よりこゝにたちしにや、村内圓應寺持、　○八幡社見捨地一段八畝、本村耕地の内にあり、土人湯坂八幡とも東八幡宮とも呼、わづかなる祠なり、前に石の鳥居をたつ、祭禮は八月十五日なり、是も圓應寺持、○八幡社社地一段三畝、多摩川の邊にあり、内室八幡と稱す、この地の小名を兩けといふゆえ、土地にては兩け八幡宮ともいふ、社は四間四方、前に石の鳥居をたつ、兩柱の間九尺、勸請の年歴を傳へず、こ○稻荷社見捨地三畝、多摩川の西上臺耕地といふ所にあり、小祠也、百姓持、

圓應寺　村内二段九畝十八歩、村の南によりてあり、新義眞言宗、高畑村寶幢院末、滿曜山惠門院と號す、開山の名及び年歴を傳へず、客殿八間に五間、本尊阿彌陀佛を安ず、座像にして長一尺三寸作しらず、　神明社門前にあり　小祠、

○今泉村　今泉村は、郡の南の方にあり、家數三十二軒東は安方原の二村に接し、南は古市場村に隣り、西より北へは矢口村にさかふ、東西十三町南北三町餘、すべて平地にして陸田少く水田多し、土性は眞土なり、當村古のことは詳ならず、御入國の後は御料所にして、伊奈半十郎が家にて支配せし所なり、元祿七年八月九日高百石の地を淺草大護院に賜はれり、明る八年織田越前守信久奉行して檢地す、其後江戸西の久保天德寺、及び同所大養寺等の寺領となりしと云、されど天德寺及び大養寺に藏する貞享二年の御朱印に、既に寺領の内當村にて賜る由見ゆれば、土人の傳へは誤りにて、此兩寺へ賜はりしは元祿より前なること知べし、今はすべて三ケ寺の寺領なり、

小名　板取村の北にあり　前田耕地南の方なり、　二段割これも南の方

番神耕地北により てあり、

多摩川堤　村の巽の方にあり、長さ八十三間、多摩川の水溢に備ふ、

稻荷社　除地一畝、村の東原、○三十番神社村の東村の墺にあり、小祠、

延命寺　墺内二段八畝、村の中央にあり、淨土宗品川願行寺末、願海山と號す、開山は白旗の寂惠良曉上人なり、上人は相州の人、或云石州人、はやく叡峯に登り、學顯密を詳にす、後記主良忠上人の門に遊び、師弟道合ふて一家の玄蘊をきわむ、後光明寺の第二世となり、又橘樹郡白旗の鄉に遁るゆへに、その流を稱して白旗流と云、嘉祐二年三月朔日寂すと、按ずるに本朝嘉祐の年號なし、年代を以推すに嘉元の誤なるべき歟、されど元と祐とは字の形も大に異なれば、嘉祐は別に逸號なるも知るべからず、此後住僧も中絕せしと見えて、第二世芳譽上人を中興とす、芳譽は永祿二年八月十五日示寂す、本堂六間に七間、本尊阿彌陀佛を安ず、立像にて長二尺、側に地藏の像を安ず、これも立像にして長一尺五寸、相傳ふ最明寺時賴の守本尊にして、聖德太子の作なりと、當寺に持傳へし由緒は詳ならず、　稻荷社本堂に向ひて右の方にあり、　山王社同所にあり、　古碑　二墺内にあり、一は延文二年十月日と刻し、一は應永十八年とこくす、○華光院墺内二段三畝、村の西北の間にあり、新義眞言宗、同郡高畑村寶幢院末、福田山蓮華寺と號す、開山法印權大僧都快智延寶二年九月二十七日示寂す、客殿七間に五間半、本尊大日如來を安ず、　八幡宮墺内にあり、村の惣鎭守なり、勸請の年代を傳へず、社は四間四方、前に鳥居をたつ、兩柱の間七尺、祭禮年々八月十五日なり、

○矢口村　矢口村は、郡の南の方多摩川によれる地なり　此地名は【太平記】等の書にも載せて、世にしる所なれば古くより開けし村なることは論を待ず、いかなるゆへにかかく唱へけんしるべからず、或は云、往古日本武尊東征のとき、東夷と矢合せありし古跡なれば、矢食村と稱せしを訛りて矢口と唱ふと、もとこれ太古のことなれば今より考ふべからず、されど多摩川の對岸に矢向矢上等の地名あるときは、此邊すべて矢のことによりて地名のおこりしことは、しられたれど別にゆへあることなるべし、他の證もなければ尤牽強の說といふべし、家數七十六軒、東は今泉村に接し、南は古市場村に隣る、坤の方は橘樹郡の内上平間、下平間の二村なり、此界はもと多摩川を限とせしかど、いつの頃よりか對岸にも當村の耕地と云もの出きたりて、今は二町四五段の田地ひらけたり、西は下丸子村鵜の木村にさかひ、北は嶺、德持の二村に錯はる、東西七町餘、南北十町ばかり、村内すべて平地にして田畑相半せり、土性は眞土にして砂交はる、當村はふるくよりひらけし地なれば、世々變革せしことも多かるべけれど、すべてそれらのこともつたわらず、御入國の後は御料所にして、小泉次太夫吉次御預なりしより、年を歷て御代官遷替して支配せしに、寛文の頃青山因幡守宗俊に賜ひしかば、同四年檢地して貢稅をさだめり、其後ふたゝび御料所となり、數十年の間御代官かはるがはる預り奉りしが、寛政年中大貫次右衞門光豐が支配所となりしより今に至てかはらず、はじめ檢地ありし

後、土地の變革新田の開墾年々に出來しにより、享保十八年杉庄右衞門、粕谷金太夫等ふたゝび撿地せしより、今猶その時の貢數を用ゆ、

小名　根岸耕地　村の東の方なり、　押切　村の艮の方なり、　本間　方巽の方なり、

多磨川　村の坤の方にかゝれり、川幅四十間餘、昔は東北の方堤の下へよりてながる、其頃は川幅も今よりは大にひろかりしと云、下の渡り　○六郷用水　鵜の木村の方より流れ來り、村内所々の水田にそゝぐ、○樋三ケ所一は臥樋にして字中河原と云所にあり、一は埋樋にて字光明寺前にあり、一は懸樋にて村北の用水ぼ　○堤　多磨川涯にあるもの五百五十間ばかり、御普請所なり、　○古川堤　隣村鵜の木光明寺池の邊よりつゞきてあり、長二百九十間ほど、堤上に松杉のなみ木あり、

新田明神社　村の中央にあり、新田左兵衞佐義興の靈を祀れり社地は古より撿地せしことなければ、歩數をしらず、と云、緣起の畧に云、新田大明神は、左中將義貞朝臣の次男左兵衞佐義興を祭れるなり、義興は妾腹の子なれば、兄義顯討死の後も、三男義宗を嫡子とさだめられ、義興はあるにもあらぬ體にて、上野にあり、父義貞討死の後、建武三年八月北畠顯家鎌倉を攻しとき、義貞に志ありし武藏上野の兵ども、義興を大將として顯家を救ひしかば、鎌倉合戰にうちかちて顯家とともに上洛し、吉野行宮に參りて後醍醐天皇を拜しけり、この頃までも德壽丸とて童形なりしが、叡慮によりて元服し、かれは義貞が家を興すべきものなりとて、名を義興とぞ召れける、いく程もなく顯家流矢にあたりて逝去ありしかば、義興は父東國へ下向し年月を送り、正平七年義兵を起し、家嫡左少將義宗、叔父脇屋刑部卿義助が子右衞門佐義治と共に、武藏野の小手差原にて尊氏と合戰に及しが、みかたの軍うちまけたり、此時義宗は笛吹峠をさして落行しに、義興義治はなを基氏を窺んとて鎌倉の方へ忍び行ける、途にて石堂入道三浦介が六千餘騎と行合しかば、其士卒をひきひて神奈川より又鎌倉へせめいり、大に戰ひて基氏をおひおとしければ、義興義治もさきの恥辱を雪ぎ、あつばれ大將と仰がれて暫く東八ケ國の成敗をぞ司りける、これよりしばらくは相州河村の城に籠りしに、文和三年の春河村の城を落ければ尊氏は都へ歸り、基氏鎌倉に入替りけり、義興幼きより武勇人にこへ、智謀類ひなく、大敵を破り銳陣をとりひしぎしかども、時至らざれば武藏上野の間に忍びてありしが、その後義宗義治と同く越後の國へ城郭を構へ、半國ばかりうちしたがへけり、然るに上武の內義貞に忍ありて、基氏の家老畠山入道に恨を含む人々、連署の誓詞を以て無二の志を存する間、三人の中一人東國に忍びて御越あらば、大將に仰ぎ義兵を擧ぐべきよしを申入ける、義宗義治二人は許容なかりしに、義興はもとより勇者にて兎角のかへりみに及ばず、郎等百餘人を打つれたる旅客の姿に出立て、密に武州へぞ越ける、然るに東八ケ國の內志を通ずるもの出きしかば、龍の水を得たる心地して時を待てぞありけるに、基氏及び家老道誓入道、ほのかに聞て安からずおもひ、計策をめぐらしけれども、討得ることあたはず、こゝに於て道誓ひそかに竹澤右京亮良衡にはかりけるに、もとより欲心盛にして情なき人なりければ、兎角に及ばず、左あらば御內の制法を背き、本國にかへりてはかるべしとて、これより委しこの領城をあつめて專夜酒宴遊興にふけり、或はあまたの傍輩をあつめて博奕してあそびけるに、或人此由を道誓に告たりければ、道誓偽りて怒り竹澤か所帶を沒收して追出しけり、かくて竹澤は本國へかへりひそかに人を以て義興へ申入けるは、父にて候入道故殿の御手に屬し、元弘年中鎌倉の戰にも忠を抽で、某もまた先年武藏野御合戰に忠戰を致し候へども、其後は御座所をも知り奉らざるにより、心ならず畠山入道に屬して命を助りけるが、

心中の趣氣色にあらはれけるにより、させる科もなきに一所懸命の領地を沒收せられ、剩へ討取べきよしにて候間、武藏の陣を逃出候、近年某が不義を御免あらば、御奉行仕るべしとこまやかに申入けるに、義興猶もあやぶみて見參をもゆるさゞりけるにより、竹澤密に人を京都に遣して、ある宮の御所より少將と申女房をよび下し、己が養女として義興に侍せしめければ、さすがに義興も情をかけ玉ひ、のちゝゝは竹澤へもまみえられければ、竹澤悦び禮物あまた奉り、內の人々にはかくて半年ばかりをすぎしかば、おのづから義興の心もとけて、いかなる密事をも告知らせけるにぞ、竹澤時分をはかり、九月十三日夜の月のくまなくはれ渡りけるとき、義興を我館へすかしまねきて討とらんとはかりけるに、女房夢見あしきにより、夢ときに問へば、重き御愼にて候、七日か間は門內を御出有べからずと消息ありしにより、義興風氣と稱して夜の遊をやめければ、その計もむなしくなりけり、こゝに於て竹澤計のあらはれしを疑ひ、少將をば翌夜ひそかに刺殺して、堀中へぞ沈めける、その後竹澤思ひをめぐらし、畠山が方へ使をはせて、小勢なれば一族江戶遠江守廣寬、同下野守能登を急ぎさし下され候はゞ、俱に評定して義興を討まいらせんとぞ申ける、入道悦て謀をめぐらし、二人が所領稻毛の庄十二鄕を闕所しければ、二人は稻毛に城廓をかまへ、一族以下五百餘騎招き集め、入道に向ひ一矢射て討死せんとぞのゝしりける、程へて遠江守竹澤を以義興をむかへ、大將として鎌倉へ攻入べし、鎌倉には一族二三千騎はあるべし、その勢を以相州をうち從へ、義興も竹澤が執り申すことなれば、謀ごとゝはしらず、かへりてたのもしきことにおもひ、ひそかに武上常總の間に志を通ずるものどもをかたらひ、延文三年十月十日の曉義興忍びて立出、鎌倉へとぞ急がれける、江戶竹澤は矢口の渡の船の底を二所くりぬきて鑿をさし、向ひの岸には江戶遠江守が姪下野守と共に三百餘騎にてひかへ、此方の岸には竹澤倔強の射手百五十人、遠矢に射とらんとぞたくみける、忍びの御事なれば大勢の從者はいかがとて、兼てよりぬき〳〵に鎌倉へぞつかはしける、義興は世良田右馬助等僅に十三人を打連て、鑿をさしたる船にのり、矢口の渡をおし出す、中流に至りて渡守橋をとりはづしたる體にて川に落し、二つの鑿を一時にぬき、二人の水主は水に飛入底をくゞりて逃去又前後の岸よりは閧をつくり、旗をたゝきてたはかり申とはしらで、おろかなる人々のありさまを見よやとて、一度にどつとぞ笑ひける、水は湧入て腰の程に及ぶとき、井彈正義興を抱きてさしあげゝれば、日本一の無道人にたばかられけるこそ無念なれ、惡鬼となりて怨をむくゆべしとて、腰刀をぬきて左の脇より右のあばらまで、二刀切たまへば、井彈正も喉ぶえをかき切て自ら頭をつかみ、後へなげいたす、音二町ばかりぞ聞えける、世良田右馬助大嶋周防守二人は、さしちがへて川へ飛入、由良兵庫助同新左衞門は舟のともへに立あがり刀をとりて互に首を搔おとす、南瀨口六郎市川五郎三人は袴の腰を引ちぎり、裸體になり太刀を口にくはへ川中に飛入けるが、水底をくゞり向ふの岸へかけあがり、敵三百騎の中にかけ入、半時ばかりきりあひ、敵五人討とり、十三人に手をおはせ同じ枕に討れけり其後水練を大網をおろし、義興及び從者十三人の首を求め出し、酒にひたし、江戶竹澤等五百餘騎にて、武州入間川なる基氏の陣へぞはせまいる、畠山入道斜ならず悦び、小俣少輔次郎松田河村等を召て見せければ、疑もなく義興の首なるよし申しけるにぞ江戶竹澤は忠功拔群なりとて恩賞數ヶ所た給りけり、竹澤は猶も謀判の與黨を尋んとて、入間の陣に止め、江戶二人は暇を賜はり恩賞の地へ下らんとして、十月廿三日の暮程に矢口の渡に著き、舟を待ほどに、先に舟をしづめし水主二人酒肴を用意して、己も恩賞に預らんと迎の舟をぞ出しける、此舟中流に至るとき、暴風雨起り白浪舟をたゞよはしければ、此舟は騷ぎて漕戻さんとするとき、浪にうちかへされて水主楫取一人も殘らず水底に沈みける、

さま義興の怨靈ならん、餘の所より渡さめと遠江守は引返し二十餘町川上の瀬に馬を早めて打けるに、雷勢しく鳴はためき、人家は遠し日は暮ぬ、助け玉へ佐殿と手をあはせて虛空を拜し、とある山の麓なる辻堂を目がけて馬をあをりける所に、黒雲一むら江戸が頭の上に下り、雷電耳のもとになりひらめくおそろしさに、うしろをみれば義興緋威の鎧に龍頭の五枚甲の緒をしめ、白栗毛の馬の額に角のおひたるに乘て、あひの鞭をしとゞうちて江戸を弓手になし、径七寸ばかりなる艫股を以、かひかれより乳の下かけて、ふつと射洞さるゝと覺へて、江戸は馬より逆さまに落ち、血をはきてたへ入んとしけるを、興に乘せて門に舁付たれば、七日が間足手をあがき水に溺たる眞似をして死にけり、その翌夜入間川には、畠山入道が夢に黒雲のうへに太鼓を打て、鯨波を作る聲しければ、何者やらんと見やりたるに、義興長二丈ばかりの鬼になりて、牛頭馬頭阿放羅刹とも廿餘人を前後に從がへ、火の車を引て左馬頭の陣中に入と覺へ、胸うち騒て夢覺ぬ、入道奇異の思ひをなし夢ものがたりをするも、いまだ終らざるに、俄雷火おちかゝり、入間川の在家百餘、堂舍佛閣一時に灰燼となれり、その後道誉も罪を得て流浪の身となりて死けり、かくて矢口の渡には夜な々々光物ありて、往來の人をなやます、野人村老集りて義興の亡靈を一社の神に祭り、墳墓をきづき竹樹を植て新田大明神と名づけける、これ延文三年十月なり、さればこの邊に立よる人は、忽神罰を蒙りけるにより神職をはじめ里人に至るまで近よらず、又いつのころよりか正月十日、十月十日二度の祭禮をこなひしより、年々おこたらずと云々、此緣起は延寶年中林春齋のえらひしものなりといへば、多くは古書を閲して抄出せしならん今【太平記】【神明鏡】【南方紀傳】等の書と參考するに、大抵はたがひなし、

本社宮作、石壇の上にあり、拜殿四間に二間、茅葺なり、壇の大さ二間に三間、本社を少ばかり、へだてゝ、前には新田大明神の五大字を扁す、鐘樂堂の前にあり、銘文あれどいとちかきものなれば略せり、樓もありしが、今は損壞して廢したり、繪馬堂三間に二間、拜殿に向て左にあり、神樂堂同ならびにて前の方にあり、二間に三間、末社稻荷社同ならびにて、拜殿の脇にあり、小祠、疱瘡神社同ならびにあり、三峯社同ならびの隅、古稻荷社拜殿前に鳥居をたつ、

神馬殿神樂堂に向ひてあり、神馬の形を作りて安ぜり、

新田義興墳本社の後にあり、墳の徑七八間、上に竹數十竿生たり、人この墳に觸る者あれば、忽祟ありとて、廻りに柵をゆひまはし、竹のかれしも取去ることをおそれてそのまゝすておけり、相傳ふ此墳は義興の屍及びその時の舟をこほちて埋みし印の塚なり、そのかみは玉川今の墳の後をながれしにより、川邊の方を正面としてきつきたるゆへ、社をいとなむに及て墳前萊地なかりしかば、後の方へみやつくりせしかど、今に正面の方へも石の鳥居をたてり、墳の側に石碑あり、是は近き頃松平大學頭賴寬の建立なり、銘文に、昔元弘帝、出居南山、足利氏立光明帝于京、於是南北分朝、諸國各據其黨、戰爭數年、而新田氏舉族勤王南朝、宗人左中將源公義貞卒、其族褒、神君者中將公庶子、名義興、勇氣掩世、延文中以兵衛助爲南帝密徇東國、勢將復振、先是足利氏使其子基氏居鎌倉、令關東、畠山國清爲副、時共田次武州、患之、畠山以幕中士竹澤誉事神君、因使圖之、乃陰共謀佯與竹澤有隙逐之、竹澤使謂神君曰、臣無罪見疑於國清、若得再事舊君、顯有所效、神君納焉、乃飾美女進之、有寵、既而請爨已家因圖害之、美人有夢、惡懼留、神君不出、竹澤不克果、而神君亦不猜近之、乃又密請畠山使江戸氏二人助焉、亦佯逐之、二人因竹澤來神君納焉、於是三人比事焉、勸襲鎌倉、且曰、有衆難襲、使分士卒、先神君至矢口津、從者十三人耳、竹澤豫與人謀竊舟塞之、使待于岸、既而神君與其人乘焉、中流舟人佯失隧船具於水、沒而求之、陰去其塞泳而逃、水入舟將沉、竹澤江戸夾岸伏甲、擊而出、神君悟既不可爲、乃怒呼曰、吾爲厲報女、自屠其脇腹而沒、十三人從死焉、後害者至津、雷電晦冥、神君介而見皆死厲見不已、津民懼乃爲立廟、追祀其神、至今四百餘年、人猶懼威靈、不敢褻慢云、今年丙寅、守山侯源賴寬、遣使立碑、自書篆額、乃又使元喬據舊史叙其畧勒石係以迎送辭、其辭曰、霹靂激兮電揚光、龍車驚兮玄雲翔、神之至兮欻亡常、儼如在兮水中央、被犀甲兮張彫弓、既一怒兮奮鬼雄、仇且殪兮對未窮、將以愴兮茲壽宮、蒸肴醴兮采蘭蕙、潔余祀兮神無憑、固既毅兮勇以厲、掃妖氛兮永不菅、水澹々兮清以洌、往又來兮羌可濟、良辰和兮天門霽、顧余降兮雲之際、延享三年春三月守山源賴寬篆、平安服元喬撰、鳥石鶯辰書

別當眞福寺　除地一段二十二歩、社地に隣れり、新義眞言宗、高畑村寶幢院末、義興山明王院と號す、昔はわずかなる庵室なりし、其頃は神守院と號せしに、寛文年中撿地ありし時除地を附けられ、つひに一寺となり、その後本尊不動を安置して今の院號に改めたり、開山の僧はその名を失す、中興開山宥眞は寛保二年九月廿九日寂す、本堂十間に七間、社地の方へよ　寺寶　緣起二軸延寶四年正月松平求馬政種寄附す、林春齋之文にして上左兵衛尉庸書す、畫は上野加卜筆なり、緣起の畧は已に前にのせたり、元文元年四月十一日惇信院殿此邊御遊歴の時、大久保伊勢守を以台覽に供へしといひつとふ、

義貞自詠掛物二幅　義興畧蹟

一通　右二品は土井氏より寄附す、

釜一口　義貞陣中にて用ひし釜ならんといへり、徑一尺二寸許り、上州世良田にて堀出せしものゝよし、其土人奉納せり、

義貞自作木像一軀　これも世良田より出し廻國の僧道念といふもの納む、

矢一本　江戸遠江守が子孫北見若狹守重政が所藏せし矢なりといふ、

太刀二振　一振は昔よりの寺寶にして由緒を傳へず、一振は三州大樹寺より納めしといふ、

胄一頭　篠塚伊賀守が胄のよしにて、讓り狀あり、これも土井氏より納む、

○十寄明神社　新田明神より三町ばかり西にあり、義興の具せし從者の靈を祀れり、故に十騎明神といふべきを、いつの頃よりか十寄に書來りと、又云云左にあらず、昔徒寄とかきしとぞ、義興の人徒をあつめて祀りしと云義なりと、いづれもたしかなることなし、ことに【太平記】によれば、從者十三人と云ふ、その人々は世良田右馬助、井彈正忠、大嶋周防守、土肥三郎左衞門、市川五郎、由良兵庫助、同新左衞門入道信阿、南瀨口六郎、その餘五人の姓名は傳はらずといふ、按に【太平記】異本に、井彈正を井伊彈正興種とあり【井伊家譜】によれば、彈正左衞門直秀と記せり、又異本【太平記】に市川五郎を五郎右衞門とし、南瀨口六郎が氏を大瀨口とあり、此八人の外に松田與市、宍道孫七、堺壹岐權守、進藤孫六左衞門等四人の姓名を加へ、又十三人といへるをも、十二人に作れり、されば普通の本に十三人とあるは字の誤歟、あるひは義興を加へて主從十三人のことなるもしるべからず、是によれば從者は十三人、或十二人なるを十騎と云も疑ふべし、此十三人の人々、義興と同く亡ひしことは已に前に見えたれば畧せり、本社二間に九尺、拜殿二間四方前に鳥居をたて十騎明神の四字を扁せり、本社の後背に古塚あり、これ十三人の印の墳にて、そのさま新田の社の塚に似たり、是も眞福寺の持、

末社日本武尊社　本社の側にあり、わづかなる祠なり、

○氷川社　村の中央にあり小祠百姓持、

○白山社　字根岸と云處にあり、是も小祠、

○熊野社　村の東にありて、宮作にて三尺四方の社なり、前に鳥居をたつ、

古蹟矢口渡迹　古鎌倉街道の内にありし渡なり、その所は今の新田社の邊なり、今も多摩川の迹とおぼしき所はくぼみて見ゆ、多くは水田となりたれど、矢口沼と稱して蘆蒲など生ひしげりたる所あり、長三百間ばかり、幅四十間

ほどもあるべし、【新田義興此地に自害せしことは、已に新田社の條に出せり、【太平記】に矢口渡と申は面四町に餘りて、浪險しく底深しとあり、【神明鏡】には丹波川と見ゆ、これは多摩川の水上甲斐の國の境より出て、秩父郡大丹波小丹波の邊に至りて一條の川となれば、たゞ川といふべきなり、多摩郡をすぎて大河となれば、多摩川或は假借して玉川と書くなりかゝる故をもて丹波川と記せしならん、又義興の自害せし地こゝよりは遙に川上なりといふ説ありて、丹波村の邊にも新田社ありともいふ、されど當所なることは、古記錄にも多く證すべきことあれば疑ひなかるべし、又【浪合記】に、應永廿三年上杉禪秀亂を作せしとき、上州の世良田岩松等旗を上げしに、桃井宗綱禪秀が手に加りて鎌倉を攻め、終に江戸遠江守を國清寺に討取、頓て遠江守が首を當所の川涯に梟首して、高札を建つ、その文に　今度攻相州鎌倉、於國清寺討捕江戸遠江守、奉爲新田義盛主仍如件、應永廿三年丙申十月十日、桃井右京亮源宗綱、この遠江守は堯寛が子なりと見えたり、【浪合記】は信ずべからずと世にもいふ人あれど、暫く記して疑を存せり、この後多摩川今の瀨に變ぜしは、いつの頃にや未だ詳にせず、

○下丸子村　下丸子村は、郡の南にあり、六鄕領に屬し今鄕庄の唱を傳へず、江戸日本橋を距ること四里、東は矢口村に接し、南は多摩川の對岸橘樹郡平間村に隣り、西も多摩川の向ひ、同郡中丸子村に境ひ、北は鵜の木峯の兩村なり、東西南北の廣さは大概八町許にて、地形この邊は平かに、土性は眞土に砂交れり、民家六十四軒、處々に散在す、當村開墾の年代は傳へざれど、【小田原北條分限帳】に、五百五十文小机下丸子布施善三とあれば永祿以前開けし村なることは勿論なれど、小机鄕は橘樹都筑の二郡に係りて郡內には及ばず、ことに上丸子は今も橘樹郡稻毛領に屬せり、是も【分限帳】には小机の內とあり、中丸子のことは【分限帳】にのせざれども、是も橘樹郡なり、當村今は郡界にありて多摩川の北なれども、永祿の頃は多摩川當村の北を流れて、上丸子と同じく橘樹郡に屬せしといへり、地理をもて考ふるに實に然るべし、當所のみにも非ず此川上登戸村を【分限帳】には多波川北登戸とのす、是も今は多摩川南にて橘樹郡に屬せりすべて川流によれる地にはかくの如き變遷もためし多し村老の話に元祿十四年初めて郡內に屬せしなど、語り傳へもあれど、それもひがごとなり、正保年中すでに當郡の內なるよし國圖に見ゆ、其頃は伊奈半十郎支配し、寬文の頃に至りては青山因幡守領分となり、いくほどもなくもとの如く伊奈半十郎が御預所となれり、元祿十五年小長谷勘左衞門、池田新兵衞の兩人撿地し、その後又新田なりしかば、享保十八年神尾若狹守が承りにて撿地し貢の數を定めたり、寬政四年より御代官大貫次右衞門支配所となりて今も同じ、

小名　根田　村の中央なり　妙蓮塚　これも中央なり、　北古川　昔多摩川村の北境を流れし頃の川のあとなりと云、この地川上にて西北の方なれば、北古川と云て南古川に分てり、　前新田西南の方なり　南古川　これも昔の流のあとにして、北古川よりは下流なり、ゆへに南をもて北古川に對せり　中堀　今もとの多摩川のあとにわづかの流あり、これ多摩川の流今のごとく瀨をかへざりしまへは、川の中央にあたりし所なり、ゆへにこの川の邊を中堀とよべり、

多摩川　村の南方を流る、この川岸の內に舟渡あり、昔はその邊も村內の地にして、對岸平間村へ通ぜしに、近き頃は平間の地あまた崩入て當所へ寄洲いできしにより、その寄洲の地となれり、川幅五十間許、

鄕倉一ケ所　村の中央にあり、

六所明神社　除地四畝二十歩、村の中央にあり、此地の鎭守なり、社三間半四方、前に石の鳥居あり、柱間九尺許、村內蓮光院持、

末社天神社　稻荷社　此二祠本社の傍にあり、　三峰社　本社の後、○諏訪社除地八畝二十四歩、村にあり、○神明社除地六畝二十歩、蓮光院持、村の西にあり、

村の北にあり、小祠、是も蓮光院持、

蓮光院　除地二段三畝十八歩、村の東にあり、新義眞言宗、橘樹郡小杉村西明寺末、壽福山圓滿寺と號す、開山の名を知らず、寺僧歷代の中始に良範律師と云を載す、是等なりや、されど年代を傳へず、法流開基傳燈大阿闍梨海尊、是も年代を知らず、中興開山源清僧都天正二年三月八日寂すといへば大抵古き世より開けしことしらる、客殿五間に七間、東向、本尊大日如來、座像一尺二寸ばかり、　○長福寺年貢地、是も東の方にあり、新義眞言宗、西明寺の末、長明山と號す、當寺歷代墳墓中にて舊きは範宗法師、元祿十年二月三日とあり、開山の年歷を知らず、客殿六間に四間半、本尊聖觀世音長二尺許なるを安置す、

○鵜ノ木村　鵜ノ木村は、郡の南にあり、村名の起りは村內鵜森明神の社あるによれりと土人はいへり、この說はうけがたし、別にゆへあるべし、其詳なることは神社の條に出せり、延德元年の頃天明伊賀と云もの、五六輩の人を率ひ當所に來て原野を墾し、はじめて陸田をおこせしより、年を歷て村落をなせり、其頃は關東の兵亂年をおふてやまず、この人々は世をさけて農耕にかくれ、人しれず生を送りし事なれば、領主へも達せずして貢物の沙汰もなかりしならん、大永年中小田原北條家の分國となり、其後いつの頃家人の給地となりしにや、永祿二年改定ありし【小田原北條分限帳】に、四貫六十文六鄕の內鵜の木島津孫四郎知行とあり、御入國の後小泉次太夫あづかり奉りし頃までも陸田のみにて、わづかにその貢稅を奉りしに、次太夫がはからひとして多摩川の流を引き來り、そこはくの水田をひらきけれど、今に至るまで陸田に比すれば水田の少きは地勢のしからしむるなり、其後正保の頃に至りては、伊奈半十郎かはりて支配せり寬文の頃近鄕と同く青山因幡守が領地となりしかば、同

き四年因幡守命じて地を撿せしめ、所務の數を定めたり、後領地をかへ賜ひしにより、當村は再び御代官所となれり其頃新田も年々に闢けしにより、田中休藏撿地せり、これ享保年中のことなり、延享の初より柴村藤右衛門、船橋安右衛門等支配し、後又伊奈半左衛門支配し、夫より小野左太夫、辻源五郎等支配し、今は大貫次右衛門が御代官所なり、當村江戸日本橋より行程四里、郷庄の唱は傳へず、領は六郷なり、東南北の三方には矢口、下丸子、久河原の三村係れども、四方の周廻は大概嶺村を以て境となし、彼三村は纔に地を接せり、四方の廣狹をいはゞ凡十二三町なるべし、この村の飛地二ケ所にあり、一は村の西北嶺村の西相模の國中原街道を隔てゝあり、一は東方二十町許隔てゝ矢口村の方にあり、地形は高低相半すといへども、すべて水利のあしきを患とす、民家五十七軒、所々に散在せり、

小名　谷戸（ヤト）西南によれり、七町四方、　大塚北の方にあり、八町四方、　奥島東の方にあり、是も八町四方許、

六郷用水　村内を流る、嶺村より入矢口村に通ず、

八幡社　除地二段餘、村の北にあり、社は二間半四方、前に石の鳥居を建て、入口に石階五級を設く、鎭座の年歷を

（鵜の森）

詳にせず、祭禮九月なり、村内增明院のもちなり、　天神社見捨地五畝、村の南にある小祠なり、是もいつの鎭座と云ことをしらず、增明院のもち、　○熊野社年貢地村の西にある小祠なり、是も增明院持、勸請の時代を傳へず、　○道祖神社見捨地五畝、村の東小高き塚上にあり、由來をしらず、村の持なり、　○稻荷社西北中原街道を隔てたる飛地の畑中にあり、天明稻荷と稱す、名主五郎右衛門の持なり、五郎右衛門は舊家にて、天明氏なれば稻荷をもかく號せり、猶舊家の條にのす、　○鵜ノ森明神社名主五郎右衛門が構へにあり、語り傳へに此邊鵜の森、烏の森、鷺の森、鈴ケ森を合せて四の森と昔より土人いひならはせり、今北蒲田村の八幡を蕁田神社と稱するは訛りにて、蕁田神社は則當社なり、當社の祭神鸕鷀草葺不合尊なる故に、村をも古へは鵜の森と唱へたれど、光明寺の先住故有て鵜の木村と書せしより今の村名となりしなど云へども、この家のみにて傳ふることなれば疑ふべし、按に【梅花無盡藏】に文明十七年十月二日僧萬里世戸井を出て江戸に赴く途中、鵜の森をすぎて品川に至りしことをのせたり、世戸井は何れの地なりや今その唱なし恐くは久良岐郡瀨戸のことなるべし、若しからんには、品川へ行んとして當所をすぐべきの理なし、此邊別に鵜の森と云所ありし歟、萬里がしるせしはその地に老松あり、屈盤して其さま龍の如しなどいへり今すべて考ふべからず、當所のみにもかぎらず兒玉郡にも鵜の森と云地名あり、又多磨郡一分方村にも鵜の森神社あり、これは住吉明神を祀れりといふ、鵜森はその邊の庄名にて、小川の流れあるゆへ鵜多く來て森に巢くふゆへに、この名起れりといへり、因みにしるして參考に備ふ、又郡内八幡塚村八幡神社をも、蕁田神社など書せしものあれども、これも覺束なし、猶蒲田村八幡宮の條と照しみるべし、

增明院　除地二段餘、村の南なり青林山金剛寺と號す、新義眞言宗高畑村寶幢院の末なり、御入國の頃はわづかなる寮に

（三島の森）

て、修驗者住めり、今の如く一寺となりし年歷は詳にせざれど、開山長譽元祿年中寂すといへば、起立の年歷も推て知るべし、開基は青山因幡守なりといふ、中興開山映俊延享三年七月十八日に寂せり、　門東向、兩柱の間、八尺、客殿七間に五間半、本尊大日如來座像、二尺一寸許なるを安置せり、　供養塔境内にあり碑文の末に、享保十二年とあり、其文の大畧は元祿十二年の頃映俊と云僧此地に來りすみ、寶永年中に至りて再興のことを企て、山を鑿ち地を掘りしに、供養の器と五股鋒を土中より得たり、其さまいと古雅にて、後世冶工の手になりしものとも見えず、思ふに此地の道場は古きことにて、戰國の頃兵火のためにやけのこりしもの、土中に埋もれしならんと云ことを彫りたり是等のことをもて見れば、御入國以前より修驗のるいおりし寮なることしらるべきなり、　伊勢宮二ケ所一は境内背後の山上にあり、一は上り口にあり、共にわづかなる祠、　三島社跡是も境内にあり、今は其處を三嶋の森と呼べり、　○光明寺境内除地凡一萬坪、是も村の南方にあり、境内も元は今より廣かりしに、故有て慶長の頃せばまりしと云、大金山寶幢院と號す、淨土宗京都知恩院末、中古善導大師の像當寺の池中より出現せしことありしに、時の住持記主禪師、彼大師終南山にて法を說し昔のことをおもひ、ついに山號を終南山と改めしかど、後又今の名に復せしは三四十年前のことなり、開山善惠證空上人寬喜年中當寺を草創せり、其由來を尋るに、是よりさき弘法大師當所へ來りて勤業ありしのち、一寺となりてありしを上人有緣の地なればとて、密教の道場を改めて淨土の寺院とせられけるとぞ、さてこそ第三世行觀上人、大師のあとの湮沒せんことをおそれて、別に高畑村へ眞言の寺院をひらきしといへり、事は寶幢院の條下につきて見るべし、抑善惠上人の事實を尋るに、寺傳に云、上人俗姓は源氏、村上天皇の皇胤加賀守親季が長男なり、治承元年十一月九日生る、甫め十四歲法然上人の弟子となり、道德の聞えあり、寶治元年十一月廿六日示寂す、歲七十一、善惠國師と諡せり、上人遷化の後第三世までは西山派なりしに、第四世記主禪師の時に至り鎭西派に改めてより、今も其教を奉ぜり、故にこの禪師を中興の開山とす、　惣門柱間九尺東向、門外に關東弘通念佛最初の道場とかきししるしを建たり、門を入り右に清閑院と云塔頭ありしに、今は廢して蹟のみのこれり、　中門惣門の中にあり、是も東向、　客殿八間四方、是も東向光明寶林の四字を扁す、緣山大僧正滿空書とあり、本尊觀世音立像三尺なるを安ず、その餘記主禪師位牌及木像等を安置せり、　寶物　扇面一枚開山善惠上人、奥州白川關にて詠ぜし和歌を、上人の自ら片かなを以て書せしなり、　袈裟二領一は開山善惠上人の用ひし袈裟なり、一は鎌倉光明寺記主禪師の著用せし袈裟なり、　念珠一連記主禪師の所持なりしよし、天竺の菩提樹にて製す、　印一顆芝增上寺中興開山觀智國師の所持なりしと云、　六字名號二幅一は圓光大師の筆、一は觀智國師の書なり、　自然木の佛像一軀　圓光大師木像一軀長三寸五分、大師の自作なり、　名號石一顆讃岐國坂田より出現せり、坂田にて貝の鳴しことありし時、圓光大師六字の名號を石に彫りて與へしかば、其聲止みぬと、是も浮屠氏の虛誕なるべし、　經文經文の殘缺にて、中將姬の書なりと云へど、筆勢も遒勁なれば男子の書なるべし　善導大師像一軀立像五尺ばかり、年歷しらず、當寺の池中より得たり、弘法大師の作なるべしといふ、本堂に安ぜり、　額一面大寶王の三字を書す、弘法大師の筆なり、この額は辨天の社に掲げありしかど、其社は廢せり今書院の前に辨天の祠あるは其蹟なりと傳ふ、　雷斧一挺長さ一尺四寸周七寸　鐘樓本堂に向て右方丘上にあり、鐘の徑り三尺餘、銘は考證に備ふべきことなく、且享保年間の撰なればりやくせり、　雷留

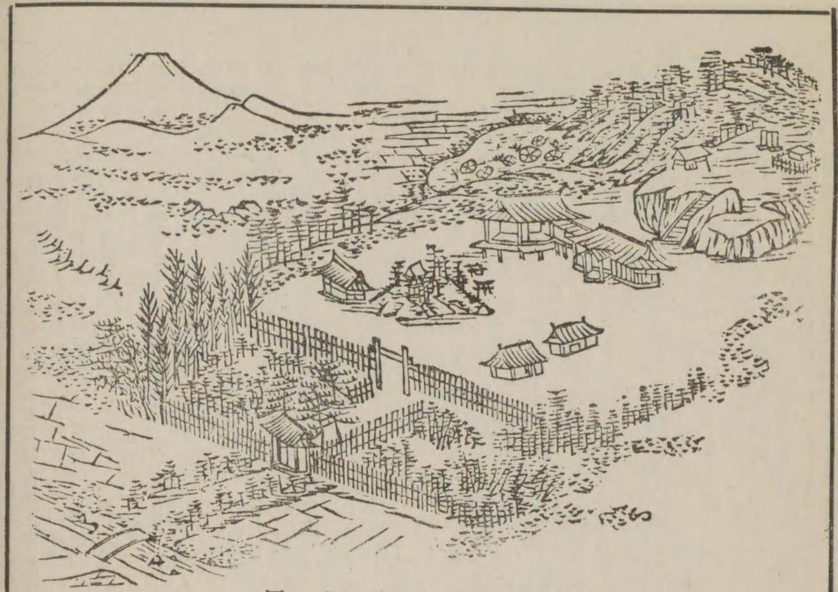

光明寺境内之圖

觀音堂　中門を入て右にあり、二間半に三間半、觀音立像三尺、殊勝の古佛なり、裾の方燒損じてあり、當寺緣起に、寛喜の頃いづれの年か六月九日、開山善惠上人鎌倉八幡宮へ一七日通夜し、滿ずる翌朝門外に異僧に逢ひしが、彼僧此木像を授て去れり、この像しばゝ光明を放ちければ、當寺を光明と號せりと、この寺の境内廣かりし頃は、この堂も今の處よりはるかに隔てあり、相傳ふ新田義興の靈雷となりて、江戸遠江守を追ひし時かたへの辻堂をさして逃げると【太平記】に載せたるは、則この辻堂のことにて、昔の所にありしころは、人家をはなれてありしさまおもひみるべし、その時雷火を防ぎし靈驗あるにより、この名を負へりと、像のたゝれしもこの時のことなるが、遙の後當寺の境内せばまりし頃、改めて堂を此地へ擔へりと云ふ、

腹帶地藏堂　是も中門を入て右にあり、本尊立像長八寸、弘法大師の作なり、腹帶と云ことと緣故あらん、未だ詳にせず、

辨天社　中門を入て左にあり、二間に三間、神體一尺二寸、寶珠をまきし蛇形なり、年代を傳へず、井伊掃部頭納めしと云、右に宇賀神の像ありしなり、

熊野權現　龍爪權現合社中門を入て左の方小高き處にあり、前に鳥居を建てり、

池　書院の前にあり、光明寺池と云、東西百五十間南北五十間許相傳ふこの池古の多摩川筋にて、矢口村の沼に續しと、近き頃までは池と沼との間に塘ありしに、今は古のさまを失ひ、沼も亦水田となれり、或時この池の岸を修造せんとて、側の山の根を穿ちしに、石槨を得たり、其中に首領より手足に至るまで全く存せる枯骨あり、何れの年いかなる人の葬所にや今石碑を立て入定の僧の屍骸ならんと、銘文に云へども、素より石槨中誌銘等もなかりしといへば、其實はしるべからず、境内背後の山に龍燈松と云松あり、此境内にたゞ〳〵龍爪權現あるによりてかく名付しにや、この松いつのころにか枯れていまはなし、

古碑　境内鐘樓の傍にあり、相傳ふ當寺境内に古碑多くありしに、素より斷碑となり又は文字讀得ざるも多ければ、それをばこゝに埋めたりとて、其上に碑を建たり、側に貞永より天文に至るまでの古碑三十基餘を積たり、されど法諡もなく年月をのみ刻みたるもの多ければ、今其年月法諡など見えたる碑を左にのせたり、明德四年阿闍梨性賢、嘉吉三年道秀禪門、文安二年三月二日覺仙阿闍梨、文明四年十月慧蓮、明應二年十二月十一日祐林禪尼、文龜二年逆修秀意、永正二年妙心禪尼、永正七年六月廿八日妙忍禪尼、天文三年甲午性範大德、

稻荷社　大門前古松の傍にあり、藤森稻荷社と號す、

舊家百姓五郎右衞門　天明氏、この村にて代々名主役をつとむ家系を失せり、家に傳へたるは先祖右兵衞佐光義と云もの、室町家の庶流なりしに、故有て下野國へ下り、由緒の地なれば芳賀郡佐野天明町鑄物師、天明某の許に寄客せり、後姓名を變して天明伊賀守光信と云ひしとぞ、其子五郎右衞門光虎、帶刀義光、兄弟此地に來りて住せり、時に延德元年のころなり、終に當所に止りて新田を開きけると農民の內に開發よりの家と云もの二三軒あり、いづれも五郎右衞門が家人の筋なるよし、下野國より率ひ來れりと云、今の五郎右衞門は光虎十一代の孫なり、短刀一口銘吉次、表に八幡大菩薩の五字、裏にはくりから龍の形をえる、外に朱塗の膳椀及佛畫一幅を藏せり、畫像は何人の筆なるをしらず、火防ぐ事を護る戌博迦尊者と云へるものなるよし、いづれも元龜年中より持傳へしと云、帶刀義光の跡は其後斷絕せしを近きころ五郎右衞門が二男某をもて跡を起せり、今の村民平右衞門と云ものは其子孫なり、

○嶺村　嶺村は、郡の南にあり、正保の頃は峰村とも書せしに、其後は今の字を用ひたり、六鄕領にて鄕庄の唱を傳へず、江戸日本橋より行程四里民家百三十九軒、東は久ケ原鄕に隣り、南は下丸子、鵜の木の二村に接し、西は下沼部村に傍ひ、北は雪ケ谷村にて、鵜ノ木村の飛地も少しくかゝれり、東西十町餘、南北九町餘、東南の方に當村の飛地二ケ所ありて、矢口、鵜ノ木、久ケ原、德持等數村の地にまじはれり、村の北によりて相州街道あり、村內に係ること六七町、道の幅は二間半ばかり、雪ケ谷村より鵜の木村に通ぜり、この村開墾の始は定かならざれども、村內の農家に北條家よりの文書を近きころまで傳へしと云へば、大抵其頃よりひらけしなるべし、御入國の後は隣村鵜の木と同く小泉次太夫か御代官所ならんといへり、正保年中も御代官所にて伊奈半十郎支配せり、寛文年中青山因幡守が領分に賜ひ、其頃同人此處の撿地を定めしことあり、夫より元祿の頃までも同じ領分なりしが、後又御代官所となり、延享の初より柴村藤右衞門船橋安右衞門等支配し、後又伊奈半左衞門かはり、夫より小野左太夫辻源五郎等支配し、今は大貫次右衞門が御代官所なり、

高札場　小名長窪にあり

小名　長窪　村の中央藥師堂の邊を云、

淺草分　村の東なり

鈴木分　辰巳の方を云、

供養塚　一名行人塚と云、村の西にあり、

北村　村の北を云、

橫須賀耕地　村の東飛地の內にあり、

多摩川　村の西南を流る、川幅四十間、村にかゝること七町、この川の西南もこの村にて、そこは下沼部村に境へり土人この處を村の飛地なりといへども、今地形をみるに、此川流古もしくは下沼部村と當村の間を流れ、いつとなく變遷して今は村のうちを通ずるにあらずや、されば此處も其實は飛地には非るべし、○六郷用水下沼部村より入り鵜の木村に通じ、それより矢口村を經、また當村の東邊に入て德持村に通ぜり、幅二間餘、次太夫ほりといふ、

釋護子（シャゴシ）八幡社　見捨地十歩、村の北小名北村にあり、祠九尺四方なり、○太神宮　見捨地六畝、本村の北にあり、小祠、○御嶽社　見捨地四畝、これも村祭禮九月十六日なり、の北にあり、小祠なり、

○女體權現社　見捨地七畝、社二間四方前に石階七級あり、下に鳥居を建つ、柱間九尺祭禮九月四日、

○稻荷社　見捨地三畝、小祠、

正善寺　境内免除地六畝廿歩、村の中央にあり、新義眞言宗、高畑村寶巖院末、峯松山と號す、開山開基か詳にせず本堂四間半四方、本尊大日如來、座像一尺なるを安ず、　馬頭觀音堂　本堂の後にあり、石階二十七級を陟てこゝに至る、堂は四間四方、　古碑三基何れも墓所にあり、一は正應四年權律師賢海、一は延文六年三月日、一は寛正五年正月十日と彫刻せり、　○本覺寺　境内除地一段、村の西北にあり、法華宗、池上本門寺末、性光山と號す、開山を日立と云寛永十六年九月十八日寂す、門東向本堂五間に六間、本尊三寶祖師を安置す、三十番神堂　境内見捨地七歩、九尺四方○藥師堂　境内見捨地七歩、村の本堂に向ひて左にあり、

中央正善寺の邊にあり、青山因幡守の建立なるよし、年歴を傳へざれど寛文より元祿のあたりまでの領主なれば、其頃の造立なりや、三河國鳳來寺峯の藥師のうつしなれば、土人峯の藥師と云と、今緣起を傳へざれば詳なることを知らず、正善寺のもちなり、

本立寺蹟　釋護子八幡の邊なり、昔は除地七畝ばかりありて、法華宗當德山と號せしに、當寺の先住日立年老て本覺寺へ隱居せり、其頃本覺寺は纔の庵なりしを、日立一寺に取建しかば、夫より本覺寺は盛んになり、當寺は衰微せしゆへ、本覺寺より兼住せり、時に享保十五年十月、當寺を都筑郡神奈川領今宿村へ移さんことを御代官所へ願ひ上げてより、當村の除地七畝を返し奉り、今は畑となれり、なを彼の村の條下に出せり、

○久ヶ原村　久ヶ原村は、郡の中ほどにあり、正保及元祿年中改定の國圖共に村名の字を久原村としるせり、今の字にかきかへしは何の頃よりにや定かならず、又同じ圖をみるに、其頃すでに馬込領久河原、六郷領久河原と二村に分ちて記したれど、古は一村なりしなど土人の傳へあり、もとより地形も接したれば、さもありしならん、當村は六郷領なり、郷庄の唱を失へり、江戸日本橋を距ること三里半、東は池上村に境ひ、南は德持、鵜ノ木の兩村に接し、北は道々橋、雪ケ谷の二村に隣り、西は嶺村に依れり、殊に小村にして東西纔に五町餘、南北九町半、東南の方に一條の往還を開けり、是を平間道と呼ぶ、道々橋村より入り鵜の木村に至る、村内を經ること八九町、民家は五十四軒、土性黑ぼくにて地形は高低相交りたり、田畑の多少も概していはゞ水田の方少く、

陸田は多し、この村は正保の頃御代官所にて、伊奈半十郎の支配せしことはものに見えたれば、御入國の前起りしことにや、元祿年中命を蒙りて織田越前守撿地をなせり、享保の頃に至りて新田の地を開きしかば、そこをば筧播磨守が撿地せしよし、後御料私領及び寺領も入會となれり、御領の方は御代官も遷替し、今は大貫次右衛門支配し私領は三浦久五郎、三浦五郎三郎、森川玄蕃知行及び江戸西の久保大養寺、愛宕下天德寺、芝金杉西應寺、湯島根生院の領交れり、

小名　大塚　小塚　味噌耕地　南臺　庄仙

林四ヶ所　一は安祥寺持、外三ヶ所は村民の持、　○芝原一ヶ所　小名庄仙にあり、二畝五歩、

安祥寺持、

鄉藏一ヶ所　村の東にあり

八幡社　除地六畝廿八歩、村の中央にあり、本社二間四方、拜殿二間に二間半、前に鳥居あり、兩柱の間一丈、村の鎭守、祭禮九月十四日十五日兩日なり、社地の外八幡免とて畑二段八歩、小名南臺にあり、安祥寺持、　稻荷社　本社に向ひて右にあり

安祥寺　境内除地六畝十歩、村の中央にあり、法華宗房州長狹郡小湊誕生寺末、長久山と號す、寛永六年十一月安祥院日憶と云僧の開山なり、開山の示寂は慶安五年四月二日なりと云、客殿五間半に六間、東向本尊三寶祖師を安ず、門柱間一丈長久山の額を掛、　鬼子母神社　門を入て右にあり、二間四方、

新編武藏風土記稿卷之四十四 終

新編武藏風土記稿卷之四十五

荏原郡之七　馬込領

（總說）馬込領は六鄕領の北に續て、世田ヶ谷領品川領の間にはさまり、北のはては豐島郡の境に至れり、其形東西へ短く、南北へ長し、その廣狹をいはゞ世田ヶ谷領の境より品川領の境まで大抵一里許、六鄕領の境久ヶ原村より豐島郡の境駒ヶ原の邊まで凡二里半餘、その名の起りしは領中に馬込村ありて、大抵ふるくひらけし地名なれば、其唱を以名つけしなるべし、前にもいへるごとく此邊の領名は御當代に至りて置れしことは勿論なれど、寛永二十一年の記錄には已に領名をしるせり、其後元祿七年記せしものに、此邊の村々を記して阿佐布領馬込組とあり、これによれば其頃はかくも唱へしにや、今屬する所の村數わづか十三村にして、多くは鄕庄の唱をば失せしかど猶一二の存するものあるは其條下に載す、

○久ヶ原村　久ヶ原村は、六鄕領久ヶ原村に辨せし如く、その地あひ接したれば昔は一村なりしやとおもはる、されど正保の頃改定の國圖及び其頃の田園簿には、はや各村に別ち記せり、土人の傳へには古は當村を今里村と號せしといへり、もし然らんには一旦故ありて六鄕領の久ヶ原村とあはせて一村となせしならん、されど領名の異なるはもとより別村なれば、古は屬する所の鄕庄ともに同じからず、後の世はその鄕庄の唱へも失ひしかど領名をもてわかつにおよび猶その屬する所を異にせるなるべし、土地の六鄕領久ヶ原村につゞきたるは西の方にて、南の方は德持村にとなり、東は池上村を限とし、北は道々橋村に接せり、東西の徑四町、南北の長は十町にあまれり、江戸日本橋を距こと三里餘、家數五十軒、村の南の方にあつまりて住せり、村內一條の往還あり、これは品川宿より橘樹郡小杉村へかよふ道なり、又當村に屬する地、道々橋村の內に少しくあり、この地は千束池の東北にあたれり、その處に袈裟掛松、腰掛松など云古松あり、此松は文永の頃のものにて、日蓮上人此路を屢通ひし時、袈裟など打掛又は松の木陰に腰打かけいこひし事もありしかば今にかくいへりと、又同村の內本門寺門前にも當村の地あり、是も纔なる所なり、村內西南は高燥の地にて、その餘は高低打交はれり、水田多く陸田は少くして共に野土なり、當所のひらけしはいつの頃にや詳ならず、御入國の後はすべて御代官所なり、伊奈半十郎が御預となりしは元和の頃よりにや、寛永二十一年八月二日檢地の帳あり、その末に長谷川五左衞門、岩瀨源兵衞、大橋彌左衞門、安田與惣兵衞等四人の交名を載たり、この四人は伊奈半十郎が屬吏なるにや、もし然らんにはこの半十郎承りて檢地せしならん、又增上寺隱居料として百三十一石餘の地を賜はりしも其頃のことにや、正保の鄕帳には半十郎が御代官所と、增上寺隱居の領と入あひし由をしるせり、其後は又森川六之助知行と、江戸湯島根生院領交れり、根生院は延寶八年、元祿十二年の二度に豐島郡澁谷村の替地に賜はれり、今は御代官所はわづかばかりにして、大貫次右衞門支配せり、その餘は增上寺方丈の領及び隱居の領、吉田次郎三郎、森川玄蕃、三浦辨五郎、三浦久五郎等が知行と、根生院領等なり、是等も多くは賜はりし年歷を詳にせず、その中森川玄蕃は六之助が子孫なり、

小名　鐘ヶ屋　村の南、德持村の境をいふ、いつの頃か此地にて本門寺の鐘を鑄しことある故に此名あり、

家村　村の西の方なり

根カハラ　村の南方なり

五段田（ゴタンダ）　辰巳の方を云

杉下（スギシタ）　同邊にあり

深澤流　水源深澤村より出づ、故に此名あり、村の東池上村の境を流る、北の方雪ヶ谷、道々橋兩村の間より入り、末流は池上村に達す、村內を流るゝこと五町許、川幅二間餘、

○大坊堰　幅二間、深澤流を此堰にてせきり、池上村及び當村の用水とす、故に破壞せる時は、この二村にて修理すと云、夫も昔は本門寺にてのみ修めしに、大坊はかの塔頭にても役寺なれば、しばゝ修理のことに預りし故この名ありとぞ、

稻荷社　村の乾の方年貢地の內にあり、勸請の年歷を詳にせず、祭禮は年々九月十五日なり、村內本光寺持、

本光寺　除地五段六畝二十二歩、小名家村にあり、法華宗池上本門寺末、法壽山と號す、開山十乘院日能上人慶長十四年二月十四日寂す、本堂六間半に九間半、本尊三寶祖師を安ず、門內東に向ふ、門內に石階十一級あり、

子安七面堂　本堂の北の方にあり、九尺四面、この七面は傳教大師の作にして、身延山に安置する所の像と同體なりといふ、前に鳥居をたつ、又その前に石階二十一級あり、

八幡社　七面堂の南の方山上にあり、二間に三間、神體は長七寸許の木像甲冑を帶して坐せる狀なり、村の鎭守なり、勸請の年代を傳へず、社前に石の鳥居及石階七級あり、

○道々橋（ドド）村　道々橋村は、郡の中央にあり、古は千束鄕に屬せしよし云傳ふれども、今は鄕庄の唱を失す、江戸日本橋を距ること三里餘、東は池上村にさかひ、南は久河原村により、北は雪ヶ谷村に接し、西は雪ヶ谷峯の兩村に及べり、家數三十三軒、東西三町餘、南北二町、西南の方に小徑ありて丸子の渡に達す、故にこれを丸子道と呼ぶ、飛地三ヶ所、一は池上村小名宿と云所のあたりにあり、一は同村本門寺の後にあり、一は馬込村の內千

東原の邊なり、土性は黑土野土赤土打交り田畑相半せり元祿八年織田越前守撿地す當村昔のことは傳へず、御入國の後は御料所にして、伊奈半十郎が家にて世々支配せしが、寛政四年大貫次右衞門代れり、

用水堀　千束流より引來り、所々の水田に漑き、餘流は池上久ヶ原の二村に至る、○惡水堀村の北の方を流る、川幅二間餘、池上村より流れ來り、村内を流ること四町餘にして雪ヶ谷村に達す、

八幡社　除地三畝二十三歩、村の南の方にあり、本社九尺四方拜殿九尺に二間稻荷七面の二神を相殿とす、村の鎭守なり古は下に載たる八幡を鎭守とせしが、其地の隔たりて便あしければ後年當社を鎭守とすと云、祭禮毎年九月十五日、村内樹林寺○八幡社除地一段三畝十五歩、池上本門寺の後の方の持、なる耕地にあり、九尺に二間の社なり、祭禮は八月十五日、本門寺持、

樹林寺　除地三畝十二歩、村の中央にあり、法華宗身延末、長照山と號す、開山詮了院日義寬永五年十二月二十四日示寂す、客殿五間四方本尊三寶祖師を安ず、門柱間九尺南に向ふ、

○雪ヶ谷村　雪ヶ谷村は、道々橋村の北にあり、此村も古は千束郷に屬せしよし云傳ふれど今は郷庄の唱を失へり、東は池上村に隣り西は峯、鵜の木二村の耕地に接し、北は石川村に及び、南は大抵道々橋に隣れども、また久ヶ原の地にも少しくさかへり、東西八町、南北十町、村内高低あり、土性は黑土赤土にして陸田多し、水田は谷合の少しく平なる所にひらきたればもとより多からず、夫も僅に谿間の清水を引てせきいるれば、用水に乏しくして、やゝもすれば旱損の患あり、戸數六十三軒、此村開發の年歷を傳へざれども、【北條分限帳】に二貫八百五十文六郷内雪ヶ谷太田新六郎知行五貫文、江戸雪ヶ谷新藤下總守と記したれば、永祿の頃は已に開けしことしらる、正保年中は伊奈半十郎支配所なるよし記錄あり、その餘御代官の遷代等詳ならず、元祿八年織田越前守撿地す、その後延享元年增上寺御靈屋料として、三百石餘御寄附ありしかど、その餘はもとの如く御代官所なり、その後道々橋村と同く大貫次右衞門が支配所となる、此外牛込忠左衞門が屋敷小許の地あり、元祿九年より賜地の添地となりて村の段別を除かる、

小名　市ヶ谷方（南の方を云）　髭山（西南の方なり）　並木（東南の方なり）　花ノ木（これも東南の方なり）　下前（同じ）　石川（西北の方なり）　三谷（北の方なり）

林八十八箇所（何れも村民の持）

八幡社　除地三段四畝、村の中央にて少しく高き處にあり、此地の鎭守なり本社二間半に二間、南に向ふ、前に石階十六級及び石の鳥居あり、この鳥居兩柱の間七尺許、祭禮年々正月九月共に十五日神樂を奏せり、村内圓長長慶二寺の持なり、本社に向ひ右の方に四間半に三間半の庵あり、別當所より僧を置て守らしむ、

末社七面社

白鬚明神社　天滿宮　稻荷社（以上五社、何れも社地に安置す、共に小祠なり、

圓長寺　除地八畝二歩、小名市ヶ谷方にあり、法華宗、身延久遠寺末、照光山と號す、開山常照院日豐元和二年八月當寺を草創し、寬永七年六月六日に示寂せり、　客殿五間に六間、本尊三寶祖師を安ず、　鐘樓客殿のならびにあり、銘文の末に正德二年とあり、その文は考證すべきことなければ畧す、　三十番神堂客殿に向ひ左にあり、　古碑一基　境内墓所にあり、碑面纔に元亨の二字見ゆ、その他は讀得ず、　○

長慶寺　除地一段一畝二十二歩、小名下にあり、法華宗池上本門寺末雪谷山と號す、開山を十法院日親と云、慶長三年九月十日示寂せり、客殿五間半に六間、本尊三寶祖師門は南に向ふ、兩柱の間九尺、當寺は昔本郡碑文谷村にありしをいつのころかこゝに引移せりとそ、檀越に國分方直江宮田飯田等を氏とせるものあり、今は當村に住すれども、は碑文谷村の人にして、當寺と共に移りしと云、舊記を失ひたればこれも其移りし年代を知らず、　○行人塚（小名石川にあり、名義を傳へず、

○池上村（イケガミ）　池上村は、千束池の邊にある村なればこの名起れりと云、それも今の地形にては疑はしきことに思はるれど、往古はこの地甚だ濶くして、本門寺の山麓までも池中なりしとそ、今に村北馬込村の境にある千束池は纔に其形の殘れるなり、かゝる大池のある地なれば、當村のみにもあらず池尻、池澤などいへる地名も皆この池より起りしなりと云へり、さればこの邊は總て千束郷に屬すると、近き頃をしなべて領名行はれしより、專ら馬込領と號し來りければ郷名は自づからありながら今は用ゆること稀なりと云、當村は郡の中央にありて、江戸日本橋より行程二里半に餘れり、村の廣狹は東西へ廣き所にて十町、狹き所にても五六町あり、南北はすべて三十町に餘れり、四隣の村々は東は市の倉、桐ヶ谷に隣り東より南の方へは堤方村に界ひ、それより德持、道々橋久ヶ原等の村々、村南に犬牙せり、西の方は久ヶ原、雪ヶ谷、道々橋の三村にして、北は馬込村なり、村内の地高低打交りたれど、すべていへば高き所多し、水田は西の方低き地にあり、當村開闢の年代を傳へざれども、鎌倉將軍の時池上右衞門太夫が住し地なりと云ふときは、古き村なることしらる、其頃は彼が領知にてありしや、又鎌倉管領の頃は上杉家の分國なりしかば、その家人等などの知行せしにや、應永年中上杉禪秀亂を起して滅亡に及びし時、其子宮内少輔憲秋鎌倉を落出て、武州池龜へ遁れ來りしか、終に自殺せしよしを【鎌倉物語】等の書に記したり、池龜と云は當所のことにて、上と云を訛り唱へて龜とかきしならんと云說あり、もし然らば上杉氏が領地などにやありけんも亦知るべからず、【小田原分限帳】にも當所の地名を載す、其頃は田地も僅かに開けたる由なれば、悉く本門寺の寺領にして、不入の地なりし

故なるが、御入國の頃より年々に新墾ありて、今は大なる村となれり、こゝに於て御料所と本門寺領との地をわかちて、北の方御料所の方を池上村根方、西の方本門寺領を下池上村と唱へて全く別村の如くなれど、これ皆百姓等か私に定めしものにて、公へ聞えしにはあらず、正保の改に上池上村と記し、御料及本門寺領交れり、別に下村なくして上村と記するは其故を詳にせず、元祿の改以後は池上村とのみ載て今と異なるなし、相傳ふ根方の地天正の頃まではいまだ開けず、高き所はすべて山林にして、卑き地は多く葭蘆生茂りたり、御入國の後小泉次太夫吉次命をうけて開墾せしより、水陸の田開けたれど、今も猶土地に高低多し、土性は黑赤土錯れり、開墾の後伊奈半十郎が家にて世々支配せしが、寛政年中より大貫次右衞門光豐が支配所となれり、元祿八年織田越前守信久命を承て撿地す、又下池上村は慶長三年より本門寺の寺領となれり、其地は同寺山下にあり、往古はすべて千束池の內なりしか、年をおひて次第に埋りければ、平地の如くなりしを、後は村落をなすに至れりと云されば土性も悪くしてみな黑野土なり、よりて穀物にも宜しからず、地形すべて平にして水田多し、霖雨あれば千束流の水溢れて動もすれば水災を免かれずと云、村內

一條の往還あり、東の方堤方村より入り、本門寺の門前を横ぎりて西の方德持村に達す、この往還郡中品川宿より橘樹郡稻毛領に達す、故にこれを稻毛道とも、或は品川道とも呼べり、

小名　小池　この地に池あるゆえ　山谷　或は上とも唱ふ　中山　おこりし字なりと、

谷村の中央なり　下　南の方なり、以上の小名すべて根方の地を四分して、北をかみとして其名を負しめしといふ

內池　本門寺の西に値れり、土地打開けてすべて水田なり、これ往古千束の池の跡なる故この名起れりといふ、

宿　村の南にて本門寺境內より本門寺の門前なり、

川根　北門前本門寺境內より北のかたなり、

耕地　本門寺の前なり、この邊に小川あり、これを石川流と呼ぶ、その川端にある耕地なればかく呼べり、以上四所は下池上村を四分して唱ふる者也、

千束用水　千束池の坎樋より引來る、故に此名あり、

八幡社　根方の西北の方山上にあり、本社四間に六間、前に石階あり、相傳ふ當社は本門寺の開基池上右衞門太夫宗仲が屋舖の內に立る鎭守の社にて、其後本門寺境內本堂影堂の傍にありしかど、今の伽藍御建立の時此地へ遷されしとぞ、其頃村民傳左衞門が先祖綱嶋左近と云しもの崇信して、當社を造營せしと云、林昌寺持、

○稻荷社　社地二十五步餘、地頭免除、下池上村の內本門寺の南にあり、この邊を字して土手と呼ぶ、勸請の年代詳ならず、百姓の持、

本門寺　境內六萬七千六百坪、下池上村の南にあり、法華宗本化一宗正統の靈場なり、長榮山大國院と號す、宗祖日蓮上

人の開闢にして、鎌倉番匠の棟梁、池上右衞門太夫宗仲の建立する所なり、其由來を尋ぬるに、建長年中日蓮安房國より鎌倉に赴かんとして、舟を浮べて當郡品川に着岸す、時にこの池上の地を見て、傳へ聞竺土跋堤河（バッタイカ）の景色に似たるをよみし、あらかじめ入滅の地と思ひけるとぞ、其後鎌倉にありし頃、康元年中一たび日蓮に見へて深く崇信し、頓て檀越となれり、文應元年上人鎌倉より當所宗仲が宅を訪ひ、此所を兼て入滅の地とせんことを約せり、文永十一年十一月、此所仲自ら本化の道場を建立せんことを欲して、其志を告しかば、日蓮これをよみして長榮山本門寺の號を與へ、且大曼荼羅を一枚圖して附屬せり、此曼荼羅は當山第五世日叡上人、身延山兼職の時かの山へ移せしより、今にありと云、其後宗仲當寺を造立せしは弘安四年の事なり、明る五年日蓮みづから入滅の期近きにあることなしり、九月八日身延を發して同十八日池上に來り、宗仲が家に入、あらかじめ其はかりごとを告、爰於て鎌倉中を始として遠近の弟子檀那等皆悉く本門寺に來集す、此時安國論及種々の法門を講說す、堂には本門の本尊久遠實成の釋迦佛及び上行以下の四菩薩を安す、この頃高足の弟子日法靈村を得て上人の坐前にして肖像を彫刻し、頭上の疵痕に至るまでいさゝかもたがはず寫しければ、上人自から曼荼羅を寫してその胎中に納め、鬚髮を燒て彩飾を加へ、是我生身の形なりと、自から開眼して同く堂上に安置せり、又弟子檀那等に告て云、三七日を過て我まさに入滅すべし、其時地神震動するを以わが死相を卜すべしと、十月三日讓狀を書して、隨身佛一軀幷に安國論免狀二通を日朗上人に附屬し、又當寺と鎌倉比企谷妙本寺とを合せて日朗に讓れり、これにより兩寺を兼職し、後數世の間は比企ヶ谷に住せり、又かの隨身佛等の三種の重寶は、日朗入滅の後一たび紛失せしかど、後いかなる故にか京都本國寺に傳へて今にありと云、又日像上人には帝都の弘經を附屬せり、されば此人京都妙顯寺を開山せり、同十二日酉の刻今の大坊の地宗仲が宅にありて、北向安坐し明る十三日辰の刻入滅す、その後遺言に依て骨を身延山へ送る、明る六年十月に六老僧等此地に來會して日蓮の遺文をあつむその頃のことにや宗仲宅なすて本門寺を起し、いよいよ信心怠らざりしが、是も正應六年九月十三日卒せり、これよりして本門寺の修造はみな二祖日朗の功によれり、日朗かくて諸弟をひきひ、殿堂伽藍を營み文保元年に至て土木の功全く終り、輪奐頗る美をなせり、日朗はその間正應四年九月預め付弟を定む、三世日輪是なり、初日朗師の命に依て兩山を紹繼せしより、こゝに至て三十七年に及べり、これより日朗は寺窪と云地に庵室を結び讀誦經勤業してありしが、元應二年正月二十一日泊然として遷化せり、付弟日輪師の遺言によつて鎌倉松葉ヶ谷にて荼毘し、猿畠山に塔を立けり、然りしよりこのかた現住に至るまで四十三世、法燈たへず、日蓮の讓狀に云、釋尊一代之深理、日蓮一朝之功德無所殘、付屬日朗云云、日朗また日輪に付法す、且九老僧の連署に云ふ、本門寺日朗上人御遷化之後、爲其門弟法門弘通意趣守本處遺跡可爲一味同心云々、先にも云る如く開闢以來第十二世日惺のときまでも妙本寺にありて、當寺を兼職せり、【小田原記】に永祿十二年武田信玄當國へ亂入のとき、六鄕の橋を燒落されて濟ることあたわず、當所へかゝり、當寺をも燒んとせしが、その時の住僧は身延より來たりしものにて、かれて信玄へもまみへしものなれば、寺をば燒かず平間渡へかゝりしと云へるは、未だ住職の妙本寺にあるときなれば、住僧といふものも所化の內にて寺をあづかり守りしものなるべし、これより天正十八年御打入りののち、當國御居城の地となりしかば、明くる十九年日惺比企谷より當寺に移りし以來歷代の僧當寺に住して妙本寺を兼職せりとぞ、また同住職のころ慶長三年二月二十四日東照宮より寺領百石を賜はれり、そのち享保十年十二月二十四世日等住職の頃勅ありて、ながく紫衣を着することを免さるゝの綸旨を賜へり云々、

惣門　山下にあり、高さ二丈一尺なり、兩柱のあひた一丈五尺、元祿年中始めてつくる、本門寺の三字を扁せり、本阿彌大虛庵光悅の筆なり、　下馬

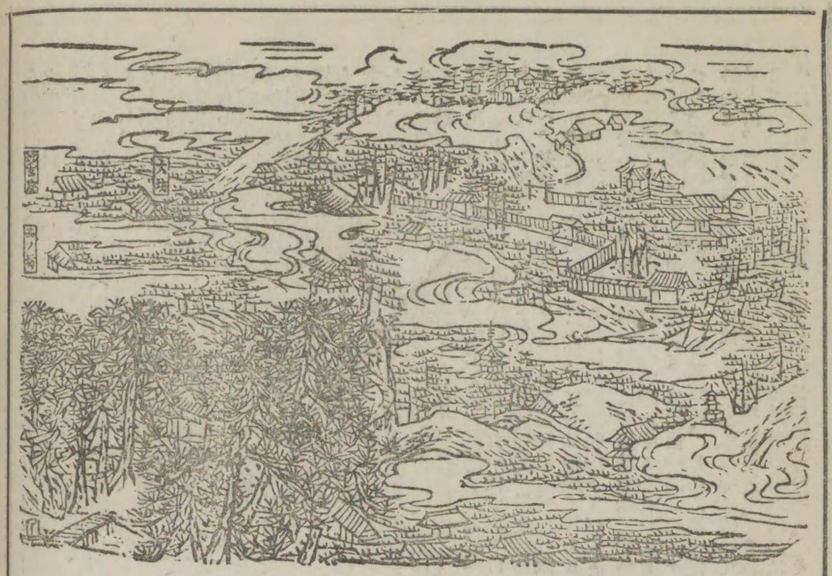

本門寺境内圖

札惣門に向ひて左にあり、寛德院殿深德院殿の御廟山内にあるを以、下馬札を建ることを免ざるゝのよし、享保十五年七月二十四日黑田豐前守直邦命を傳へしにより立りと云、　石階惣門の内にあり、九十六級、第二十二世日玄上人の時造れり、　山門石階の上にあり、八間に三間、天文年中第九世日純造る、左右に密跡金剛の像を安ず、この像は和銅三年行基菩薩の作なり相傳ふ、昔大坊日現古川村眞言宗藥師堂別當と諍論せしとき、互に寺寶を賭として勝負を決せり、時に近鄕の地頭行方彈正この事を聞て、家人を遣はして日現を護らしむ、別當終に宗論に負けたり、彈正が家人約の如くこの二王の像をとりてこの地へ移せりと、　本堂山門の正長榮山の三字を扁す、これも光悅のふでなり、面にあり、十間半に十一間、享保十五年三月、二十五世日顗建、時に有德院殿より黃金を賜ひ、惇信院殿よりも若干の銀子を御寄附ありしと云り、開祖以來の堂は永正元年四月十七日回祿に罹れり、後再建ありしかど、元龜四年二月十四日再び丙丁に逢り、其後天正年中大坊日儀十二間に十四間の堂を建立せしかど、是も寶永七年十月また燒失せり、よりて今の堂を建立せりと云、本尊は、釋迦如來上行無邊行淨行安立行の四菩薩、及び持國毘沙門廣目增長の四天王を安ず、これ日蓮所弘の三大秘法の中の本門の本尊なり、以上の九軀は運慶の作にして日蓮の開眼なり、上人在世の時より安置せしと云、日蓮入滅より八十五年をへて、貞治五年第四世日山再興す、其後三百六十四年にして、享保十四年二十五世日顗再興し、堂の中央二重の塔の中に安ず、その塔は日顗のとき善行院智鏡日明が營みし所なり、又堂の東西の隅に釋迦の銅像、大黑天、毘沙門天、十二神等の像を安ず、　影堂本堂の東にあり、十二間四方なり享保七年廿四世日等建、其時有德院殿より材木を賜はれり、古の堂は本堂と同く屢回祿に罹れり、天正年中大坊日儀建立の堂は、さまで大ならざる故にや、日樹住職の頃寛永三年より經營のあらましを企て、同五年二月十七日より功を起して明る六年十一月功を畢れり、梁間廿五間、桁行廿三間なり、之を大堂と號す、相傳ふ加藤肥後守清正の建立なりと、然るに清正は慶長年中已に歿したれば傳聞の誤あるべし、天正年中造立せし堂を清正の建立といはゞいはん歟、此後寶永七年回祿に逢て一時に灰燼となりぬ、此後再興せしは卽今の堂なり、正面には日蓮の像を安ず、是前に云る日蓮在世の時、中老日法の彫刻せし肖像なり、初め日法此像を作らんとして、竊に謀り工を起し、障子を隔てゝ刻せしに、日蓮是を知て吾像を作らば目前にて刻むべしと云りしかば、側にて其寸尺を計り、頭上の小疵に至るまでも殘さず眞を寫せし所なり、その彩色は香色の法服に青色を以唐草を畫けり、祖師自鬚髮を燒薰へ又曼荼羅を書して胎中に納め、自ら點眼せり、日蓮入滅の後頭骨を二分にして一分をこの像の内に納め、一分は身延へ送りしと云、抑祖師の肖像は天下に三體あり其所在は身延比企谷と當山なり、これは一木三體の像と云へども、身延の像は日蓮滅後廿九日にして作り、四十九日に當りて影堂に移せり、比企谷のは在世の時に作りし、像なれども、當山の如く尺寸も差へず寫したるにはあらず、さればこの像は類なく眞を寫せし肖像なりと云り、又宮殿須彌壇等の如きは二十五世日顗の建立なり、御紋のつきし水引戸帳は公より賜ひし所なり、將軍家の當所へ渡らせ給ふ時は、必此堂へも御立寄ありと云り、宮殿の左右には御當家の御位牌を安じ堂の東西の隅には日朗日輪の像あり、この像も各其骨を胎中に納むといへり、　鐘樓本堂の南にあり、三間四方、昔の鐘は第十七世日東の作る所にして、十六世日遠の銘ありしと云、その後正德四年二十三世日潤再び作れるもの今の鐘なり、徑五尺五寸二分、厚さ七寸八分あり、銘文もあれど考證にゑきなければ略せり、　五重塔本堂の東にあり、三間四方高さ十五間許慶長十三年第十四世日詔の時、台德院殿の御乳母正心院日幸尼の願によりて御建立あり、其來由を尋るに、台德院殿御年十五歲にならせ給ひしとき、日幸尼當山の祖師へ御武運長久の祈願をたてけるに志願の驗ありて御年二十七歲にて將軍に任せさせ給ひければ、夫より四年をへて台德院殿の御年三十歲にならせ給ひし時、かの日幸尼この塔建立の願を立けるといへり、其時の棟札今にそんせり、その文に

十界勸請日詔花押

武州池上長榮山本門寺五級の大塔棟札
開眼供養之日奉書之了御建立願主
征夷大將軍秀忠朝臣之御局戒名
正心院日幸欽勉焉耳　時
慶長第十三龍集淇灘曆仲春佛涅槃日供養成就
訖
御奉行青山伯耆守忠俊
御手代安藤淸兵衞古久遠州濱松住

一返首題日詔花押

御大工鈴木近江守長次遠州濱松之住二十七歲
御鍛冶黑沼伊豫守古淸
御鑄物師椎名土佐守
棟梁三鬼島長門守
維時慶長第十三戊申年二月十五日誌旃
棟梁衆
鈴木忠左衞門　内藤太兵衞　半田善七郎
石井庄兵衞　片山仁兵衞　大坂淸左衞門
鈴木小十郎　内藤忠右衞門　高橋助十郎
石川太左衞門　杉本九郎次郎
久保田楚右衞門

裏書

この後いくほどなく、慶長十九年の大地震に傾きしを、台德院殿御遊獵の時御覽ありて、御修造のことを命せられしとぞこの頃までも塔の在所は今の祖師影堂の前にありしと云り、その後元祿十五年二月第二十二世日玄住職の頃常憲院殿より材木二千挺、白銀百枚を賜はり、もとの地より五十八間を移して今の地へ再建す、これ明る十六年のことなり、棟札の文

に

十界勸請日玄花押

武州荏原郡池上長榮山本門寺五級塔棟札
御大工鈴木與三郎
棟梁甲良作左衞門
大工櫂右衞門
釘屋田代新右衞門
瓦屋善左衞門
惣奉行山口彦五郎法號圓實院受印日斛
元祿十六歲在癸未季夏廿四日

裏書

南閻浮提乾竺之丑寅日域、武藏國荏原郡池上邑長榮山本門寺五級之寶塔者、後陽成院御宇慶長十有三年戊申大將軍家台德院殿贈正一位秀忠尊君之御建立也、是則御乳母清信女媼御方、法號正心院日幸大姉、誓我元祖大士爲祈大君治平之盛業、奉勸勵之故也、自然已來經九十六之春秋、玉蔓沈青苔朱欄傾霜葉也、時嗣法日玄深歎沒其勝功、以訟之官廳、所謂從四位少將松平美濃守源朝臣吉保等也、時寺社御奉行從五位阿部飛驒守藤原朝臣正喬、從五位青山播磨守藤原朝臣利朝、從五位永井伊賀守大江朝臣尙富、從五位松平日向守源朝臣重賴、從五位本多彈正少弼藤原朝臣忠晴也、於是元祿十五年壬午仲春上澣、以阿部朝臣藤原正喬、承上命拜戴材金、襲而營、修補之功速告其成、其間亦無有遮隙障也、此戴實元祿十六歲季夏中旬也、自同月廿四日亘二十六日、集於門下淨侶敬誦以大乘經王、謹修以十種供養、伏而願顯於廣宣流布之化益、且亦奉祈祝征夷大將軍家源綱吉尊君、文明悠久武運亨通、利世不窮安民無疆矣、同歲孟朔日登于錦城、卷數洗米獻上之、然則天下泰平國土豐饒之鴻基、豈容疑乎云爾、時元祿十六歲在登未六月如意吉祥日、長興長榮兩山主妙悟院日玄謹筆之、

其後寶曆三年又御再建のことあり、これ今存ずる所の塔なり、その時の棟札に、

武州荏原郡池上長榮山本門寺五級之塔棟札
開眼供養之砌奉書之了

征夷大將軍尊體康健武運亨通御治世萬々歲
爲修復料白銀百枚頂戴之
時之寺社奉行青山因幡守藤原朝臣忠朝武運長久
維時寶曆三龍集癸酉年九月十三日再興
修覆供養法事從今日至十七日訖

輪藏影堂の西にあり、六間四方、天明四年第三十四世日謙再建せり、昔の經藏は三間四方なりしとぞ、其堂は寶永七年燒失せり、其後享保二年第二十四世日等の時水戸中納言綱條卿建立し給ひしが、夫も年を歷て破壞せしにより、再建せしもの今の輪藏なり、藏する所の一切經は、昔中川佐渡守の室法名長壽院妙應日慶大姉の寄附する所にして、前に傳大士及び普成普建の像を安ぜしとぞ、されどそれら皆回祿にかゝれり、その後松平讃岐守の室永昌院妙壽日量大姉新たに一切經を寄進せり、此時經藏の本願主は松平周防守の室淨心院智光妙受日成禪尼、及松平播磨守の室遠紹院妙道日養大姉等なり、昔は經藏なりしを、此時改て輪藏とせり、昔の一切經火中より取出して殘闕を補ひしもの今は檀林に藏せりと、

常唱堂　山門の西にあり、三間半に三間、元祿年中二十二世日玄造立す、其後寬保年中二十五世日顯の時、加藤甲斐守納泰淨財を捨て常唱の資とす、

番神堂　山門に向ひて右にあり、二間四方、開山の頃の勸請なり、往古の堂は今の本堂の邊にありしが、元龜四年二月十四日燒失せり、後再建せしが遙の年數をへて寶永年中再び燒失せり、其頃第廿三世日潤再建の時今の所に移せりと云、

鬼子母神堂　番神堂にならひてあり、二間に二間半開山以來の勸請なり、もとの堂は二間半四方なりしが、寶永年中燒失せり、今の堂は享保二年水戸中納言綱條卿、藤堂和泉守高敏と同く願主となり給ひて建立する所なり、鬼子母神十羅刹女の厨子は、同時高敏の室再興せしを、文化元年七月第四十世日性代、

七面堂　鬼子母神堂の後にあり、二間に三間、拜殿もまた二間に三間、貞享元年第二十二世日玄火防のために勸請すといひつたふ、

大黑堂　惣門の側にあり、二間半に二間、天明八年三十四世日謙新に造立す、此大黑天は日蓮上人の作なりと云、もとは小網町に住る商人の家にありしが、いとあらたなるにより、俗家に安ずることを憚りてこゝに移せりと云、又摸像の畫あり、狩野治部法眼永德のふでなりと云、

長榮稻荷社　鐘樓の下にあり、相傳ふ昔この稻荷日蓮上人に從ひてこの地にうつりしよりこのかた、山内を守る故に長榮と號すと、寬延元年九月正一位に任ず、

加藤清正墓　本堂の西にあり、葬地にはあらざれど、清正の女紀伊亞相賴宣卿の室瑤林院殿遙拜のために建立する所なり、五輪の石塔にして正面に淨池院殿日乘台靈と刻し、側に慶長十六年辛亥六月中院四日遠行としるせり、

月牌堂　跡常唱堂の側にありしと云、五間に十六間、第十三世日尊の時石州內室建立せりといふ記錄あり、石州は誰を指すとも云ことをしらず、此堂元和五年七月八日燒失せり、その後再建せしかど、再び寶永年中の回祿にあひしより後は再建の事に及ばず、

千佛堂　跡三間四方あり、

寶永年中燒失してその後は再興せず、

鎭守堂　跡本堂影堂の背後にありしと云、神體は正八幡宮なり、勸請の由來を尋るに、康元元年六月十四日鶴岡八幡の宮殿震動せり、此時いづこともなく當山の中にありし幣帛每夜光を放てり、時に池上宗仲密かに鶴岡の影向なる事を知て、小殿を作りて幣帛を納む、その後弘安五年九月二十八日日蓮開眼すと寺傳にいへり、然るに天正九年根方村の人、網嶋右近祐清と云もの、願によりて、かれが地の內へ移せり、その後のことは已に神社の條下に出す、

中門　本堂の後そこばくの地を隔てゝあり、或は赤門とも呼ぶ、二間に一丈享保五年第二十四代日等のつくる所なり、

出仕門　中門のならびにあり、九尺に一間、第二十六代日芳造る、

客殿　十六間に十一間、向拜三間半に二間、惣位牌所四間半に十六間正德二年第二十三世日潤再建せり、昔の客殿は第十二世日惺上人始て作れり、後元和五年回祿にあひけるにより寶永年中加賀利家卿の後室壽福院華嶽日榮大姉再建せるもの梁間十一間桁行十三間なり、その後又再建せしもの今の客殿なり、

寶藏　客殿の西にあり、三間半に三間、拜殿五間に三間、享保十九年第二十五世日顯再建せし寶藏なり、元の藏は慶長年中第十三世日尊の建る所なりしが、元和五年回祿にかゝれり、こゝに於て承應年中第十八世日耀再建せり、この時の施主を相應院玄感日妙といへりしとぞ、今の寶藏はこの後の再建なり、日蓮の像あり、中老日法の作なり、相傳ふ日蓮身延より當山へ旅行の姿を寫せしなりと、俗にこれを旅立日蓮の像と號す、其餘寺寶皆この庫內にあり、

寶曼荼羅　九幅右九幅共に日蓮の筆なり、

楊枝曼荼羅　一幅是も日蓮の筆なり、緣起云、日蓮佐渡へ左遷の時、風濤船を覆んとせしに、楊枝をもてこの守をかき、帆柱にはりつけしかば波しづまりしとぞ、後日朗その謫居を訪ひしとき附屬せしといへり、

日蓮消息七通　註法華經五卷　これは板本の經文の表裏に日蓮の注しやくをかき加へたるものなり、

本理大綱集一卷　法華三部要文一卷　細字

普門品陀羅尼一卷　四教儀一卷右の四卷皆日蓮の筆なり　佛舍利一粒　日蓮肉牙二枚、この肉牙は、日蓮自から日昭へあたへの記錄なそう、日昭の添狀および日蓮の讓狀有

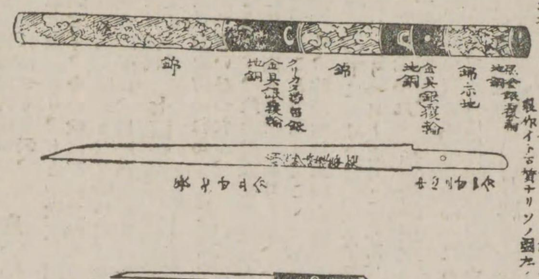

り、　日蓮遺骨　一粒　日蓮灰身　一壺　日蓮念珠　一連　日蓮柄香爐　一　木を以てつくる彩色を用ひず、その形こくいと古質なりと、　刀一振、刀は池上右衞門太夫が帶したるものにして、同人より日蓮へおくりしといひ傳ふ、その製作古樣にして今世の刀劍のごとくにあらず、其圖左の如し、　日蓮短刀　一口　惣體錦にて鞘み、金具は銀を以て飾とす、製作いと古質なり、「其圖上の如し、この短刀は日蓮在世の間身をはなさず持しものにて、入寂の時日昭へ附屬せしを、後に駿州藤枝妙法寺の寶物となりしが、永祿年中今川家人大原肥前守が手に入り、その後肥前守が家人の後に本立坊日圓といひしがもとより、傳來して西鄉某が藏となりしを、西鄉氏より當山へ寄附せしといふ、天正九年日圓が記せし由緒の記錄なそう、　坐像釋迦一軀　鬼子母神一軀　毘沙門像一軀右の三軀は運慶の作なり、　不動像一軀聖德太子の御作なり、　大黑像一軀日蓮の作なり、　坐像釋迦一軀　赤梅檀にて刻せり、相傳ふ加藤肥後守清正朝鮮征伐のとき持來りしものなり　畫像釋迦一幅　畫像普賢一幅右の二幅は張曼荼羅畫像一幅古法眼の筆なり、　掛物一幅日蓮遺物をしるせし書なり、その文に

武貫文　淡路ニ　四郎三郎
一貫文　富日房　小袖一
□□文　信乃ニ　瀧且丸
一貫文　田羽ニ　安房國新太夫入道
一貫文　師ニ　御きぬ一
一貫文　越後ニ　御小袖一
一貫文　但馬ニ　御小袖一
一貫文　下野ニ　御小袖一
一貫文　讃岐ニ　右配分次第如件
馬一匹　富田四郎
鞍皆具　太郎
一貫文　源内三郎
二貫文　推路四郎

弘安五年十月日　執筆　日疊

掛物一幅日蓮の弟子等、身延山へ月々交代して、守護せし番割の書付なり、其文に

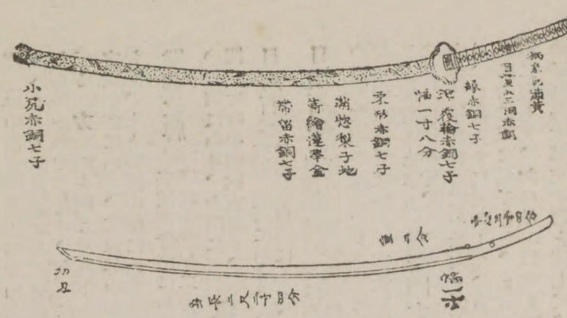

定

身延山久遠寺
□□□□御事
正月　辨阿闍梨
二月　大黑阿闍梨　越前阿闍梨　淡路阿闍梨
三月　伊豫阿闍梨
四月　蓮花房
五月　下野阿闍梨　越後阿闍梨
六月　伊賀阿闍梨　筑前阿闍梨
七月　越中阿闍梨　和泉阿闍梨
八月　白蓮房
九月　佐渡阿闍梨　鄉阿闍梨　但馬阿闍梨
十月　富日房　丹波阿闍梨
十一月
十二月
右守番帳次第、無懈怠可勤仕狀如件

弘安六年正月日　日持　日興　日朗　日昭各判

中御門帝御綸旨一通二十四世日等代勅賜する所なり、

武藏國池上本門寺爲住持輩、代々著紫衣令參內、宜奉祈國家安全寶祚長久者、天氣如此、悉之以狀、

享保十年十二月三日　右大辨花押

東照宮御書一通天正十八年小田原御在陣のとき第十二世日惺へ賜りし御書なり

當表在陣爲屆使僧、殊禮贐端到來祝著候、猶全阿彌可申候、謹言、

三月十日　御花押

妙本寺
本門寺

台德院殿御書一通

爲久廻遠路預御使僧候、幷一種爲（如御）日札令到來候、祝著存候、所勞彌本服候之間、可御心安候、尙大久保治部少輔可申候、恐々謹言、

六月廿日　御諱　御花押

妙本寺

方丈

天正十九年日惺上人入山以來、今に至るまで本院と呼ぶ、昔の書院以下は慶長年中第十四世日詔の造る所なりしが、元和五年七月燒失せり、其後寬永年中再建せり、後又寶永七年の回祿に烏有せしかば、正德年中に第二十三世日潤再建せ

るもの今の方丈なり、書院小書院等さまざまに建つゞけ、こと に世に珍らしきは五間に二十八間の長廊下あり、もと書院等は山の上にあれば、夫より坂の如くにして下の庫裏へつくりおろせしものなり、其造作甚だ奇と云べし、庫裏慶長年中第十三世日尊の造立せし庫裏は、元和年中の丙丁にかゝれりその後寛永寶永兩度の回祿にあひ、正德年中再興せしもの今の庫裏なり、九間に十一間、この所は山下に鐘樓てこれ方丈の玄關より廊下を建つゞけたる所なり、客殿の前にあり、享保年中第二十五世日顯の造る所なり、もと寶藏の傍にありしを爰に移せりと云、深德院殿御位牌所客殿の背後にあり、四間半四方、享保十九年二月六日御建立なり、同御供所客殿の東側にあり、七間に三間、同時の御建立なり、祖師供所出仕門の東にあり、三間に二間半、

日蓮石塔寶藏の西にあり、此所を御廟山と呼ぶ、塔の文は日蓮の自筆にして、題目の下に日蓮の花押あり、

日朗石塔　日蓮の塔の西にあり、日朗は當山第二世なり、寛正三年京本覺寺第八世眞如院日佳上人、始て日朗の住し草庵の地寺窪と云所にこの石碑をたてしが、盜の後享保年中に至りて第二十四世日等今の地に引うつせりと云、されば此所もとより の葬地には非ず、

右衞門太夫宗仲夫婦墓同邊にあり、五重の石塔なり、宗仲は鎌倉將軍家の比大工棟梁にして、當所に住せし人なり、日蓮上人に歸依して、已が宅地をすて、寺とせしことは已に前に記せしごとし、その後宗仲が子孫は橘樹郡大師河原村に住して、かの地を開墾してより世々其地にすめり、今その子孫を太郎左衞門と稱して、有德の農家なり、その餘一族の農民となりしものかの村内に蔓延せりと云、

信受院日富禪尼墓日蓮墓所より未申の方にあり、寛永五年七月八日卒すとしるせり、過去帳に當山大檀那としるす、日樹上人の銘に、この禪尼東照宮につかへ奉りしよしをしるしたれば、御由緒の人なるべけれど、その事實今よ

り考ふべからずといへり、

朗師坂　一番神社の背後のかたにあり、南のかた照榮院へ通ふ坂をいふなり、相ひ傳へていふ、日朗上人寺窪に幽棲せられし後、日々にこの坂みちより參堂ありし故にこの名ありと云、また坂のかたはらに日朗が手づから栽し所の松ありしが、享保の後までも朗師松とて存ぜしといへり、いまは枯果ててなし、

大坂方丈の右の坂なり、大坂へゆく道なればこの名あり、

車坂經藏の背後の坂なり、

北ノ谷御廟山の背後の方を云、

西ノ谷方丈の西の方大坊の邊を云、

南ノ谷照榮院の邊をすべて云、此所一名を寺窪とも云、

紅葉坂方丈の左の坂なり、

東ノ谷方丈の庫裏の脇裏門へ通ふ坂なり、

裏門へ通ふ路の邊を云、

內膳山境內の東の山なり、もとは市の倉村の地にて、同村の人鈴木內膳と自證坊の邊を云、

いふものゝ住し地なる故にこの名あり、內膳が家おところへて後すみわびてこの地を當寺へあづけしがついに其子孫たゝはてければかへすに所なくして、境內の地とになりしといひつたふ、

深德院殿御廟內膳山の內五重の塔の北にあたれり、二間に一丈、

裏門方丈の東北にあり、日朗は當山第二世なり、寛享保十三年住持日顯の建る所なり、

下馬札裏門の前にあり、延享三年三月二十六日御ゆるしありて初て立てりと云、

日蓮入滅所大坊長榮山本行寺と號す、是宗仲の舘跡にして、實に日蓮入滅の地なり、上人入滅の後宗仲其宅を捨て日澄に付す、日澄は日朗の弟子にして、宗道に志あつく、九老の中尤尊宿にして法燈を輔くべき器なれば、宗仲深く崇信せし故此擧あり、日朗もまた輕んぜず、遂にこの坊の開山とせり、もと三院家の次第は、開基の人によれば照榮院久成大坊と定むべきを、當坊は宗祖入寂の地といひ、ことに大檀那宗仲の宅跡といひ又開基日澄尊宿にして實に本他の宗を扶翼し、本門寺を補佐すべきの才あるにより、日朗在鎌倉の時は此人獨本門寺を守護せしによりて、第一とせりと云、

表門南に向ふ

日蓮入滅場　則客殿なり、六間に七間、南に向ふ向拜あり、本尊三寶を安ず、客殿の內一隔をなし、臨滅度の三字を扁す、古の家作近き頃までも存せしと云、今は纔に日蓮入滅の期に臨んて、倚そひしといふ柱一基あり、本尊日蓮の木像は長三寸許、日蓮在世の時その姿を鏡にうつせしを三法傍にありて彫刻せし像にして、宗仲夫婦の看經佛なりしとぞ、又かの夫婦の木像あり、長六寸許法體の姿なり、本尊の側に安ず、宗仲法名は日宗、妻女は妙宗と號せしといへり、

硯ノ井客殿の東にあり、日蓮此水をもて本尊を圖し、又讓狀等をかきしと云傳ふ、

硯水祖師堂井の東にあり、九尺に二間、硯の井の側にあるゆへに此號あるなるべし、祖師の立像は長一丈六尺ばかり、

灰堂客殿の東南にして山下にあり、二間に三間、日蓮を荼毗せし所なり、當時宗仲寶塔を作り、餘灰をその中に盛りて安ぜりといふ、

裏門西に向　南谷檀林照榮院南の谷にあり、こゝを寺窪と云り、日朗上人

幽栖の跡なり、元應二年正月遷化の後、六十年來紹繼する人なきにより、殆と荒涼に及べり、然るに本山第七世日壽上人のとき、日鏡上人かの日朗師舊蹟の空く泯沒せんことをなげき、再び草廬を興して日朗を開祖とせり、しかりしより此かた十六世にして、本山第二十二世日玄上人のとき、元祿二年四月鎌倉比企谷寶護堂談林を此地に移して、南谷檀林と呼び朗慶山立善講寺と號せり、故に檀林の歷代日玄上人を開祖として、今六十五代にをよべり、三院家のその一なり、

門　南に向ふ前に石階あり、この所より本門寺門前石川流の傍に至るまで數百步の間は、檀林の門前にて左右に學寮ありその入る所は西に向ひて常宣坊の門に並べり、

講堂則照榮院の本堂なり、九間に七間、立善講寺の四字を扁す、本尊釋迦佛及び持國毘沙門の像を安ず、鳥居左京太夫の建立せし所なり、又有章院殿の御位牌を安ず、これは其乳母滿智院日量妙德尼有章院殿御菩提のために檀林相續の料として、黃金そこばくを寄附せしゆへなり、堂の四面に所化年薦の次第を揭ぐ開闢以來衆僧つどひて夏冬の講究をこたらずと云ふ、

鎭守堂東の方山上に在、妙見大士を安ず、

傍に書して云、祈請紀伊國大守亞相頼宣卿之、現安後善而奉造立之、于時寬文四年甲辰七月と有、

玄寮講堂より東南にあたりて山下にあり、

檀林の學業を司るもの居れり、

板頭寮玄寮の側にあり、或は板寮とも號す、この寮主すべて檀林寮中修造以下の俗事つかさどれり、

正善庵　東林庵　白寮　中頭寮　松樹軒　長壽庵　薗林閣　幽徵亭　養老庵　雲龍窟　林老庵　梅林庵

右の寮はみな板頭寮の向ひより講堂門前のかたへならびてあり、この餘にも所化に雜居する小寮もあれど、寮室といふべきほどのことにもあらざれば畧せり、

理境院惣門門の內にあり、妙祐山と號す、三院家の一なり、舊くは久成院と稱す、日輪本門寺をつきて後當院を法弟日成に附屬す、これ第二代の主也、遙の後延寶年中檀越長澤某の母理境院妙淨日貞田地若干を寄附せしにより、改て理境院と號すといへり、

客殿七間に五間、本尊一尊四菩薩を安ず、

大黑堂門外東の方にあり、二間半に三間半、大黑天の像は長二寸五分、日蓮自作にして、自ら開眼せしを、開基日輪の感得せしなり、

塔頭二十坊あり、境內所々に散在す、寺傳に此坊中に日蓮の上足六老僧の屋舖、及び中老の栖止せし跡少なからず、又日朗在住の際、門弟九老僧以下隨從するもの各居所を搆ふ、然るに世換り時遷りて或は所をかへ、又その所にありながら本の坊號を失へるものもあり、しかのみならずあまたゝび回祿にあひて、或は二寺を一院とし、又たゞちに廢せるもあり、たまたま中興せしも、その中興の僧をつたへて開祖はいかなる人と云ことを記さず、されば九老中老等の名のみをしるといへども、いづれかその居蹟なることをしらざるも多かり、これらの類は今姑く中興せしものを開祖とせり、又山內の諸寺中の衆徒は、年薦によりて坊號院號の次

わかちあり、故に古の寺號を呼ずして各その人の名を用ゆ、さればその坊累世の名混じて、いづれがその古の寺號なることを辨じがたし、今暫く文庫に藏する正德年中の記錄に載する所を舊名とし、享保以來定る所を今の寺號とせり、是等は見に專ら唱ふる所に從ふのみ、

南之坊　本坊の西にわたりてあり、大成辦院と號す、上足六老僧の第一日昭上人の庵室なり、昔日朗鎌倉にて弘通の時は、日昭代りて本門寺を守りしと云、客殿七間に五間、本尊三寶を安ず、これより以下の坊中は年歲によりて座配を次第すれば、定れることなし、

西之坊　大坊の西の方にあり、六老僧第三日興上人の開基なり、舊地は市の倉村、今の貴船の社の傍なる松樹の下なり、其頃は彼邊海邊なりしなどいひ傳ふ、今の地へうつせしはいつの頃にや詳ならず、又寬永以後坊中寶樹坊をこの坊へ移し合せて一寺とせり、寶樹坊は中老日法上人の庵なり、二世日豐は日朗の中老僧なり、

北之坊　今或本成坊或客殿六間に四間本尊は三寶を安置せり、喜多院とも號せり、六老僧第四日向上人の開基なり、舊地は桐ヶ谷北の端どゞめきと云所の南の方にありしを、日舜上人住職の頃、東の谷に本成坊といへる坊の廢せしあとありしにより、こゝへ移して修造再興せり、これより本成坊と號せしとなり、本成坊の地は中老日源の宅跡なり、その後兩山第十三世日尊上人慶長年中隱栖の庵とせんことを欲して、補理を加へり、寶永回祿の後火災を避て今の地に移せし、

中之坊　本成坊の南隣なり、今は中道坊とも呼ぶ、六老第五日項上人の房跡なり、二世日杉は日輪の弟子なり、七世中道院日陽住してより中道院の號あり、もとは南の谷の先にあり、その地は日頂上人の屋舖跡也、後いつの頃にか今の所に移せり、客殿は六間に五間、本尊釋迦坐像長二尺五寸ばかり、

東之坊　惣門の外本成坊に向ひてあり、或は辻の坊とも呼ぶ、昔は東の谷今の鷺藏坊の東の方にあり、故に今も東の坊の號あるならん、六老第六日持上人の屋舖なり、近き頃坊中玄理坊へ移して一寺とす、これ今の坊なり、玄理坊は貞享年中受性院妙玄日理尼の建立する所にして、開基は慈善院日悟上人なり、客殿六間に四間、本尊三寶を安置す、

自證坊　裏門の前にあり、もと壹藏坊と呼べり、龍華樹院と號す、九老日像菩薩の庵なり、像師十四歲より二十五歲まで十二年の間住せし地なり、後世元祿年中芳春院妙陽日悟信女と云もの、その慈母自證院妙蓮日性菩提の爲に、そこばくの財をすてゝ客殿を建立せしにより、自證院の名あり、その客殿は六間に五間、本尊三寶を安置す、又開基日　戒善坊大坊の傍像の脊像あり、靈驗いちじるしと云傳へり、

坊の向ひにあり、もと花藏坊と云、中老日祐上人の停住の地なり、客殿四間半に五間、本尊三寶を安置す、

心淨坊　山の東南の方堤方村の境にあり、もと大泉坊といへり、九老日輪上人のはじめ住せし地なり、後に日德上人日輪の舊跡の湮滅せんことを歎き、自ら中興せり、よりて日輪を開基とし、その身は第二世となれり、客殿六間に五間、本尊三寶及び四天王を安ぜり、

安立坊　裏門の前にあり、上の坊とも呼ぶ、九老日澄上人手造の坊なり、宗仲大坊本行寺を造て日澄を請ぜしとき、かの寺に移らんとして當坊を付弟日恩に讓る、日恩日澄のつきとして大坊に移るに及んで、又當坊を九老日善に付す、日善も後大坊へ移りしにより、その時日誓讓をうけて住せしといへり、客殿六間に四間、本尊三寶を安置す、

嚴定坊　山の西の方、西の坊の隣なり、もと成就坊と號す、日尊上人の開基なり、日尊は日朗上人の門弟なり、客殿五間四方本尊三寶を安置す、

本妙坊　惣門の前、東の坊の隣なり、もとは妙藏坊と號せり、九老日傳上人の舊跡にして、昔は西の谷にあり、日逗上人日傳坊舊跡を慕ひ、房舍を營みて日傳上人を開基とす、その後元龜四年回祿の後當坊五世日院再建せんと欲す、此時兩山十二世日惺上人材木金銀を與へて、その費に給し、且火災を避て南の谷外溝の外の道の傍に移さしむ、其後兩山二十二世日玄上人本門寺の正面に石階を造り、惣門をたつるに及んで、今の地に移せしといふ、客殿六間に五間半、本尊釋迦如來及び四天王の像を安置せり、

常宣坊　石川流の傍、檀林へ入る所にあり、もとは玉藏坊といへり、本山第九世日純退隱せし庵なり、こゝにいとあやしき傳へあり、近村御園村の人、月村宗觀と云しもの死して葬送せし時大雷落かゝりて棺槨をやふり、右の腕を攫み去りしに、日純心をこらして祈念せしかば、空中に音ありしが、則其腕を返せしとなり、葬埋のことおはりしとき、日純おもへらく、かゝる怪異あること吾不德によれりと、よりて兩山を日陽に付してこゝに退老せり、遠近その事を傳へ聞て、雷を除の符を乞ふもの市をなせしといへり、又傳る所をきくに、當坊は九老日範の舊跡なりと、されど往古のことにて久く中絕したれば詳ならず、故に今姑く日純を推して開基とせり、客殿六間に四間、本尊三寶を安置す、

坂本坊　惣門の前にあり、等覺院と號す、九老日行上人の舊跡なり、上人日朗上人に隨從せし頃、朗師の當山にある時は日行も又此山にあり、比企谷にある時は日行もまた隨ひて彼地に移れり、日朗入滅の後付弟の爭ひ起しとき、日印にくみせしかと、後に過を悔ひて誓書を出せしかば、日輪の疑ひとけゝる故に、比企谷に住せりと云、此坊元は西の谷車坂の邊にありしが、天文二年十二月十四日回祿以後、終に中絕せり、兩山十九世僧那院日豐上人、寬文年中再興して、爰に退隱せり、後兩山二十二世日玄のとき、元祿年中今の地へ移せり、客殿六間に三間、本尊三寶を安ず、

覺源坊　北門前にあり、もとは蓮池院と號す、開基は日藤上人也、第三世日泉はこの坊に住すること三十三年にして、永正十一年正月廿三日遷化せり、此時權大僧都法印日現上人、都より下り年十九にして當院に住せり、その時日現自ら修造を加へて廣布山妙法房と號せり、日現かくて住すること廿七年也、永正十六年二十四歲にして上洛し、在京十三年にして歸院し、永正十六年二十四歲天文二年日純上人の附屬を受て大坊へ住せんとす、いまだ移らざるまへに、まづ一如坊日性をとゞめて坊中を守らしめしに、同き十二月十四日、失火して大坊及當院其餘七ケ寺皆燒失せり、大坊はこれよりさき文龜三年回祿にあひ、今年やうやく再建のことに及べり、されば此間三十餘年が程は、年々大坊にて行ひし大師講も當院にて行はれたり、故に大坊再造のことをうながして、わづかに其功を竣りしとき、再び燒失せり、爰に於て再び造營して住すること前後十八年、天文十九年に及で兩山へうつれり、日現當院造營のことに於て、尤功あることかくのごとくなりしにより、推て中興開基と稱せり、其後當院は、寶曆年中までも妙法房と唱へしに、ときの奉行大岡越前守、その唱の妙法院の宮にふるゝをもて、改むべきの旨沙汰せり、時に坊の大檀越井出十郎左衞門爲成が法名を、正心院覺源日性と號す、よりて覺源坊と改め、井出寺と號す、昔は此坊西の谷にあり、天文二年回祿の後東谷に移す、後元龜四年二月十四日再び火災にあひて、祖師堂の東七面社の西の傍に移せり、元和年中加賀利家の側室、壽福院華嶽日榮大姉再建す、その後元祿三年の夏、表門の前に並べる商賈の家に火災ありしとき、火除のため兩山二十二世日玄の命に應じて、西の谷寶樹坊の跡へ移せり、この時の造營は淨隆院姉清日凉比丘尼といふもの本願主として、明ろ元祿四年に落成せりと云、客殿七間に六間、本尊三寶を安ず、

妙壽坊　覺源坊の北隣なり、松榮山妙壽寺と號す、開基は兩山二十二世妙悟院日玄上人なり、松平右近將監武厚が先祖、越智與右衞門の姉、法諡松榮院妙壽日相墳墓の地なるにより、寮をたて、位牌所とす、後に日玄上人修理造營して寺とす、今は本門寺の塔中にて妙壽坊と名づく、よりて日玄上人を開基とす、客殿六間に五間、本尊三寶を安置す、

永壽院　御廟山の南方にあり、もと蓮乘院と呼ぶ、兩山第十六代日遠上人の開基なり、その地はもと壇越戸川肥後守が下屋敷なり、日遠懇室造立のために寄附せし所なり、しかるに紀州南龍院殿の御實母養珠院殿大野本遠寺、紀州養珠寺の御建立あつて、開山に日遠上人を招待せられけるにより、日遠は本門寺の弟子日東へ讓り、且當所庵室造立のことを託す、よつて蓮乘院日東

當院を立、故に人呼で蓮乘院といふ、後當院第六世日秀の時養珠院殿の御歸依ありし日遠の開基なるを以て、南龍院殿の御愛女因幡守光伸室、芳心院殿歸依し給ひ、その愛子永壽丸と申せしが多病なりしを、本門寺の祖師へ祈請をたて、もしつゝがなく生長あらんには出家なさしむべしとありしに、其願むなしからず、人と也けれど、其剃髮を惜み永壽丸の代として觀成院日遙を猶子とし、やがて當院へ住職せしめたり、其時芳心院殿より永壽院の號を賜へり、これ永壽丸を出家なさしむべしとの、願望にそむかざるの心とぞ聞えける、さて又芳心院殿より、寺院永代相續の料として米十二石と、月俸若干を寄附せらる、又紀州殿よりも月俸を賜へりとぞ、されば當院は戸川肥後守を開基の大旦那とし、芳心院殿を中興開基とす、各廟所あり、住僧は日遠上人を開祖とし、日遙を中興開基とす、本尊三寶祖師を客殿に安置す、又芳心院殿感得の立像釋迦佛あり、その餘日遠、日東等の曼荼羅數幅あり、

妙玄坊　大坊の傍にあり、もと要玄院と號す、兩山第廿四世妙玄院日等上人の庵室なり、享保年中大坊坂の傍南の方に建つ、日等は高德の聞え有し人にて、本門寺へ本山及び紫衣を勅許ありしも、此上人を始とせり、享保十八年十二月入滅す、年八十二歲、その後當院を今の地へ移せり、本尊三寶祖師、前に日等の壽像を安ず、當院は日等より後本門寺歷代の上人退隱の地とせり、

法雲院　惣門の外石橋の西にあり、其來由を尋るに、寶永の頃山口彥五郎信房と云者薙髮して、法名を圓實院受印日解と名づく、此人遁世の後こゝに幽棲せり、臨終の後は庵室も暫く中絕せしに、享保年中に至りて信房が養子出家して、法雲院日淳と號せしもの、兩山第二十三世日潤上人の弟子なりしが、養父の舊庵なれば、再興して時の兩山の住持日等上人を開祖とせり、されど全く再建せしは法雲院の功によればとて、坊を法雲院と名づけたりこの日淳は本門寺の執事たりしが、享保八年二月二十一日田安悠然院殿の御實母本德院殿卒せられて、新葬の儀行はれしとき、日淳の功勞これ多しとて、かの御廟守を命ぜられ、その後又田安殿登山せらるゝ時の宿坊を命ぜられて、月々若干の米を賜はる、ここの坊もとは東坂の上稻荷社の南にあり、後に紀州心行院の廢地へ移し、延壽坊を合て一寺とせり、延壽坊はその頃惣門の外石橋の西の隅にありて、久しく荒廢せりといへど、これらの事跡詳なることは傳はらず、又云、もとは東の谷にありて、その地は本承坊日慶と云ものゝ所住のことはしるべからず、今の地へ移しは寶永以後のことなりと、

妙教庵　內膳山の南、永壽院の隣なり、妙教比丘尼と云もの寬保三年に創立せり、この尼はもと御城につかへ奉りしものなりしが、後に薙髮して妙教と號し、惇信院殿の尊體御安穩御武運長久を祈奉らんがため、庵室を建立せしと云、時にこの地は蓮光坊と云塔頭ありしが、享保よりこのかた荒廢して、又再興するものもなければ、荊棘の地となりしを、妙教力を盡して庵室をおこし、法華經一部を書寫して寶塔に納め、三寶祖師の像を安置して、永く天下安全を祈りけるとなり、これによつて兩山第二十六世日芳上人妙教庵の號をさづけて、いよいよ信心懈らざりしとぞ、今不動明王の像、及び開基清信院妙教日理尼の像を安ず、

養源寺　檀林の東の方につきてあり、境內除地五百十八坪、其餘山二段五畝二十七步は見捨地なり、これらは皆堤方村の地なり、開闢の由來をたづぬるに、松平右近太夫その母養源院、菩提のために建立して、兩山十八世日耀上人を開祖とす、これ承應元年のことなり、その時濱竹村にありし長勝山本成寺と云寺院を移して、今の寺號にあらためしと云、本尊三寶は日蓮上人の作なり、寺寶に、日蓮の筆一部一卷細字の法華經あり養源院感得の經文なりといふ、その餘にも什寶ありといへり、

當院は本門寺歷代の隱居所なり、享保四年十一月六日、同六年十一月十一日、有德院殿この邊御遊歷のとき、當院御膳所となりし、

○林昌寺　八幡社の側にあり、昔本門寺の僧福壽院日造上人と云し人閑居の地なり、此

日造は道德高かりしかば、たゞ三昧にして世の塵を避て爰へ草庵を結びたりしが後遂に一寺となれりと云、日造より現住に至るまで二十四世に及べり、されど日造遷化の年月を傳へざれば、其起立せしもいつの頃のことゝ云ことを知らず本堂六間四方、本尊三寶祖師を安ず、境內墓所の側に坂あり、猿坂と呼、昔山林茂りて猿多く住せし故是名あり、

○舊蹟學院跡　下池上村の方へよりてありしと云傳ふれど、今その地定かならず、元祿八年檢地の頃までも存せしと云つたふ、

新編武藏風土記稿卷之四十五　終

新編武藏風土記稿卷之四十六

荏原郡之八　馬込領

○馬込村　馬込村は郡の中央にあり、古は駒込とも唱へしと云、されど【小田原分限帳】に馬込と記したれば、馬込の方古き唱なるへし、相傳ふ元祿の頃までは麻布領馬込組と號すること此邊の村々皆同しかりしと、然るに今は總て其唱は用ひすして、たゞ馬込領とのみ稱する事、領名の條にも辨したる如し、村內の家數三百七軒東は大井、市ノ倉の二村に隣り、西は池上村にましはり、南の方は桐ケ谷村に續き、北は、大井、上蛇窪、中延の三村に界ふ、東西十三町、南北十五町餘、此所は土地高低甚た多し、故に土俗には九十九谷ありと稱す、或は十三谷といへる、小名もあり、其谷々の間にある平地に陸田をひらけり、是を下り畑と呼ふ、水田はことに少し、それも天水を湛へて沃き入ゆへ、常に用水の足らさるを患とす、土性は赤土にして砂交れる所もあり、或は黑き野土の所も

あり、何れも播種に宜しからす、こゝに稻毛道と云往還あり、村内へかゝること十三町餘、東より西へ貫けり、或は是を品川道とも呼ふ、品川宿より橘樹郡稻毛領への往來なる故なり、當村の開けたるは、いつの頃にや定かならす、永祿の頃は梶原助五郎か領地にして、其所務三十二貫六十文のよし、【小田原分限帳】に載たり、此餘小田原代官所もありしにや、天正の頃小田原分國境目普請人夫催促の文書あり、今村民半左衞門か家に藏せり、其文に

京勢催勤之由注進間、猶諸境目普請等可申付間、人足貳人鍬簀被持、十日致用意、來十一日小田原可集旨、被仰出者也、仍如件、

天正十六年北條氏虎印

戊子正月七日

馬込百姓中

天正十八年小田原北條家滅亡之頃、梶原も所領を失ひ、頓て御打入ありし時、二百五十三石餘の地を木原因幡吉次に賜へり、其子孫今の專三郎白長に至るまで、世々知行せり、其餘は御料所にして、元和の頃よりか伊奈半十郎忠常預り奉りしと云、然るに寛永年中御料所の內三百八十八石の地を割て、台德院殿御靈屋料として、增上寺へ御寄附ありしより今も替らす、其餘御料所の方は舊によりて、伊奈半十郎か子孫代々支配せし所なりしか、寛政年中より大貫次右衞門か御代官所となれり、又村の西北の方許多の地を隔て、池上、雪ケ谷、碑文谷、衾、石川、中延等六ケ村の間に狹りて當村の地あり、千束村と稱し、おのつから別村の如くなれと、全く村の飛地なり、

東西四町、南北八町餘許、

高札場三ケ所　御料所及び御靈屋料と私領と三ケ所に別れて、各名主の搆の前にたてり、一は東のかたにあり、一は北のかたによりてあり、一は西の方也、

小名　千束村　村の飛地を呼り、土人の話に、此地は村內にてもいと古く開けし所なりと云、おもふに古此邊千束鄕と唱へし由云傳ふれば、其名殘にして古く開けしと云ことさもあるべし、こゝに人家三十軒許居住す、

根小谷　土人云、古此所に梶原氏が屋敷ありしゆへ、今に此地名ありと、然らば根小屋と記すべきを谷の文字を用ゆるは誤なるべし、

宮の下谷　中丸谷　塚越谷　上臺　中井谷　東谷窪　堂寺谷　昔村內八幡社の別當長遠寺此地にありしゆへ、此地名起りしなりといへり、

松原谷　北窪　寺鄕

千束池　村の東南のはてにあり、近村所々の谷合より流れ出る所の清水落入て湛へたる池なり、池の大さ乾より巽の方へわたり二百間ほど、坤より艮の方へは百八十間許もあるべし、村老の話に此池古は猶ひろがりしに、其頃近村もいまだ開けざりしにや、當村のみにて用水に引用ひたり、何の頃よりか池上村と組合持となりて、今は旱魃の備へに平常には堰を設て水を湛へ置のみなり、されど廣き池なれば、東の方堤方女塚等の村々まで、此池の餘流を千束ながれと稱して田間の用水となせり、又霖雨の時は時として水溢れ、近きあたりの田地をひたすに至れりといふ、

八幡社　地頭免除六畝二十九歩、村の飛地の內千束池の側にあり、古松樹數株繁茂して社頭を覆ひ、又池に臨みし地なれば、景色もつとも勝れたり、本社は二間四方にして、拜殿二間半に三間、前に石階十六級ありて、其下に鳥居二基をたつ、勸請の年歷詳ならず、今村內の鎭守とせり、祭禮年々九月廿三日、社傍に庵室あり、觀行院より僧を置守らしむ、

末社稻荷社小祠なり　○神明社除地九畝十歩、村の東方に當り坂上にあり、此所は增上寺領の內にて、かの領內の民の鎭守なり、鎭座の年歷詳ならず、本社は六尺に八尺の宮作也、拜殿二間に三間、前に石階二十五級ありて其下に鳥居をたつ、祭禮は年々九月十七日、神樂を神前に奏す、百姓組合持にして別當寺は祭祀を司るのみ、

末社稻荷社小祠　○淺間社除地八畝十八歩、村の西方坂上にあり、社は一間四尺に二間二尺、社前は、切岸はけしくして壁の如くそばだち、古木森々として社頭を擁す坂の下に老杉二株並び立り、それより數歩を隔て鳥居を建、勸請の年歷詳ならず、祭禮は年々九月二十七日、神前にて神樂を奏す、宗福寺の持、　○天神社一段四畝六歩、村の東の方にあり、勸請の年代詳ならず、本社八尺に九尺、拜殿二間に三間、萬福寺の預りにて、年々九月廿八日神樂を社前に奏す、　○稻荷社除地一畝十歩、村の南方百姓十郎左衞門持、

尺の祠なり、勸請の年歷　○稻荷社除地十六歩、六尺に七尺、同邊にあり、是も勸請の年歷を知らず、圓乘院持、　○伊勢宮除地二段三畝四歩、村の東北の方にあり、社は六尺四方、是も勸請の年歷をしらず、　○熊野社除地三畝十歩、村の東南の方丘上にあり、本社九尺に八尺、拜殿二間に二間半、前に石階十七級ありて、其下に本の鳥居をたつ、祭禮は年々九月廿四日神樂を興行す、是も勸請の年代をしらず　○羽黑權現社年貢地十歩、小名根小谷梶原屋敷の內にあり、社は二間四方、拜殿二間に三間、勸請の年代を傳へざれども、古木枝をたれていと古き社地と覺ゆ、是らによりて思へばいかさまにも館のありし頃よりの社なるべし、祭禮年々九月廿九日長遠寺にて其祭事を司り、神樂を神前に奏す、百姓縫左衞門が持、　○諏訪社除地一畝十六歩、村の東南の方にあり、六尺に五尺の祠なり、勸請の年月等總て傳はらず、百姓六左衞門の持なり、　○八幡社除地一段二畝十歩、村の中央木原專三郎白長が采邑の內にて、社地も地頭より所務を免除すと云、勸請の年歷詳ならず、今村內の總鎭守とす、神體は正八幡にして甲冑を帶し馬に乘たる畫像なり、本社二間半に三間、拜殿二間に四間、前に石の鳥居をたつ、祭禮年々九月十五日、いかなるゆへにや昔より村內小名十三谷と云所の百姓等、よりつどひて神樂を奏するを永式とす、　末社稻荷社催なる　疫神社これも同じ　別當長遠寺除地六畝、眞言宗、山城國醍醐三寶院の末、海岳山大乘院と號す、村の舊記に定海と云僧、當寺を草創して後元弘二年に寂せりと見ゆ、されば此人開山なるべし、今寺にて開山とするは定尊法印なり、此法印其事歷寂年を傳へざれば、何の頃とも云がたけれど、思ふに中興の僧なるにや後元祿の頃快慶法印と云僧の住し時、當寺を興起して檀林寺格とせしにより、今や此法印を中興開基とす、

餘に八間半、本尊不動尊の座像を安す、門は客殿の正面にあり、海岳山の三字を扁す、　鐘樓　九尺四方　鐘に銘あり、其末に延享四年と彫る、全文は考證に益なければ略せり、

萬福寺　境内二町餘、村の東方によりてあり、昔は郡中大井村の内にありしが、海邊なれば波濤の患を避て、いつの頃にか當所に移りしと云、曹洞宗、相摸國德翁寺末慈眼山無量院と號す、寺傳に梶原平三景時が開基せし由をいへり、もし然らば文治建久の頃の創建なるべけれど疑ふべし、大檀那梶原三河守が墓あるによりて附會せしなるべし、それもいかにとも云ず、平三景時は鎌倉に住せり、當國多磨郡の内柚井領と號する所は、皆景時が領地の跡なりと、土地にても云傳ふ、かの領内元八王寺村八幡宮は、景時が勸請せし所にして、其側に景時が屋敷の跡もあり、是を以考ふるに、景時もし一寺を建立せんとせば、其住所及び所領の地を置て遠く當所へ起立すべけんや、寺に傳ふる所いぶかしき事なり、よりて按に小田原北條家人梶原三河守、當寺の大檀那にして此人を萬福寺と號せり、此人當寺を中興せしゆへにより、梶原の家號より、誤て平三景時が開基とせしならん、其誤しも又ゆへある に似たり、境内にたてる梶原氏の碑陰に、梶原三河守影時、同子息助五郎影末云云の文字を刻したるによれば、三河守が先祖景時を慕ひて其名を冒し、其子助五郎も又平三が子源太景季が名を冒したれど、猶文字をば憚りて違へしならん、古き人はかゝる例多し、鎌倉公方永安寺殿の名を氏滿とまうせしに、堀越御所政知其跡を慕ひて、後にまた氏滿と改められき、是を評して先祖の名を冒すことは、其餘慶をうけんとての事なりと【今川記】にいへり、其餘猪俣小平六が子孫、世々先祖の名を用ひて範綱と號せし事もあり、三河守父子もかゝる類なりしを、不文の僧等たゞ平三が著名なるのみを知て、いかにも己が寺の古き世より起りし事を傳へんがため、かく附會せしにあらずや、然るに天正十六年の文書〔其文は下に出せり〕梶原三河守景朝と記したる時は、此影時景末ととえりしも、其世の人妄作に出しも知べからず、開山は大覺公大和尚寂年を失す、寺傳によれば、平三景時と同時代の人と云んか、されど開闢の事は、鎌倉時代の事とも定めがたきことは始にも云如し、又此開山を大覺和尚と云を以按に、唐僧道隆和尚は寛元四年舶來して、後鎌倉に來りしとき、北條時宗崇信してかの地へ一寺を建立せり、後時賴時宗深く歸依せしあまり、武相總の間そこばくの寺院を建立せしよし、郡中海晏寺も其一なりと彼寺の記錄に見えたり、道隆和尚示寂の後、諡を賜はりて大覺禪師と號したれば、こゝにいへる大覺公といへるは、若かの勅賜を誤り傳へて稱號とせしも知るべからず、もし然らば當寺もかの時賴建立ありしと云內の一寺とせんか、又按に寺號三河守が法名をもて名付し時は、開闢の頃はさせる寺院にもあらで、寺號もあらざりしにや、中興開山勅特賜德光禪師明堂和尚天正十九年四月十六日寂せり、中興開山是三河守が歸依せし僧なるべし、總て中興といへるもの恐らくは當寺の開基開山なるべし、其後慶安二年大猷院殿より寺領六石四斗の御朱印を賜はりしより、今に其地を領せり、

表門　坂の中伏にありて、南に向へり、兩柱の間九尺、前に石階二十一級、門內にも二十六級あり、

客殿　石階を距ること二十間餘、八間四尺、本尊は三尊の彌陀三國傳來の金銅佛なりと云、中尊彌陀は長二尺九寸、左右勢至觀音は共に長一尺九寸五分、二像ともに普通の狀とは自から異なり、寺僧の話に此本尊の銅像、其中うつろなるものとは見えず、重さ十貫目に餘れりといへり、側に達磨と大權との像、及び中興開山德光禪師の木像を安す、又側に古き厨子ありその內に立烏帽子を戴き、直垂を著して坐したる狀の木像あり、長一尺一寸許、側に木にて作れる筋骨を置、此の骨は立烏帽子の上へ戴くべきやうに作りてあり、像はすべて埃にそみたれど、面體勇威あるさまに作りなせり寺僧は是を梶原平三が像なりと云、されど木像を納めし龕中に位牌を安じて、牌面に萬福寺殿三州大守香山不陰大居士と記せり、始にも云如く、梶原三河守は北條氏直の家人にて、當所の領主なれば、此人の像なる事疑ふべくもあらぬを、是も愚蒙の僧徒景時が著名なるにより、誤り傳へて眞を亂るに至ること歎息すべし、三河守がことは猶古蹟の條に出したれば照し見るべし、

一軀　右大將賴朝守本尊なりと云傳ふ、

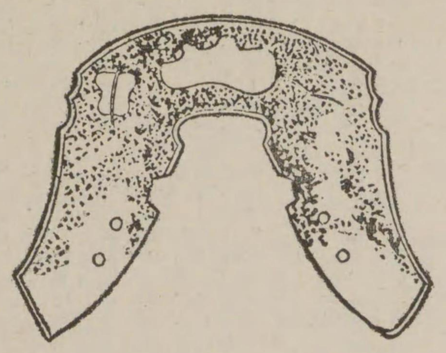

鬼子母神像一軀　日蓮上人の護持佛なりと云、

韋駄天像一軀　弘法大師の作なりと云、

鞍一　總體金の梨子地にして、海なしの鞍なり、前後の輪へ布袋和尚の繪を高蒔繪にしたれど、それもみなすれやつれて古色なること見るべし、其さま普通の鞍のごとくにして、後輪やゝそばたてり、寺傳には梶原景時が戰陣に用ひしものなりと云、されどこれも三河守がものなるべし、下の鐙轡も同じ、乘鞍の圖總上の如し、

鐙一掛　黑塗の五六鐙なり、幅四寸五分、ざすがれ無、左右にして其大樣は普通の鐙と異ることなし、

轡二掛　世に用ゆる洗轡の如きものなり、

螺一口　周圍一尺六寸、吹口鐵を以てかざる、是も景時所持の螺にて、右大將賴朝富士の牧狩の時用ひしものとす、又は石橋合戰の時用ひしものともいへり、何れもうけがたき說なり、されど總體古色にして永祿天正年代のものとは見ゆ、

膳椀十具　是も古物なりと云傳ふ、いつの頃にや毀れて數たらず、總て朱塗にして今用ゆる所の品よりは形大なり、本椀は徑四寸七分、高さ二寸九分、いと底高さ一寸許、其餘の椀は今の世に用ゆる所のものとさして替らず、膳は大小あり、大は一尺二寸四方、小は一尺四方、共に隅取り角の折敷膳なり、

文書一通　その文左の如し

定

一在々御鳥放（鷹イ）被成、大井鄕於萬福寺、一夜御休之時節寺之小者鷹之盡戒、□其恩賞鷹羽并平林吉平家次被下者也、

建久二年三月

取次　和田　嘉久
　　梶原　嘉久

賴朝

右の文中に、取次の人の名二人共に同きも疑ふべし、又文中にいへる平林吉、平家次が子孫、今に村內の百姓となりてあり、里正の話に、かれが家に近き頃まで賴朝の文書を藏せしが其筆意墨色より、紙の性に至るまで、疑ふべくもあらず、古物なりしと、今其家につきて尋ぬるに、さきつ頃父母を失ひしに、子なるものは未だ幼かりしかば、其紛れに失ひて今はなしといへり、此寺寶の文書はそれらを寫し誤りしものかといへり、

閻魔堂　表門の內にあり、二間半に二間、

秋葉白山聖天合社　客殿の南にあり、三座の內聖天は印子の像にして、梶原景時の守本尊なりと、

梶原景時墓　客殿の西丘の上にあり、五輪の石塔にして、法名卒日等を記さず、寺傳に平三景

時が墓なりといへども、是も三河守が墓なるべし、景時は駿州狐崎にて誅せられしなれば、ここに葬るべきのいはれなしもし、景時當寺の開基大檀那なれば、後に菩提のため境内にたてし碑なりといはゞいはん歟、とにかくに憶ならぬことなり、

梶原某墓　同所にあり、是も五輪の塔にて、面に繁室淨榮居士と刻し、其側に慶長十一丙午年六月九日と記す、是は梶原助五郎が墓か、未だ其正しきことを知らず、碑陰に云、梶原三河守影時、同梶原助五郎影未の石塔從先規雖有之、爲敵亂今度安倍猪左衞門家久爲改者也、此梶原孫々代々馬込村慈眼山萬福寺檀那、依今建立之者也とあり、文字湮沒してやうやく讀わくべきばかりなり、此碑陰の文によりても、此二基は三河守影時が父子の爲に建しこと知べし、外にも慶長の頃建し男女の墓あれど、其人を傳ず、

橋本但馬守教與墓　境内南の方にあり、碑面に銀宋淨金禪定とあり、側面に元和九癸亥年九月廿六日と彫る、此但馬守は何人なりしや詳ならず、今村民庄三郎と云もの、かれが子孫なりと云のみにて、世系舊記等も傳へざれば、總て考ふるによしなし、

裏門　表門の西の方にあり、南向なり、兩柱の間七尺、

○觀音堂　境内七段五畝二十六歩、此堂あるを以地名をも觀音山と呼ぶ、村の東南の方にて萬福寺領の内なり、二間半四方の堂にて、本尊は右大將源頼朝、平生髻の中へ結こめて守護佛とせし靈像なりと云傳ふ、萬福寺の持、

○宗福寺　境内年貢地一畝二歩、村の北の方にあり、曹洞宗、萬福寺の末なり、金峰山と號す、開山は天永源堯和尚天正四年正月廿日示寂、又一の傳へに村内八幡の別當泉生寺の開山、源堯當寺をも開闢せりと、されどかの源堯は承應二年正月廿日寂すといへば、自ら別の人なるべし、たまたま名の似たると示寂の月日の同きによりて、かゝる說も起りしならん、本尊阿彌陀如來客殿に安ず、

○白山權現社　境内に除地一段十二歩、村の南の方にあり、新義眞言宗、村内八幡の別當長遠寺末、陽岳山と號す、開山は天永法印といへど、年代をも傳へず、中興開山秀英僧都大永二年二月二日寂せり、本尊不動明王を客殿に安ず、

○觀行院　境内年貢地一畝二十二歩、村の中央にあり、是も圓乘院と同門徒なり、潮音山と號す開山は榮定法印天正十年寂す、本尊不動尊客殿に安ず、

○持明院　境内年貢地二畝、是も同邊にあり、觀行院と同門徒なり、金剛山と號す、開山は定祐法印承應四年寂せり、本尊大日如來客殿に安ず、

○藥師堂　除地八畝九歩、村の東北の方にあり、昔は此地に光善寺と云寺あり、此堂は卽かの寺の本堂なりしが、いつの頃か村民等と爭ひ起りて、つひに訟に及ひしとき、廢寺となり境内の地を削られて僅に堂のたちたる所ばかりを存せりとぞ、堂の大さ三間に二間四尺、前に石階三十級、かの光善寺の本堂なればとて、今は長遠寺の預りとなりたれど、修造以下の事に至りては總て村持なりといへり、

○明行寺　境内年貢地二畝四歩、村の東の方にあり、新義眞言宗、長遠寺の門徒なり、三峰山と號す、開山は榮祐法印寬永十六年寂す、本尊不動明王客殿に安ず、

○閻魔堂　年貢地三畝、村の西南の方にあり、堂の大さ三間半に、三間側に庵室ありて堂を守る僧住せり、百姓半七郎が持なり

○梶原塚　村の中央にあり、高さ九尺許の石塔たてり、寬永十九年十一月朔日武州馬込住人奉行聖□□上人と刻せり、土人或は平三景時が墓なりと云、是も例の附會なることは萬福寺梶原が墓の條下に辨せし如し、此塚何人の墓と云ことは知べからざれども、當所の舊主梶原氏が一族の內の墓なる事はさもありなん、

梶原屋敷跡　村の中央にあり、此屋敷跡あるゆへに地名をも根小谷と云、三面は崖そばだちて、背後の方僅に平地續きたるに、堀を設けし跡など見ゆ、今は熊野三社の攝へとなれり社は中腹の地を平げてたてり、今は熊野三社の攝へとなれり社は中腹の地を平げてたてり、梶原が大に變じたれど、今も僅に舘迹のさま見るべし、相傳ふ北條家分國の頃、領主梶原三河守住せしと、三河守が事は世系事

迹ともに失して考ふべからず、萬福寺境内にたてる碑陰に、梶原三河守影時、同助五郎影末とあり、是によれば三河守が子を助五郎といひしなり、【小田原分限帳】に、當村の地頭梶原助五郎とあり、【分限帳】は永祿二年の改定なれば、助五郎と記せしは三河守が初の名なるが、もし然らばかれ三河守と改めて後其子又父が初の名をつきて助五郎と稱せしならん、萬福寺の傳へにも三河守沒せし年月を失したれば、今より考ふべからず、村内に傳ふる所天正の末の文書に、【其文下に載す】、梶原三河守朝景とあり、これ【分限帳】にいへる助五郎が後の名にして、萬福寺境内にたてる景時の墓と云ものは、此人の墓なるべし、されば其子にも又助五郎といひし人ありて、其人の碑も萬福寺にたてしが、かくいへど其年歷をはかるに、猶考の證ならざるに似たれど、しばらく記して後の考をまつ、此餘【分限帳】に梶原日向守と云人を載たり、又天正八年武田勝頼駿州へ出張の時、北條家の海賊、梶原備前守景興及び其子兵部太夫景光が戰艦を出せしこと、【小田原記】に見えたり、これらの梶原も皆三河守が一族なるが、ふべからざれど、何れも名に景の字を用ひたれば、此景時が庶流なるにや、又豐嶋郡梶原堀之内などにも、梶原が事蹟を傳へたり、合せ考ふべし、此舘迹今は村民縫左衞門が持なり、又此縫左衞門が宅は是より纔に隔たりて東の方に當れり、其所は梶原が藏屋敷のありし地なりと云傳へり、是もかの一族が居りし所ならん、

舊家百姓市右衞門　御靈屋料の百姓なり、今は卑き農民のことなれば、姓も傳へを失せり、氏は高山といへり、かれが先祖某は鎌倉公方家の頃も當所に住て、こゝより、鎌倉へ大番を勤めしと云、其頃帶しと云刀一腰を藏す、長二尺三寸許鍔ヤギの刀なり、總て錆を生じたれば其作の樣も見分がたし、拵もあれど是は後に改め作りしものと見ゆ、されど其改めしも百年以上なるべく覺ゆ、天正の頃先祖最原三河守といひしが時の地頭梶原三河守に仕へし時、梶原

己が名と同きにより、姓名を改め高山彌七郎景重と名のらせ又家紋をも與へりとぞ、其時の文書はかれが別家幸右衞門が家に藏す、幸右衞門も當所の農民にて、今御靈屋料の里正なり、かの姓名を改めし時與へしと云證文あり、左の如し、

天正十六戊子年十二月十三日

梶原三河守　朝景花押

高山彌七郎殿景重

是より最原を改め高山と號せり、此後より今の市右衞門及び幸右衞門の二家、共に血脉相續せり、此市右衞門が攜へたる見るに、西の方に岡ありて古木立茂れり、其地に稻荷の祠の中に斷碑二あり、其一は年號を記さず、一には文明十七年とあり、此祠古き勸請の由、棟札もありしが、何の頃か失せりと云、側に柊の古木あり、幹の太さ三圍に餘り、地上僅に三尺許、上より三つにわかれたり、其一枝の太さ最大なるもの一圍半に餘り、其細きものもめくり二尺四五寸に及ぶべし、此木の北の方にも又柊の老樹ありしが、六七十年前に枯木となりしと云、其木の朽殘りしもの板の如く立り、其もとより藥生せしもの今一圍にあまる程の木なり、是をもて考ふるに此地の古くより社地にてありし事しるべきなり、

○百姓四郎左衞門　先祖を渡邊對馬守正久と云、其年代を傳へず、此人後に改て四郎左衞門と稱せり、此餘對馬守が事蹟はさらに傳へずと云、思ふに正久は管領家などの舊臣にして、世を農耕の間に遁れたる人歟、かゝるゆへなもてことさらに其事實を傳へざるならん、又家傳に云、四郎左衞門正經年月を傳へず、廿八日に沒せり、行年は九十七歳とあり、其子四郎左衞門正清、永祿二年六月六日沒、其子四郎左衞門正覺、又對馬とも稱せり、寬永七年五月廿四日沒せり、此後子孫血脉相續して今の四郎左衞門に至りて六世に及べり、中間支族わかれて村内に住するもの六七軒に及ぶと云、

今家に粟田口在國が作りし刀を藏す、其制古樣にして永祿天正以上のものと見ゆ、是先祖對馬守が佩刀なり、

○桐ケ谷村　桐ケ谷村は當郡品川宿より西南の方一里半餘にあり、家數十五軒、東より南へは市の倉村に界ひ、正南は堤方村に接し、西は池上村に隣り、北は馬込村に及ふ、東西十五町南北八町餘、水田少く陸田多し、土性は赤土野土錯りて耕作に宜からす、元祿八年織田越前守撿地す、御入國の後山本藤右衞門知行となり、それより今の又十郎に至るまて子孫世々襲領す、

稻荷社　村の北の方畠中にあり、村の鎭守なり、社は九尺に二間前に鳥居をたつ、鎭座の年月詳ならず、祭禮年々九月廿二日、市の倉村長松寺持、

○中延村（ナカノベ）　中延村は郡の中央にあり、家數百十八軒、東は上下蛇窪村に隣り、南より西へは馬込村に界ひ、北は戸越小山の二村に接したれと、飛地あまたありて、界定かならす、大抵東西へ十二町、南北へ十三町餘、陸田多くして水田は僅に谷々の間に挾まれり、土地すへて黑野土赤土交りて、穀物に宜しからす、村內二條の往還あり、其一は相州中原へ通ふ、是を中原道と名つく、北の方戸越村の界より南の方馬込村の方へ貫けり、一條は池上道と呼ふ是は中原道の岐路なり、村の北の方戸越村の界にて別れ、それより東南へ向ひ馬込村を經て池上村に達す、村老の話に此道古は奧州への海道にして、矢口村の方へ續きたりしと、當村開墾の年代は其詳なることを傳へす、村內八幡社の緣起に、文永年中荏原左衞門義宗（奧州古道）と云人、當所を領すと見えたれは、其頃より前に開けし村落なること知へし、當時已に中延の名もありしにや、佛祖九老傳に中延鄕と見へたり、されとそれも僅に田野開けて猶閑地も多かりしなるへし、それよりはるかに下りて小田原北條家の頃に至り、弘治二年當所の山野を開墾せしこと村民藏の文書に載す、永祿二年改の【北條家人所領役帳】に、中の部品川筋島津孫四郎と記せしは當所の事なるへし、御入國の後は御料所にて、伊奈半十郎支配す、寬永二十一年及ひ寬文中撿地あり、その後も元祿八年織田越前守撿地す、また何の頃にか村內五十五石の地を松風十左衞門に賜はれり、正保の頃の記錄には、已に松風か采邑の事見えたれば、是よりさきに賜はりし事は知らる、此松風が家は寬文四年廢せられしにより、再采邑も收公せられき、同き六年台德院殿の御靈屋料として百二石餘御寄附あり此餘江戶愛宕下天德寺領一石餘及び赤坂種德寺領僅ばかり有り天德寺へ賜はりしは元祿十一年の事にて、種德寺へ賜はりしは享保二年の事なりといへり、以上の寺領を除きては昔のまゝにて、伊奈半十郎御預の地なれば、世々支配せしに、寬政の始よりは大貫次右衞門光豐かはれり、

高札場　村の中程にあり

小名　本村　セト原　大原　天沼　丸山　瀧合

萱野　處々にあれとも、皆僅づゝの地なり、　○芝原上に同じ　○藪上に同じ

八幡社　除地二千三百六十八坪、村の巽の方にあり、社傳に云神體は長元三年源賴信感得の像にて、それより賴義義家に傳へ、其庶流荏原義宗に傳はりしに、文永年中靈夢の告を得て日蓮上人を請して當社を勸請すと、本社三間に二間、拜殿五間に三間、拜殿と表門との中間に鳥居立り、　○妙見堂　境內にあり、二間に九尺、毘沙門堂　三間に二間、別當法蓮寺本社の南にあり、法華宗池上本門寺末、八幡稻荷を配祀す、　齋守山と號す、古は長林山と號せしが、中頃今の號に改めしと云、開基は越中阿闍梨朗慶なり、朗慶は日朗の弟子、九老僧の一人にて、もと荏原左衞門義宗の子なり、【本化佛祖統紀九老傳】に云、荏原義宗は源義家の遠孫なり、世々武州荏原郡を領して此中延鄕に居住せりゆへに荏原を以氏とせり、家に八幡の神像を藏せり、かつて其緣起を作りて其子朗慶に傳へたりと、又【高祖年譜】にも、康元元年祖師鎌倉に在し時、武州人荏原義宗池上右衞門太夫宗仲等來りて檀越となりし由を載たり、然れば義宗日蓮を崇信の餘、つひに其子を薙染せしめて日朗の門に入しめしなり、後に義宗舘地をすて、寺とし、八幡社を造り朗慶をして別當職を務しめしとそ、今は當國七黨の內、猪俣黨の庶流にも荏原氏あり、抑荏原氏の事は當國七黨の內、猪俣黨の庶流にも荏原氏あり、されども義宗は源家にて義家の末流なりと云時は、猪俣黨の荏原氏とは自ら別なるへし、今義家流荏原氏の系圖と云もの世に傳へ

す、又他の記錄にも所見なければ、總て詳なることを知らず、

寺寶太刀二振　鐃一具

指物一本　古文書二通其文中解し難きこと儘あり、平康云云、これ康平ならん、且年數を訛り記せるところもあり、

武州江原郡千束鄕中延村八幡宮者、源家重代相傳之大菩薩也、今度奉日蓮聖人請當地之令鎭守勸請者也、

一先祖御筆跡之內、書拔八幡大菩薩之緣起留置者也

一賴信公御筆云、去寬仁年中蒙不思儀之夢想、則奉得木像八幡、恒崇敬之、告惡事令知善事、誠靈驗不可勝計云云、

一亦云、長元四年辛未七月上旬比、嫡男賴義父子共同蒙靈夢、不思儀哉、云不果於奧州忠常兵威强、而平直方も依無功召歸し、甲斐守賴信命して坂東の勢を給討しむ矣、果して如夢想、父子共に高名得たり云云、

一賴義公御筆云、夫八幡大菩薩と者、忝も王城鎭護宗廟殊更源家崇敬靈神也、今木像先年奉得、靈應事難勝計、又奉戰場所持軍功事父子共に數度也、實に我孫子可貴可崇敬、嫡子義家讓之者也云云、

長治二乙酉八月日

一又云、天喜五年比、賴時其子貞任殘黨聚合戰、此時賴義嫡子義家公彼八幡大菩薩祈誓請懷中して防戰父子共に如意にて國府歸る、此時敵味方義家武勇將八幡太郎と云傳たり、

一義家公御筆云、父賴義公奥州合戰從永承五年康平五年迄十年及り、其內關東武士振威事、誠以奉懷中八幡大菩薩之靈驗也、擁護不可勝計、難宣言舌云云、

寛治五年十二月日

一私云、賴信賴義公より今年迄百八十餘年、以來雖爲重代相傳、任瑞夢舊跡に奉勸請之、國土泰平源家天下安穩子孫繁昌祈者也、學先祖賴義公舊跡に勸請しける鶴岡の八幡宮、豈有勝劣哉、彼は外宮此者內宮云云、

文永十年癸酉八月十一日　江原左衞義花押

越中阿闍梨讓之

讓狀

武州江原郡奉勸請八幡宮者、先祖重代相傳之大菩薩也、去文永年中慈父左衞門入道義宗、我師日蓮上人契約當地勸請給也、彼意趣書源家三代之御一紙三道左衞門尉筆一紙七通日蓮上人御勸請之御本尊、一幅

右者奉八幡御寶殿收者也、後代孫子相違有間敷所也

永仁二年午五月十一日　越中阿闍梨朗慶花押

妙見社　除地六畝、字南耕地にあり、本社三間に二間、弘治の頃總州千葉家の一族、鏑木外記憲實と云もの、當所に居宅を移せり、然るに妙見は千葉家世々の鎭守なれば、こゝへ勸請せりと云、時に弘治二年正月元日なり、社地の內大松二株あり、圍各一丈八尺餘、古き社地なること知らる、前に鳥居たてつ、近き頃鏑木外記が子孫某社頭に碑を建て、勸請の來由をしるす、

舊家百姓利兵衞　總州千葉家の庶流鏑木氏の裔なり、家に系圖を藏す、其略に云、鏑木四郎胤憲は千葉四郎守胤の養子にして、實は上杉右京亮憲忠が二男なり、文明十八年相州鎌倉山內に於て生る、はじめは下總國寒川に住し、後同國鏑木村に轉じ、是より世々鏑木を氏とせりと云云、今按に上杉憲忠は享德三年十二月廿七日、鎌倉西御門にて害せられたり、それより文明十八年までは其間三十五年を隔てたり、系圖に載たる所傳聞のたがひあるべし、又同系圖に、天文七年十月七日小弓御所義明、北條氏綱と國府臺合戰の時、胤憲義明に從て戰死す、其子親次入道、孫の外記守憲父子民間に漂泊せしが、親次後弘治元年、其族鏑木藤左衞門友人飯室雅樂鈴木源左衞門等と共に、當郡大井鄉不入讀村今の不入斗村邊に移り住せり、同二年北條氏康が家人、大道寺駿河守直政清水上野永英の指揮によりて、當所の荒野を開墾せし時、清水上野が下せし文書今猶家に藏せり、此守憲より子孫世々相續して今に連綿せりと云、系圖の裏に右從弘治二歲丙辰、永祿四歲辛酉迄、中間六歲、諸役免許、去々年戊午大旱荒地損亡故也とあり、是によれば永祿四年に記したるものと見ゆ、其後の事は先祖某萬治二年に繼で書加へたるよしを奥書に記せり、今家に藏する處の文書、及び古器の目を左にのせり、

中延山野之事、八年かうやに相定者也、當年辰年より可有御開候、當村之人者不及申候、他鄉之者にも稼にてひらかせられ候方へは、開之內にてながくさしをきを可申候、依如件、

弘治二年丙辰正月十八日　永英花押

鏑木外記殿

刀一口　下坂の作、長二尺一寸、幅一寸、　短刀一口　宇多國宗の作、長一尺二寸五分、幅一寸、　鎗一筋分、一は長五寸、河內守國助作、一は長七寸五分、一は五寸共に無銘にて何れも直鎗也、　長刀一振　長一尺七寸、幅一寸二分、銘に因州住兼光とあり、

○碑文谷村　碑文谷村は萱刈庄に屬せり、村內鎌倉古街道の傍に、梵字を刻せし古碑たてりしゆへに此名起れりと云、其碑七十年前までも、存せしかど、屢祟をなせしとて、恐れて土中に埋めしとぞ、ゆへに其文字は傳へず、或は云昔忠玄と云法師、大卒都婆に碑文をかきて此地に埋めしゆへなりと、何れか是なりや、其地は大抵郡の中央にありて、江戸より二里半の行程なり、家數二百軒、東は下目黑村、及び戶越村に接し、南は馬込村に隣り、西は衾村馬引澤村等に續き、北は上中目黑の二村に及ふ、東西一里南北十八町、陸田多くして水田少し、土性は黑野土にしてねばりなし、殊に天水を用ひて耕種するゆへ、動すれば旱損を患ふ、村內三條の往還あり、其一條は丸子道と呼ぶ、北の方上中目黑村の界より南の方馬込村の方へ貫けり、一條は品川道と云、是は丸子道の岐路なり、村の中程法華寺の前にて分れ、それより北の方戶越下目黑二村の境に達す、もとより丸子道の岐路なれば、通して丸子道とも呼り、一條は二子道と云、東の方下目黑村の界より、丸子道を橫にたちて、西の方衾村に達す、當村古の事は定かならず、御入國の後より芝增上寺及び村內法華寺領と、神谷縫殿助が知行となりて今も替らず、

小名　子ノ神　村の南の方なり　中丸　前に同じ　小六山　東南の方なり、小六と云、

いひしもの住居したる所なれば、此名ありとぞ、其詳なるを知らず、　松下　小六山の側を云　本鄉　西の方　殿山　前に同じ　貉久保　前に同じ　小ナヘ　鄉前に同じ　臺ノ口　是も西の方なり、地形うづだかき處なり、　安藤山　是も同所なり昔安藤某と云もの住し處とぞ、　唐ケ崎　北の方なり、　五本木　所目黑村五本木の界を云、　三京塚　西南の方なり、塚の數三あるによりかく唱ふとぞ、或は三合塚ともと塚の名なれども土人いつとなく此邊の字とせしと呼り、　下山　村の中程法華寺の東を云、　南原　法華寺の東南の方なり、こゝにほうかい塚と稱するぞ、塚ありゆへに此邊を通じてほうかい塚とも呼り、塚の條見合すべし、

品川用水　村の北を流る、馬引澤村より入、戸越村へつうずるなり、○池二ケ所　一は村の北の方字山谷にあり、其廣さ七八段許なり、一は村の中程字池の上にあり、四五段の池なり何れも水を湛へて旱魃の時の備とするものなり、土人呼て溜井と稱す、

八幡社　除地千五百九十五坪、西北の方にあり、銅像のよし云傳ふれど、秘してたやすく扉を開くことを許さず、相傳ふ畠山重忠の守本尊にして軍陣に臨む時は胄の立物に付し像なりと、後に其家人宮野次右衞門と云ものに預け置しを重忠討死の後此地に勸請して八幡に祀りしとぞ、其年代は詳ならず、本社二間四方拜殿も同じ大さなり、社前二町半許を隔て石階九級あり、此間に鳥居二基をたつ、兩柱の間ともに二間、　末社稻荷疱瘡神辨天合社本社に向て右にあり、小祠なり、　第六天社二　一は本社の前にあり、一は本社の側にあり、ともに小祠、　別當神宮寺　本社に向て左の方に住す、天台宗法華寺の塔頭なり、本尊阿彌陀如來を安置す、

○鬼子母神社　除地村の西南の方にあり、　○第六天社　除地小山村摩耶寺の持なり、　村の南の方にあり、是も同寺の持なり、　○稻荷社　除地二坪餘、第六天の南の方にあり、百姓の持下二社持おなじ、　○稻荷社　除地二坪餘、村の東の方にあり、　○稻荷社　除地二坪餘、村の西の方に在、

法華寺　境内除地三萬四千八十六坪、村の中央にあり、仁壽三年慈覺大師の開基にして、寶善院と稱せり、其頃は天台宗なりしとぞ、此後の事も古き世の事なれば傳へを失へりそれより年歷を經て弘安六年日蓮上人の中老日源上人、此地を過て時の住僧と法問に及びしが、日源勁て辨折せしにより住僧論屈して終法華に歸し、日源上人を推て開山とし、山號院號ともに舊を捨て妙光山吉祥院と號し、寺號も今の名に改めしとぞ、是より後の事定かならず、今の如く寺領十九石の御朱印を賜はりしは、御入國の頃にや、中頃事ありし故其年歷を詳にせず、第十四世日禪上人本門寺の方丈日樹上人の教を守り、不受不施の法に固執し、朝憲にふれけるにより、寬文七年四月二日佐渡國へ配流せられしかど、寺には子細なかりき、後第十八世日附の時妙榮尼といへる尼の事につき、破戒の罪に坐して、八丈嶋へ遠流せらる、時に元祿十一年九月十三日なり、此時同罪によりて遠流せられしもの、谷中感應寺以下數ケ寺に及びしが、或は其寺を廢せられ、或は改宗せしめられしにより、當寺も舊に復して天台宗とはなりぬ、この時住持となりしを慶尊と云へり、これ天台に復せし始なれば、今も是を中興の開基とせり、慶尊は享保十六年二月十八日示寂す當寺に昔より持傳ふる文書五通あり、其文左の如し、

寺家之事、諸役諸公事以下不可有之、並本門寺與相論儀、自今以後從池上兎角不可有之候、萬一違亂方有之者、可加扶助者也、爲永代證狀如件、

天文十七戊申九月二十日　　世田ヶ谷吉良氏左兵衞佐賴貞花押

碑文谷法花寺

按に此花押は賴貞弟賴康なり、殊に賴貞は戊申の年より廿年前大永五年既に卒す、想ふに左兵衞佐賴貞の六字、後人の書加へし所にして、もと押字のみ記せしならん、

一寺家中人足出す事　一竹木きり取事　一栗柿以下樹木取事

此等自今以後不可有之者也、萬一違犯輩有之者、急度可被披露、爲後日證狀如件、

世田ヶ谷吉良氏印下同

末二月十三日

法花寺衆徒中

碑文谷法花寺爲門前屋敷、法界塚之原七町四方、不入に進置候、併自公儀者依品所用可申候、此外之所竹木彌以被殖立、畠以下開發之樣に有之可然者也、仍如件

天正十三乙酉年十一月十七日

周防上野介奉之

武藏國ひものや鄕中

法華寺諸末寺共に

禁制

一軍勢甲乙人等濫妨狼藉事　一放火事　一對寺僧門前之輩非分之事申懸事

右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、忽可被處嚴科者也、

天正十八年四月日　　太閤秀吉印

此度書物取替候に付條々

一貴山無住之節、當寺之住持於堪法華寺者、貫首職者自其方懇望次第無異儀可令入院事

一若碑文谷不受不施、谷中不受不施之立義に成候はゞ又如先規可爲法華寺之末寺事

一修理料者、大率以金三十兩爲其分限事

一爲不忘舊好、爲年禮坊中へ每年可送金壹兩事

一貴寺於江戸通所無之間者、何時も可致宿坊事

寬文五年乙巳二月九日　　谷中感應寺日純花押

本地院　大圓院

碑文谷法花寺日禪尊師并御衆徒中

惣門兩柱の間九尺、門の二王門總門の内十五六歩許にあり、四間に三間、左右に金剛の像外に石階五級あり、二王門總門の内十五六歩許にあり、を安ず、此像は安阿彌快慶の作なり、普通の像よりは甚痩て古色殊勝に見ゆ、長五尺餘靈驗あらたなりとて、參詣人の宿願によりて通夜するものも多し、釋迦堂　釋迦堂二王門の正面にあり、前に石階あり等數五級、　鐘樓　鐘樓釋迦堂に向て于あり、いと古き堂なり、相傳ふ飛騨の番匠の作なりと、本尊は座像にて長二尺餘作しらず、右にあり、二間四方、鐘の徑三尺、高五尺、寬永廿年の銘にて、題目及び宗祖の名を刻し、武州荏原郡碑文谷妙光山法華寺常住寄附日長の數　九輪石塔　鐘樓の側にあり、法華宗の十字をえるのみ、　開基日源上人の塔也、銘文を刻す、其文に云、夫源高師者、本爲天台之學頭居于駿州實相寺、吾元祖大師重入大藏時卽信伏而師事二十餘載矣、常山元是台流、弘安六年亦歸于師、改乎舊執于妙光山法華寺、住三十二寿自正和御六家之古、至寬永御追貴之今、凡三百又二十四歲、石廟未有之惜哉、寬永第十三　歷代墳墓　歷代墳墓幷古碑門を丙子曆秋八月吉日願主日瑞と刻す、入て左の方にあり、法華宗の頃第二世より十七世までの墓石なり此外に古碑正和より天文に至るまでの年月を記せるもの總て

十基あり、何れも法諡等を載せざれば、何人の墓なるをしらず、　伊賀井隻人墓碑面に全忠全義と彫る、是は法諡か、或は其忠義の德を表せしが、今より知るべからず、又脇に加藤信重、同信政仕二代、天正十八次庚寅歲二月廿六日とえる、此外に此人の主加藤氏の墓も見えたり主人の墓地なれば傍に伊賀井を葬りしにや、加藤氏の事は郡内上目黒村に

聖觀音堂　門外にあり、門に向ひては左の方なり、二間半四方、本尊二尺五寸木佛の立像なり、古は百觀音を安置せしが、いつの頃にか淺草の泉涼院へ移して、中尊一軀のみ遺れる者、此本尊也と云、

塔頭神宮寺　村内八幡の別當なれば、詳なることはそこにいたせり、

○舊蹟法問塚　字南原にあり、村内法華寺の開山日源上人、昔此地にて法問ありしゆへ名とせりと、又土人にとへば、ほふげ塚といひて、文字は法解塚とかけりと、法華寺に藏する天正十三年の文書にも法界塚と書たれば別に故ありとも見えたり、其正き事を詳にせず、

舊家百姓友右衞門　宮野氏なり、先祖は畠山重忠の家人なりしが、重忠討死の後當所へ八幡を勸請して、社事を司りしとぞ、重忠秘藏の甲冑、弓箭及び古文書などを持傳へて、常に社内へ收め置しが、村内に宗論ありし頃其騷動の紛れに何者がぬすみ去しと云、宮野と云氏も重忠より賜ひしとも、又社事に預るゆへ宮の何某といひならはせしを、いつとなく氏の如くになりしとも云、今は社務を別當寺へ讓て平民となれりと、

新編武藏風土記稿卷之四十六　終

新編武藏風土記稿卷之四十七

荏原郡之九　馬込領

○小山村　小山村は、郡の中央にあり、開發の年歷を傳へす、又鄉庄の唱を失へり、此村は昔高木喜左衞門正永といひし人の知行せし所なり、寛永二年十二月十一日正永に賜ひし御朱印の文を見るに、武藏國荏原郡彌陀鄉百石云々とあり、正保年中の國圖、及ひ其頃の領主をしるせしものに、喜左衞門正永か知行小山、谷山二村とありこの二村をすへて村高凡百石はかりの地なり、これによれは寛永より正保はその間僅を隔てたれは、其内に地名の變革ありしとも思はれす、彌陀鄉とあるは卽ち小山谷山の二村のことにして、寛永の頃までは鄉名を傳へしと見えたり、又按するに彌陀鄉と云は【和名鈔】に載し、御田鄉（御田鄉）のことならん、猶郡の總說鄉名の條を幷見るへし、家數六十三軒、所々に散住せり、東北は戶越村をめくり、南は中延村にとなり、西は碑文谷村に接す、村の廣狹東西十二町、南北も亦十二町はかりなり、村内すへて平地にして、土性は黑野土なり、水陸の田相半せり、村老の話に當所はもとおしなへて原野なりしか、元祿の頃開村せりと云ふ、今按するにさにはあらす、古田はもとよりわつかありしを、この時に至り原野をひらきて別に新田をおこせしと云ふことならん、夫を此時すへて開墾せしと誤り傳へしと見えたり、始にも記せし如く、寛永の頃ははや高木喜左衞門正永全く當村を知行せしと云ときは、この村の開けしはそれより前なること勿論なりされとその所務は僅に五十石許の地なりと云り、然るに元祿の末に村高を記せしものには、二百六十九石餘とあり、かくのことき時は古田は僅に五分の一に足すして新田は五分の四にすきたり、されは村老のかく誤り傳へしもけにさることなるへし、【高木家譜】に、當村は御入國の後より先祖喜左衞門正綱か領せしこと記したれと、寛永二年御朱印を賜ひしと云ときは、恐らく此時始てこの地を賜はりしなるへし、これよりさきは別に采邑ありしにや、はた糠米を賜りけんも知へからす、夫より正永か子喜左衞門正照かときまても知行せしかと、貞享五年十二月二十三日正照罪ありて一旦その家を廢せられしとき、當村の采邑をも收公せられき、これよりさき新田をひらきし頃、其地は伊奈半十郎か支配に屬せしならん、爰に至りて正照か沒收の地も合せて半十郎か支配所となれり、此頃のことにや、同人撿地して貢稅を定しといへり、夫より子孫相傳て左近將監かときまてもかはらさりしか、寛政年中より大貫次右衞門光豐か御代官所となれり、

小名　平塚村の東の方なり　瀧ノ原村の北なり　南耕地南の方なり

用水堀　碑文谷沼池より引來り、所々の水田に濺き、餘流は中延村に至る、

妙見社　除地三段五畝、字瀧の原にあり、社は丘の上にあり、三間に四間、妙見八幡宮の五字を扁す、是によれば元は八幡を相殿とするにや、祭禮は年々九月二十八日、神樂を社前に奏す、鳥居あり、兩柱の間九尺、前に石階十二級あり、當村摩耶寺の持、

末社稻荷社　第六天社　以上共に小祠

摩耶寺　村の西南によりてあり、法華宗、身延山久遠寺末、佛母山と號す、開山は立法院蓮生日了年代詳ならす、其後寶永の頃に至りて、住僧日義中興す、本堂七間に五間、本尊三寶を安す、

摩耶堂　本堂に向て左にあり、三間半に三間、摩耶堂の三字を扁す、本尊摩耶夫人の立像は長一尺三寸許、龕中に安す、作者しれす、

鬼子母神堂　本堂と摩耶堂との間にあり、二間に九尺、前に鳥居をたつ、

○谷山村（ヤツヤマ）　谷山村は、品川宿の北の方にあり、此村のことは大抵小山村の條に合せ記したれは略せり、家數二十軒、東は相州矢倉街道に至り、北は柳生但馬守屋敷の内

村に屬する二畝の地を限とし、共に上大崎村に接し、南は居木橋村にさかひ、西南は桐ヶ谷村に隣る、東西六町南北六七町もあるへし、又上下大崎村の際に五町四方許の飛地あり、水田少く陸田多し、土性は野土赤土交れり、享保五年筧搖磨守撿地せりと云、これはこの頃新墾の田ありし故なるへし、當村御入國より前のことは傳へす、その後地頭御代官等の變遷ありしことは、前村小山と同けれは茲には略せり、今はこれも大貫次右衞門支配せり、此村は小村にして、神社もあらされは、隣村下大崎村雉子宮を鎭守とせり、

目黑川　村の中間を流る、土俗に垢離取川と唱ふ、川上目黑の邊にて垢離を取ものある故なり、西の方桐ヶ谷さかいより東のかた下大崎村まで凡二町餘、川幅六間、長六間幅二間、御普請所也、

○庚申橋　目黑川にあり、橋邊に庚申塔あり、故に此唱あり

○上目黑村　上目黑村は、郡の北の方にあり、菅刈庄に屬す、今鄕名を失へり、古は上中下の三村をすへて一村とせしか、後に田野ひらけて大村となりしかは、今のことく三村に分てりと云、村名の起りは詳ならす、或はいふ當所不動堂は、慈覺大師勸請の舊地にして、目黑不動と號するにより、後に其稱號をもて村名とせしならんと、不動の稱に目の色を以て唱ふること、當所のみにもあらす、江戸關口の臺に目白不動ありて、其邊の字を目白臺と呼ひ、又駒込に目赤不動あり、一說に當國は古へ牧多けれは、馬にもとつきて名付たる地名多し、馬込駒込駒岡駒林馬引澤練馬馬絹有馬馬場駒井の類是なり、昔は目色毛色をもて馬の名とせしことあれは、この目黑村も馬の名によりて起りし地名ならんと、これも附會にわたりたる說なれと、暫く傳へのまゝを載す、又古老の說に、昔は村名を免畔（メクロ）村と書しよし、現に村民定右衞門か家譜、天正年中の事實を記せし所に、荏原菅刈庄免畔地と書てありとて、土人はこれを證とすれとも、下に出せる永祿二年改定の【北條家人分限帳】には今の如く目黑と記したれは、天正以前より今の文字を用ひたること勿論なり、畢竟目黑、免畔同唱へなるを以、假借してかきたるならん、此村開墾の年代は傳へされとも、不動別當瀧泉寺の緣起に、慈覺大師遊歷の時村民等請待せりなといへり、もとより浮屠氏の說は妄誕多くして、年代を僞たかひたることもあるなれは、正しき證ともいひかたけれと、とにかく古き村なることは論なかるへし、遙の後永祿の頃は、北條の家人太田源七郎十七貫五百文の地を江戸廻目黑本村鈴木分にて知行せしよし、【分限帳】に載たり、この本村と云は、今村内いつれの地なりや知へからす、不動堂のあたりははやく開けたる由なれは、かの邊にてもありしか、鈴木分といへるも其家號のみにて假名等をしるさゝれは、今より考るによしなし、又【分限帳】に島津孫四郎か知行永福寺持の地二十一貫文は、多摩郡沼袋成宗と當所との內にあるよしをしるせり、是も其地は村のいつこと云ことを傳へす、其後當村の民定右衞門か先祖某、天正年中こゝに來りて曠野を開墾せしと云こと、彼か家に傳へし記錄あり、思に中目黑の邊は已に古より開けしといへど、この邊は其頃までも茫々たる原野多かりしと見ゆ、御入國の後は御料所なり、寬永年中に至り增上寺へ御寄附ありて、一旦その寺領となりしか、いく程もなく再び御料所となれり、正保の改に上中下を分たすゝ增上寺領目黑村と載たれは、其後御料となりしことしらる、元祿の改には今の如く三村にわかてり村の四隣東は中目黑村、及ひ豐島郡豐澤、澁谷の三村に隣り、南は碑文谷村に接し、西は池尻、北澤、馬引澤の三村に交り、北は豐島郡代々木村に界へり、東西十二三町、南北三十町、西より東へ貫て目黑川の流、村の中程を延亘して、その兩岸の低き地にはすへて水田を開き其左右の方村の南と北との境までは、共に岡のことく土地高けれは、そこには陸田をひらけり、かくの如く南北の地は高くして乾きやすく、村中には川ありてやゝもすれは水溢するにより、旱魃水災ともに患ありと云、且土性は野土にして糞培の力をからされは生殖によろしからす、村內三條の道を通す、一は相州道と云、北の方豐島郡豐澤村より入り、西の方池尻村に達す、この道橘樹郡二子村の渡を歷により、二子道とも呼へり、一は駒場道と云、相州道よりやゝ北の方にあり、一は丸子道と云、中目黑村の境邊によりてあり、撿地は元祿八年織田越前守、明和九年伊奈半左衞門この二たひに改めありしと云はしめ寺領を召上られて御料所に復せしより、後は伊奈半十郎忠常か支配に屬し、子孫相つたへて左近將監忠尊かときまてもかはらさりしか、寬政年中に大貫次右衞門光豐か御代官所となれり、家數は百五十軒あり、

小名　石川組　村の西北の方を云ふ　五本木組　村の南を云　宿山組　村の中程を云、又この地の民清三郎が宅地に古松ありて、道玄物見松と唱へしに、明和九年伊奈半左衞門支配たりし時、名主市之丞願上伐取れり、今に清三郎が庭前に其跡あり、道玄のことは隣村豐島郡澁谷村道玄坂の條に出す　上地（アゲチ）組　村の西北よりなり、この地は昔島田田雲守といひし人の抱地なりしが、後故あつて上け地となりしより、以來この名をおへりと、諏訪山道　村の中央なり、昔諏訪明神の祠たてりし故名とせりと、

柳町耕地　石川町耕地　小川町耕地　右の耕地は何れも村の東の方澁谷村の境

にあり、この耕地の邊に木立生茂りて、一村落をなせる所あり、此地は昔何人が住せし館跡と見えて、今も四邊に構堀の跡とをぼしき堀殘れり、土人の話に、柳町石川町小川町の名は、全この館地に屬せし街巷の名殘ならんと、されどこのこと他の所見なき處にして、ことに住せし人の姓名をも失ひたれば、今よりかんがふるによしなし、

駒場坂　駒場野の傍にあり、故に名とせり、此坂下に一株の松あり、圍六尺許一本松と云、小名の條に云へる道玄物見松伐取し後は、土人この松を道玄松と呼べとも、僻ごとなり、○メキリ坂澁谷村の境にあり、臼のめきりを業とせるもの、この地に居し故名とせるよしなり、

目黒川　村の中程を流る、西の方池尻池澤兩村の間より入て、東の方中目黒村へ達す、村内を流るゝこと十町許、川幅は廣き處にて五六間、狹き處にては三間餘もあるべし、○蛇崩川目黒川より少しく南を流る、村の西の方下馬引澤村より入、村内皂莢橋の西にて目黒川に落合へり、川幅は一間より二間に至るその詳なることは既に總説に出せり、古此處より大蛇出て、土地崩れしより、名付しとうけかひがたき説なり、

駒場野　村の北の方豐島郡代々木村の境にあり、十五萬坪餘の所諸役免除の地なり、年々春秋御遊獵ある地なれば、當所御用屋敷にて、預り奉り、掃除以下の事を司れり、

大橋　目黒川に架す、土橋にて長さ七間幅九尺、此橋の傍に水檜生茂れり、前になだれの坂あり、この中腹に鳥居を建、兩柱の間八尺、祭祀毎年九月二十九日、村民持、末社あり、文化年中村民勘右衞門と云者願上てつくれり、

○宿山橋　同じ川に架す、これも土橋にて、長さ六間幅九尺なり、○皂莢橋（サイカチ）　是も同じ川に架す、長さ七間幅一間、享和年中より造りしといふ、○三田用水　村の北よりなり、村内を流るゝこと十町餘、北の方代田村より入、東の方中目黒村に通ぜり、幅三尺餘なり、

（鎌倉古道）

御用屋舖　村の西の方にあり、此處往古は村の里正加藤定右衞門が先祖の持なりしを、寛永三年五萬八千坪伊達遠江守の抱地となりたりしが、寛文二年其内五萬四千八百坪をさき、夫より世々相傳へて享保年中までも遠江守が屋敷なりしを、同き頃ゆへありて公收せられ、御用屋舖とはなれり、この中にある御藥園は、享保年中植村左平次といへる者命を○中川修理太夫抱地村の北に寄り澁谷村境小名別所にあり、受て開しと云、この地に天神社あり、相傳ふ神體は石像にて長一尺許、古の神體は松根より堀出せし印子の像なり、いつのころにかこの像を盜み去りし人ありしに、忽ち神罰を蒙りしかば、江戸芝のあたりへもてゆきて棄たるよし、今は增上寺山内芽野天神の神體となりしなど云へども、定かなることを知らず、○水谷彌之助抱地小名宿山組の内にて、上地組少く係れり、相傳ふ此邊は古へ鎌倉街道なりしと、今も古松三株あるは其頃の並木也、○戸田内藏助抱地小名五本木組に在、○德永小膳抱地　同じあたりにあり、○中島勝之助抱地小名石川組にあり

氷川社　除地一段四畝、村の西北の方駒場通にあり、小名石川組の鎭守なり、天正年中村民定右衞門が先祖當所へ移りし頃彼が持地へ始て移し祀れりと、本社八尺四方、前に拜殿あり、三間四方、正一位氷川大明神と扁す、社地すべて古松老檜生茂れり、前になだれの坂あり、この中腹に鳥居を建、兩柱の間八尺、祭祀毎年九月二十九日、村民持、末社

稻荷社　本社の右にあり、○稻荷社　除地五畝十五步、小名宿山組にあり、一間四方、鎭座の年曆を詳にせず、社地に古木多し、○稻荷社　除地三畝、小名五本木組にあり、本社五尺四方、入口に木の鳥居を立、○第六天社　除地二畝、村の拜殿二間四方、前に鳥居を建、兩柱の間六尺、是も鎭座の年代を傳へず、

東の方小名田切通に○神明社　除地四畝九步、同じ邊にあり、小祠なり、あり、これも小祠なり、

壽福寺　除地三段七畝十二步、小名宿山組にあり、天台宗下目黒瀧泉寺の末なり、新清山と號す、開基は下馬引澤村の人民勝五郎といひしものゝよし、今も其子孫吉兵衞と稱して、現に其地に住居すれども、當寺草創の年代及び開山和尙の名さへも傳へず、中興の開山を法印高順と云、享保十二年十月二十三日示寂せり、客殿八間に六間半、本尊阿彌陀如來を安置せり、○庚申塚　除地五坪、村の東の方小名別所通にあり、壽福寺の持、○鐘鑄塚駒場野の内にあり、昔此所にて鐘を鑄しゆへ名とせるなりとす、土人云傳ふれ共定かならずと、○去ケ苦塚（サルクヅ）澁谷村の境小高き處にあり、前は田圃に臨みて風景ことに佳なる地なり、相傳ふ昔ある長者酒肴を齎して爰へ來り、胸中の苦鬱をさりしにより此名起れりと、【江戸志】に戶倉塚一名去我苦塚、百人町の通田村下總守中屋敷の內にあり、方二十間、高丈餘、これ昔金王丸が塚上に登りて物見せし舊地なりと云、今塚上に登ればこれより二三里が間は手にとるばかりにて、遠くは富士筑波房總の山々眺望なゝめならず、げにも憂悲苦惱を去るべく覺ゆ、よりて去我苦となづくと、これによればかの長者と云は金王丸のことにや、されどこの長者のこと他の所見なく、ことにその姓名をも傳へざれば、今よりはとかく考ふへからず、又【江戸志】によれば、此邊昔は田村下總守屋敷なりしと見ゆ、これも土人の傳へざる所なれば、今の如く田地となりし年代等知べからず、○東山塚村の中央にあり、村民定右衞門がもと住居せしところなりと云、その名の起りし由來を詳にせず、定右衞門が居宅は元祿年中丙丁にかゝりてより、今の地へ移れりと云、

舊家名主加藤定右衞門　此定右衞門は年頃里正を勤、殊にその職に心をもちひ、農民等をもよくひきゐしかば、年貢租稅も自からおこたらざりし故、其こと自から上に聞え、文化九年の秋其身一代は苗字を名乘べき由許されしと云、此加藤氏は遠く先祖を尋るに、昔は世にも聞えしものにて、天正の頃より世々此地にたれり、されば今も家系圖及び古き鎗二筋を傳へたり、その系圖に載る所によれば、鎌倉將軍の家人加藤次景廉よりいづ、景廉が後加藤六郎右衞門景治、故あつて承久二年甲斐國に至り、武田伊豆守信宗に屬せりと、按に此間のことは疑ふべきもの多し、それより世々武田家の臣となりて、十七世の孫丹後守信重の時に及び、天正十年の春武田勝頼織田信長が爲に戰ひまけ、天目山にて自害せしとき、信重は武藏國へ出張の人數に加はりて彼地へ赴きしが同き年四月十一日同國村山鄕合戰のとき、是も討死せり、かの妻は阿部加賀守貞村の女なりしが、夫が戰死したりと聞て、その日村山の圓福寺に於てこれも自殺せしと云、按に多磨郡村山鄕筥ヶ崎村圓福寺に、加藤丹後守が夫婦及び嫡子最次郎景次、その餘從者等の墳ありて、此日ともに自害せしよしあり、これによればかの系圖には載されども、嫡子もこの時自殺せしことしるべし、たゞ寺傳に丹後守信重が名乘を景忠とす、系圖に云、信重の祖父駿河守信昌は、始虎景といひしを、後武田晴信の一字を賜ひて信昌と改しと云、よりて按ずるに、信重もそのたぐひにして、始のほどは景忠と稱したらんを、後一字を賜ひて信重とは改めしにや、もしかゝらんには、信重が妻自殺の時寺にて景忠と傳へたるならん、されど是等のことは推考せしにて其正しきことを知らず、又【初鹿野家譜】に、初鹿野丹後守天正十年甲州沒落の時、武州筥根崎に於て討死すとあり、この丹後守と云は則加藤丹後守信重のことなるべし、初鹿野氏は加藤氏の同じ流なれば、初鹿野丹後守を名乘らずと雖ども、後人事蹟をしるすときに誤りてかく書しにや、又既に初鹿野と改めたれども、本姓のことなれば加藤とも初鹿野ともたがひに稱せしにや、いづれにも同じ人なることは明けし、又系圖に云信重が三男に加藤潤之助、（後改繩部）信政はいまだ幼くして、僅に五歲なりしが、其臣伊賀井隼人といひしもの、ひそかに負て同國豐島の地へ落ゆきたりき、此信政は今の定右衞門がよつて出る處な

りと云、又按するに碑文谷村の法華寺に、伊賀井が碑あり、其文に加藤信重、同信政二代に仕ふ、全忠全義伊賀井隼人、天正十八年二月二十六日とあり、是隼人がことを證するに足り、この餘隼人がことは他の所見なし、又系圖に云、後同國荏原菅刈庄免畔地に移りて、廣野十町の所を開墾し、水陸の田となし、終にこの地の里正となり今に至れり、昔寛永の頃までもあまたの地を持傳へしが、同三年伊達遠江守がのぞみに任せて、其抱地を讓りたりしと、寛文二年故ありてこの地を收公せられて御用地となれり、則今○百姓新八先祖某が時流浪の身となり、此武藏の國へ下り當所に來りて農民となりしは、天正年中のことなりとぞ、その後子孫打續て今に及べりと云、かれが出る處は肥後國の住人菊池肥後守武房が庶流なりと云小旗及びその旗にしるしたる、三社の神の緣起をそへて世て、文永年中蒙古攻來りし時、かの討手として向ひし頃、持しと々家の寶とし、元文元年までも傳へたり、其頃の祖肥後允正仁といひしは、兵學をこのみて其門に入るもの多かりけり、正仁おもへり、かゝる由緒の者もいま子孫衰微せしときは、家に藏せんも恐なきにあらず、いかさま一社を造立して小旗をかの神體とし、又緣起をもその社中に納めおかば、且は永久の計とも云べく、かつはなれあなどるの恐をまぬかれんとて、時の郡代伊奈半左衞門忠達へ訴へ、社地の御免をねがひけるに、とかく容易ならぬことなれば、御免なかりけるを本意なきことにおもひければ、かの小旗及三社の緣起を合せてゆかりにつきて、下總國葛飾郡眞間の弘法寺へ納めたりとぞ、今もその旗かの寺にあり、長六尺幅一尺餘にして、上の方に阿蘇大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神としるし、下に鷹の羽の紋あり、これは菊池氏累代の旗の紋なり、又旗を納めしとき正仁が記せし文一卷ありその大意は、文永年中蒙古防戰のため、十七代の祖菊池肥後守武房、宣旨に依て大將となり打向ひし時、持たるものなり、此小旗及び三社の緣起は、そ

の頃より世々家に藏せしを、今赤星利兵衞をして永く當寺の寶藏に納むる由をしるして、末に元文元年丙辰菊池肥後允藤原正仁とあり、按するに【菊池家譜】に武房より十三代の孫肥後守能連、（始武眞と稱す）文龜三年二十三歲にして卒し、子なくして嫡流は絕ぬ、爰に於て肥前守重安の子政隆と云しもの、能連の家を繼しに、家人等歸服せずして、永正二年十二月徒黨のものども、阿蘇大宮司維憲の子維長を請して菊池の家督とす、これを肥後守武經と云、かゝりしかば政隆大に怒て、武經と屢戰ひしが、終に利を失ひて同六年八月十七日自殺すと云り、この新八は政隆が子のことは家譜には載せざれども、もしくは子ありて滅亡の後、たまたま關東へ逃れ下りしにや、さもあらんには武房か旗をも、かの家沒落のとき持去て、家に傳へしならんが、又彼武經の後は天文永祿の頃まで殘りて、子孫數人肥前の國の內所々に割據せしか、或は戰死し、又は誅戮せられて、家名永く絕たるよし家譜に見えたれば、正仁が家祖の出へきの理なし、又前にいへる正仁が旗を納めしとき、取次とせし赤星利兵衞も菊池家より出し赤星氏の子孫なるが、家譜によるに武房の二男赤星三郎有高は、赤星氏の祖なりといへり、

○中目黑村　中目黑村は、郡の中央より少し北へよりてあり、村名の起りは已に上目黑村の條下に出せり、民家八十六軒、東より南へは下目黑村に隣り、巽は碑文谷村に及ひ、西は丸子道をかきりとして上目黑村に接し、北は豐島郡下澁谷村にさかふ、村の廣さ縱橫ともに十町ばかり、土地平なれと北の方澁谷村の堺には臺あり、水田少くして陸田多し、土性は野土にして培養の力をからされは茨穀生殖せす、御入國の後御料所となりしか、寛永

年中增上寺へ御寄附有りしより、今に至りて彼寺の領所なり、又村の北方段別六段七畝餘町並をなし、延享三年より町奉行支配に屬し、中目黑町と號す、

小名　中目黑町村の北の方にあり、御　原村の西の方祐府內の部に辨せり、天寺の邊を云

神明前村の西　味噌下澁谷村の方へ寄てあり、御遊獵御立場の邊なり、此所に茶店あり、

一軒茶屋と云、土俗爺が茶屋と呼て、世に聞えたる茶店なり、御遊歷の時も茶肆を開き、茶具を設け置を常とすと云り、

傳道村の中央より東へ寄れり、或云昔此地に道場ありし故此名ありと、

の墳に　大塚、この所塚あるによりて、此名ありとぞ、

目黑川　村の西北上目黑村の界より流來り、東南へ流事五六町にして、下目黑村へ入、川幅四間ばかり○三田用水　上目黑村より流來、村內を經ること五町許にして、下目黑村に入る、諸所の水田皆この用水を沃く、

一ツ橋殿抱屋敷　村の東方にあり、當村及び中目黑大崎等三村入會の地なり、今有馬玄蕃頭借請て抱地とす、○青山下野守抱屋舖同じ邊なり、下目黑村と入會ふ、○松平主殿頭抱屋舖前に同じ、當村下目黑、上大崎、三田等四村の地入會へり、

八幡神社　除地百五十坪、村の西の方字神明前と云所にあり、小山の上に社あり、五尺四方にして東北に向ふ、前に鳥居をたつ、村の惣鎭守なり、勸請の年代詳ならす、祭禮年々九月十八日十二座の神樂を奏す、上目黑村壽福寺の持、

○稻荷社　祠は三尺四方、百姓金三郎持、

祐天寺　境內八千五百三十坪、內拜領地二千坪、年貢抱地六千五百三十坪村の西の方字原にあり、當寺の拜領地は中下目黑兩村にて千坪づゝたまひたれども、草創以來當村に屬すればこゝに出せり、淨土宗、芝增上寺末、明顯山善久院と號す當所は增上寺第三十六世祐天大僧正隱居の地なり、享保四年祐海遺命に俗弟祐海に屬して、當寺を起立せしむ、僧正末期を奉じて起立の功を遂げ、僧正を開山として其身は第二世におる、

門冠木門なり、兩　下馬札門外にあり、明和三年七月八日土岐美濃守命を傳へて建てしむ、

二王門表門の正面にあり、五間に二間、明顯山の三字を扁す、

鐘樓二王門を入て右にあり、鐘徑二尺八寸、左右に力士の像を安ず、

本堂二王門の正面にあり、堂は六間に七間、祐天寺の三字を扁ず、本尊は祐天大僧正の木像なり、坐像にして長二尺八寸ばかり、手に念珠をかけて合掌の容なり、三輪利鎰の作なり、前立の像あり、貌長け共に同じ、僧正は明蓮社顯譽上人と號す、陸奧國岩城の農新妻小左衞門と云ものゝ子なり幼名を三之助と稱す、三緣山の諸化休波和尚は俗緣の伯父たるにより、休波を紹介として同所袋谷檀通和尚に投じて薙染す、時に正保四年僧正年十一歲の時なり、長ずるに及で學業怠らず、師檀通に隨て諸國を遊行し、道德日々に盛なり、後三緣山に庵を結び、又葛飾郡牛嶋と云所へ潛隱す、道化大に行はれて僧俗輻輳す、又勢州山田に赴きて念佛を廣む、その後桂昌院殿の召によりて大城に登れり、元祿二年常憲院殿の命を蒙り下總國千葉郡生實大巖寺に住せしめらる、明る庚辰の年同國飯沼弘經寺に轉じ、寶永甲申傳通院に住し、正德元年增上寺に住し、大僧正となり、文昭院殿の御導師を勤む、程なく隱居して享保三年七月十五日麻布の別業にして寂す、茶毘の中に殘りし舌形は今も當寺に持傳へり、本堂の後背に續き九尺四方の堂中に鐘をかく、勤鐘の二字を扁す、鐘の徑二尺高四尺、安永七戊戌十一月六世祐全と彫る

客殿　本堂に向て右の方にあり、廊下を設て往來を通ず、この客殿はもと桂昌院殿の御殿なりしを賜りて造りしと云、阿

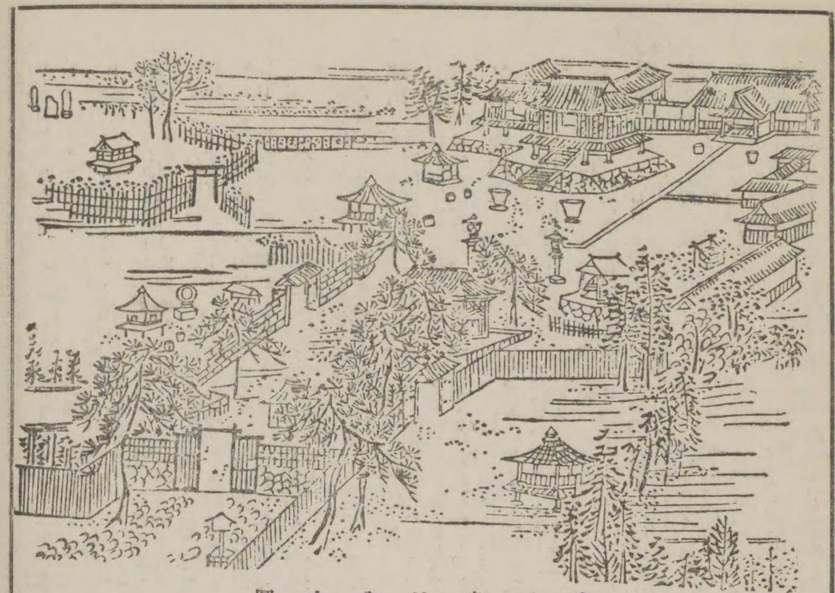

祐天寺境内之圖

彌陀堂　門を入て右にあり、寅の方に向ふ、四間に六間、松平大膳太夫法名瑞泰院建立本尊は座像にて長二尺五寸、堂外に圓光大師御遺　地藏堂阿彌陀堂の向にあり、三間跡の七字を標出せり、に五間半、申の方に向ふ、開山本地地藏尊の七字を標す、扁額開山本地堂の五字は鰋明居士香山拜書と落款あり、堂中にも南無地藏菩薩の六字を扁し、善久院當寺六世　阿彌陀堂　地藏堂の側に有、三間半四祐全書と落款あり、方、阿彌陀堂の四字を扁す、

當寺二世祐海の落款あり、　經藏同邊にあり、二間半四方、本尊木佛坐像にて長三尺、　經藏の二字を扁す、本尊阿彌陀如來坐像に　熊野稻荷合祉九尺に一間　裏門堂後にあり内て長二尺五寸、同邊にあり、

に下馬札　○長泉院年貢地七千三百八十三坪下目黑村の方へをたつ、よりてあり、古俗に新寺と唱ふ、淨土律宗芝增上寺末、高峯山大玄寺と號す、　寶曆の頃江戸の人北川大道と云もの、增上寺第四十四世大玄和尙を信じ、　律院起立の大願を起し、奥州無能寺の不能律師にはかり、多磨郡下成木村長泉院と云洞家の寺を當所へ移し、大玄の弟子千如上人を請して遂に淨土律院を起す、時に寶曆十一年なり、　これよりさき大玄僧正は寶曆六年八月四日入寂ありしかど、　推て僧正を開山とし、千　門南に向ふ、兩柱の間九尺、門前左右に如を開基とす、　石標二基を立つ、右に圓光東漸大師靈場と刻し左に葷辛酒　本堂六間に四間、東に向ふ、長泉律院肉禁制の由を彫る、の四字を刻す、本尊阿彌陀如來は慈覺大師の作、　鐘樓門の内地藏堂の先石階の上にあり、木佛坐像長三尺、　三間半四方、鐘の徑二尺五寸、高四尺、銘文の略にいふ、增上寺第四十五世前大僧正成譽玄大和尙夙以荷法自任、高弟千如上人乃移當國古禪刹、山號高峯、院稱長泉、於斯境政爲淨宗律院矣、北川氏祐善居士、當時經始客殿方丈厨院等、時寶曆十三癸未之年也云云、銘末に明和五年と　客殿本堂の左地形一段低き所にあり、　放生池客殿の前、本堂左の方石階の下にあり、六七十歩の池なり、小橋架す、　千如上人石塔寺にては上人を開基と稱す、當山創起幹事寬政八年五月十二　北川居士碑碑面に不退院慶譽德央祐善近住と日と鐫る、あり、碑陰の文あり、その略に北川居士保久仙者、諱大道、武州江府の産也、本姓源氏、稱北川、父諱禪光、乃鼻祖宣勝の裔也、居士明和六年十月十七日終年七十九、　地藏堂門を入て左にあり、南に向ふ、三間四方、本地延命地藏菩薩、乘跡守一無能上人としるせし額を掛く、增上寺大僧正念海と落款あり、本尊地藏尊木佛立像にて長四寸許、無能上人の自作にて、長一尺二三寸なり、　觀音堂本堂の左の方石階の上にあり、北に向ふ、大さ二間半に三間、もと經藏にて千手觀音の像を安置するゆへ觀音堂と稱す、秩父西國坂東の六字を表せり、　辨天稻荷八幡合祉同所にあり、前に鳥居をたつ、西に向ふ、二間に九尺、天神祉本堂の右山上にあり、六尺四方、祠前十歩許にして鳥居を立、側に三峯の小祠あり、　○正覺寺除地七百四坪、年貢地二千九百八十七坪村の東北の隅上目黑村の堺にあり、法華宗、身延久遠寺末、實相山と號す、　開山法泉院日榮寬永十一年三月二十八日入寂、客殿八間四方、本尊三寶を安ず、客殿と門と　三十番神堂客殿の右石階の上にあり、三間四方、番神堂の三字を扁す、間に石塔在、

鬼子母神堂　三間に二間、拜殿二間四方、堂の内に鬼子母神の四字を掲ぐ、本尊は傳教大師作にして靈驗あらたなり、仙臺伊達家より歸依により、今に至るまで仙臺より堂宇を修理ありと云、　古碑一基にあり、弘安三年十月と彫る、

○下目黑村　下目黑村は、郡の北によりてあり、江戸日本橋より二里の行程なり、家數八十八軒、東は桐ケ谷村谷山村に界ひ、南は戸越村に接し、西は碑文谷村に隣り北は上中目黑村に錯る、東西十二町餘、南北五町餘、土地高低あり、陸田多くして水田少し、土性は野土にして五穀の生殖に宜しからす、只野菜蘿蔔の類土地に宜し、村内目黑川かゝれとも地高ふして用水に漑き難きにより、天水を用ひて、水田を耕す、されど、霖雨あれば又漂溢して水災を免れず、村内東北より西南へ貫て相州道あり、當所は寬永九年撿地あり、其頃增上寺御靈屋料として御寄附ありしより今に至てかはらず、又池上道の傍に町並をなしたる地段別三町七段四畝歩、延享三年より町奉行支配となり、下目黑町と唱ふ、

小名　下目黑町池上道の間にあり、事は御府内の條に出す、　西村の西の方を云　小瀧村の北の方金毘羅堂の裏門の邊を云　新屋敷村の東の方大聖院の前通を云　入家不動堂裏門前池上道の邊、村の南の方なり、　瀧ケ谷戸耕地の字なり

行人坂　村の東北の堺にあり、寬永の頃此處に湯殿山行人派の寺ありて大日如來を建立す、依てこの名あり、今坂の中程に大圓寺と云天台行人派の寺あり、是その名殘なるべし、

目黑川　上目黑村の方より來り、村内五六町を經て桐ケ谷村へ入、○一圓相唐橋行人坂下にあり、目黑川に架す、長八間三尺幅二間、石梁なり水涯より石をかさねあけて造る、その形圓なるゆへ此名あり、又太鼓の狀にも似たれば太鼓橋とも云、延享年中回國の僧九州にて此形の橋を見たりとて、その制作にならひて作りしが、欄干いまだ成就

せざりしを、後人繼で造作し、寶曆十四年より明和六年に至て遂に落成す、そのことにあづかりし人々の姓名を碑に彫てたつ、

一橋殿抱屋敷　村の東方にあり、下の二所も同じ、當村中目黒上大崎等三村入會の地なり、今有馬玄蕃頭借請て抱地とすと、

○青山下野守抱屋敷　當村中目黒村○松平主殿頭抱屋敷　當村中目黒上大崎三田等四村入會の土地なり、

○岡田將監抱屋敷　村の西にあり、戸越村に入會へり、

○高木新五郎抱屋敷　東方なり、上大崎村と入會へり、新五郎は松平縫殿頭の家人なり、

○淨發願寺抱屋敷　下目黒町の南にあり淨發願寺は相州大住郡日向村一の澤にあり、是地は其宿寺也、

大鳥社　除地九百九十八坪、字新屋舖にあり、本社二間に三間東に向ふ、祭神は日本武尊、大同年中の鎭座なり、當村及び中目黒兩村の鎭守なり、鳥居あり、柱間九尺大鳥大明神の五字を扁す、鳥居の內外に石階あり、神樂堂本社の側にあり、二間に二間半年々九月九日祭禮の日神樂を奏す、

稻荷社　本社に向て右にあり、小祠前に鳥居をたつ、

別當大聖院　本社の隣にあり、天台宗、當所瀧泉寺末松曇山と號す、開山良順僧正永祿五年八月八日寂す、客殿四間四方東に向ふ、本尊阿彌陀如來、見かへりの阿彌陀と號す、長五尺餘、京都永觀堂の像を摸刻せし像なりと云、境內に青木敦書が壽塚あり、碑面に甘蔗先生墓と題し、碑陰に甘蔗を種しことをしるしたり、（甘蔗先生墓）

不動堂　境內除地四千五百坪、年貢地千五百坪、字入家にあり、堂の大さ七間半に五間半、山上にあり、相傳ふ本尊は慈覺大師年十三の時靈夢に感じて彫刻せられしと、立像にして長一尺七寸當所勸請のことは來由を詳にせず、或は云當山は往古日本武尊を祀れり、其頃は土人荒人神と號しけるを、然るに慈覺大師本國下野國より、叡山へ登らんとして此地にやどりしとき、農民等申けるは、當山荒人神はもと日本武尊を崇まつれり、願くば神體を彫刻し給ひ神殿へ移したまはれと、大師やがて不動尊の像を彫刻して內陣へ納めしとぞ、もと日本武尊を祀りしゆへ、不動勸請の後も鳥居をたて置と云、近き頃までも五月十五日を祭禮と定め、村民戶ごとに供物などを設て供へしとぞ、一說に元和元年の春側の在家より火出てこれも信仰の餘かゝる說をなせしにや、堂塔殘らず燒亡す、靈像は瀧水の上に飛去て災を免れしと、りけんもしるべからず、寬永元年の秋大猷院殿當所御遊獵の時、御最愛の鷹それけるに、時の別當實榮に命ぜられて御鷹の再び歸り來らんことを祈請せしめさせ給ひしかば、忽飛來りて堂邊の古松に止る、殊に御感ありて御手自居へさせ給ひしに、忽御手にうつりけり、此時上意ありて本堂御建立あり其餘早尾權現、大行事權現堂、御供所、鐘樓、觀音堂、二王門、開山堂を修造せらる、又本堂より東の方に御殿を經營あり、御遊獵の時は台駕を寄られしとぞ、同十一年不動堂御再建あり、奉行は筧三郎左衞門、三宅太兵衞なり、此時種々の佛像寶物等御寄附あり、本尊の側に靑龍權現を安す、此門外にて餅花と稱し、木の小枝などに五色の餅を附て賣れり、當所の名產にて是を製するものは下目黑町に住す、故に其町の條に詳なり、

寶物寶劒一振　天國作、不動尊厨子中に納む、長一尺ばかり、年々十二月煤拂とて開扉あり、或は云元來荒人神鎭座の時、此寶劒を神體とせり、不動尊の像は寶劒厭鎭を兼て作りしものなりと、未其是非をしらず、

護摩檀五檀　寬永十一年大猷院殿御寄附なり、下同じ、

圓鏡一面　五大尊繪像五幅　十二天繪像十二幅　花籠三十荷　前机一脚　唐銅大香爐一箇　野太刀一振　是は台德院殿の御寄附なり、御紋散しなり、長五尺餘、

表門　巽に向ふ、市中にあり

鳥居　銅にて作る、兩柱の間二間、

に力士の像を安ず、

石階　樓門の內にあり、八十餘級、

地藏堂　九尺四方、木佛の立像長二尺五寸、

本堂の側に在、以下の諸堂皆本堂の左右及び後背にあり、

稻荷社　神體木像長三寸許、掌上に寶珠を捧ぐ、

石不動　長二尺許

大行事權現堂　六尺四方、木にて作れる立像長二尺許手に槍を持、寬永年中御修造ありし堂なりといへば、ふるき勸請なること知らる、

八幡宮　神體は坐像にして長一尺五寸、小祠、藏の二字を扁す、

青山某寄附なりと云、

社　神體は木像長四寸餘、形不動尊に似たり、脇士に甲冑して劍を按じたる木像を安ず、

早尾權現社　神體坐像、長二尺許、是も寬永年中御修造ありし祠なり、

別當　尺五

鬼子母神堂　六尺四方、鬼子母神の木像、長一尺五寸なり、

天神社　神體は木像にして長一尺二寸餘、小祠なり、

吉祥天女社　大日堂　銅佛の坐像長三尺許

太神宮　二間に二間半、神體木像長二尺ばかり、

太子堂　六尺四方本尊は立像にて長三尺許、

開山堂　六尺四方慈覺大師の坐像を安ず、長一尺七寸餘、

觀音堂　九尺四方本尊は木像にて長五尺七寸餘、是も寬永年中御修造ありし堂なり、

大黑堂　三間に二間、木像長二尺許、又惠比須の木像を安置す、長三尺ばかり、

水神宮　愛染社　二間四方、木にて彫たる坐像なり、長一尺五寸、

獨鈷瀧　石階の下にあり、弘法大師獨鈷を以て地をうち給ふに、瀧水涌出すよつてこの名あり、

鷹居松　寬永元年御鷹に止りしかばこの名あり、或は腰掛松勾松とも云、

辨天社　門を入て左にあり、一間に一間半、幣殿二間四方、拜殿三間半に二間向拜一間四方、神體は木像にて長一尺七八寸、別當寺中興生順常に辨天を信しけるにより、平生拜禮せし像をこゝに安置せりとぞ、前に鳥居をたつ、以下の諸堂はみな石階の下にあり、

地藏堂　三間四面、木佛にて長四尺五寸、又藥叉ヤカ

觀音堂　四間四方、本尊は木佛、坐像長三尺許、又秩父及坂東西國の札所觀音を安ず、三體ともに銅像なり、

勢至堂　二間四方、本尊は木像、長三尺餘、

稻荷社　前不動堂　二間に二間半、木佛坐像、長三尺許、

三佛堂　八間に五間、釋迦、彌陀、藥師の三佛を置、長各三尺許木にて作れる坐像なり、この堂は別當寺檀家の位牌所なり、下の諸堂も同じ、

子安明神社　社は九尺四方、神體は木像にして長二尺ばかり、

疱瘡神社　淡島明神社　神體坐像

鐘樓　石階の上本堂の傍にあり、鐘の徑二尺五寸、長四尺五寸ばかり、

別當　瀧泉寺　天台宗、東叡山の末、泰叡山と號す、開山は慈覺大師なり、草創の年月詳ならず、中興開山權僧正生順は護國院住職にして、當山を兼帶し、明曆三年三月二十八日寂す今は東叡山より留主居の僧を置て事を管せしむ、

○

高幢寺　境內年貢地一萬坪村の北によりてあり、曹洞宗、山城國宇治田原禪定寺末、鳳林山傳燈院と號す、昔當所鳳林庵といへる庵室ありしが、正德年中高峯和尙と云もの此庵に住せり、その頃神奈川宿金藏院の境內に、傳燈院高幢寺といへる廢寺あり、高峰それをこゝにうつし、庵を改めて一宇の寺院とす、故に庵號を以て山號とす、高峰俗姓は源、氏は大田、名資顧、岡書資顧が子なり、貞享二年正月二十八日年十一にして薙染し、加州大聖寺に入て參禪し、後諸國を遍歷す、高峰嘗て金毘羅を信じて一堂を起立すべき志あり、年を歷ていよいよ志あつかりける、後此處に來り其願を遂たり、依て終焉の地と定め、この擂營あり、又大岡越前守寺社奉行たりし頃、七堂伽藍建立の願も許されしかど、未造立のことに及ばずして寬延三年七月十九日八十二歲にして入寂す、

金毘羅權現社　境內にあり、三間に七間、

幣殿三間四方、拜殿七間に三間、向拜三間四方、東に向ふ、金毘羅權現の五字を扁す、神像は木像、作知れず、長一尺五寸、祭禮年々十月十日、神樂を奏す、御城鎭護の神と仰ぎ、九條家より鎭護社の三字を賜はり、今寺に納む、又辨天の像あり、長五寸餘、厨子の中に安じて堂中にあり、神奈川高幢寺に傳へし舊物なり、寺傳に云高峯常に此辨天を信ず、一日坐禪の間一睡を催す、時に靈夢を蒙り多年の心願成就の期至れり、その證として一錢を賜るとみて夢さめたり、高峯歡喜淺からず、程なく當社を建立しける、後錢をば錢婆神と崇め、今に社境に安ずと云、

地藏堂　表門を入て左にあり、一間に九尺、木佛立像長三尺空海の作、地藏を本尊とす、

本地堂　表門を入て右にあり、三間半に二間半、金毘羅の本地正觀音の木像を安ず、長一尺許岩石の上に踞す、此餘釋迦及十六羅漢摩訶迦葉達磨の諸像を安置す、

首尾辨天勝利大黑正一位小瀧稻荷合社　裏門の内石階の下にあり、二間に二間半、神體は何も木佛なり、社前に鳥居を立、兩柱間六尺、二圍許

曾根松　根の廻　難波梅　古木は枯てなし、跡へ同種の木を植てあり、此二本の由來詳ならざれ共當地の名木と稱して世人もてはやせり、何れも本地堂後林中にあり、

石鳥居　兩柱の間九尺　中門鳥居の外にあり、柱間二間許、

表門　石鳥居より十五歩ばかり隔てあり、兩柱間二間、

○**長德寺**　年貢地千五百十六坪、村の南の方にあり、臨濟宗、高輪東禪寺末、圓應山と號す、開山詳ならず、中興開山は雪牛和尚貞享三年八月六日寂す、開基は都筑政虎といふ人にて、これも貞享元年八月二十四日沒す、法名を長德寺潭翁虎鳳居士と號すと、されば古より庵室などのありしを、雪牛の時一寺とせしならん、本堂十間に六間本尊釋迦を安ず、

稻荷社　本堂の前にあり、小祠、

○**東昌寺**　境内年貢地百五十六坪、下目黑町の西にあり、普化宗にて龍溪山と號す橘樹郡神奈川宿西向寺末、本堂五間半に三間半、

比翼塚　境内にあり、斷碑なり、比翼塚の三字を彫る、白井と云俠客と、その懸想せし遊女と合葬の墓にして、普く世に知る所なり、側に梅樹あり比翼の梅と呼ぶ、

○**成就院**　境内年貢地千五百坪、下目黑町の間にあり、天台宗當所瀧泉寺末、不老山藥師寺と號す、開山を詳にせず、本堂四間に六間乾に向ふ、本尊藥師は世に蛸藥師と稱す、此本尊は慈覺大師の作なり、祈願ある者蛸を食はず、或縮馬に蛸を畫て掛、

飯綱權現社　門を入て左にあり、一間四方、神體は木像長三尺七寸餘、

稻荷社　同所にあり、小祠、

金精明神社　是も同所にあり、二間四方、金精大明神の五字を扁す、前に鳥居を立、

○**威德寺**　年貢地三百九十九坪五合下目黑町の間にあり、黃檗宗、白銀瑞聖寺末、日出山と號す、開山は瑞聖寺第十一世祖春回大和尚、本尊は準胝觀音、木像にして長一尺許、作知れず、本堂はさきに燒失して再造に及ばざれば、客殿に安ず、門は西に向ふ日出山の扁額は木庵の筆なり、

○**蟠龍寺**　威德寺の向にあり、淨土宗、芝增上寺末、もと上野國新田大光院二十世の住持隱居して當所に庵を結びしが、靈雲和尚此庵に住せし頃、當所行人坂の下に稱明院といへる寺ありしを爰に移せり、故に靈雲を中興とし、靈雲山と號す、靈雲和尚は享保七年十一月二十一日寂す、寬政年中當寺住職なくして、中目黑村長泉寺堯雲兼帶せし頃、三緣山の妙譽定月大和尚の志願によりて律院に改む、本尊阿彌陀如來長二尺五寸許坐像なり、客殿に安ず

表門　兩柱の間八尺許　中門表門より二十餘歩を隔てあり、前に石階二十級あり、靈雲山の三字を扁す、

濡佛　客殿の前にあり、臺石ともに高さ一丈餘、

客殿　三間に三間半南に向に池あり、小橋を架す、その邊に岩窟あり、その内に宇賀神を安ず、長一尺許、

宇賀神社　客殿の側

大威德明王社　岩窟

の側にあり、阿彌陀の垂跡なりと云、小祠、

稻荷秋葉合社　大威德の後背岡の上にあり、一間四方の祠な り、

○**明王院**　境内年貢地百六十九坪、行人坂の下にあり、天台宗、村内瀧泉寺末、松壽山茂林寺と號す、相傳ふ今より八十年前當所に茂林寺と號してわづかの庵室あり、西運上人といへる念佛三昧の僧こゝに幽棲す、ゆへに西運堂とも呼ぶ、その背後に明王院といふ合宗の寺あり、これは御入國の頃正藏坊と云僧の開闢せし寺なりしが、その頃西運已が庵室の地へ移して、その寺號を用ひて一寺とせり、本堂六間に五間、念佛堂の三字を扁す、本尊阿彌陀如來、坐像にして長五尺、傳敎大師一刀三禮の彫刻なり、又開運大黑天の像在り、長六七寸客殿に安、

寺寶十一面觀音像一軀　長州八嶋檀の浦より出現の像なり、長五尺、木佛立像、其彫刻外國の物と見ゆ、子安觀音と稱す、【東海道驛路鈴】と云書には、弘法大師の作と記せり、五十年前松平土佐守寄附す、

子安石一顆　觀音の告に依り、信州佐久郡三塚村より仙順法印感得すと云傳ふ、

辨天社　門を入て左にあり木像、長六寸弘法大師竹生嶋の神勅によりてつくる、松平圖書頭寄附す、

夕日山　本堂の背後にあり、楓樹おびたゞしくおひしげり、紅葉の時はことに壯觀なり、此邊にて紅葉の賞あるものはたゞ品川海晏寺と當所のみ也、

○**大圓寺**　年貢地千六百六十二坪、明王院の隣なり、天台宗行人坂羽黑派にて淺草正德院の末、松葉山と號す、開山權大僧都法印大海正保三年十月廿九日寂す、第七世中興開山權僧都亮佑明和八年八月朔日寂す、同九年二月當寺失火し延燒して江戸中に及び、剩御城中御櫓もこの災にかゝりしゆへ、御咎を蒙り本堂再建のことを許されず、本尊大日如來及び過去帳以下隣寺明王院に收む、境内の地には五百羅漢の石像をたてゝあり、この火災の爲に命をおとせしもの、爲に後人嘗みしと云、

○**淨覺寺**　年貢地四百五十坪餘、行人坂上にあり、禪宗にて久林山と號せり、門前に石階十一級あり、本尊毘沙門天を客殿に安置す、長一尺ばかり、

淺間吾妻愛染合社　門を入て右にあり二間に一間半、

新編武藏風土記稿卷之四十七 終

新編武藏風土記稿卷之四十八

荏原郡之十　世田ケ谷領

世田ケ谷領は、郡の西の方にて多磨郡へも跨れり、抑世田ケ谷と云地名は、いつの頃より起りし事を知らず、【吉良家譜】によるに、鎌倉公方持氏の時、吉良治部大輔治家世田ケ谷郷を賜はりしより、子孫世々此地に住せりと、しかりしかは後々はかの旗下の侍とも、吉良家を稱して世田ケ谷御所とも、世田ケ谷殿とも呼へりとそ、されは應永の頃は已に世田ケ谷の唱はありしなり、然るに土人の傳ふる所も、古は此邊を總て菅苅庄世田ケ谷郷と號せしと云ときは、領名となりしは御入國以後の事なるへし（菅苅庄）今領中の地、郡中にある所は其大數をはかるに、東西へ一里半許、南北へは二里に餘れり、其村の數は三十村なり、其餘の村里、過半は西の方多磨郡の內にあり、其境界は北の方も多磨郡より豐島郡に及ひて領內と接したれと、かの二郡の地は皆野方領なり、東の方は郡中馬込領に接し、巽の方僅に十五町餘の間六鄉領に界へり、南は橘樹郡の內稻毛領に隣りて、多磨川を界とす、領中總て高き地にて山林原野多し、田畝も水田は少くして陸田は多し、御入國の後は年々に新墾せし田地も多けれは、昔に比すれは田數もはるかに多かるへけれと、もと海道を隔てたる僻地なれは、農民等質朴にして、其地の賑はへることは吉良家領地の頃にはしかさるへし、

○世田ケ谷村　世田ケ谷村は、菅苅庄なり、江戸へは三里餘を隔つ、村の接界は東の方に中馬引澤村あり、西は用賀村、南は弦卷村、北は北澤の上下村に及ふ、又西より北に至りては、經堂在家、赤堤、代田の三村に隣り、東西にわたりては中馬引澤村より若林村なり、村內東西は凡て三十一町、南北三十五町餘なり、內に中馬引澤村より用賀村へ通する一條の往還あり、是を相摸國矢倉澤街道と云、村の廻りは總て地勢高くして、內の方は自ら低し、されと多く畑ありて水田は少し、よりて水の便りよからされは、勤もすれは旱損の患あり、相傳ふ、此所は昔吉良氏の盛なりし頃、城下町なりしゆへ、驛家なとも有しかは、其世にはことに繁榮の地なり、因て後までも本宿なとゝ唱へしかと、それも今は知る人まれなりと云、たゝ今も字に上町下町となと云處ありて、此處は民家連綿たり、古は每月一六の日に市ありしよし、荏原郡多磨郡の內にては第一の交易の所なりしかは、商人も多く集りてことに賑へり、北條家より下せし市の免狀と云もの、今も井伊家の家人傳へたり、其證文は左に載す、

掟

一市之日一ヶ月　二日　六日　十一日　十六日　廿一日　廿六日

一押買狼藉堅令停止事　一國質鄉質不可取之事

一喧嘩口論令停止事　一諸役一切不可有之事

已上

右爲樂市定置所如件

北條氏虎印

天正六年戊寅九月廿九日　山角上野介奉之

世田谷新宿

それも御入國の後は次第に衰へて、いつの頃よりか年に一度つゝ市たてり、此日は商賈さまさまあきものを持出近鄉の人つとひて賑へり、此邊は古吉良家の領地なる事は勿論なり、御打入の後は元和十年井伊掃部頭直孝此所にて所領あまた賜へり、又酒井家の譜を見るに、作右衛門重勝御旗奉行となり、與力のもの二十騎を附られ、武州世田ケ谷領にして足輕七十人の扶持を賜はると云云、いか程と云ことを知らす、又此所と云も詳ならす、何れにも此邊をいまた井伊家に賜はらさりし前の事なるへし、今は井伊家の外に勝光院、八幡領なとあり、是は天正十九年の御朱印もあれは、其頃より賜ひし事分明なり、撿地は正保三年にありしよし傳ふれと定かならされは、年歷て享保十年に撿せられてより定まれりと云、

小名　宮の坂　村內西北の間を云　元宿　村の中央にあり、久保　村の北よりを云ふ

竹の上　村の北の端なり、羽根木　東北の隅なり　横根　山谷村の西にあり　宇奈根　山谷村の西の隅にあり　上町　村の南にあり　下町　村の南にあり

林二ケ所　共に領主の林なり、一は古城跡なり、一は字竹の上にあり、昔は秣場なりしを、元文元年より木立多く植こみて、今はやしとなれり、

菅苅橋　字横根より北の方にあり、惡水溝にかゝる橋にして、漸く石梁二枚を渡せり、されど此邊總て古くは菅苅の庄と稱するは、初にも載せる所也、其名の今に遺るは、此橋と下の神社とのみなり、古き橋名なること知べし、よりてことさらに

○常盤橋　海道の內字下町の傍にあり、此橋も只名のみにて僅なる石橋なり、ことに水もかれがれなる溝の上にかゝれば、ことごとしく記すべき物にもあらず、されど其傳ふる由來あれば暫こゝに出せり、其故は世田ケ谷の城主吉良左兵衛佐賴康に、十二人の愛妾ありき、然るに永祿四年、彼家人同郡奧澤に住する大平出羽守某が女常盤といひしをすゝめしかば、賴康それをも妾となし寵愛他に越けり、幾程なく懷妊の身となれり、然るにかの十二人の

妾等心を合せて是を深くそねみ、さまざまに言を工にして讒言せし故、寵も次第に衰へしかば、常盤も其故をしりて大に憤り、やがて彼館をさまよひ出、此橋の邊へ來りて自害せしと云、或は讒者の爲に殺されしともいへり、此時かの切口より男子生れしが、其まゝ死せり、其後賴康も常盤が非業の死をせしは、皆讒者のなすわざなるをしり、殊に男子さへ出生せしかば、深く後悔すといへども力及ばず、今は彼等が追福の爲とて、此所より僅に隔てゝ馬引澤村に傳て信ずる八幡の社ありしかば、それが社内へ彼男子を相殿に祭りこめ、若宮八幡と云、常盤をも其傍に祭れり、今辨財天の祠是なり、かの十二人の妾どもはかゝる惡きふるまひをなせし罪を糺問ありより、若林村の邊へ引出し悉死刑に行ひ、常盤が塚を始め若林より上馬引澤に及ぶまで十三所へ其死骸を埋めたり、今も其所を十三塚と稱せり、一年土人其塚を毀ちて見しに、婦人の手道具鏡の類を多く掘出せし事ありと云、是皆里人の口碑に遺る所にして、別に記錄等のありて證すべきにはあらず、たゞ聞まゝを記せり、其まさしき事は知らず、殊に十三所を分ちて塚を築きしと云も覺束なき事なり、

八幡社　社地三千三百二十坪、字宮の坂と云所にあり、一村の鎭守なり、神主を大場氏と云、社領十一石を賜へり、社邊に古木の松杉生繁りて神さびたり、石階八段を登りて僅に平地あり、又八段を經て社前に至る、階下にそふて木造りの鳥居を建り、　**拜殿**　一間に五間二尺、萱ぶきにて南向なり、　**本社**　一間半に三間、檜皮ぶきにて南向なり、社傳に云、當社は天喜年中奥州の逆徒を退治の時、從三位源朝臣義家の勸請にして、其後數百の星霜を歷て天文年中吉良賴貞の再造ありしなりと、按に此說妄誕にしてもつとも無稽の事なり、天喜四年源賴義命を蒙りて、奥州の安倍の賴時を伐しは、正史にあらはるゝ所なり、義家がために奥州の武衡家衡がほろびしは寬治五年の事にして、天喜四年を去こと三十六年の後なれば、是等の事は更に論ずべくもあらず、又文安年中吉良の御所世田ヶ谷に居城ありし時、此宮を氏神と崇敬し、社領をもあまた寄附し、新に宮柱ふ造營ありしと云々、此說もうけがひがたし、既に當社の棟札に天文十五丙午八月廿日新立、十二月廿日癸卯御遷宮と記す、又當社八幡宮新に建立し奉る大檀那源朝臣賴貞ともあれば、此時初て造立せしこと著し、然るを社人等いかにも舊社とせん事を思ひて、其事跡をも糺さずかゝる附會の事を傳へしなるべし、

天文十五丙午八月廿日新立十二月十六日上棟同廿日癸卯御遷宮供養導師鶴岡相承院法印大和尚住元
同華嚴院權律師

當社八幡宮新奉立大檀那源朝臣賴貞花押

于時惣奉行江戸攝津守法名淨仙
大工奉行　石渡戸新兵衞常久　惣大工　山井大藏丞
　　西村左近將監吉宣　由木内匠助
鍛冶奉行　松原藤六貞□　大工　青木右馬助安重
　　鈴木藤十郎有宗　熊澤入道
　　法橋丸圓
　　法橋丸喜
　　鶴岡承仕

一切日皆善一切宿皆賢　大旦那吉良左兵衞殿
　　江戸將軍時代也大工石渡戸
　　導師勝國寺法印定音之

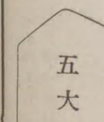

奉再造八幡宮一宇
　　神主大場大藏力
羅漢皆夜行滿以斯誠實言願我常吉神　寬永三丙寅八月廿五日無僧敬白

五大力菩薩御守護所

末社若宮社　**天神社**　**太神社**　**疱瘡神社**　何れも小社にして、本社に向ひ左の方に立、　**辨天社**　本社に向ひて右の方小池の傍にあり、　**御所櫻**　本社に向て右鳥居の傍にある枯木なり、相傳ふ昔吉良左京太夫賴貞が舘にありし櫻木にて、賴貞ことに愛せられ、天文十五年八月廿日此地に移し植しとなり、想ふに天文よりこのかた二百六七十年に及べり、此木はさせる古木とも思はれず、ことに櫻樹は他の木に比すれば年壽短きをや、○菅苅社　字横根と云處にあり、僅の祠なり、按に此菅苅と云は、此の郡の庄名なれば是を以て神號に唱ふるは古き社成べし、　○稻荷社　除地八畝歩、是も勸請年月祭神等詳ならずと云、　○稻荷社　除地一畝十五歩、字久保にあり、○稻荷社　除地一畝五歩、字上町にあり、今太神宮を相殿とす、此宮は昔字横根にありしが、いつの頃にや斯に相殿とせしなり、其年歷は詳ならず、以上の小祠何れも村内圓光院仙藏院の進退する所也、

勝光院　村の字元宿の内にあり、曹洞宗大源派にて、多磨郡下恩方村心源院の末山なり、延命山と號す、昔は淨土宗にて、金谿山龍鳳寺と稱せり、後又興善寺と改む、寺領三十六石を賜ふ、是は當寺中興より二世觀堂宗察和尚の時、東照宮より境内の邊にて賜ふと云、その御朱印の文左の如、

寄進　勝光院
　武藏國荏原郡世田谷鄉之内三拾石之事
右令寄附訖、殊に寺中可爲不入もの也、仍如件、
天正十九年辛卯十一月十九日　御朱印

夫よりさきの寺領は詳ならず、むかし建武二年の頃、吉良治部大輔治家法名興善寺殿月山清光大居士と云、此人開基せり治家は延元元年十一月七日逝せり、或は應永二十四年四月十日に卒せしともいへり、此說は誤りなるべし、當寺の過去帳にや、兵部大輔賴氏としるしあるはいかなる故にて誤り來れるにや、開山は吟峯龍公禪師なり、此禪師は文和三年五月七日示寂す、其後天文十五年吉良左兵衞佐正三位源賴康を中興開基とす、法名勝光院殿脫山淨森大居士と云、此人永祿四年十二月十五日卒せり、當寺昔より濟家なりしが、天正元年に至り麒康の子左兵衞佐氏朝、天永琳達禪師を請て住せしめ、洞派の開祖となし、此時より今の山號寺名に改たり、按るに當寺のことをしるせしものに、賴康曹洞宗を尊み、梅林寺の僧琳達和尚を歸依せしかば、かの僧を招きて住職せしめしといへり、又【本朝高僧傳】天永禪師の傳に、天正壬午世田谷城主源賴康、勝光禪院を草創し、師を請て始祖となし、大に法道を振ふ、元和二年八月十一日寂す、八十二歲と云々、此賴康と云は氏朝がことにや、ことに天正壬午は十年にして、年數もあはざればかたがたふべきことなれど、しばらくこゝに記し置けり、　**山門**　南向なり、桁行五間梁間四間なり、　**表門**　南向にて四間半四方なり、　**裏門**　境内東にあり、桁行十間半梁間二間半、長屋作なり、　**客殿**　南向、桁行二間梁の間七間半なり、本尊虛空藏菩薩を安ず、運慶の作、關加賀守と云し人寄附せり、其餘達磨大士の木像あり、氏朝の局女寄附也と云、　**鐘樓**　山門の内右の方にあり、二間四面なり、　**鐘**　銘南閻浮提大日本國東海道武州荏原郡世田ヶ谷鄉、延命山勝光禪院者大源末派也、征夷大將軍源家康公、陽院領寄附之、抑而吉良後胤正三位左兵衞佐賴康公開基地、而因敎天永大和尚爲鼻祖朝誦夜禪未曾怠、建法幢荷擔曹洞無上法梵刹也、自昔年之洪鐘四六兩世之師再興焉、今亦破聲不忍聞、予亦豈得止矣、于時檀越視恩發誓願、企日天拜念之功、以勸同誠一千人、集修善根餘金今命冶工鑄華鯨、以登樓上而供養三寶、扣擊之則發

諸行無常音聲、和風吼夜月、迎日鳴曉霜、只非摧外道天魔心膽、偏勵士農工商家業、透上有頂則救五衰三熱苦、徹下黃泉則助三途八難責之菩提心、實之法器煩惱海之慈航也、可謂皆是施主薰善餘力、喩有劫石消時此功德兼法音豈不同日月長矣銘曰、勝光蘭若、世尊梵宮、東近江府、西遠士峯、茲圖橫範更鑄金鐘、聲震刹界、口張虛空、佛告微妙、正僧神通、禪吐活句、能調僧鳳、破煩惱夢、勸菩提功、驚去妖怪、須爲英雄時分遷謝、日請始終、法輪常轉、禮樂彌隆、檀下得富、山門足豐、武運長久、皇祚無窮、永祿十一戊寅載九月吉祥日、前永平當院現住隆山叟誌焉、冶工同國八王子住加藤太郎兵衛吉高

寺寶觀音像一軀　長一寸二三分はかり、氏朝の守本尊と云、

短刀一口　吉良賴康の妾常盤の守刀と云、長六寸七分、銘に仁王膳清とあり、

太神宮　門を入て右にあり、境內鎭守にして、本社二間四面、

末社白山社八幡社　千手院　門の外右の方にあり、當寺の塔司にして圓通山と號す、堂は桁行三間梁間三間なり、本尊は千手觀音、相傳ふこの本堂はもと城山にありしが、何の頃にや當所の境內へ移せしとなり、每月十日ことに開扉ありて、村民參詣多しと云、

豪德寺　境內除地、村內字竹の上古城跡の傍にあり、曹洞宗にて江戸芝泉岳寺の末山なり、山を大谿と號し、院を洞春と稱す、昔は弘德院といひしとぞ、寺傳云、吉良左京太夫政忠の伯母、賴高の娘弘德院久榮理椿大姉のために、文明十二年草創せり、開山は濟家の僧馬堂昌譽禪師と云、政忠は文龜二年六月十七日逝ず、弘德院は文明十二年十二月二日卒す、其後天正十二年に至り、曹洞宗の和尙門庵宗關住持せし時、丹長老の讓を請て改派しければ、是を後の開山とす、門庵は元和七年十一月二十六日寂す、三世雪岑和尙の頃、寬永十五年井伊家大檀那となりしより、すべてかの殿舍堂閣の修理等も加へければ、その莊嚴いや盛んなり、よりて掃部頭直孝を中興開基とす、直孝萬治二年六月二十八日卒せり、法號を久昌院殿豪德天英居士といへり、よりて寺號をも豪德寺と改め稱せり、

寺寶吉良家系圖一卷　井伊直孝軍配團扇一柄

總門　南向二間なり

表門　是も南向、二間、惣門より八十間ばかりをへだつ、大谿山の三大字をかゝぐ、惣門の間に左右へ躑躅を植て繁茂し、花のころはそうかんなりと云、

佛殿　七間に六間、本尊釋迦彌勒彌阿を安ず、共に坐像高さ八尺、右に位牌所あり六間半に五間、また禪堂衆寮も建續、三間半に六間、

客殿　十間に七間半、本尊觀音立像、長一尺、

經藏　位牌所の後なり、三間四面、照心堂と號せり、本尊釋迦文珠普賢、何れも四尺五寸、

鐘樓　佛殿の巽の方にあり、二間四面、

鐘銘　武州荏原郡世田谷鄕豪德禪寺鐘銘、幷序、武州荏原郡世田谷鄕大谿山豪德禪寺者、文明年中世田谷御所吉良政忠公、爲伯母弘德院久榮理椿大姉所剏建也、當時兵革四起海內、相傾靈區寶坊陳旅駢闐公遂移封于壹邦、爾後草木屢易、堂宇幾廢、唯香火之奉不絕加綫矣、慶長十九年東照大神君、難波之役井伊直孝特立軍功、武名蓋世、以是敍正四位上任左中將、令爲江州彥根城主、賜采子武州世田谷鄕、萬治己亥卒于武城亭、遺言謂豪德練若在吾封內、死則葬於彼、令嗣直澄唯命是從、以厚葬之、法號久昌院豪德天英大居士、直澄襲居直孝職、治聲早彰、直澄卽世姪直興爲嗣、直興叔母掃雲院無染了心禪尼夙歸于毘盧遮那之不二、其志猶欲興荒廢而薦先考之冥福、乃捨許多淨資肇發土木功、宏基經營大堂已考、安釋迦彌勒三紺像及摩權二軀、兼置佛具樂器什物、且爲寄良田數十項、用稅贏納齋厨充僧侶、昔者系末派於濟北、今也屬正脉于曹洞、僅傳營爝之燈、後觀佛日之光、微力於是乎勠荒廢於是乎興、禪尼之孝至哉、此土當武城西、厓堂向南明之陽、獻西嶺千秋之雪、則玲瓏可掬、川流匯東南兩奏洋々無忱、其自性虛空中之景與境也、是歲孟秋頻議山野、大募鳧氏新鑄巨鐘、以懸高樓便四衆破昏愚、乍發深省則遠近聞者孰不大其聲也、孚禪尼之舉於是爲盛、因作其銘云、銘云、世田谷鄕、豪德上方、銅鐘新鑄、樓上既抗、撰及二百、律諧宮商、眞以虛葆、德共音彰魔之竄跡、神猶呈祥、湖山暮月、豐嶺曉霜、迷夢爰破、煩惱頓忘、此修是善、何用不臧、齒薦先考、明持餘慶、善鳴于道大器無量、時延寶七歲集己未七月八日、豪德寺四世現住天極礽道謹誌、

禪堂衆處　佛殿の右にあり、三間半に六間、撰佛場の三字をかゝぐ、本尊虛空藏の坐像にして長四尺、

稻荷社　境內門を入て左にたてり、

白山社　境內にあり下同じ、

諏訪社

秋葉社

三峯社

開基弘德院殿墓　境內禪室の西にあり、

吉良左京太夫政忠墓　同並にあり、側に碑を建て二基の顚末を勒す、その文に、當山舊開基碑銘、清和天皇十世之胤足利左馬頭義氏二子、嫡名義繼、次名長氏、長氏居三河、是稱吉良、義繼居奧州、是稱奧州吉良、此則吉良姓祖也、義繼六傳名吉良治部大輔治家、治家始城武州世田谷居焉、時人稱世田谷御所云、又六傳稱吉良政忠、法號洞春院殿照岳道旭居士、以文明中爲其伯母弘德院殿久榮理椿大姉、創建禪刹號弘德寺請濟下老宿堂昌譽禪師住焉、是吾寺先開基因由也、厥後到天正中漸就蕪、于時吾宗關禪師來而董席焉、是吾寺革洞門之開山也、至萬治中革弘德爲豪德焉、蓋採令中興開基久昌院殿豪德天英大居士法號、而以弘豪倭音近也、先是靈潭應大檀君之鼎命董席、然不知先開基墳墓所在、雖有客來而詢之者、亦不能對、頗以憾矣、會掃開山塔深窺林間有二古墳、沈榛蓊中、剪伐顯之、剝苔視之、左則洞春院殿、右則弘德院殿文字歷然見西古松下、據法以移二墓、巖々庶使將來之寺主朝夕歲時愼之香華、潔之粢盛、無復如潭之憾也、今發願欲造立碑、而其臣今猶存者、或仕諸侯或下民間、胥共戮力補助潭之志、今也既成矣、因爲之銘、曰、於庶王孫、維吉良祖、我山創建、功德之山、物換星移、□委艸莽、今爰相攸、愼遷神宇、亭亭松陰、佛殿西廡、抗操雪霜、持節風雨、不散莊嚴、以變之古、請吾後人、審彼系譜、維時寬政十一年龍集己未十一月日、現寓十五世靈潭魯龍撰焉、

境內十景　清

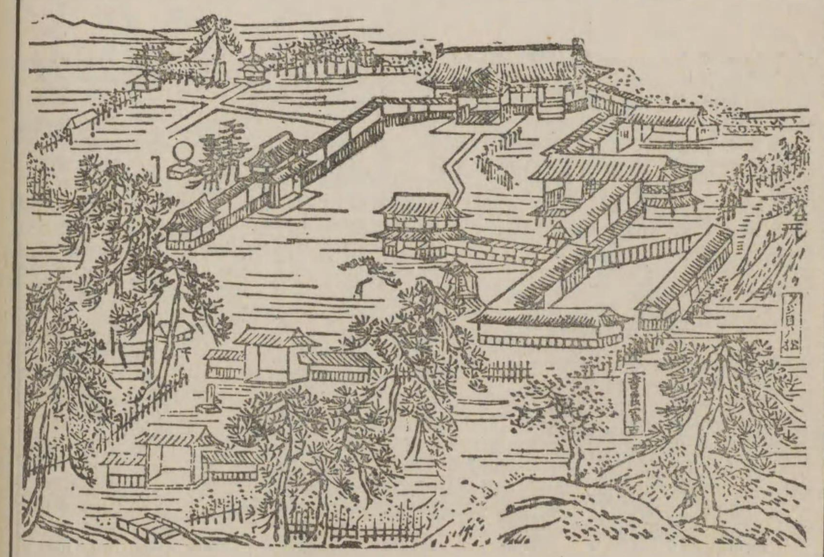

豪德寺境內の圖

凉橋門前を通する水流に架せる小橋を云、板橋なり、　碧雲閣當寺の惣門を云、　楓樹林惣門を入て左の方稻荷社のある邊をいへり、　松柏檀當寺の檀越井伊家墓所の邊この唱あり、　臥龍櫻境内佛殿の前にある櫻なり、一名を御所櫻といふ、相傳ふ吉良家さかんなりし時、書院にありし木なりと云、此樹は尤古木にして、その枝葉のひろごりしこと南北へ凡廿間餘、東西へ十四間あまりなり、木のさま前後左右へ枝さし出で、そのふりよき木なり、此櫻かく古木なれば、幹の内に深く枯入たる所ありて、よほどの穴となれり、此穴中八尺あまりのくちなは籠り居て、時として出ることあり、もし出るときは必ず天くもりて雨をふらすと云、又云此樹昔はことに枝葉さかへて、四方へ三十間あまりも廣ごりてありしが、いつの頃よりか朽たるところへ蛇のこもりしより、年々衰へ今は左右の枝もこゝかしこ枯はてたりと、寺僧の話なり、　照心堂經藏なり　拈華塔當寺開山門庵和尙の墓を云

三隅山古城跡の坤の方なり、　望嶽丘古城蹟なり、此所に富士見の松あり、　黃鳥哺在所詳ならず、

○常德院境内除地十一石、宇宮の坂にあり、禪宗にて多摩郡二股尾村海禪寺の末寺なり、山を觀谷と號す、昔は淨德院と稱せり、當寺の草創は、足利將軍義尙公なりと云傳ふ、過去帳にのする處は常德院尙山源義大庵主、延德元年三月二十六日としるせり、寺傳いふ、此寺は昔わづかなる庵室なりしを、一年義尙將軍武藏國に下りて、此世田ケ谷の地にわたりたまひしとき、此庵室にしばしやどらせたまひしかば、世をさりたまひし後その故をもて一寺に建立し開基とは唱へしなりと云々、又傳る所は此淨德院は、吉良氏朝の一族なりと、此二說を合て按ずるに、義尙公は法諡を常德院殿松山道治大居士といひ、延德元年三月廿六日葬したまひしなり、是過去帳に載る處と文字はすこしたがひたれど、年月等同じければ、全く義尙公の事を云なるべし、此事尤うたがうべし、當寺の開基はすでにこゝに藏する古文書に、當寺を淨德院とあり、たまたま此院號のひゝき似たるを以て、かく附會し、過去帳にも義尙公の法諡とて、又杜撰に記しあやまりきたるものと見ゆ、一の傳へに吉良氏朝の一族といふはさもあるべし、されど吉良系圖を見るに、氏朝は慶長八年九月卒せし人なれば、此人の祖先ならんか、いかにも吉良家の草創といはゞさもあるべけれど、其誰人なることは、定かならず、開山は益芝謙大和尙とて、明應三年三月十八日示寂の人なり、　表門南向にて三間なり　鐘樓門を入て右にあり、天明八年の鐘銘にして、徑二尺長さ三尺餘なり、　本堂十間に七間、南向なり、本尊十一面觀音慈覺大師の作なり、相傳ふ此本尊は吉良氏朝の信佛にして、當寺に寄附すと、按に下にのする古文書の趣によるに、氏朝の寄附せしと云は疑ふべし、此觀音はもとよりこゝにたてるを、元龜四年氏朝の田地を寄附せし狀あるにより、かく言ひ傳ふるなるべし、猶中地山城守が奉る處の文によりてもしるべし、　寺寶古文書二通

爲觀音佛供免之田地、寄進申者也、後日之狀仍如件

元龜四癸酉年十月十八日　吉良左兵衞佐氏朝花押

淨德院

觀音へ爲御立願、佛供免貳百疋、前々以田地之內御寄進有之者也、依如件、

元龜四癸酉年十月十八日　中地山城守　奉之

淨德庵

白山社門を入て左にあり、社は九尺四方、當寺の鎭守なり、　○圓光院境内除地一段二畝、宇下町にあり、新義眞言宗にて、村内勝國寺の末寺なり、大悲山明王寺と云、開山開基等その人を詳にせず、當寺の境内は吉良家の

盛なりし頃檜のありし跡なりと云、その後寺院となりしといへば、さして古き寺にはあらざることしられる、本堂七間に五間、本尊不動を置長二尺、　表門南向にて三間半なり、　閻魔堂門を入て左にあり、

○大吉寺除地六畝十歩、宇下町にあり、護國山天照院と云、淨土宗にて多摩郡鄕地村泉澤寺の末寺なり、本堂七間に五間、本尊は釋迦如來坐像長六尺、開山は緣譽上人超察和尙寂年詳ならず、されど世代今二十六世に及ぶと云、年歷推て知べし、　地藏堂蹟境内にあり、いつの頃にや燒失して其跡のみのこれり、　○善德院境内除地五段、宇横根にあり、禪宗にて村内常德院末にて横根山と號す開山詳ならず、開基は大庭繼部正平吉之といひし人なり、年歷等詳ならず、本堂六間半に五間、東向、本尊は觀世音長八寸門二間北向なり、　○勝國寺地二十間に四十間餘、宇元宿にあり、新義眞言宗、多磨郡中野村寶泉寺の末なり、山を丸香といひ、院を藥師と稱す、寺領十二石を賜へり、開山は詳ならず、中興開山は耀大僧都定慶也貞享元年正月九日示寂す、相傳ふ、當寺は吉良義高の祈願所なりと、按ずるに吉良系圖を見るに義高と云人をのせず、疑ふべし、本堂は南向にて八間に六間、本尊不動一丈二尺七寸その餘一行善師弘法大師理現大師の諸像を本堂に安置せり、　表門三間南向なり、　藥師堂門を入て左にあり、三間四方なり、藥師如來は長一寸八分、　山王社門を入て左にあり、　○仙藏院境内除地三段五畝、宇上町にあり、新義眞言宗、村内勝國寺の末寶光山不動寺と云、開基は大場越後守平信久が室なり、越後守は織部正吉之が一族なるべし、本尊不動明王長一尺五寸、その餘弘法大師の像を安ず、本堂五間に四間半なり、　○久成院境内除地三段一畝、宇宇奈根山谷にあり、天台宗多磨郡深大寺村深大寺末、南松山東生寺と號す、本堂六間に四間半、本尊彌陀如來長七寸、

古城蹟　宇竹の上と云所にて、一町にあまれる地なり、豪德寺といへる禪剎のかたはらなり、この所は昔吉良家の居城ありし地にて、天文弘治の頃家風さかんなりしときは、世に吉良の御所と稱せり、されば今も里人は御所蹟とてあかめおけり、その地勢をみるに分内もうちひらきて二重に堤の形のこれり、その内にすこしく高き所二ヶ所までありといへり、傍に御所櫻と稱する古木の櫻一株あり、また富士見松といへる古松もたてり、此所より富士の嶽をのぞめば甚だ佳なりといふ、これみな吉良家のころ植置しものなりといひ傳ふ、按ずるに吉良系圖に治部太輔治家はじめて武州世田谷になり、後上州館間に移り住せりと、衾村東光寺の古文書にも、治家この寺を建立せしよしみゆれば、治家が世にこゝにすみはじめしは疑ふべくもあらず、この人應永二十四年四月十日逝せりといふ、或は延元元年十一月七日ともいへり、その子のうちの事蹟はつまびらかならず、治家より六代の後左京亮成高は、この城におりしより系圖に見ゆ、これ天文十五年に逝せし人なり、その子左兵衞佐範廣、その子氏朝に及ぶまでこの城にありしと見ゆ、是天正の頃のことなるべし、其後世もうつりかはりて、御入國のとき廢せられしかば、長く此地を井伊家にたまひ、それよりのちは林となりて、樹木のみ生じけり、今に至りてもなをしかり、

舊家大場彌十郎　井伊家の代官役なり、又この村の里正に覺之助といふものあり、彼等が祖先は吉良家の四天王と稱し、家人の一つにして、大場越後守平信久と云傳ふ、されど家系等も持傳へざれば詳なることをしらず、弦卷村の淨光寺に大場越後守信久、同外記房勝が墓あり、信久は慶長四年三月二十八日卒せり、又此村の仙藏院は、大場越後守が室の開基なり、又善德院の開基を大庭繼部正吉之と云是も大庭の文字はかきたがへぬれど、同族にや、今この餘にも大場を稱する土人多しと云、かの四天王と云は、大場越後守、關加賀守、白井但馬守、宇田川木工頭といひしなり、

○新町村（世田ヶ谷村枝郷）　新町村は、本町より南の方にあり、鄕庄の唱も本村に同じ、村の四境を云は、東の方は上馬引澤村にとなり、西の方は用賀村に界ひ、南は深澤村に及び、北は弦卷村に接せり、村内に深澤村の飛地二三ケ所あり、東西の徑凡十三四町、南北の長二三町ほどもありといへども、境界に屈曲あれば町數定かならず、村の中央に往還あり、これ相模國の通路にして、世に大山道と云、里人云此村は萬治元年に井伊掃部頭に賜はれりと、按するに本村は元和十年掃部頭直孝に賜はりければ、萬治元年に賜はりしと云ことゝいふかし、恐らくは萬治年中に開墾せしものならんか、今に井伊氏の所領たり、家別五十軒なり、村は平地といへどもすこしき高低あり、土性は野土にして粗地なり、皆畑なれば年貢は永錢にて納む、

高札場　往還の中央より少く西へよりてあり、

稻荷社　除地凡三畝許、村内の鎭守なり、本社一間四方、拜殿は九尺に二間、勸請の年歷詳ならず、往還の南の傍に華表あり、それより二町程を隔て遙むかひに本社たてり、○祭禮は九月十四日なり、昔は二十七日に興行せしといふ、○稻荷社除地　小祠なり、善養院の傍にあり、

善養院　境内除地、年貢地交れり、大山道の南にあり、家嶽山と號す、曹洞宗にて世田ヶ谷村豪德寺の末なり、本堂七間に五間なり、本尊は釋迦如來坐像の木佛にて長五寸、開基は家嶽善慶庵主といへり、この人はいかなる者にやその詳なることを傳へず、開山は明壺麟鏡　藥師堂本堂の向にあり　藥師佛は木佛にして立像なり、長一尺ばかり、

○弦卷村（ツルマキ）　弦卷村は、郡の西にあり、江戸日本橋を距ること三里、今は鄕庄領の唱なしといへども、菅苅庄世田ヶ谷領に屬する地なりと云、東は上馬引澤村に隣り、南は世田ヶ谷新町、坤の方は用賀村に接し、西北は世田ヶ谷村に境ひ、東西十五町、南北十二町餘、民戸三十六軒土地の高低は概していへは平かにして、南の方には小高き地交れり、されば用水を引くによしなくして、天水を俟て耕作をなす地なるにより、旱損の患多しといふ、相傳ふ村名の起りは、往古源義家此地にて弓弦をはつし賜ひしゆへ起れりと、或は天正十八年東照宮この地を征し給ひしとき、北條家の士卒この地に於て弓を伏せ弦を卷て、降參せしもの多かりしとて名を得たりなどものに見えたるもあれど、さらに信ずべからず、其故は永和正長の頃相模國鶴ケ岡八幡宮に附せし文書に、已にこの地名あり、其文書左にのす、

奉寄附、鶴岡八幡宮社、武藏國世田谷鄕内上弦卷半分事

右志者爲天下安全、以殊家門繁昌也、仍寄附如件、

永和二年正月廿九日　　世田谷吉良治部大輔　散位治家花押

鶴岡八幡宮領武藏國世田谷鄕内弦卷村、府中六所宮役事、連々致催促云々太不可然、所詮任先規可致停止催促之由候也、仍執達如件、

正長二年三月十一日　　前筑前守花押
　　前遠江守花押

太石々見守殿

右の文によれば、往古は上下をもて唱へしと見ゆ、素より舊き村なればこのあたりなへて弦卷と云ひしゆへ、かく上下を分ちて唱へしにや、今は他の村名もいてきしにより、其となへを失ひしならん、これによれば永和正長のころより八幡の社領にて、大永年中は北條氏分國となれり、其家人の分限帳に、桑原右京進永八貫六百五十文世田ヶ谷弦卷鄕とあり、御入國の後元和十年井伊掃部頭直孝へ賜はり、村内實相院の御朱印地十石も此地に交はれり、寺領となりし年歷は知らざれど、正保年中ば既に此朱印領交れることはものにも記したれば、其以前賜はりしことなるべし、萬治年中撿地ありて、今も井伊掃部頭か領分及實相院領もあり、

小名　山谷（サンヤ）村の中央にあり、　本村（ホムラ）方にあり　村の乾の　向（ムカフ）にあり、　村の東南　道（タウ）

中谷（ナカヤツ）谷　當郡野良田村の里正與一右衛門は吉良氏の臣なり、吉良沒落の後此處へ隱居し、心叟道中と號せし故、此小名を得たりと、今も是の地に與右衛門の屋敷跡あり、

吉良左京太夫屋敷　村の北にあり、三千坪許の地にて、古來より持傳へりと云、

八幡社　三段五畝除地、小名山谷にあり、わづかなる祠なり、鎭座の年月を詳にせざれども、古へ鶴ヶ岡八幡社領なりしゆへ、それらのことにより此社を建しにや、　○天神社除地八段、小名向にあり　わづかなる小祠なり、

○稻荷社除地一畝十五步、同じあたりにあり、是も小祠、　○稻荷社除地一段五畝、小名本村にあり　是もわづかなる祠なり、以上の四祠いづれも村民の持、

淨光院　境内除地八段、小名本村にあり、淨土宗江戸芝西應寺の末、九品山と號す、文安元年の起立なり、開山專蓮社然譽上人補阿源公大和尙、文明七年九月十五日の示寂と傳れば、舊き寺院なり、本堂五間に六間、東向本尊阿彌陀如來坐像二尺なる　○常在寺境内除地一町二段、小名向にあり、法華宗甲斐國久遠寺末寶樹山と號す、當寺の過去帳に開山忠善院日純聖人、享祿元年七月九日寂す、開基は大平田羽守が女吉良氏の室、法諡寶樹院妙常日義大姉大永三年四月二十三日卒すと見ゆ、按に當郡若林村香林寺の開基は、香林寺殿海岸寶樹大姉と云夫人にて、この人は天文四年七月七日沒せりといふ、かの寺傳によれば、香林寺殿は大平田羽守の女にて、常盤の前といひしよしなり、然るにこの寺の開基寶樹院妙常日義と云ひ、大平田羽守の女子にて常盤の前が法諡なりと云、もし然らんには香林寺の開基常盤の前と、卒年も合はされはいぶかしき事なりと、或は大平が家より吉良家へ嫁せし夫人ありて、共に常盤と稱せしにや、とかく考ふべきによしなし、門兩柱の間九尺、寶樹山六醉と云を扁す、門の左に三十番神堂あり、九尺四方、本堂七間に六

間、三寶祖師を安ぜり、○實相院境内御朱印地の内、小名本村にあり、松山と號す、開山天永琳達大和尚、元和二年八月十一日示寂す、開基は吉良左兵衛佐氏朝なり、今境内に氏朝夫婦の碑あり、氏朝の碑面には實相院殿從四位下學翁玄參大居士、慶長八年九月六日と刻し、夫人の碑は鶴松院快窓壽慶大姉とえる當寺の山號院號もこの二法諡の字を用ひたるなるべし、此處はもとより氏朝隱居の地にて、攜へ[illegible]の跡も今にのこれり、按するに【吉良氏系圖】に、左兵衛佐賴康が養子左兵衛佐氏朝の譜あり、卒日法諡ともに當寺の碑に記せし所と全く同くしてたゞ法名玄參の字を玄珊としるせしを異なりとするのみ、或は當寺を氏朝の子賴久の開基と記したるものもあり、これによれば當寺の創建は氏朝の志願なれども、果さずして卒したれば、賴久その志を繼ぎて開基し、父をもて開基と定めたるものか、されど寺僧は正しく氏朝を開基とせり、本堂六間に六間半、東向、本尊藥師如來を安ず、寺領十石の御朱印あり

天神　車打明神相殿　境内にあり、車打明神は其祭神及社傳を詳にせず、　白山社

稻荷社　以上二社何れも境内にあり、わづかなる小祠なり、

○經堂在家村　經堂在家村は、郡の西多磨郡の界にあり江戸日本橋より行程四里、菅苅庄と唱ふ、鄉名は失へり村名の字を京堂とも記したり、其故は開墾の始め、このあたりに一の堂あり、きつくりさま他の堂とはかはり、關東にめなれぬ京師の堂に似たればとて、かく村名とせるよし、又今の如く經堂と書する故は、何れのときか佛經を納めし石室を埋め、上に小堂を營みたれば、經堂と唱ふるよし、事は小名石佛耕地の條に出せり、此二說ともに土人の口碑に傳れとも、たしかなることなければ取るへからず、然るに正保年中のものに京堂と書したれば京堂とかくを是とすべきに似たれども、元祿年中のものには今の如く經堂と書し、村内福昌寺の山號を經堂と云をもて見れば、經の字を用ひしこと舊きにや、以前は龜ケ谷村とも唱へしことあるよし、舊家龜ケ谷氏の條照覽すべし、この村東南北の三面は一圓に世田ケ谷村に包まれ、西は多磨郡船橋村に境ひ、東西十三町、南北十町、民戸七十一軒、地形平かにして水田少く陸田多し、御入國前のことはたしかに傳へず、正保の頃は私領にて藤川庄次郎か知行所なり、後元祿十年織田越前守命を奉してこのあたりを撿地せしことあり、いつの頃よりか御料所となり、今は御代官大貫次右衞門支配せり、

小名　山谷　村の北よりにあり　本村　村の東はづれにあり、　菅苅谷戸　本村の坤の方にあり、此邊皆の類繁茂したれば名とせり、當所庄名の起りもこの地名によれりと土人いへり、　向原　村の南よりにあり　鍛冶山　村の西にあり　石佛耕地　村の中央にあり、此あたりの土中より、偶石室などに用ひしとおぼしき石の出ることあり、されば彼經を埋めしと云は此地なりしなど、土人の口碑にあり、今は死馬棄場となれり、　豐後田　村の西にあり

林四ケ所　百姓林にて草木繁茂せり、

烏山用水　多磨郡船橋村より、この村の中間に入、世田ケ谷村に通ず、川幅二三間許、

伊勢宮　除地一段、村の西にあり、わづかなる祠なり、當村の鎭守たり、鎭座の年代を知らず、祭禮九月二十六日、

村内福昌寺持、この以下の四祠何れもわづかなる祠にて、同寺の持なり、　○天神社　除地二十四歩、福昌寺の後にあり、○稻荷社　除地二十四歩、伊勢宮の邊にあり、○稻荷社　除地一畝二歩、小名山谷にあり

○稻荷社　除地十五歩、小名菅苅谷戸にあり、

福昌寺　境内除地二段四畝五歩、村の東北の間にあり、禪宗曹洞派、郡内世田ケ谷村常德寺の末、經堂山と號す、開山玄畝和尙寬永八年三月十八日示寂、本堂七間に五間半、本尊釋迦如來坐像一尺なるを安ず、兩柱の間二間なり、　閻魔堂　門を入て左にあり、東向二間に三間半、木像一尺五寸なるを安ず作知ず、　稻荷社　除地六畝十八歩、門を入て左にあり、二間に二間半、

舊家百姓太郎左衞門　村の里正にて松原氏なり、先祖を松原佐渡守といふ、その弟二人、一は兵庫と云、子孫今橘樹郡宮内村に居れり、一は藤六と云、この子孫も今本郡居木橋村に居れり、何れも松原氏にて代々里正なることは其處に出たり、三人ともに吉良左兵衞佐賴康に仕へしに、太郎左衞門が家は嫡流なるよしを云へども、家系をも傳へず、あまつさへ舊記も近き頃の火災にて失ひたれば、その詳なることはしるべからず、今にのこりし舊物はたゞ伊賀守入道が作りし二尺三寸の古刀一振家に藏せり、○百姓與右衞門　龜ケ谷氏たり、此村古へは龜ケ谷村といへるなど土人の口碑にあり、○百姓次兵衞　長嶋氏なり、○百姓甚左衞門　石和戸氏なり、以上の三人も吉良氏に仕へしよさもあらんには舊き家なるべし、たしかによるべきことは無、

○用賀村　用賀村は、郡の西にあり、江戸日本橋を距ること四里、鄉庄領の唱を失せりといふ、されど土人或は菅苅庄世田ケ谷領に屬せりとも云り、地圖によりて見るにもさもあるべきにや、東は世田ケ谷、弦卷、深澤の三村、及び世田ケ谷の枝鄉新町村なり、南は上下野毛、野良田の三村、西は瀨田村に接して、北は又世田ケ谷村に界ひ、多磨郡大藏村も係れり、東西十一町、南北十八町民戸百三十軒、地形は平かにて用水不便なれば、水田少く畑多し、中央に一條の道あり、二子渡の方より來り瀨田村より入、是は相州矢倉澤へも大山へもかよふ路なりこの路村へかゝり中央にて兩岐となり、その一は世田ケ谷村へいり、その一は同村の枝鄉新町へいる、村の草創は永祿元龜の頃飯田帶刀同圖書などと云へる人の開發なりといへども、すべてたしかなることはつたへず、飯田かことは舊家の條に出したれば合せみるへし、御入國の後寬永元年井伊掃部頭直孝へ賜りしより、子孫相傳へて今の掃部頭に至れり、撿地は萬治二年領主より命して改めしと云、

小名　上村の亥の方にあり　下村の巳の方より中央につゞけり　三ツ谷　西より中丸（ナカマル）村の西のはつれなり、　本丸（ホンマル）東方をいふ、　向原　坤の方にあり

溜井　小名本村にあり、大さ三段ばかり、天水をこゝにたゝへて用水とす、この餘品川用水とて村の東の端を流るゝ小川あり、世田ヶ谷村より入り新町へ通ず、されども水低く地高ければ用水とすべからず、○惡水堀北方世田ヶ谷村より南野良田村へ通ず、この邊の惡水こゝにそゞきて一條のながれをなせり、

神明社　除地一段、村内小名下にあり、鎭座の年代等詳ならず社二間に三間、西向前に鳥居あり、兩柱の間九尺、祭禮九月廿五日、○八幡社除地九段八畝、是も下にあり、村の村内眞福寺持、鎭守なり、社二間四方、前に鳥居を建つ、兩柱の間九尺、祭禮九月十五日、同寺持、○天神社除地一段八畝、村内北より是も同にあり、社一間半に二間、寺持、○稻荷社除地六畝、同じあたりにあり、二間四面、同寺持、この外に水神祠、第六天祠、稻荷社、二、凡て四祠村内にあれどもみなわづかなる祠にしてことごとくのするもわづらはしければ省けり、

眞福寺　除地六段、小名下にあり、新義眞言宗、等々力村滿願寺末、實相山眞如院と號す、開山宗圓和尙天正六年六月二十日示寂、開基飯田圖書法名花嚴院法譽善慶居士、天正元年死すといふときは、創建の年代も推て知るべし、本堂六間四面、本尊大日如來坐像を安ぜり、これは奥澤村淨眞寺開山珂碩上人の作なり、上人は同宗の人にもあらざれども、この像故有て當寺に安ずといふ、もとの本尊　大日堂本堂の右は何つの頃にか火災に罹りて燒失せり、に在り、二間半四面、○無量寺除地五段、小名三つ谷にあり、淨土宗、江戸芝西應寺末、宗珍山觀音院と號す、開山光蓮社明譽壽廣和尙文祿三年八月十八日示寂す、本堂六間四面南向、本尊三尊阿彌陀如來坐像一尺五寸春日の作也、

觀音堂本堂の右にあり、本尊觀世音行基菩薩の作なり、　古碑四基境内にあり、年月は左に錄す、

此外にも古碑多く見ゆれども悉く斷碑にて文字を讀得ざれば省きぬ、

元亨□□十二月　延文二年七月日　文和二年二月日　應永五□年十月廿日

○上人塚村の南畑中にあり、　ヒジリ塚村の東にあり、是も由來を傳へず、

舊家百姓榮次郎此村の里正にて飯田を氏とす、彼が先祖は小田原北條家に仕へし者なりと云、其内飯田帶刀と云る人、永祿元龜の比此地へ來りて住し、其頃より開發せりと、按ずるにこの頃は北條家も未さかんなりしに、この人ゆへありて民間へくだりしか、又かの家人の中なれども、いといやしき職などにて田間に住して、開墾を事とせしかもしるべからず、其子圖書眞福寺を開基せしことは、已に其寺の條にいへるごとくなり、今の榮次郎が祖父までは領主より代々代官の役を命ぜられしが、一旦故有て其職を息められ、今は名主役をつとむるとぞ、飯田氏北條家人と雖ども、北條分限帳を始としてその頃の記錄に名のあらはれしを見ず、且家系も失ひたれば詳なることはすべて知るべからず、

新編武藏風土記稿卷之四十八　終

新編武藏風土記稿卷之四十九

荏原郡之十一　世田ヶ谷領

○瀨田村　瀨田村は當郡の西の方にて多磨、橘樹兩郡の界に接し、多磨川にのぞめり、菅苅庄なり、此村は江戸日本橋より行程四里半と云、東は上野毛村にとなり、西は多磨郡鎌田、岡本の二村にさかふ、南は上野毛村に及び、又川を隔て飛地ありて橘樹郡諏訪河原村に接す、巽の方は同郡久地村に界ひ、北は用賀村に續けり、東西二十町許、南北は凡十町、又多磨川を隔てゝ凡五町程も此村の内なり、民家は百十五軒、此村西南の方は水田にして低く、東北の方は高し高低相半す、土性平田は眞土にして畑は野土なり、平田の方は川に近ければ水損の患あり、畑の方はやゝもすれも旱損あり、此地天正十八年までは世田ヶ谷吉良氏の領地なるべし、その後御料となり寛永十年初て井伊掃部頭直孝に賜り、今にその領地なり萬治元年領主より里正に命して撿地せしむと、されば公より撿地はなき地なりと見えし、村の中間に一條の往還あり、相模國への道なり、土人二子街道と云へり、此道二筋に分れ又合せて一となれり、

小名　上村の西北の方を云、　下東南の方を云、　奈加良下の内なり、上野毛村の界、

八幡の社の邊をいへり、

多磨川　村の南を流る、川上多磨郡鎌田村より來りて、下は橘樹郡諏訪川原村に出、凡十町程、○六鄕用水村の中央より少し南の方を流る、土人は次太夫堀とよぶ、相傳ふ、此用水は小泉次太夫吉次、慶長六年當國稻毛川崎の御代官をうけたまはる、此頃は武藏野の地荒廢の野多かりしかば、玉川の水を引て用水となし、新墾の田をおこさんことをはかりて、公にまうせしかば、そのまゝみゆるしを蒙り御料はもとより私領の者も其采地の高に應じ、人夫を出し、あまたの地を開けり、その時の堀なるゆへ、後の世まで農民等その功をわすれず、かく唱へ來りしなり、此水多磨郡和泉村より、多磨川を分水して六鄕に至る、川幅凡三間、その經ところは二十町あまりなり、

八幡社　除地、村の東の方上野毛村の界、字ながら下分と云所にあり、此村の鎭守なり、勸請年月詳ならず、毎年九月二十日祭禮あり、當社はもと慈眼寺の持、今は上野毛村靈顯寺の持となれり、　本社西向にて九尺に二間、

拜殿三間四方なり　華表社前をさること十歩許なり、幅九尺、　末社稻荷社華表より戌の方にあり、小○熊野社村の西南の方わづかに高き塚上にあり、則祠なり、二子街道なり、小祠西向にて本村慈眼寺の持なり、○稻荷社字上にあり、南向の小祠、○第六天社蹟村の南より次太夫堀の向ひ小高き所にあり、今は第六天とのみいひて祠もなし、○太神宮字上にあり、南向の小祠なり、昔此所にたてりといふ、

行善寺境内眺望圖

○六所明神村の西南の方上分にあり、○氷川社玉川の向飛小祠、慈眼寺の持なり、地にあり、小祠、北向なり、同寺持、

法德寺　除地、村の東の方なり、福來山と號す、淨土宗にて江戸西應寺の末なり、開基は白心院寶譽法德と云、此白心院は村民十郎右衞門が先祖なり、去れど事蹟傳へず、示寂の年月は詳ならず、開基は白心院寶譽法德と云、此白

本堂　四間に四間半、戌の方に向ふ、本尊阿彌陀佛を安す、木の坐像にて長一尺許、

觀音堂　向て右にあり、二間半四方、本尊木の坐像にて、長二尺五六寸、

古碑三基　堂の左の墓所の中にあり、元弘三年十月應安元年十月二十日、延元六年の文字見ゆ、何人なることは詳ならず、

古松二株　境内にあり、共に圍み、一丈六七尺許、

○行善寺　除地三段三畝歩、村の下分にあり、獅子山西光院と稱す、淨土宗にて多磨郡北見村慶元寺の末、開山は法蓮社印譽上人傳光和尚といへり、天文二十一年六月二十九日寂せり、開基は長崎伊豫守行善と云、此寺古へ小田原にありしを、後長崎氏此地に移り住せしとき共に此に移せしと云り、

本堂　東向九間に五間半、本尊阿彌陀如來を安す、木像にてたけ二尺一寸ばかり、

表門　堂の正面にあり、

藥師堂　門外向て右にあり、三間に四間、本尊幅八尺、

觀音堂　間半四面、本尊觀音は木像行基の作なりと云、

古碑一基　文正年中の碑にて長二尺許、

辨天天神合社　向て左にたて、小祠なり、

○慈眼寺　除地四百五十坪、村の西南の方上にあり、喜樂山と號す、新義眞言宗、橘樹郡小杉村最明寺末なり、開山權大僧都法印定音正中元年八月六日寂せり、開基は此村に住せし長崎四郎左衞門といひしものなり、此寺古は修驗にて此傍の崖下にありしを、いつの頃にか今の地に移せしと云、眞言宗の寺院となりしも其時の事にや、詳なるこ

とも傳へず、

本堂　東向にて七間に五間なり、本尊は大日如來を安ず、坐像にて長二尺五六寸ばかりなり、

門　堂の正面にあり、

釋迦堂　向て左にあり、二間に二間半、本尊木像にて長一尺あまり、

兩柱の間九尺、

御嶽社　境内南の方にあり、今神體なし、社僧相傳て云、此社の神體は劍を持て五大尊の形に似たるものなり、昔土人地中より掘出し其所へ社を建て祭り置しが、さまざまの奇怪あり、或は社前を馬などにのりて過しかば、その咎にや思はず怪我せし者も有しとて、又土中に埋めをけり、是は寺院此地にうつりしよりは七八十年も以前のことなりと、其上に一つの小社を營み立、是今の社なりと、古の宮地も耕地の內に古宮の地とて殘れり、本社は三間四方なり、神鏡を前に立

熊野稻荷　氷川第六天痘瘡神の小祠を相殿とす、前に鳥居あり兩柱の間八尺又向て左の方に天神稻荷の末社あり、

古碑　堂後の墓所にあり、延元三年十月七日、應安三年、貞治□年九月と記せり、

舊家百姓長十郎　この村の里正なり、相傳ふ先祖は行善寺の開基長崎伊豫守行善入道なりと、又慈眼寺の開基長崎四郎左衞門某なりも此家の祖なりと云り、行善入道は小田原北條家に仕へて功ありしかば、世田ヶ谷の內瀨田村の城主となり、其子を隱岐守重高と云、永祿の頃の人なりと、中葉諸城主に武藏國世田の城主長崎伊豫同く隱岐重高、同く四郎兵衞重次と載たり、今其城跡を傳へず、又同じ頃土佐守と云者あり、又長崎次郎といひしもあり、恐らくは親屬ならん已に長崎土佐守としるせし文書をおさむ、天正十八年北條家沒落せしかば、そのまゝ土著し世々受つぎて今に至れり、家の系圖を傳ふといへども、秘て人見ることをゆるさず、又其頃のものとて具足鑓の類を持てり、所藏の文書その文を左に載す、

召狀如件、

永祿四年三月廿一日　　花押

長崎土佐守殿

百姓善藏　氏を星谷と稱す、先祖は鎌倉の住人にて、いつの頃にか此地に來りしとなり、されば鎌倉の地名を以て氏とせり、系圖も傳へたれど其詳なることを載せず、同村に百姓十郎右衞門と云ものあり、白井氏なり、是も舊家にて法德寺を開基せり、其事蹟は傳へざれど因みに載す、

○上野毛村　上野毛村は、郡の西によれり、庄名前村に同じ、江戸日本橋より四里あまり、民家わづかに二十五軒の小村なり、夫もこゝかしこに散在せり、東は野良田村に隣り、西より北に至るまで瀨田村につゞきれ、艮の方少しく用賀村につゞき、南は下野毛村及橘樹郡諏訪河原村に接す、土地平なれども下野毛村の方少し卑し、土性野土のみ故糞培の力にあらされは五穀生殖せず、水田は畑の三分の一なり、此村も天正十八年までは世田ヶ谷吉良氏のしる所なるへし、御入國の後御料となり、寬永十年初て井伊掃部頭に賜ふ、萬治元年領主より代官役の者をして撿地せしむ、里人の說に古は村の地多磨川のほとりまで及びしか、洪水の時川の淵崩れしかは其堺定かならず、此地は橘樹郡諏訪河原村に接しけれは、かの村のものとも評論を起し、公裁を歷し後遂に諏訪河原の地

（古街道）

に屬せりと云、村内に東西へ貫ける一條の往還あり、西は瀨田村より東は野良田村に貫けり、是高繩臺町へ出る道なり、又古街道と云あり、村内南北へつゞきたるなたれの臺あり、其上を古への鎌倉海道と云傳ふ、

小名　神明前村の南の方を云、　橋際村の南よりにして、次太夫堀へかゝる橋の邊を云、　釜谷村の西の方を云、　岸久保村の南の方を云、　四ツ塚東にそひし北の方を云　八幡前村の北の方を名づく、　小松原村の西よりにあり

六郷用水　村の西南の方を流る、西瀨田村より南下野毛村にかゝる、村内をふること六町ばかり、里人次太夫堀と云事は瀨田村につまびらかなり、○清水わづかなる流なり、稲荷の坂の下を流れ、次太夫堀へ入る、

稲荷社　除地一畝歩、字橋際の上にあり、上屋二間に九尺、東向なり、中に三尺四方の祠あり、此村の鎭守は下野毛村六所明神なり、されど此社をも鎭守といひて隔年に祭事あり、祭日は九月十二日と定む、鳥居兩柱の間七尺

覺願寺　除地三段歩、字岸久保にあり、自性山聖德院と號す、新義眞言宗にて等々力村滿願寺の末なり、開山開基等詳ならず、此寺元は村の西の方臺の下にありしが、いつの頃か此所に移せしと云、本堂寅の方に向ふ、堂は六間に五間なり、本尊大日如來を安ず、木の立像にて長け二尺餘、又聖德太子の像を本堂の内に安ず、作佛といひ傳れども詳ならず、長二尺許、觀音堂向て左にあり、二間四方なり、○四ツ塚村の東より北の方道の傍に塚四つあり、高さ何れも三尺許なり、もし古墳にや、其事跡を傳へざれば詳にせず、人誤て此塚へ手をふるれば大に祟ありといふ、此地の字を四つ塚といへり、

舊家百姓七左衛門　今此村の里正をうけたまはる、先祖は田中筑後といへりと、○百姓三右衛門　先祖は木村外記といへり、覺願寺の墓所に天文十二癸卯年八月二十二日寂、山宗空居士木村氏と刻せし古碑あり、是も三左衛門が先祖の内なるべし、○百姓庄右衛門　先祖は田中助十郎といひしよし、今も爰にすめり、是等皆系圖を傳へざれば慥かなることは考ふべからざれど、此村に文祿三年の水帳あり、其内に筑後外記助十郎と記したるは、此三人の先祖なりといへば、舊家なる事知るべし、

褒善者百姓庄左衛門　庄左衛門は家極て貧しけれど、雙親につかへて孝あり、父死せし後母に事ることいよいよ怠らず、常に孝養を盡せしかば、文化七年領主井伊掃部頭より賞美ありて、靑ざし五貫文を與へしと云、

○下野毛村　下野毛村も、郡の西の方多磨川に臨めり、庄名前に同じ、方位は東の方等々力村に隣り、西は多磨川を越て橘樹郡諏訪河原村に堺ひ、南も又川を隔てゝ同郡宮内村に接し、艮の方野田村に至り、北は上野毛村に及べり、東西凡十八九町、南北は二十町ほどなり、土地北は臺にして高く、南の方多磨川のはたは水田なれば低し、家數七十軒、東北の方に散在す、多磨川向ひに十三軒住す、開闢等は上野毛に同じかるべし、但多磨川のはたにわづかに御料の地十四石餘あり、是は萬治元年織田越前守が撿地なり、その餘は上野毛に同く、井伊家よりの撿地なり、御料は今は大貫次右衛門が御代官所なり、

小名　根通臺の末の方を云、　谷臺の上を云　原谷の東の方を云　岸上野毛堺を云

小金澤原の北方を云　山谷川向を云

多磨川　村内西南の方を流るゝこと凡十四五町程、川幅二十間ばかり、○六郷用水村民は次太夫堀と云、川幅三間より二間程なり、村内をふること凡十四五町、字根通の下を流る、○多磨川堤村内凡十町ほどなり、公私の普請所交はれり、

六所明神社　除地一段五畝、西北の間上野毛堺にあり、よりて上下野毛村の鎭守とす、上屋九尺二間、本社六尺に八尺西向なり、相傳、此社は昔洪水の時多磨郡府中の方より流れ來るものあり、此所の榎の枝にかゝる、取上みればわづかの祠なり、されど何の祠なることもしられず、たゞ府中の方より流れ來りぬればとて、土人打よりて六所明神とあがめ、此へ一社を草創して村の鎭守とす、是によればその起る所詳ならず、別に故あるも知べからず、鳥居も西向にたてり祭禮は九月二十六日なり、別當は善養寺なり、○神明社除地五畝許、字谷にあり、上屋一間半に二間なり、本社四尺に八尺、南向鎭坐の事歷詳ならず、是も村の鎭守とす、祭禮九月二十六日なり、六所明神と隔年に祭る別當善養寺なり○山王社除地二畝許、字岸の下の方にあり、小祠なり、鳥居共に南西の間に向ふ、鎭坐の年代詳ならず、○若宮八幡社除地四五畝許、字根通に在、鳥居有、共に南に向へり、是も小祠なり、

善養寺　除地一段五畝許、字根通り次太夫堀の北の側に臨めり影光山佛生院と號す、眞言宗新義にて等々力村滿願寺の末寺なり、本堂八間に六間、坤に向ふ、本尊は金剛界大日如來坐像木佛長四尺餘なり、開山は阿闍梨祐榮と云、慶安五年七月二十六日寂す、相傳ふ、此寺は古深澤村にありしが、中頃此地へ移すと云、其年歷詳らず、表門柱間九尺門内に石階十二級、門前に四級、神輿堂門を入て左にあり、九尺四方、鎭守六所明神の神輿を入る所なり、

閻魔堂　神輿堂の傍にあり、三間に二間半なり、○淨音寺除地二段許、東側根通にあり、慈眼山福壽院と號す、新義眞言宗にて是も滿願寺の末なり、本堂四間に二間半、南向なり、本尊大日如來坐像、木佛にて臺坐ともに二尺許、開山詳ならず、開基は土居田左近と云、今里正秀之助が先祖なり、相傳ふ、當寺はもと下總國に廢寺となりてありしが、左近故あつて讓うけ、我もち傳へし看經佛を本尊となし、此地へ再建すといふ、天神社境内にあり、小祠なり、○東大塚字原にあり、小山のごとく丸石にて築あげ、高二丈許なり、此邊をすべて古壘の跡と云傳ろ所なり、されば村民等をりとしては、布目瓦の如くなるもの、瀨戸物のかけ、又何ものともわかれどうづ卷のかたある土器など堀出せしこともありしと、此所すべて臺の上なれば多磨川を眼下に見下し、又塚の上より望ば品川沖の海原をかけ、遙に安房上總に及べるさま絕景の地也、はた要害にもなるべき所なれば、土人の古壘跡と云傳るもさもあるべし、されどその事實は詳なる事を知べからず、○スクモ塚字小金澤にあり、大塚よりは北の方なり、是も其の故を詳にせず、

舊家百姓秀之助　秀之助は今里正なり、先祖を土居田左近と云て、或は豐田に作る、吉良家に仕ふ、其事歷等は傳へず、ふるくは武具等もありしが、回祿の災にかゝりて失ひしと云、此土居田氏は深澤村の里正字源次が家より分れたりといへば、彼家譜に依に佐々木氏の支流なりと、

褒善者百姓仁左衛門　仁左衛門は篤實の者にて、親に仕て孝なりしかば、領主掃部頭より文化八年十二月賞して靑銅五貫文を與ふと、

○野良田村　野良田村は、郡の西よりにして、古へは菅

苅庄と唱へしが、今は用ひずといへり、此事おぼつかなし、他の村には今も庄を唱れば、爰も同じ義なるべし、村の四境は東深澤等々力の二村に隣り、西上野毛村に堺ひ、南下野毛村なり、北は用賀新町に及べり、東西凡十町、戌亥より辰巳に至凡十六七町なり、此村及深澤村新町村の接せし所に下野毛村の飛地あり、村内のさまをいはゞ北の方へよりて少しく高し、其餘は平地にして野土なり、されば水田の地少く畑多し、家數五十軒ほど散住す、上野毛村より一條の往還あり、又二筋になり東西へ通し、村内を經こと凡十町許にして等々力村にて又一條となり、江戸への往還とす、この地も寛永十年井伊家に賜ひ、撿地は明暦二年領主より里正に命じてたゝさしむと云、

小名　田向　西によりし方を云、水田の向なる地なればかく號す、　原　良の方を云、　上　東よりの北の方を云、　下　南よりを云、

神明社　除地一段歩、字上にあり村の鎭守なり、社二間に一間四尺なり、鳥居たてり、共に南向なり、祭禮は九月二十二日當村金剛寺の持なり、○稻荷社除地二段歩、上野毛堺にあり、是も村の鎭守と云、社一丈に九尺鳥居立り、共に南向なり、祭禮の日神明に同じ、金剛寺の持なり、○稻荷社除地三畝歩、字下にあり、社九尺四方なり、西に向へり、鳥居も同じ、是も金剛寺持、○稻荷社除地一畝歩、字上にあり、社六尺四方、南向、鳥居も亦同じ、是も金剛寺の持、

金剛寺　除地五段歩、字上にあり、東陽山と號す、眞言宗新義等々力村滿願寺末、本堂七間に五間、西向、本尊大日如來、開山は頼榮といひしと其事蹟を詳にせず、　藥師堂　門を入て右にあり、二間半四方なり、○アンサイ塚　字下にあり、かく唱ふるのみにして、其事蹟を詳せず、

舊家百姓與一右衞門　當村草創の百姓にして、先祖は世田谷の吉良家に仕へて粕屋與一右衞門と號す、かの家沒落の後此所へ來りて土著せり、いくほどなく入道して心叟道中と號す、吉良家盛なりし頃は弦卷村に住す、今もかの村に粕屋が屋敷跡あり、土人呼て道中谷と唱ふ、道中は元和六年に死たり、今の與一右衞門まで八代に及べり、舊記武具などもその世の物を傳へしが、一年回祿の爲にうせければ、今は僅に古刀三腰を所持せり、又慶長十三年の皆濟目錄持てり、國初の物なれば左に載す、

請取申物成事

一米四拾九俵壹斗八升貳合よ但京升三斗五升入

一永之參文に而　納

此石拾三石五斗者　但百文に付四斗五升宛也

米納合八拾八俵三斗貳合者　京升三斗五升入にて納

右未之年物成四ツ貳分取之分に、野良田村皆濟致候間如此一枚手形に出候儘、其方に小請取重而出候共、ほくたるべく者也、如件、

慶長十三年戊申三月十一日　　增左近花押

（古鎌倉道）

野良田村

與右衞門同百姓中

○等等力村　等々力村は、郡の西の方にあり、今鄕庄領の唱なしといへども、或は菅苅の庄世田ヶ谷領の内なりと云、地形を以見れば左もあるべし、故に暫くこの領に入れり、村の方位は東の方に衾村あり、西は野良田村に隣り、南の境は多磨川を隔て橘樹郡宮内村なり、北は深澤村に接し、巽の方は小山村、乾は下野毛村、東より北へ少しくかゝりて奥澤新田なり、其餘奥澤本村、沼部の上下村、鵜木、雪ヶ谷等の諸村も少しく接しぬ、かく諸村に隣ればその堺もしかとわけがたき地なり、又多磨川の向に飛地あり、是橘樹郡小杉宮内の二村にはらまれたり、村内西によりし方に一條の街道あり、させる大路にはあらざれど、相模國大山又當國多磨郡八王子への街道なり、村民の傳る所は、古へ此道は鎌倉海道にて、今字を宿と云所は其時驛家ありし地といへり、此道は屈曲する所多くして、東衾村より乾の方下野毛村に貫けり、村内東西へ十三町、南北は半里にあまれり、農民の家居百八十軒にして四方に散住せり、此村も開闢の年歷詳ならず、按に深澤村に小谷岡を氏とせる農家あり、彼が藏する處の系圖に、天正十八年小谷岡但馬兎々呂城出丸にありし寺を、深澤の原へ引移せしが、その頃城の名を以て土人兎々呂城の滿願寺とよべり、其後兎々呂城とはいはて、等々力村の滿願寺と呼びしとぞ、昔は此村多くは原野にてありしを、小谷岡氏の開發せし地にてかく村名とせしにや、正しく證とすべきことなけれど、里正などもさ、云傳へり、なほ小谷岡氏の系圖を合せ考ふべし、御入國の後は、この處增上寺の寺領となれり、又其餘寛永二年六月二百二十石の所を鈴木九郎左衞門へ賜しより、今に至るまでかの子孫知行せり、撿地は寛永九年にたゝさる、其後の事は傳へず、土地多くは平地といへども、南の方少しく高し、田畑もなかば交れり、土性は野土多けれど、多磨川の端は眞土の所もあり、去と此邊總ていはゝ粗田なり、

小名　籠場（ロウバ）　村の巽より東へ掛る地を云、　諏訪分　下沼部奥澤本村雪ヶ谷の三村にはらまれたる地を云、或は大平分といふ、　宿　村の中央より北へかゝる地なり、　原根　南の方にあり　上原　北の方にあり　南北山谷　坳の方より艮へかゝる地を云　小山根　南の方にあり

小山

多磨川　村の南傍、橘樹郡宮内村の境を流る、下野毛村よりかゝりて村内をふること凡十八町、屈曲して上沼部村へ流る、平水の時は漸く川幅十四五間あり、又所によりて二十間餘にも及べり、水增時は堤の外一體の川となる、○谷

澤川（サハ）又谷川とも呼り、村の西の方を流る、水元は用賀村より出、その餘の村々の惡水落込一體の川となり、隣村野良田村より此村をふること凡十町にして多磨川へ入、川幅九尺あまりなればわづかなる小川なり、○川除堤村の西を流る、多磨川の圍にして、公より修理ある所なり、凡八町に及り、

熊野社　字宿と云所にあり、村の鎭守にして、毎年九月二十八日祭事を勤む、ふるくは十五日なり、後に改し由、別當は滿願寺と云、本社五尺四面、上屋二間に二間、拜殿も二間に二間、鳥居兩柱の間九尺、夫より石階七級を經て又二の鳥居あり、兩柱の間九尺前に石階あり、是も七級なり、何れも巳の方に向へり、○伊勢宮字上原滿願寺領の內なり、本社二間九尺・南向、是も滿願寺の持なり、○不動堂字小山にあり、境內滿願寺領なり、本尊はなし、今は幣束を立て祭れり、相傳ふ、當社の本尊不動尊は、昔故あつて目黑村の內某なるものにかせしを、そのまゝ返さず、今目黑の不動尊と云もの是なり、よりて此堂には昔より本尊もなけれど、いかにも古社なれば世々村の鎭守としてあがむと、然るに目黑村不動堂別當所に傳ふる所は、かの堂は往古よりたてりしを、後に慈覺大師その地に來りしとき、村民の求に應じて作りし不動尊なりといへり、事は其條下につきて見るべし、さればこゝに傳ふる所と何かまことなりや、今より知るべからず、しばらくきくまゝを爰にしるせり、本社一間四面、坤に向ふ、上屋三間、拜殿は二間に九尺にして巽に向ふ祭禮九月二十八日なり、別當を西光寺と云、　末社諏訪天神稻荷合社本社の右にあり、○諏訪社字を則諏訪と稱する所なり、勸請年月を詳にせず、社二間に九尺、同村西光寺の持なり、○御嶽社字小山根、滿願寺領の內にあり、是も勸請の年代を知らず、

滿願寺　字宿と云所にあり、新義眞言宗にて、山城國嵯峨報恩院の末寺なり、致航山と號す、又境內地藏堂の鰐口には智廣山とあれば、後に文字を改めしと見ゆ、天文の頃は醫王山といへりと、是もいつの頃改めしことを詳にせず、寺領十三石なり、是は慶安元年十月二十四日に初て賜はれり、開山は定榮法師といへり、是も何の時の人なりや傳へず、當寺は昔深澤にありしを、後此地にうつせり、開基は吉良家なりと云、されどその人を詳にせず、按に吉良家の系圖に、左京太夫政忠が嫡子經舜を滿願寺殿と云しよしを載、卒年をのせざれど、その舍弟左京亮成高は天文十五年七月卒せし人なり寺傳に天文の頃開闢せしといへど、是も又疑ふべし、當寺に藏する文書に、此寺は上古より吉良家の祈願所と云、是天文四年六月左兵衞佐賴康よりあたへし所なり、又一には醫王山滿願寺再興の事をのせて、甲寅二月とあり、甲寅とのみあれば定かならねど、恐らくは天文廿三年甲寅の事ならん、此頃は廢寺の如くにてありしを再興せしと見ゆ、下に載る誓音寺へ與へし文書をも合せ見るべし、これ等によれば何れ開基は天文より遙か前にして、經舜を滿願寺といひしは此寺に葬りしよりの事にして、開基の沙汰に及ばざるべし、又谷岡氏の系圖に、谷岡山城守重賴永祿七年五月滿願寺を深澤鄕に建立す、其後嫡子重長天正十八年兎々呂城出丸の寺を、深澤の原へ引移し、兎々呂城の滿願寺と稱すとあれど、是は重賴が時に修理を加へ、其子重長が世に至り寺地を移せしを云なるべし、されど此ことは尤分明ならざれども、古文書等に附て考へ置のみ、

本堂十一間に八間なり、本尊は大日如來長一尺二寸、木佛の坐像なり、弘法大師の作、

表門兩柱の間九尺、何れも南向なり、門に致航山と云額をかゝぐ、細井廣澤の書也、

地藏堂本堂の西にあり、東向なり、二間四面、本尊地藏立像にて長六尺なり、

鐘樓地藏堂の傍にあり、九尺四面、鐘長三尺五寸徑二尺、安永五年鑄し所なり、

細井廣澤墓本堂の後の山にあり、銘の略に云、詳知愼字公謹、號廣澤、姓藤原氏細井、父知治、母山本氏、萬治元戊戌十月乙亥八日壬申生遠州掛川、享保二十年乙卯十二月己丑二十三日戊子卒、

年七十八と云々、此人書を以て世に鳴しことは、人あまねく知所なれば是には載せず、

寺寶文書五通

當寺之事、從上古爲御祈願所、□寺法彌可爲堅固條々

一天下之御祈禱無懈怠可有執行事

一於寺中守護不可入手事、

一住持可被相定儀、可然仁體爲當住見計、可被定置事

一末寺輕本寺、勤行等於無出席之輩は、可被宗門擯出事

一於田舍不可有官位執沙汰、望之輩在之は、以本寺吹擧狀令上洛可申請事、

右之條々、守先規旨可任寺法、濫之族在之者、堅被申付、佛法可有再興者也、依而法度之狀如件、

天文四年六月廿八日　權大納言左兵衞佐賴康花押（世田谷吉良氏）

世田谷之內滿願寺之事、山屋敷、同手作分之田、相任爲參候、連々彼寺家再興有之、祈禱以下勤行可被修之者也、委細松原佐渡守可申分候、恐々敬白、

天文二十一年壬子二月大吉日　左兵衞佐花押

誓音寺

就醫王山滿願寺再興、可爲永代諸役不入者也、當家至子々孫々不可背此旨、依而爲後日證狀如件、

甲寅二月吉日　前左兵衞佐賴康花押

滿願寺

世田谷之內深澤村滿願寺分、於何年諸役公事、一向不可有之、爲後日證狀如件、

天文二十三年甲寅卯月大吉日　前左兵衞佐賴康花押

滿願寺

誓音寺　熊野社の向にあり、境內は滿願寺領の內なり、新義眞言宗にて滿願寺の末なり、山號も詳ならず、當寺は古き頃よりありしものと見えて、天文二十一年二月、吉良左兵衞佐より此寺へあたふるところの文書をつたふ、今滿願寺にをさむ、いつのころよりか廢寺のさまとなり、本堂もなく住僧もあらずして、わづかに菴室のみ殘れり、ゆへに開山開基等の人も詳ならず、本尊大日如來の坐像長三寸ばかり、○西光寺字宿と云所にあり、是も滿願寺領の內なり、眞言新義滿願寺の塔頭にて、住慶山と號す、是も近き頃回祿の災にかゝり、其後再造の沙汰にも及ばず、今はいささかの庵室たてり、本尊大日如來、坐像一尺五寸と云、此寺も開山開基ともに詳ならず、○光明庵是も宿の內なり、四間に二間半の菴なり、何人の起立せしことも傳へず、本尊大日如來、坐像一尺五寸也、西光寺の持、

舊家百姓利右衞門　大平を氏とす、先祖は大平淸九郎又右衞門佐などいひて、天文弘治の頃吉良家に仕へし者なり、其家に傳ふる文書あり、其文によれば大藏村小山の邊を領せしと云、今も字を小山と云所あり、其地なるべし、その後故あつて氏を森田と改め、二人の兄弟ありしに其頃より二家に別れ、農民にてありしが、兄の家は嘉傳次と云ものゝ時故あつて斷絕せり、今の利右衞門は舍弟の家なりと云、系圖その外文書等を傳ふ、其文左に載、又此村に舊家なりとて戸井田小池を氏とするものあり、是も吉良家に屬せし者か、その事蹟詳ならず、

小山とゝろきに、近年圓城寺めしつかいのもの、何も下置者也、具松原常陸介、同佐渡守口上可有之、依爲後日證狀旨趣如件、

天文二十年辛亥十二月七日　古良佐兵衛佐賴康 花押

大平清九郎殿

世田谷領之內とゝろき村、同小山鄉、共に爲給分下置者也、開役以下於何年、他人之綺不可有之、山野等幷相任、爲後日證狀如件、

天文二十年辛亥十二月七日　左兵衛佐賴康花押

大平清九郎殿

江戸周防父子之寄子指南幷奏者、何れも依參河守言上に而、其方へ任渡間、他人綺一向不可有之、此狀等爲先何れも各之中へ可申觸者也、仍證狀如件、

天文二十年辛亥正月廿七日　前左兵衛佐賴康花押

大平清九郎殿

小山とゝろき山野地さかい、餘鄉之入ましる處、此度たんたいさせ、人お越置可爲開發者也、如件、

天文廿一年壬子三月廿七日　花押

大平清九郎殿

旋澤之船橋谷板橋分、つるさし在家、かち山谷つ山ちう次郎右衞門分、八幡免、此等之山野下置候間、諸事諸役他人綺一向不可有之、仍爲後日證狀如件、

天文廿二年癸丑五月大吉日　花押

大藏村年貢四拾貫皆納、石井戸新開貳貫、滿願寺へ一貫分夫錢に、七百五十文之御□夫に二百五十、慥に濟者也、芝村十一貫皆納、高田分二十貫皆納、坂戸河原十二貫皆納、熊□分五貫皆納、

弘治二年丙辰十二月十八日

大平殿

大藏村爲給分下置者也、仍後日證狀如件、

弘治三年丁巳二月七日　賴康花押

大平勢九郎殿

日夜不退懇に奉公、甚以大慶滿足にて、仍可參似合之力雖可遣之候、未有之相尋者、遲延候間、雖無裝束之候、助宗作下置之條、重而一段相調刀候者可遣之候、其時分は彼助宗之作可返上者也、

七月九日　左兵衛佐賴康花押

大平清九郎殿

貴札令拜見候、依大平清九郎方へ諸篇可被仰付之由、令得其意候、委細山角可申入候、可得御意候、恐惶謹言、

正月十五日　北條左京太夫 氏康花押

謹上蒔田

於足立郡望地一所可進置候、今度於玉繩盡粉骨可抽忠信事肝要候、仍狀如件、

永祿四年辛酉三月三日　氏康花押

大平清九郎殿

興國先番衆中當番之上者、明後廿五可被相移候、太田十郎笠原相番に能々人數之義申付、可被相移候、恐々謹言、

五月廿三日　北條左京太夫 氏政花押

江戸刑部少輔殿

大平殿

江戸近江守殿

來調儀、當家可爲是非之勤候、爲其氏朝へ始中終申合候、別而於馳走者可爲感悅候、猶火急に可有支度候、例式而可覺悟者曲有間敷候、御人數に極候間、於此一廻は無足衆迄被召連樣に、可有馳走候、恐々謹言、

七月四日　氏政花押

大平右衞門佐殿

敵動火急之由告來候間、早々人數を集、來廿一日當地迄着陣待入候、普請動□寸隙御苦勞無是非候、雖然自敵致懇儀無據候者、鹽味專要候、猶御仁體候、重而可申候、恐々謹言、

卯月十五日　氏政花押

江戸形部少輔殿

大平右衞門尉殿

江戸近江守殿

當番衆不足樣に入耳候、爲其飛脚越候、塀和爲撿使則可付着到候、明鏡之所可聞屆候、恐々謹言

六月朔日　氏政花押

笠原助三郎殿

太田十郎殿

大平右衞門尉殿

江戸近江守殿

就在陣使者差越候、殊一荷三種到來珍重候、何樣自是可申、恐々謹言、

五月廿日　氏政花押

謹上大平清九郎殿

舊蹟古壘跡　諏訪分にあり、或は大平分ともいへり、大平出羽守と云しもの此處に居りて、吉良家に屬せしと云云、則清九郎が一族なるべし、又土人の説に奥澤村の内九品佛のたてる所なり、大平の壘跡といへり、されど此所正しかるべしと云、

新編武藏風土記稿卷之四十九　卷

荏原郡之十二　世田ケ谷領

○小山村　小山村は、郡の西よりにあり、古は尾山ともかけり、今鄉庄領の唱なしといへとも、或は菅苅庄世田ケ谷領の内なりと云、江戸日本橋を距ること四里にあり民家二十四軒、北よりに家居をなせり、東西四町、南北三町、此村西南より北に至るまて等々力村にてつゝみ、東は上沼部村にとなり、良の方少し奥澤新田村に接し、地形南は平地にして北は高く、土性は野土ゆへ專ら糞培の力をたのめり、この村天正十八年迄は世田ケ谷吉良氏の領知なるへし、御入國の後御料所となり、寛永十年井伊掃部頭直孝に賜はりしより、今も井伊掃部頭の領地なり、

小名　根通　次太夫堀の北の方なだれし所を云、　原　なだれの上を云、　堂の上　傳乘寺の北の方を云、

六鄉用水　次太夫堀を云、村の南よりを流れ、等々力村より下沼部村へ通ず、凡四町ばかりなり、

八幡社　除地二段、村の中央字根通りの内にあり、社九尺に二間、南向、中に又宮作りの社あり、前に鳥居をたつ、兩柱の間七尺、元祿十二年の夏七世精蓮社進譽貞悦の時再造せしとみえて、その時の棟札あり、祭禮九月二十三日に行ふ

傳乘寺持、　注連引松二株あり、圍一丈六尺もあるべし、末社稻荷社向て右にあり、上屋一間に一間半、　神明社本社より東北の角の山にあり、南向なり、

傳乘寺　除地三段五畝、字根通りにあり、松高山法生院と號す淨土宗にて橘樹郡上小田中村泉澤寺の末なり、開山は往譽良公和尚と云其年歷を詳にせず、寂年等も傳へず、本堂は六間に四間南向なり、本尊阿彌陀佛を安ず、木の立像にて長三尺許り、　表門兩柱の間九尺、古碑一基應安七年三月廿五日とする傳へず、　○大塚字堂の上にあり、事跡つまびらかならず、

褒善者百姓磯五郎　磯五郎は工匠をわざとせるものなり、年頃孝行の聞へありしかば、文化八年の春領主井伊家より賞美ありて、錢一貫文を與へり、

○上沼部村　上沼部村は、郡の西南の方にて多摩川にのそめり、庄領上に同し、東北は奥澤新田村にとなり、西は小山村に界ひ、南は川を隔てゝ橘樹郡上丸子村に接す東西十町、南北五町餘、民家三十六軒あり、地の形は六鄉用水より北の方高く、南の方は卑くして水田なり、されと田少く畑多し、土性は眞土或は砂交りなり、水旱ともに患あり、此村に東より西へつらぬきて古の鎌倉街道と云ものあり、字根通りの上をいへり、今は林となりて纔なる小道なり、此地は御入國の後神谷又五郎に賜はり此邊四ケ村の内七百石を知行せしか、享保年中故ありて半を削られしかは、此時より半は御料となる、撿地の年歷は審ならす、今は大貫次右衞門か支配所にて、私領の方は今も神谷氏知る所なり、

小名　赤坂　村の東より　を云ふ、　前耕地　南の方平田を云、　根通　六鄉用水の北を云、

多摩川　村の南を流る、村にかゝること凡三百間ばかりなり、○六鄉用水　村の西より東へ流る、小山村より下沼部村に達す、村に係ること凡十丁餘、

八幡社　除地五畝餘、村の中央にあり、上屋二間四面、中に宮作りの祠を置、坤の方に向へり、神體は束帶にて馬上にのり弓箭を帶せし像なり、長六寸あまり、尤新作にて古像にあらず、此村の鎭守なり、毎年九月十四日祭禮なり、隣村東光院の持、　石華表幅六尺、鳥居の外に石階あり、六級、又鳥居の内にも六級あり、　末社稻荷社本社の左にある小祠なり、

照善寺　除地一段、村の中央より少し西にあり、常光山無量院と號す、淨土宗橘樹郡小田中村泉澤寺末、開山は相蓮社廣譽全公、寛永十七年八月朔日寂す、開基の人を詳にせず、　本堂七間半に五間、南向、本尊阿彌陀佛を安ず、木の立像にて長三尺ばかり、　表門兩柱の間九尺、南向、門外に石階八級ほどあり、　地藏堂向本堂の左にあり、木像は迦○觀音堂見捨地、字赤坂にあり、羅陀山の像を安ぜりと、堂七尺に九尺、南向な

り、相傳ふ此本尊は古へ土中より掘出せしが、陶佛の頭ばかりにて全體なきがゆへに、村民はかりて磁器の笊をつくらしめ、佛頭を其上に安じ此堂に安置す　○龜塚村の東の方にあるといふ、照善寺の持なりといふ、

古蹟岩室　根通りにあり、深さ二間の餘もありて四方六尺ばかりなり、入定穴といへり、昔僧徒の此穴にて入定せしといへど詳なることを傳へず、又土人こゝをさして淺間ともいへり、百姓久左衞門の持なり、

○下沼部村　下沼部村は郡の西南にて多摩川に臨めり、庄領上に同し、東西七八町はかり、南北凡十二三町、東は馬込領雪ケ谷村にとなり、西は上沼部村又川を隔て橘樹郡丸子村に界ひ、南は六鄕領峯村、及ひ下丸子鵜の木の三村に接し、北は奥澤本村に及ふ、大やう一村の內、東の方高く西の方卑し、畑多く田少し、民戸百六十軒あまり、田盧こゝかしこに散住す、その內多摩川を隔てゝ民戸十五軒あり、此所を向河原と云、橘樹郡中下の丸子村の二村に接せり、相州中原街道村の中にあり、東北の間より西南の間へ通す、村をふること凡十町はかり、幅三間より四間におよへり、古への鎌倉街道と云もの富士淺間の山の所をいへり、されと證跡はきこえす、當村も開闢の年代詳ならす、御入國の後は御料所にして、正保の頃の書に御代官伊奈半十郎支配せしと云、村民は詳なることを傳へす、今は大貫次右衞門支配所なり、撿地のありしは織田越前守を初として、其後數度に及へり、

小名　向河原川を隔て飛地となる所を云、　長久保今の往還の所を云古くはこゝを中原通りとも云り、　東原峯村の方を云、　堀廻し淺間山の傍より奥澤村の界に至る所をいへり、　中丸堀廻しより西にあり、　東山谷　西山谷

多摩川村の南の方を流る、當村に　○六鄕用水村の中央を流る上沼部村より峯かゝること凡五町許り、村內をふること凡七八町、是もかの次太夫堀なり、　○溜池字中丸の下にあり、淺間下の平田の養水に用ゆ、土人呼て　○清水東原の內上通り百姓傳左衞門地內よりいづる水は最明寺時賴、疱瘡をやみし時藥の水に用ゆといへり、又今の橘樹郡小杉村に時賴居館の趾と云あり、其邊を御殿前ともよべり、時賴此所におりし時に用ひられし水なりと、正しき據をしらず、

淺間社　除地、小名堀廻しの西の方二十四五歩ばかりの山上にあり、勸請の年歷等も詳ならず、祭禮は六月朔日なり

東光院のもち　石龕山の上中央の所にあり、一尺五寸四方、高さ三尺東向なり、本尊正觀音は銅佛立像にて長八寸許、相傳此像は古佛にして此所へ垂跡ありし年代も詳ならず、一年洪水ありし時風雨ことに烈しくして社內も破壞せしかば、尊像の所在を失ふ、これに因て土人新に前立の木像を作りて安置せり、長八寸許、其後「今より七十二年以前を云」此所の大木の松樹かれしかば、別當より百姓等に課せて其根をほらしむるに、その邊より一軀の尊像をほり出す、此時鍬にてうちかきしとて右のかひなを失ふ、されどそのまゝにありしかば、文化六年土人相はかりて冶工に命じて右の手を修理して是を安置す、その尊像及び前立の木佛共に今は別當寺におさめり、　華表山の中腹にあり、

幅七尺巽の方に向ふ、　○熊野社除地二段、密藏院の後にあり、村民傳次郎が先祖森雅樂介持地を社地に寄附せしとなり、上屋二間四方巽に向ふ、中に一間に一間半の祠あり、前に鳥居たてり巽に向ふ、則ち密藏院の持なり、　○

第六天社西山谷畑中にあり、小祠巽に向ふ　赤城社字長久保の下鳥居あり、是も密藏院の持也、

通りにあり、上屋二間四方、中に九尺に四尺の祠あり、南向なり、本地と云ものは地藏の木像にて長八寸はかり、其內に安す、華表南向兩柱の間七尺、當村東光院の持なり、

○太神宮赤城社の傍にあり、小祠にて東光院の持、　小　○天神社同所にあり、小祠是も東光院の持、

○稻荷社西山谷にあり、小祠東向なり東光院持、

東光院　次太夫堀にかゝる石橋の側にあり、有慶山と號す、新義眞言宗小杉村最明寺の末、開山は義賢和尙と云、元祿三年二月朔日寂す、本堂は八間に五間半、巽に向ふ、本尊大日如來木の立像を安置す、長一尺七八寸許り、　門兩柱の間九尺、堂の正面にあり、門外向て左の方寮あり二間に三間、地藏の木像を安す、立像にて長三尺、　古碑

一基　延德四年壬子と彫、何人の碑なるを詳せず、

○密藏院村の東によれり、次太夫堀の上にあり、明樂山と號す、新義眞言にて高畑村寶幢院の末なり、法流の開祖法印曲亮と云、寶曆六年十一月二十日寂す、開基當村の住人森傳次郎と云ものなり、よりて寺號を森立と稱せり、　本堂六間半に五間半なり、巽の方を向ふ、本尊大日如來を安す木の坐像にて長一尺三四寸也、　表門幅九尺、同く巽を向ふ、門外に石燈九級あり、其前に小橋あり、則ち次太夫堀へ架、

○龜塚淺間の西にあり、土人龜塚山といふ、淺間山より少しく高し、されど其事跡をつまびらかにせす、上沼部村龜塚の條合せ見るへし云々、

舊家百姓傳次郎　氏を森と云、此村の里正なり、先祖森和泉同雅樂介同傳左衞門といへり、今に至て十七代と云、三代目傳左衞門を此村の草創人と云り、此家ことに舊家なれば、系圖武器なども、傳へしが、六十四年の前失火せり、急遽にいてしことなればかの武具舊記等ことごとくやけうせて、その來由も詳ならず、されど今わづかに鎗一本刀三ふりを　○百姓兵左衞門是も今里正を承る、先祖は北川兵庫と云、此も草創の百姓なりと云、

○石川村　石川村は、村內に石川と號する流あるゆへこの村名を得しなるへし、その地は郡の中央にあり、庄名前村に同し、これも鄕名は失せり、家數十四軒、東は馬込村に隣り、南は雪ケ谷村にさかひ、西は奥澤本村に至り、北は衾村に及ふ、東西一町、南北四町、東の方は地高くして西の方は低し、水田は陸田に比すれはわつかに五分の一にすきす、土性赤野土にして天水を待て耕す、當村は昔鈴木七郎左衞門と云もの開闢せりといひ傳ふるのみにて、その年代を傳へす、されと正保の頃は千人頭久保田善九郎か知行にして、野米わつかの地は伊奈半十郎か御預所なりしよし記錄あり、すへて千人頭は御入國の後ほとなく知行の地をたまはりしなれば、それよりさきにひらけしことしるへし、その後善九郎は罪ありてそ

の家を廢せられしにより、當村もそのとき沒收せられて御料所となりしならん、それより後は伊奈半十郎か支配所となりしなるへけれと、たしかに傳へしことをきかす元祿八年織田越前守撿地して貢稅をさたむ、寬政年中まても伊奈左近將監か御預所なりしか、今は大貫次右衞門光豐支配す、

石川　水原は村南深澤村より出て、所々の溝水落合て一條の流となり、北の方會村より村內へ入、二町ばかり流れて南の方雪ヶ谷村へ入、此川當村の地名起りし所以なるべし、

白山社　除地三畝三歩、村の南村民孝右衞門がかまへのうちにあり、土人齒痛を患るとき祈て驗を得るといふ鎭座の年代は詳らず、○稻荷社　年貢地四歩、村の中央にあり、これも村民孝右衞門のもちなり、

社　村の南にあり、此地の鎭守なれども至て小祠なり、

○奥澤村　奥澤村は、郡の中央にあり、菅苅庄世田ヶ谷領に屬す、村名の起は其詳なるを傳へされとも、郡內七澤の稱ありて、當村もその一より起れりといへは、昔はよほとの澤ありしにや、今はおしなへて平地の村にて、たゝ西の方に少の丘あり、又奥澤新田村も始は此村の內なれはもしくは、こゝに澤の跡もやあらんと云に、さする高低も見えされは、そこと定むへき地なし、いつの世にか變革ありしも知るへからす、家數二十一軒、大抵東西も南北も十町餘、東は石川村に隣り、南は等々力村の內小名大平分に接し、西より北へは奥澤新田村に境ひたれとも、そのはては衾村にも少しくかゝれり、土性は野土にして五穀の生殖によろしからす、ことに水利不便なる地にて、用水は僅に清水の流れを引用ゆれは、やゝもすれは旱損ありと云、此村開闢の年代其詳なることを傳へされとも、貞和の頃は吉良治部大輔治家か所領となりたるよし傳ふれは、古く開けしことは論なし、それより世々吉良家の領所にして、左兵衞佐氏朝の時に至り、天正十八年廢せられしかは御料所となれり、その後正保の頃は渡邊孫三郎か知行なる由ものにのせたり、撿地は元祿八年織田越前守か承りにてありしと、今も渡邊氏か知行なり、

小名　朝鮮丸　村の東の方大音寺の後にあり、一に朝鮮山とも呼べり、相傳ふ往古この邊入海なりし頃、朝鮮國の船こゝにて沈みしゆへ名とせりと、おぼつかなき說也、

稻荷社　除地一畝十八歩、村の中ほどにあり、村內の鎭守なり社二間に三間、前に鳥居を建、祭禮毎年九月廿四日、

村內大音寺の持、○第六天社　これも村の中ほどに在小祠なり、○稻荷社　村の南の方にあり、小祠なり、

大音寺　境內除地五段、村の東の方にあり、淨土宗にて江戸深川靈巖寺の末なり、正覺山最勝院と號す、開山念譽上人享保年中正月二十四日寂すと、開基は此村の地頭渡邊榮之丞の祖某と云へり、その法號を最勝院といひしかは、今も寺院の號によべり、客殿五間四方、本尊阿彌陀如來を安す、境內入口に石階十三級を設けその上に門を建、兩柱の間九尺、

加佐守稻荷布留田稻荷秋葉權現合社　太宰府神社　地藏堂　門外左の方にあり、二間四方、立像の木佛にて二尺餘もこれあるべし、

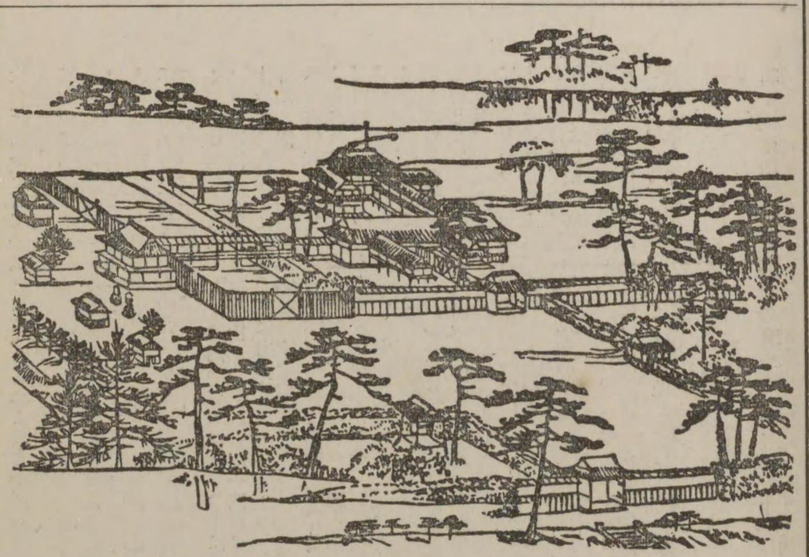

淨眞寺圖

と云、その頃は御代官野村彦太夫の支配に屬せり、其後元祿八年織田越前守ふたゝひ撿地せりといふ、其後のこと定かならす、今は御代官大貫次右衞門光豐支配せり、

小名　沖谷　東の方にあり、諏訪山　是も東の方なり、諏訪の小祠あるゆへに名とす

赤坂　南の方を云、　丸山　東南の間なり、　佛山　村の中央なり、昔此所にて佛像を得しことありしゆへ名とせりといふ、其像はあたり近き寺へ納めしと云傳ふれども、何れの寺なることをしらす、　千駄丸　西の方を云、　五斗免　是も西の方なり、　大坊野　同じ邊なり、

八幡社　除地五段餘、内社地一段、畑地四段餘、村の東の方にあり、本社三間半に一間、拜殿二間に三間、前に鳥居を建つ、本社の右に四間に二間の寮あり、社を護るものこゝに居れり、祭禮九月十五日、村民うちよりて神樂を奏す、下沼部村密藏院の持、　末社稻荷社　本社の西にあり、　犬神社　本社の後にあり、　藥師　本社の右にあり、二間四方本尊は石像なり、　〇八幡社　除地一畝餘、村の南の方等々カ村の境にあり、九尺に六尺の社なり、前に鳥居あり、何れも東に向ふ、　〇諏訪稻荷合社　小名諏訪山にあり、僅の小祠なり、

淨眞寺　境内三町九段九畝五歩、内除地九段六畝二十歩、年貢地三町二畝十五歩、村の北の方衾等々カ兩村の北にあり、境内に九品佛堂あるを以近鄰の僧俗參詣のもの多し、世に奥澤の九品佛と號して人の知る所なり、九品山唯在念佛院と號す、淨土宗にて京都知恩院の末なり、相傳ふこの地はもと世田ヶ谷の吉良家の曇跡なりしと、或は云吉良家の家人大平田羽守がすみし所也と、一旦荊棘荒蕪せし地となりしを、寛文五年里正七左衞門が願ひによりてその頃の御代官野村彦太夫下知を下して寺地とせり、これよりもつぱら草創のことなはかりしが、同九年境内三町九段九畝五歩の内、九段六畝二十歩の地は諸役免除せられたりしと、その頃は珂碩上人越後國村上泰叟寺に在しを、相迎へて開山とせんことを請ひしかば、上人終に延寶六年この地へ來て住職せりと云、この後上人は元祿七年十月七日示寂す、今境内に墳墓あり、その邊に開山堂もたてり、上人の行實等はその條にしるせり、　總門　南に向ふ、兩柱の間九尺餘、　閻魔堂　總門を入て右にあり、四間に三間、　中門　總門の正面にあり、南に向ふ、兩柱の間一間半、　仁王門　中門に向て左にあり、東に向ふ、兩柱の間四間、　本堂　仁王門を入て右の方にあり、十一間四面の堂にて西に向へり、龍護殿と扁額す、これも阿慶の筆なり、本尊丈六の釋迦如來を安ず、開山珂碩上人手づから彫刻する所なりと云、　寶物　内佛　阿彌陀如來、木佛の立像にて長三尺五寸、聖德太子四十二歳の御時彫刻し玉ひし像なりと云、いかなる故にや物語の像とも感得の如來とも地藏菩薩　惠心僧都の作にて木佛の立像なり、二尺六寸ばかり、寺傳に昔丹波國笹濃山の麓にありしが、いつの頃か紀州高野山に移し、その後珂碩上人に傳はりしといふ、　珂碩上人像　萬治元年七月二十四日、四十二歳の時自彫刻せしよし添書有、　芝枯の名號　幅九尺長十三間の紙に書せし六字の名號なり、當山二世珂憶上人の筆なり、毎年七月十六日より十八日迄の内一日芝原に曝すに、かの名號のうちにあたれる處は文字のかたちに芝のかるゝことゝいと不審なり、古より今もしかなり、　淨家三代上人一枚起證文一幅　教譽上人筆、　名號一幅　小石川傳通院　朧譽上人筆、　咸陽宮瓦硯一面　程伊川筆跡一幅　寒山拾得畫一幅

此餘寺寶數多あれども、させる

ものにあらざれば略しぬ、　曼荼羅堂　本堂に向て左の方にあり、五間に六間、本尊三尊の彌陀如來を安ず、

弘法大師の彫刻なりと云傳ふ、　三佛堂　本堂の向ひにあり、三宇並びたてたり、堂ことに丈六の阿彌陀佛三體づつを安置す、すべて九體なるにより、通して九品佛堂ともとなへり、中央の堂に上品上生上品中生上品下生、北の堂に中品上生中品中生中品下生、南の堂に下品上生下品中生下品下生と云額を扁す、いづれも當山二世項憧上人の筆なりと、　開山堂　三佛堂の北の方にあり僅なる堂なり、此堂より西南の方小高き所に開山珂碩上人の墳墓あり、上人の事蹟は法弟珂怨が記せし行業記に委しければ左に出せり、師諱珂碩字松露、別號超譽、姓野村氏、武州人也、父名參、母某氏、元和四年正月朔生、父常匠作大尹桑山氏之家臣、以驟諫廢錮、參與妹夫有憾、妹夫往將賊之、參拔劒擊之、自歎曰我以狂諫失旨、且殺妹夫、不如死也、自刎而死、時寛永三年十二月四日師年九歳、母潜匿之、稍長仕加藤戸部、不幾辭祿而去、有外家土屋忠者、資給衣食、同十二年遂往于江戸覺眞寺、投圓岳法師覺雍髪、岳曰見子骨相、當成大器、今夫隨流上人住今生實大巖寺、門下有珂山法師、時年十汝宜事山師、師喜與岳共行今大巖寺、拜山師、出家、時年十八、一日讀梵網經、忽起一誓曰、我當造安養淨土九品佛像、以擬日本國中之人之名位總牌使一瞻禮者、生々世々不失人身正見念佛參生安養得無上道自是注心造佛、日夜無輟、十三年流師寂兮大巖寺、山師乃辭生實、到武州巖巖寺、師亦從之、無幾巖師遷洛陽知恩院、山師代主、一年豆州御崎漁人網怪魚相共食、盡患奇病、舶監今村氏亦罹重疾、醫療無效、今村氏家人來請慈救、師廼作木浮圖長數丈、謂家人曰、汝宜以此浮圖樹兮邑人網魚之所也、家人以浮圖載船還於豆州、一邑群集建浮圖于水中舶監及邑人所患頓愈、龍燈現浮圖之上一七夜、由是里人名其岸松曰龍燈松、先是師命侍者置一器于坐隅、日貯三錢以充造佛費、其後連遭火災、屢失資財、然願心熾盛、寛文四年丈六像一軀成、不幾弟子珂憶從京師來、啓師曰、小子亦克助之、師正色曰、丈六九軀之像若勠力成之者、何爲歷期年乎、惟以衣鉢之餘資作之、未嘗募造像于世間、汝勿復言也、憶亦啓曰、九軀之像設者、師之所誓也、願以慈念分與香火之小緣、弟子得復霑于靈潤也、師許之、是故九品丈六像六軀、圓光之中小佛六千六十六軀者、蓋是憶之所造也、七年九品丈六像九軀皆悉充足、又造丈六釋迦佛像一軀與九像俱置靈巖寺、無何風波漲寺、佛軀半漂海中、不久而遂悉還本所、人皆嘆稱師之本誓弗陽捐、師在靈巖寺者、幾卉又余年、越後州村上大守某、邀師住州之泰叟寺、時寛文八年師年五十一、州有瓦流號曰十川河岸崩墜、歳常溺人、咸謂宿龍之所致也、懸吏杉浦氏到寺、而請師曰、以慈力爲國降之、師諾之、廼到十川嚮水合掌唱佛十聲、修法未畢一境晦冥、有大蟒從淵起、矯首宛延旋轉、遂出淵而去、合場奇之、仰師神德、師於越州歷十年、日說淨土因緣、勸人稱佛號、從化之者未知厥數、武州荏原郡世田谷奥澤村九品山唯在念佛院淨眞寺者、蓋是古城之蹤也、故光相傳、吉良氏嘗就此地築城也、壘隍之舊趾今尚存矣鄉人申官爲寺、請師來居、師遂退去越州、往兮奥澤、時延寶六年、師年六十一、奥澤之境、荆棘荒蕪、無有人家、師乃覆茅蓽土、佛堂厨屋朴素不可言、師謂徒曰、奥澤之地違城邑遠、地僻幽靜、我將屏緣此地、以終餘年也、師廼躬親種松栽茶、用充薪水、且買腴田數頃、以爲供給、師嘗所造九品佛像、移兮奥澤安奉艸堂、自是世人呼師所居曰九品佛、化道日煽、又江府有竹洞葛民者、家世業儒、一兒患喘、母携兒之寺、師唱百聲、宿病速愈、母大喜拜、乃以明呂起所畫之蓮華三軸奉師致謝、葛民大駭嘆、回心佛業、因自爲呂起水墨蓮華記、以置寺、（記文略之）又獻師旛杖、自作銘劉之、（銘文略之）延寶八年八月、大風艸堂倒仆、九品像頽毀剝壞、師命工修補且造小佛若干、列兮九品佛像圓光之中、元祿七年六月二十三日、師寢疾至秋日革、九月十六日自鳴磬誦光明遍照之文、寂念佛會、以爲順寂之期、二十三日門人珂憶從河州來、師謂之曰、九品佛像本誓已就、堂寓莊嚴、有志不遂、汝宜修立矣、身後之事皆付屬汝、憶掩淚唯々、二十九日衆徒說法、自十月

五日唯時啜水唱佛號耳、七日夜半對佛合掌唱彌陀號而寂、實元祿七年十月七日、享年七十有七、僧夏五十有九、八日闍維九日諸徒收取靈骨、五色舍利百餘粒、纍然在奘、乃併餘骨于九品山之西北云、師平日造佛九品丈六彌陀佛像九軀、每一軀圓光之中小佛一千十一軀、九品九軀、小佛大凡一萬百十軀、丈六釋迦佛像一軀、圓光小佛一千一十軀、慧心僧都堅田千軀、摹像一千十軀、備中千軀摹像一千十軀、石懸千軀、摹像一千十軀、藥師觀音勢至地藏像各一千十軀、以至其餘佛菩薩像、大凡三萬二千軀、師在奥澤者、蓋十七年自師滅年已降、暨今蓋五年、法孫沙彌謹記行業、且繫以頌頌(文略之)　星ノ井　開山の墳墓へゆく道の左にあり、井の中に晝夜星影見ゆるゝにより名とせりといひ傳ふ、覺束なき說なり、鐘樓　本堂の南にあり、二間四方、鐘の大さ徑り三尺、高五尺、播州尾上道隆寺の鐘に擬したる由にて、龍頭の脇に穴あり、旃の下款文に九品佛の像あり、寶永五年の銘文あれども考證に由無れば載せず、

新編武藏風土記稿卷之五十　終

新編武藏風土記稿自卷之二十一至卷之五十要目

卷之二十一……一
葛飾郡之二西葛西領本田筋……一
隅田村……一
荒川隅田堤……一
古綾瀨川……二
綾瀨川……二
浦の川……二
水神社……二
木母寺……二
梅若山玉社……二
御殿蹟……六
多聞寺……六
圓德寺……六
成林庵……六
若宮村……六
若宮八幡社……六
善福院……七
善左衞門村……七
寺島村……七
荒川……七
隅田渡……八
白髭社……八
西藏院……八
蓮華寺……八
藥師寺　眞光寺……八
法泉寺……八
磬不動……八
正圓寺……八
植木屋甚平、平作、辰五郎……八
花屋敷……九
須崎村……九
荒川……九
牛御前社……九
古碑……九
弘福寺……九
長命寺……一〇
奈岐木……一〇
褒善者清六……一一
卷之二十二……一三
葛飾郡之三西葛西領本田筋……一三
小梅村……一三
梅香原……一三
五之橋町……一三
八段目……一三
荒川……一三
源森川……一三
北十間川……一三
古上水堀……一三
三圍稻荷社……一三
雨乞發句碑……一五
常泉寺……一五
嶺松寺……一六
梅林庵……一六
圓通院……一六
萬古燒竈……一六
請地村……一六
鶴土手……一七

秋葉千代世稻荷社……一七
圓通寺……一七
正觀寺……一七
大畑村……一七
中井堀……一八
正覺寺……一八
木下村……一八
山王社……一八
寶藏寺……一八
澁江村……一八
白髭八王子社……一八
觀音寺……一八
山王社……一八
西光寺……一九
褒善者磯部氏……一九
四つ木村……一九
古上水堀……一九
引舟……一九
篠原村……一九
古上水堀……二〇
引舟……二〇
稻荷社……二〇
慈眼院……二一
堀切村……二一
古綾瀨川……二二
毛無池……二二
神明社……二二
極樂寺……二二
小谷野村……二二
綾瀨川……二二
古綾瀨川……二二
寶性寺……二二
柳原村……二二
古隅田川……二二
理性院……二二
小菅村……二二
綾瀨川……二二
稻荷社……二二
正覺寺……二二
東褒寺……二二
昌行庵……二二
御殿跡……二二
稻荷社……二二
小菅塚……二三
上千葉村……二三
香取社……二三
普賢寺……二三
古碑……二三
蓮昌寺……二三
下千葉村……二三
氷川社……二四
正王寺……二四
九品寺……二四

卷之二十三……二四

葛飾郡之四西葛西領本田筋……二四
龜有村……二四
中川……二五
古上水堀……二五
池惠明寺池……二五
一里塚……二五
御鳥見屋敷……二五
香取社……二五
惠明寺……二五
慈眼寺……二五
光明寺……二五

眞福寺……二五
見性寺……二五
祥雲寺……二五
香念寺……二五
藥王寺跡……二五
寶木塚村……二五
西光寺……二六
砂原村……二六
善養寺……二六
青戸村……二六
中川……二六
池和兵衞池……二六
三社明神社……二六
觀音寺……二六
寶持院……二六
延命寺延命地藏……二七
成就院……二七
法間寺……二七
塚仕置塚……二七
御殿跡……二七
舊家山崎氏・清水氏・中島氏……二八
中原村……二八
八幡社……二八
勝養寺……二九
梅田村……二九
長福寺……二九
淡野須村……二九
中川……二九
稻荷社福森稻荷……二九
寶泉寺……二九
立石村……二九
中川……二九
沼……二九
熊野社……二九
立石稻荷……二九
疱瘡神……二九
南藏院立石寺……二九
西圓寺……二九
川端村……三〇
諏訪村……三〇
正覺寺……三〇
眞禪寺……三〇
原村……三〇
稻荷社……三〇
東覺院……三〇
上木下川村……三〇
塚越……三一
中川……三一
古綾瀨川……三一
熊野社……三一
藥師堂……三一
白髭社……三一
辨天社……三一
光福寺……三一
下木下川村……三一
中川……三一
萬福寺……三一
葛西川村……三一
中川……三一
東漸寺……三一
東昌寺……三一
褒善者孫兵衞……三一
小村井村……三一
塚……三一
中川……三一
北十間川……三一

香取社……三五
明源寺……三五
千手院……三五
卷之二十四……三五
葛飾郡之五西葛西領新田筋……三五
南本所町在方分……三五
津輕右京大夫抱屋敷……三六
松浦鍚抱屋敷其他……三六
北本所町在方分……三七
中之鄉町在方分……三八
横川……三九
源森川……三九
築留堤……三九
十間川……三九
業平橋……三九
源森橋……三九
柳島村……三九
柳島五ヶ町……四〇
十間川……四〇
又兵衞橋……四〇
境橋……四〇
池細池、角池……四〇
神明社……四〇
龍眼寺蘇寺……四〇
長壽寺……四〇
常照寺……四〇
法性寺……四〇
妙見堂……四〇
影向松……四〇
澤寶院……四一
龜戸村……四一
中川……四二
北十間川……四二
池……四二
逆井渡……四二
天神橋……四二
吾妻權現社……四二
御用屋敷……四二
梅屋敷……四三
龜ヶ井……四三
錢座蹟……四三
六の橋蹟……四三
天神社……四三
神寶……四四
御嶽權現……四四
西法華堂……四五
龜ヶ井……四五
千本松……四五
東安樂寺……四五
旅所……四五
香取社……四五
神明社……四五
吾妻權現社吾妻森……四五
羅漢寺……四七
觀音堂……四八
攝待社……四八
松雲慕……四八
御茶屋……四九
普門院……四九
觀音堂……四九
青龍權現社……四九
龍光寺……四九
寶蓮寺……四九
東覺寺……四九
不動堂……四九
不動院……四九
秀明院……五〇
寶性院……五〇
金藏院……五〇
光明寺……五〇
地藏堂脚氣地蹟……五〇
善龍寺……五〇
常光寺……五〇
六阿彌陀……五〇
慈光院……五〇
淨心寺……五〇
卷之二十五……五一
葛飾郡之六西葛西領新田筋……五一
押上村……五一
北十間川……五一
橋押上橋……五一
神明社……五一
最教寺……五一
旗曼荼羅堂……五一
春慶寺……五二
普賢堂……五二
大雲寺……五二
德正寺……五二
金性寺……五二
榮泉寺……五二
吉川源十郎屋敷……五三
大島村……五三
大島橋……五三
芝地……五三
勝智院……五三
念佛堂跡……五三
猿江村……五四
代地町……五四
五本松……五四
池……五四
猿江御材木藏火除人足寄場……五四
常盤町……五五
御上場……五五
御材木藏物揚場……五五
八幡社……五五
毛利新田……五五
藤代町……五五
深川町在方分……五六
六間堀……五六
武島耕地……五七
山口耕地……五七
北松代町裏……五七
諸抱屋敷……五七
櫨植附場地所附石灰置場……五八
南本所出村……五八
北本所出村……五九
中之鄉出村……五九
褒善者太右衞門……五九
平方村……五九
稻荷社……六〇
神木這松……六〇
小名木村……六〇
小名木川……六〇
中川渡……六一
中川番所……六一
寶塔寺……六一
大日石像……六一
又兵衞新田……六一
小名木川……六一
永福寺……六一

稻荷社……六一
荻新田……六一
上妙寺……六一
太郎兵衛新田……六二
稻荷社生田稻荷……六二
中田新田……六二
八郎右衛門新田……六二
神明社……六二
砂村新田……六二
中川……六二
境川砂村川……六二
汐除堤……六二
橋庚申橋其他……六二
八幡社……六二
阿彌陀堂……六二
平井新田……六二
堤古宮土手……六五
松平越前守抱屋敷其他……六五
大塚新田……六五
堀……六五
神明社……六五
熊高村……六五
寶六島……六六
稻荷社……六六
持寶院……六六
入定塚……六六
有德院殿御休息所……六六
治兵衛新田……六六
境船入川代官堀……六六
久左衛門新田……六六
八右衛門新田……六七
十間川……六七
稻荷社……六七
千田新田……六七
鑄錢蹟……六七
石小田新田……六七
細川左京太夫屋敷其他……六七
海邊新田……六七
松平越後守屋敷其他……六七
干鰯寶場……六七
佐賀町代地蹟見取場……六七
川……六七
越中島新田……六七
海面附洲藤右衛門請地……六七
海面附洲平助請地……七二
永代新田……七二
一橋殿抱屋敷其他……七二

卷之二十六……七三

葛飾郡之七東葛西領上の割……七三
上平井村……七三
中川……七三
神明社……七三
上品寺……七三
東光寺……七三
圓成寺……七三
七面明神社……七三
中平井村……七三
神明鹿島香取合社……七四
安養寺……七四
觀音寺……七四
圓壽院……七四
下平井村……七四
中川……七四
渡船場平井渡……七四
四所明神社……七四
燈明寺……七四
聖天社……七四
諏訪社……七四
大黑天社……七四
妙光寺……七四
褒善者田口氏……七五
上小松村……七六
香取社……七六
正福寺……七六
西藏院……七六
下小松村……七七
境川……七七
五社明神社……七七
照明寺……七七
奥戸村……七七
中川……七七
池……七七
三社明神社……七七
西光院……七七
觀音堂觀音……七八
妙嚴寺……七八
奥戸新田……七八
中川新土手……七八
八劔明神社……七八
熊野社……七八
寶藏院……七八
專念寺……七八
妙法寺……七八
總持院……七八
細田村……七八
曲金新田……七八
東學寺……七八
宗念寺……七八
曲金村……七八
中川……七八
三社明神社……七八
觀藏寺……七九
極樂寺……七九
塚……七九
鎌倉新田……七九
曼荼羅村……七九
八幡宮……七九
林福寺……七九
淨光院……七九
大珠院……七九
顯明庵……七九
新宿町……八〇
中川……八一
渡船場中川の渡……八一
東葛西用水堀……八一
橋大井堀橋其池……八一
池古池洲……八一
古堤……八一
山王社……八一
西念寺……八一
淨心寺……八一
慶圓寺……八一
立增寺……八一
寶蓮寺……八二
泉藏院……八二
鏡智院……八二
五穀院……八二
御茶屋蹟……八二
褒善者七郎兵衛……八二
飯塚村……八二
中川……八二